

令和8年第3回西会津町議会定例会会議録

第1．招 集

- 1．招集日 令和8年3月10日
- 2．場 所 西会津町役場

第2．開会、閉会及び会期

- 1．開 会 令和8年3月10日
- 2．閉 会 令和8年3月19日
- 3．会 期 10日間

第3．議員の応招、不応招

1．応招議員

1番	渡 部 佳菜子	5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

2．不応招議員

なし

令和8年第3回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和8年3月10日（火）……5～28頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 総務常任委員会請願継続審査報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明

令和8年3月11日（水）……29～93頁

- 日程第1 一般質問（長谷川正、渡部佳菜子、上野恵美子、小林雅弘、秦貞継）

令和8年3月12日（木）……94～138頁

- 日程第1 一般質問（猪俣常三、三留正義、青木照夫、武藤道廣）

令和8年3月13日（金）……139～176頁

- 日程第1 議案第1号 西会津町乳児等通園支援事業条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 西会津町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 西会津町こゆりこども園条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例を廃止する条例
- 日程第12 議案第12号 令和7年度西会津町一般会計補正予算（第10次）
- 日程第13 議案第13号 令和7年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）

日程第14	議案第14号	令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）
日程第15	議案第15号	令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
日程第16	議案第16号	令和7年度西会津町簡易水道等事業会計補正予算（第2次）
日程第17	議案第17号	令和7年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）

令和8年3月16日（月）……177～215頁

日程第1	議案第26号	町道の路線変更について
日程第2	議案第27号	町道の路線変更について
日程第3	議案第28号	町道の路線変更について
日程第4	議案第29号	西会津町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第5	議案第18号	令和8年度西会津町一般会計予算
日程第6	議案第19号	令和8年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第7	議案第20号	令和8年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第8	議案第21号	令和8年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第9	議案第22号	令和8年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第10	議案第23号	令和8年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第11	議案第24号	令和8年度西会津町簡易水道等事業会計予算
日程第12	議案第25号	令和8年度西会津町下水道事業会計予算

令和8年3月18日（水）……216～264頁

日程第1	議案第18号	令和8年度西会津町一般会計予算
日程第2	議案第19号	令和8年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第20号	令和8年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第21号	令和8年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5	議案第22号	令和8年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第6	議案第23号	令和8年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第7	議案第24号	令和8年度西会津町簡易水道等事業会計予算
日程第8	議案第25号	令和8年度西会津町下水道事業会計予算

令和8年3月19日（木）……265～279頁

日程第1	議案第30号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第2	提案理由の説明	
日程第3	議案第31号	西会津町新田興助教育振興基金条例

- 日程第 4 議案第32号 令和 7 年度西会津町一般会計補正予算（第11次）
- 日程第 5 意見書案第 1 号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書
- 日程第 6 常任委員会の継続審査申出について
- 日程第 7 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第 8 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

（閉 会）

令和8年第3回西会津町議会定例会会議録

令和8年3月10日（火）

開 会 10時00分

散 会 11時39分

出席議員

1番	渡部 佳菜子	5番	小林 雅弘	9番	三留 正義
2番	仲川 久人	6番	荒海 正人	10番	猪俣 常三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞継	11番	青木 照夫
4番	上野 恵美子	8番	伊藤 一男	12番	武藤 道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友喜	建設水道課長	石川 和典
副 町 長	大竹 享	教 育 長	五十嵐 正彦
総 務 課 長	伊藤 善文	学校教育課長	佐藤 実
企画情報課長	玉木 周司	生涯学習課長	長谷沼 充伸
会計管理者兼町民税務課長	渡部 栄二	代表監査委員	鈴木 和雄
福祉介護課長	船橋 政広	農業委員会会長	江川 新壽
健康増進課長	岩 渕 東吾	農業委員会事務局長	小 瀧 武彦
商工観光課長	齋藤 正利		
農林振興課長	小 瀧 武彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博文	会計年度任用職員	茂木 美久
--------	--------	----------	-------

第3回議会定例会議事日程（第1号）

令和8年3月10日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 総務常任委員会請願継続審査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

○議長 おはようございます。

ただいまから、令和8年第3回西会津町議会定例会を開会します。(10時00分)

開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

議員各位には年度末を控え、公私誠に御多忙のところ御出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、令和8年度当初予算をはじめ、条例の制定、改正、令和7年度補正予算など重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正・妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、五十嵐博文君。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり30件の議案が提出され、受理いたしました。

次に、本定例会の一般質問の通告は9議員からであり、質問者及び質問の要旨はお手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明員として町長から副町長、各課長及び会計管理者を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上です。

○議長 以上で、諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番、上野恵美子君、7番、秦貞継君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月19日までの10日間に決定しました。

日程第３、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動はお手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第４、総務常任委員会請願継続審査報告を行います。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荒海正人君。

○総務常任委員長 総務常任委員会に付託されておりました請願審査について、御報告いたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第92条第１項の規定により御報告いたします。

受理番号、請願第７号。

付託年月日、令和７年12月５日。

件名、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出について。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、委員長報告にありました、令和７年請願第７号、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出についてを採決します。

お諮りします。

令和７年請願第７号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、令和７年請願第７号、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりで

あります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 皆さん、おはようございます。

提案理由を申し上げる前に、東日本大震災の発災から明日で15年となります。改めて、この震災により犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様は心よりお見舞いを申し上げます。

歳月は流れ、震災を知らない世代も増えておりますが、自治体の使命は、いかなる事態においても住民の命を守ることに尽きます。本町といたしましては、この15年間の歩みを糧とし、デジタル技術の活用を含めたさらなる防災体制の強化、そして持続可能なまちづくりを加速させてまいります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず、御参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、「条例の制定、一部改正」「令和7年度補正予算案」「令和8年度当初予算案」など、町政が当面する重要な議案30件であります。

以下、そのあらましについて御説明を申し上げますが、それに先立ちまして、最近における町政の主要事項について御報告を申し上げ、議員各位の御理解をいただきたいと思っております。

はじめに、集落と都市をつなぐ地域活性化事業、「推しの米創動2025～都会と田舎のオコメクション！～」の開催について申し上げます。

人口減少により維持が困難になっている集落での共同作業や地域の伝統行事を、関係人口の構築を通じた町外からの支援者との協働による活性化を図ることを目的に、令和7年度より、新たな事業として「集落と都市をつなぐ地域活性化事業」に取り組んでいるところであります。

この事業の中で、集落における共同活動を安定的に支援できる体制を構築するため、集落支援活動の参加者や石高プロジェクトの参加者、SNS交流サイト登録者と米生産農家、町関係者との交流を目的に、石高プロジェクト収穫祭を兼ねた交流イベントを、去る12月13日に東京都内で開催いたしました。

当日は、首都圏をはじめ全国各地から学生や大手企業、官公庁職員など関係者を含め45名の参加があり、西会津産米と郷土料理を堪能していただきながら、集落支援活動の紹介や石高プロジェクトの報告のほか、米の生産工程や集落活動、本町の様々な話題について情報を交換し交流を図ったところであります。

今回のイベントを通して、集落支援を目的とした新たな関係人口、交流人口の拡大に

ついて、その有効性を確認できたよい機会となったところであります。

町といたしましては、今後も関係事業を通し、交流人口、関係人口の構築を促進してまいりますので、御理解願います。

次に、「過疎地域持続的発展支援事業」について申し上げます。

本事業につきましては、総務省が過疎地域において産業振興や活性化対策、移住、定住対策などの地域が抱える課題について、情報通信技術を活用して実施する事業に対して交付金により支援しています。

町では、今年度、地方が抱える空き家問題の解決策の一つとして、町内の古民家等を記録しデジタルマップにすることで、地域資源である古民家の有効活用を図り、空き家問題の解消や観光振興を目指した「古民家は地域の宝！デジタルマップ活用事業」を進めてまいりました。

このたび、デジタルマップの構築作業が完了し、2月25日より公開したところであります。このデジタルマップは、「西会津古建築マップ」として、町内全域の古建築123棟を、専門家による歴史調査の上イラストを制作し、インターネット上のデジタルマップに落とし込んだものであり、古建築物のほかに公共施設や観光地、飲食店なども掲載し、デジタルマップを使いながら町内を周遊できる環境を構築したところであります。

このデジタルマップの制作に当たっては、協働のまちづくり推進プロジェクト古民家、古材の利活用グループメンバーや歴史に詳しい専門家、情報提供をいただいた町民の皆様など、多くの関係者の協力により実現できました。この場を借りて、衷心より感謝を申し上げます。

今後は、このデジタルマップの周知を図り、導入目的でもある空き家問題の解消や観光振興に活用してまいりますので、御理解願います。

次に、「会津交通株式会社西会津営業所（町内タクシー営業所）の廃止」について申し上げます。

町内で唯一タクシー事業を行っております西会津タクシーではありますが、本年3月31日をもって廃止する方針が、事業主であります会津交通株式会社より示されました。

これを受け、町では、同社に運行を委託するスクールバスや、町内のタクシー利用者に影響が生じることから、この間、スクールバス運行の対応について協議、調整を行うとともに、一般のタクシー利用者の足の確保に向けましても、現在、町が運行するデマンドバスでこれをカバーすることができないか、関係事業者との協議、検討を重ねているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、「トレーニングジムの利用状況」について申し上げます。

町では、町民自らが健康意識を持ち、運動習慣の定着やフレイル予防に向けて積極的に取り組める環境づくりを整備するため、温泉健康保養センター「ロータスイン」2

階にトレーニングジムを開設しております。

昨年11月には、独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成金を活用し、関節への負担が少なく全身運動ができる運動器具「クロストレーナー」を新たに導入し、設備の充実を図ったところであります。

トレーニングジムの会員登録数は2月末現在で183名、利用延べ人数は1,413人となり、多くの町民の方に利用されているところであります。

町といたしましては、今後も利用者の意見等を取り入れながら、器具の充実を図り、トレーニングジムの円滑な運営に努めるとともに、町民が気軽に集まれるコミュニケーションの場として、また、町民の運動習慣定着が図られるよう事業を進めてまいりますので、御理解願います。

次に、「ふるさと応援寄附金事業」について申し上げます。

本事業につきましては、在京西会津会の会員の皆様をはじめ、多くの皆様に御協力と御支援をお願いするとともに、「さとふる」や「楽天」など十二のインターネットサイトを活用した地場産品のPR、現地ツアー及び都内PRイベントの開催での寄附者との交流などを通して、西会津ファンづくりによる寄附金の拡大を図ってまいりました。

しかしながら、米価の高騰やブランド米に対する買い控え等消費動向の影響から、令和8年3月5日現在の寄附受入れは、6,187件、寄附額は1億8,181万7,800円となっており、昨年度と比較しますと、件数は2,733件減少し、寄附金額は1億501万1,400円の減となっている状況であります。

現状では、大幅な減収となっているところでありますが、今後は、米の消費動向に注視しながら、より多くの寄附額の獲得に向けた返礼品の開発やインターネット等でのPRを行い、魅力ある町づくりのための財源確保に向け、広く寄附を募ってまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、「第36回西会津雪国まつり」について申し上げます。

本年で36回目を迎えた「西会津雪国まつり」は、去る2月7日、8日の2日間にわたり「さゆり公園体育館前広場」をメイン会場として開催いたしました。

昨年は大雪の影響により中止を余儀なくされましたが、今年は、例年どおりの積雪であり、会場の除雪や準備作業も順調に進み、予定どおり開催したところであります。

初日は、福島県ゆかりのアーティストによる音楽ライブ「ホワイトステージ」から始まり、冬の伝統行事「歳の神」や「雪上花火」の開催。

2日目には、「よしもとお笑いライブ」や、「桐ゲタ飛ばし全国大会」、町の特産品などが当たる「西会津雪国じゃんけん大会」など多くの催しで彩られ、グルメにおいても、みそラーメンやジビエ料理など町内外の様々な食を堪能できる「雪のれん市」では、宮城県石巻市の関係者に御協力をいただき、特別企画として「石巻市海鮮フェア」を開催しました。

その他、「テントサウナ」、「スノーモービル」の乗車体験、さゆり公園体育館では、世界的に人気が高まっている「eスポーツ」など、誰もが元気に楽しめる多彩なイベントを企画、実施いたしましたところ、町内外から3,000人を超える大勢の方々に御来場をいただき、盛会裏に終了することができました。

「雪国まつり」の実施に当たりましては、主催団体である西会津町ふるさと振興推進委員会の皆様方はもとより、「歳の神」に御協力をいただきました「寺前自然塾」の皆様、各種団体、企業の皆様の御協賛や御協力によって、盛大に開催できましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

次に、「令和8年産米の生産数量の目安」について申し上げます。

福島県では、令和8年産米について、その需給見通しを踏まえ、県全体と市町村ごとの生産数量の目安を設定したところであります。

具体的には、県産米の需要量、在庫水準等を考慮し、令和8年産主食用米の生産数量の目安を、令和7年産の実績と同じく6万7,000ヘクタールに設定し、本町は、前年の目安面積より21ヘクタール増の538ヘクタールに設定されたところであります。

町といたしましては、引き続き国の交付金等を活用した高収益作物や新規需要米への転換、農地の集約、コスト削減などを図るとともに、良食味米の産地としての強みを生かし、需要に応じた米の生産を推進してまいりますので、御理解願います。

次に、「西会津産米等の販売促進活動」について申し上げます。

昨年11月2日、3日に沖縄県宮古島市で、また、1月17日、18日に沖縄県大宜味村で開催された産業まつりに出展し、西会津産米や菌床シイタケなどの町の特産品の販売及びPR活動を行ってまいりました。

双方の産業まつりとも、会場は多くの来場者でにぎわい、特に大宜味村産業まつりでは、町農業公社が昨年2月から大宜味村の道の駅において西会津産米を販売していることなどもあり、町の出展ブースにも大勢の人が訪れ、西会津産米やシイタケの試食を通して、来場者に西会津産農林産物のおいしさをPRすることができました。

町といたしましては、今後も米、ミネラル野菜、菌床キノコを三本柱に、町内産農林産物を幅広くPRし、販売の拡大に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、「ジビエ利活用に向けた取組」について申し上げます。

現在出荷制限が課せられている野生鳥獣の肉（ジビエ）について、安全性の確保を前提に地域資源として有効活用し、地域経済の活性化や交流人口の拡大等につなげていくため、昨年10月に設置した官民による検討組織「西会津町ジビエ利活用検討会」による検討や、町内飲食店、加工事業者向けのジビエ調理セミナーの開催、ふるさとまつりや雪国まつりでの試食PRの実施などを通じて、町内外に向けてジビエへの理解促進に取り組んでまいりました。

また、昨年12月15日から17日にかけて、ジビエを地域資源として有効活用している長

野県富士見町等を訪問し、猟友会による捕獲状況や施設運営状況、利活用状況等についての視察を行ったところであり、視察を通じて得た知見を、今後のジビエ利活用推進に向けた具体的な方策検討に生かしてまいりたいと考えております。

町といたしましては、今後も検討会の開催やジビエPRイベント、町内飲食店や加工事業者の皆さんとの連携を通して、町内産ジビエ利活用の実現に向けて取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、「鳥獣被害の防止対策」について申し上げます。

鳥獣被害の防止対策につきましては、町の基本方針として「被害防除」「環境整備」「捕獲」の三つの対策を複合的に実施し、地域と行政、猟友会等が一体となって取り組んでいるところであります。

近年、大型鳥獣が人の日常生活圏へ出没する事例が全国的に相次いでいる状況に鑑み、国の法律改正を受け、規定された四つの条件を満たせば、人の生活圏内であっても銃を使った捕獲、いわゆる緊急銃猟が可能となったところであります。

町でもこの緊急銃猟に対応するため、制度の運用に携わる関係者への制度説明会及び机上訓練を実施し、万が一の事態に備え、制度の適切な運用を行える体制を整えたところであります。

今年度の3月6日現在の有害鳥獣の捕獲件数であります。ツキノワグマが89頭、ニホンザルは47頭、イノシシは128頭となっており、前年の同時期と比べ、ツキノワグマが65頭の増、ニホンザルは4頭の増、イノシシは19頭の増となったところであります。

今後も引き続き、加害個体の捕獲を行い、被害防止に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、「第34回西会津町子どもの主張大会」について申し上げます。

本大会は、次世代を担う子供が日頃感じていることや考えていることを発表することにより表現力の向上を図るとともに、子供たちの健全育成に対する町民の理解と関心を深めることを目的に開催しております。

今年度は、12月6日、西会津中学校多目的ホールを会場に開催し、個人の部6名、団体の部3団体17名、特別出演としてビブリオバトル福島県大会で優勝した西会津中学校3年の山口紗弥さんが、また、映像出演として福島県「家庭の日」作文部門で最優秀賞を受賞した西会津小学校1年の渡部花乃さんと、優秀賞を受賞した西会津小学校2年の赤城由羽さんが発表を行いました。

発表者の皆さんからのそれぞれの思いや町に対する思いの発表に、会場を訪れた皆さんから大きな拍手が送られ、有意義な大会となったところであります。

次に、「第30回沖縄県大宜味村児童との冬季交流事業」について申し上げます。

本事業は、昨年7月に夏季交流として本町の小学6年生24名が沖縄県大宜味村を訪問して交流し、冬季は大宜味村の6年生19名が、雪国まつりに合わせて冬に本町を訪れ、

雪国の生活や文化を体験して交流を深めるため実施したものであります。

2月6日から8日の3日間にかけて行った冬季交流事業は、西会津小学校での雪遊びや公民館での合同宿泊などで、夏からの再会を懐かしむとともに、鶴ヶ城見学や、雪国まつりでの「歳の神」見学、さらには参加児童の保護者にも御協力をいただき、会津の伝統食である「こづゆ」を食すなど、会津文化を体験し、大いに喜ばれた様子がありました。

また、雪国まつりのオープニングでは、沖縄県の伝統芸能であるエイサーを披露し、会場を盛り上げていただきました。

例年並みの積雪に恵まれ、大宜味村児童はふだん見ることのできない雪景色の本町を体験し、お互いの親睦が、さらに深まった交流となりました。参加児童の保護者をはじめ、多くの皆様に御協力いただき、無事に実施できたことに感謝を申し上げます。

今後も、本事業を通して児童の他地域に対する理解を促進するとともに、「結」協定を結んでおります大宜味村との絆を深めてまいりますので、御理解願います。

次に、本年度の「水稻の収穫状況」「中山間地域等直接支払制度」「多面的機能支払交付金事業」及び3月1日現在の「建設関係事業の実施状況」であります。お手元に配付いたしました資料のとおりでありますので、御了承いただきたいと思います。

続きまして、令和8年度の町政運営に対する私の所信の一端を申し上げ、皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

昨年8月、町民の皆様の温かい御支援をいただき、3度目の町政運営を担わせていただくこととなりました。

平成29年の町長就任以来、一貫して町民が主役となるまちづくりを進めてまいりました。これまで、災害や新型コロナウイルス感染症など大きな困難に直面しながらも2期8年に掲げた多くの公約を実現できましたのも、町民の皆様をはじめ、議員各位の御理解、御協力、御支援によるものであり、改めて衷心より感謝と御礼を申し上げます。

さて、現在、不安定な世界情勢は物価を急激に押し上げ、本町においても住民生活に多大な影響を及ぼしております。

このたび、町では、去る1月臨時会において御議決いただいた「国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、高齢者世帯等へのエアコン購入費補助や、町上乗せ分を加えた子育て応援手当の給付、各家庭でのエネルギー費用負担軽減と温室効果ガス排出削減を目的としたLED照明買替え補助事業などの実施により、町民の皆様への生活支援に取り組むこととしております。

長引く物価高や、人口減少と少子高齢化という長年の課題、地域経済の持続的な活性化や、中山間地域における生活インフラの維持は本町の大きな課題であります。この豊かな自然と歴史、そして何より温かい人情に育まれた「日本の田舎、西会津町。」

を未来へつなぐため、町民の皆様との協働により、地域課題の解決に向けて着実に歩みを進めてまいります。

私の町づくりの基本姿勢は「初心を忘れず、常に、町のために全力を尽くし、町のために本気で汗をかき、公平、公正な町政運営を実践し、町民が主役となる町づくり」であり、このことは3期目を迎えた今も変わることはありません。

この基本姿勢を保ちながら、3期目の公約に掲げた七つの柱を基としたまちづくりを常に念頭に置きつつ、令和8年度を初年度とする第5次西会津町総合計画に掲げる町の新たな将来像「未来を編む。幸せひろがる日本の田舎、西会津町。」の実現に向け、本年も職員と一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、令和8年度の町政執行に当たっての基本方針について申し上げます。

令和8年度は、今ほど申し上げました第5次西会津町総合計画、前期基本計画に基づき、町の将来像「未来を編む。幸せひろがる日本の田舎、西会津町。」の実現に向け、「共育のかけ橋、明日へのまちづくり」「地域資源を誇り、つなぎ、育てるまちづくり」「健康で生涯いきいきと暮らせる多様性のまちづくり」「暮らしを守り、明日を彩るまちづくり」「共生、協創、自主、自立。多彩に輝くまちづくり」の方向性の下、各種事業を総合的に実施してまいります。

特に、人口減少対策の三本柱として「幸福度の向上」「交流機会創出」「持続可能性」を事業推進の基本的な考え方に据え取り組むとともに、デジタル戦略の着実な実行とSDGsの推進により、町民の皆さんの幸福度、いわゆるウェルビーイングの向上に向け、全庁を挙げてまちづくりを進めてまいります。

次に、令和8年度の主要事業について申し上げます。

はじめに、「共育のかけ橋、明日へのまちづくり」につきまして、子育て支援、教育環境の充実、生涯学習、スポーツ、歴史、文化、芸術活動の推進に関する主な取組について申し上げます。

まず、子育て支援では、町の将来を担う子供たちの健やかな成長と、若者世代が結婚や出産、そして子育てに期待や希望、喜びが持てるまちづくりに向けて、現行の第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子供を産み育てられる環境の充実に取り組んでまいります。

第1子目から30万円、第2子目からは最大50万円に拡充した出産祝金をはじめ、保育料の無償化、乳幼児家庭子育て応援金の支給、インフルエンザ予防接種の無償化や放課後児童クラブの2人目以降の無料化など町独自の取組を進めるとともに、出産、子育て応援金や、児童手当など国の政策と併せて推し進めてまいります。

また、こゆりこども園での病後児保育の継続と、令和8年度からは保護者の就労要件を問わずに生後6か月から3歳未満のお子さんが、月10時間までの枠の中で、柔軟に

利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始など、つながりたいときにつながれる環境を拡充し、子供の健やかな成長と子育て世代の多様な心配事、困り事への対応を行ってまいります。

さらに、幼児教育、保育アドバイザーの配置による乳幼児の教育、保育の充実と質の向上に努めるほか、小学校へのスムーズな進学と進級が継続されるように、情報連携の体制強化に努めてまいります。

子育て支援センターでは、子育て世代の身近な相談窓口として、妊娠を望む家庭や、妊娠、出産後の保護者、生まれてきたお子さんに対し、ニーズに即した支援につながる伴走型の相談支援の充実に引き続き努めるほか、アウトリーチ型の対応を強化するとともに、子育てサークルの利用を促進し、気軽に相談できる関係性の構築と課題の早期発見、早期対応を図ってまいります。

こども園の入園児については、食事、運動、睡眠などの基本的な生活習慣の定着、肥満、口腔や目の健康対策を推進し、幼児期からの健康能力の向上に引き続き努めてまいります。

さらに、令和8年度からは、幼児の成長過程において発達障害が認知される時期の5歳児を対象に新たに健康診査を行い、お子さんの特性だけでなく、各家庭の地域とのつながり方など健康の社会的決定要因を早期に把握し適切な支援を行うことにより、一人一人のお子さんの健やかな成長と発達を促すとともに、子供たちや若者が今と将来の自分のために、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、自ら健康管理に努める、いわゆる「プレコンセプションケア」について、学校や関係機関と連携し取り組んでまいります。

このほか、放課後児童クラブでは、放課後でも安心できる生活の場を引き続き提供し、子育てコミュニティ施設「キッズランド芝草」においては、子供の屋内遊び場としての利用が定着したことから、子育て世代の皆さんや地域の方々と協働し、新たな活用も進めてまいります。

次に、教育環境の充実であります。令和2年度に整備した中学校生徒の学習用タブレット端末が購入から6年が経過することから、機能劣化に備え更新いたします。これらICT教育環境を最大限活用するため、学習用ソフトの充実や3Dプリンターを活用したプログラミング教育の強化、児童生徒や教職員を支援するICT教育支援員の配置を継続してまいります。

あわせて、令和6年度に開設しました「学びあいランド」を核として、授業だけでは学べない多様な教育活動を推進するため、各ランドの特色を生かした活動を展開し、児童生徒はもとより、地域の皆さんの学びの機会を創出してまいります。

あわせて、地域の方々が学校運営に参画する「学校運営協議会、コミュニティスクール」と地域の教育力を活用した「地域学校協働本部事業」を両輪とした学校と地域の

協働、連携を推進し、地域に開かれた学校づくりを進めてまいります。

さらに、「かけ橋プログラム」に基づく保小中連携教育を推進するとともに、これまで取り組んでまいりました「西会津こども研幾塾」や、武蔵野大学との連携協定による「アントレプレナーシップ教育」、国際社会に対応できる豊かな人間性を育むための「英語教育、異国文化体験事業」や「リーディングスキル向上の取組」、今年度から開設している「公営塾」など、産官学民が連携した本町ならではの特色ある教育を充実させ、変化の激しい社会に対応できる「生きる力」を育み、将来を担う子供たちが、主体的に未来を切り開く教育の実現に取り組んでまいります。

また、都市部等の子育て世帯が、「お試し移住」をしながら、本町の教育環境にも触れることができる「教育留学事業」を実施し、子供も含めた関係人口の創出、さらには将来的な移住定住につなげてまいります。

学校給食においては、保護者の経済的負担軽減を図るため、国に先行して今年度より学校給食費の完全無償化を実施しており、令和8年度におきましても、食材費の高騰に対応するとともに、施設設備の計画的な修繕を進め、安全で安心な給食を提供してまいります。

西会津高校の支援につきましては、令和8年度から「介護人材育成」の取組が本格化することから、学校及び関係機関との連携を図りながら活性化に向けた支援を進めてまいります。

次に、生涯学習の推進につきましては、生涯を通じた人材育成のため、講座の開催や発表の機会を設けるなど、学びの環境づくりを進めてまいります。主に、様々な場において人が集まる機会に出向いて学習を行う出前講座や、学びあいランドのさらなる充実を図り、町民一人一人が主体性をもって生涯学習に取り組める場を提供してまいります。

また、読書通帳の活用を一層推進するとともに、小中学校と取組を連携しながら、読書量を増やし読解力の向上に努めてまいります。

あわせて、町民の皆様にも積極的に本を読んでもいただくため、広報紙やケーブルテレビを活用した本の紹介活動などを継続的に行い、図書館の利用促進に向けたイベントなども実施してまいります。

スポーツ活動の推進では、運動を習慣化するため、気軽にスポーツに取り組めるグラウンドゴルフ、カローリング、ボッチャ、モルック、囲碁ボールなどのニュースポーツの普及を推進してまいります。

一方、競技力の向上では、ふくしま駅伝や軟式野球大会などの市町村対抗競技を中心に取り組むとともに、スポーツ少年団など主体的に活動をしている関係団体を支援してまいります。

次に、芸術文化活動の推進では、成果を発表できる機会を設けるとともに、デジタル

博物館の準備に引き続き取り組み、伝統芸能の継承と芸術文化活動の支援を行ってまいります。

続いて、「地域資源を誇り、つなぎ、育てるまちづくり」につきまして、農林業、商工業、観光交流の推進並びに移住、定住の促進に関する主な取組について申し上げます。

はじめに、農林業の振興であります。担い手の減少や遊休農地の増加、鳥獣被害の拡大、米の消費量の減少、また、物価上昇による資材や機械、燃油等の価格上昇に加え、異常高温、大雨の頻度の増加などによる影響が顕著になってきており、さらに米価は長期的な下落傾向から一転し、需給の逼迫や猛暑による品質低下などの影響で高騰するなど、農林業を取り巻く環境はより複雑化しております。

令和8年度は、第5次西会津町総合計画の下、持続可能な成長を実現するため本町が目指すべき農林業振興戦略を明らかにした「西会津町農林業振興アクションプラン」に基づき、戦略に掲げた重点事業を軸に、「米」「ミネラル栽培野菜」「菌床キノコ」の振興を町農業の三本柱に据え、一般財団法人西会津町農業公社や担い手農家、関係機関などと連携し各事業に取り組んでまいります。

具体的には、町の農業者が抱える課題の解決を図り、持続可能な本町農業の体制構築に向け、西会津町農業公社の運営支援を行うほか、健康な土づくり事業の深化、担い手農家等の育成、支援、良食味米の生産支援、土地改良施設更新支援、渇水等調査、有害鳥獣被害防止体制の充実、強化、野生鳥獣肉（ジビエ）利活用に向けた調査、検討の推進を重点事業として取り組んでまいります。

まず、本町の基幹作物である米の振興につきましては、持続可能な町内産米の生産振興に向けた西会津産米生産力強化事業のほか、水田土壌診断事業、西会津一うまい米コンテストの開催、米、食味分析鑑定コンクール国際大会出品等支援事業により、良食味米の産地化、ブランド化及び販路拡大につなげてまいります。

ミネラル野菜の振興につきましては、健康な土づくりの次のステージに向けて、自信と誇りを持って提供できる体制、豊かさを実感できる体制、安心、安全な野菜を生産、販売できる体制を目指し、土壌診断システムの運用、単収向上のための土壌病害虫薬剤購入補助事業、糖度測定器によるミネラル野菜の品質と価値向上に取り組んでまいります。

菌床キノコの振興につきましては、産地化に向けて引き続き積極的に取り組む生産者の支援を継続してまいります。

さらに、県営による農業用排水路等長寿命化、防災減災事業、農業用排水路等維持管理調査事業や土地改良区が事業主体の土地改良施設適正化事業への支援などにより、農地保全と農業水利施設の適切な管理を行ってまいります。

鳥獣被害防止対策につきましては、熊の大量出没による人的被害の危険性が高まって

いることやイノシシ、猿による農業被害が拡大していることから、引き続き鳥獣被害対策専門員を配置し、鳥獣による被害の低減に取り組むとともに、捕獲従事者の確保に向けて猟銃免許取得費用及び射撃訓練費用に対しての支援制度の創設のほか、有害鳥獣捕獲報償金と有害鳥獣被害防止パトロール賃金の拡充などにより、総合的な被害防止力をより一層強化し、被害の低減と住民生活の安全・安心の確保、そして町の基幹産業である農業の維持、発展に向けて取り組んでまいります。

また、野生鳥獣肉（ジビエ）を町の新たな資源として利活用を推進するため、出荷制限の解除や食肉処理加工施設整備に向けて国、県、関係市町村と連携し、その実現に鋭意取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、引き続き、森林環境譲与税を活用した森林の経営管理に係る意向調査や経営管理集積計画策定事業に取り組むほか、新たに森林管理委託事業、森林経営管理計画運用指針の策定に取り組み、森林の適正管理を推進してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、除雪経費の支援や人材確保の支援を含めた「企業支援補助金」や「中小企業振興資金融資制度貸付事業」、「中小企業融資制度資金利子補給補助事業」を引き続き実施し、町内企業等の支援を進めます。

「無料職業紹介事業」により地元企業等の求人情報を提供し、雇用の創出、確保を図るとともに、起業、創業者に対して「創業支援事業」などの支援を行うほか、町商工会と連携を図りながら「事業承継」についても取り組んでまいります。

さらに、商工業振興の中核的役割を担う町商工会に対する支援を継続するとともに、地域経済の活性化のための地域製品のブランド力強化、並びに地域活性化起業人の活用と地域製品の開発販売戦略を推し進め、本町の特産品が生まれた風土を体験していただく「西会津お米産地ツアー」や、都内で本町の魅力に触れることができるファンミーティングである「「日本の田舎、西会津町。」ナイト」を開催し、西会津ファンの増加を図り、町の認知度向上と地域のブランド化を一層推進してまいります。

次に、観光、交流の推進につきましては、「西会津なつかしcarショー」や、「西会津ふるさとまつり」、「西会津雪国まつり」など町内外から多くの来場者でにぎわうイベントの実施により、情報発信と交流人口の拡大を図ります。

また、にしあいづ観光交流協会などの関係団体と連携し、「大山祇神社」や「鳥追観音」などの町の核となる観光資源の環境整備を進めるとともに、PR動画を活用したアウトドア資源の活用を図り、広域的な周遊観光の促進に取り組むほか、新しい源泉となった温泉健康保養センターの魅力発信を強化しながら、さらなる交流人口の拡大を図ります。

さらに、復興庁所管の福島再生加速化交付金を活用して、「台湾インバウンドに向けた地域の魅力発信事業」を実施し、新たな観光需要の創出に向けた環境整備を図ってまいります。

また、地域資源の磨き上げについては、「活力ある地域づくり支援事業」の推進により、地域づくり事業に自主的に取り組む団体、町民の皆さんを支援し、地域の活性化を図ります。

さらに、総勢11名の「西会津応援大使」の方々と連携し、本町の魅力発信とさらなる交流人口の拡大につなげてまいります。

次に、移住、定住の促進につきましては、「町を知ってもらい、一度来てもらう」ことに重点を置いた施策として、お試し移住住宅のさらなる活用及び、暮らし体験ツアーや首都圏等での移住相談など、関係機関と連携しながら、移住者に寄り添った質の高い移住支援と情報発信に取り組んでまいります。

また、ZEN大学をはじめ各大学や関係団体との交流を深め、関係人口の創出と地域の活性化に引き続き取り組むほか、「定住住宅整備費補助金」や、空き家を町が改修し、移住者用の賃貸住宅として活用する「空き家利活用事業」など、さらなる移住、定住希望者への住宅面での支援を行ってまいります。

また、公営住宅につきましては、令和6年度に策定した町営住宅及び定住促進住宅の長寿命化計画に基づき、各施設の適切な維持管理を行い、入居者の安全で安心な暮らしの確保と快適な住環境の提供に努めるとともに、新たに若者向け住宅の整備を進めながら、移住定住の促進を図ってまいります。

「特定地域づくり事業」では、マルチワークの仕組みにより地域に安定的な雇用環境をつくり、移住者等の地域づくり人材の確保を図ることにより、地域おこし協力隊事業の推進と併せ、移住者の就業の受皿の創出を目指してまいります。

次に、後継者対策（結婚支援対策）では、結婚したい方が様々な障壁により、その願いを諦めてしまうことがないように、そして地元で愛着のある若者が仕事や住環境、慣習など生活上の課題により町を離れてしまうことがないように、行政内部に限らず、町民そして議会と協働し、「オールにしあいづ」で対応してまいります。

特に、結婚への初めの1歩となる出会いの場の創出では、実行委員会や企業、団体、組織、そして自治体が連携したイベントなど集団を対象とした取組と、福島県が運営するマッチングシステム「はぴ福なび」や結婚相談所の利用促進、結婚世話やき人の確保と育成など個人的取組の支援を強化するほか、20万円相当の結婚祝金や新婚生活を始めるに当たっての住宅の取得や引っ越し費用などに最大60万円を支援する結婚新生活支援事業により、結婚への決め手の1歩も後押ししてまいります。

続いて、「健康で生涯いきいきと暮らせる多様性のまちづくり」につきまして、健康づくり、医療の充実、高齢者福祉、社会福祉、コミュニティの充実に関する主な取組について申し上げます。

はじめに、健康づくりについて申し上げます。本町では、町民の主体的な健康づくりを支援するため、「さすけねえ輪」の健康づくり推進事業に取り組み、8年目を迎える

ところであり、令和7年度の「第14回健康寿命をのばそう！アワード」においては「生活習慣病予防分野厚生労働大臣最優秀賞」を受賞したところであります。

このことは、長野県諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生や地域包括ケア研究所長の奥知久先生などから御指導をいただき、特に地域の住民同士の「つながりの豊かさ」を生かした健康づくりに取り組んできた成果であり、今後も「からだ」「こころ」「つながり」の三つの健康による「さすけねえ輪」の健康づくりが、全国の模範となれるよう取り組んでまいります。

具体的には、課題となっている男性や若者、現役世代の健康づくりの取組強化を継続するとともに、これまで保健師や管理栄養士など専門職が習得した技術を生かし、効果的な保健指導の実践と改良を加えながら、啓発イベントや座談会などを開催し、地域での健康づくり活動をさらに推進してまいります。

また、健康づくりの体操、さすけねえ輪音頭やラジオ体操の普及に向け、地域に出向いて実技講習を開催するほか、トレーニングジムの活用など、運動習慣の定着化を図ってまいります。

なお、さすけねえ輪音頭については、ケーブルテレビや様々なイベント等の機会に披露しているほか、町内各サロンや関係市町村においても健康体操として活用されるなど普及が図られてきており、町民に愛され、誰もが気軽に取り組める体操としてさらなる普及を図ってまいります。

食育事業では、これまで児童、生徒を対象に、食について定期的に学ぶ機会を設けながら体験型の学習活動を実施してまいりました。

令和8年度は新たな食育計画策定のため栄養調査の実施と結果に関する講演会等を開催するとともに、町内の企業等とも連携し、広く展開してまいります。

健（検）診事業については、受診者の生活改善につなげるため、引き続き健診結果を理解する機会の充実と2次健診の受診勧奨の強化を図ってまいります。

また、人間ドック助成事業についても広く町民に周知し、受診費用の負担軽減に努めながら病気の早期発見、早期治療につなげてまいります。

重要課題である飲酒や喫煙対策については、若い世代や働き盛り世代を対象に、企業と連携した健康教室を開催するなど、健康被害に関する意識づけや、生活習慣の改善につながる取組を強化してまいります。

さらに、現行の健康増進計画の取組を評価、検証し、今後の健康づくりのさらなる推進と健康寿命の延伸のための第3期健康増進計画の策定を進めてまいります。

また、後期高齢者医療保険制度並びに国民健康保険制度では、令和8年度より、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連携の仕組みとして「子ども・子育て支援金」制度が導入され、新たに保険料として賦課されることとなります。

令和8年度については後期高齢者医療の保険料及び率が改定となることから医療分と

併せて保険料が増額すると見込まれていることや、国民健康保険税についても追加増額となるため、適正な賦課及び医療費の適正化に努めてまいります。

次に、医療体制の整備についてであります。本町の国保診療所は歯科を除く町内唯一の医療機関であり、町民への医療の提供のほか、町内の施設入所者への診療や学校医、産業医など、町の医療サービス全般を担っていることから、令和8年度も引き続き常勤医師3名による診療体制の維持、強化を図ってまいります。

また、電子カルテシステムの運用により、待ち時間の短縮や診療情報の一元化、集約化による医師の診療支援、医療事務の効率化についても強化するとともに、会津医療センターや民間病院等に非常勤医師の派遣を引き続き要請し、整形外科等の診療を継続するなど、今後も安心できる医療体制の整備と安定した地域医療サービスの充実に努めてまいります。

次に、高齢者福祉及び社会福祉では、福祉分野の最上位計画である「西会津町地域福祉計画、西会津町地域福祉活動計画」の理念等に基づき、各分野の個別計画に定める取組を実践し、地域課題を地域の皆さんが「我がこと」と捉えて「丸ごと」つながり、「認め合い、支え合い、助け合える」、「地域づくり、仕組みづくり、人づくり」について町社会福祉協議会をはじめとする関係機関とともに進めてまいります。

また、元気高齢者から要介護高齢者まで全ての高齢者の皆さんが、自分らしく暮らしていけるように切れ目なく、生きがいつくりや介護予防、重度化防止に取り組める体制を強化するとともに、医療と介護、福祉のスムーズな連携のための体制づくりを引き続き進めてまいります。

介護老人施設の整備につきましては、これまで検討した内容の反映がイメージできるように、引き続き基本計画の策定を進めるとともに、財政シミュレーション等による検証と有利な財源の確保に努め、総合的な進捗を図ってまいります。

次に、認知症に関連する相談対応が増加していることから、認知症の初期対応を包括的かつ集中的に行い自立した生活をサポートする認知症初期集中支援チームの機能発揮と、より身近な地域における本人や家族に寄り添った支援体制の強化として「チームオレンジにしあいづ」の活動推進を図ってまいります。

地域での見守り体制につきましては、高齢になっても住み慣れた地域でその人らしく暮らしていけるように、地区サロンや地域ネットワークづくりを支援するとともに、見守り協定を締結した商店や事業者（事業所）、社会福祉協議会を核とした民生・児童委員や福祉協力員、見守り協力員との連携を引き続き図ってまいります。

また、夏の酷暑対策として、高齢者支援ハウスの夏季利用と入居者に対する保健師や理学療法士等の関わりの強化による自立支援や重度化の予防、令和7年度高齢者等世帯エアコン購入費補助事業による該当世帯へのエアコンの普及と適正な使用による健康管理の推進、さらには必要に応じた生活相談と支援機関へのつなぎによる福祉の増

進にも努めてまいります。

さらに、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応として、成年後見制度や町社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に加えて、葬儀や死亡後の家財処分の手続などにも速やかに対応できる体制の整備を検討してまいります。

人材の確保と育成につきましては、「教育環境の充実」でも一部述べましたが、県立西会津高等学校の2年生6名が選択科目として、本年5月から町の介護職員初任者研修を一般の方と一緒に受講することとなります。

さらに、義務教育の段階においても、引き続き福祉と介護について、学び考える機会の確保に努めてまいります。

次に社会福祉の充実では、社会情勢の変化により、地域におけるボランティア活動へのニーズが多様化し広範な分野に及んでいることから、ボランティア活動サポートセンターが中心となり、地域おこし協力隊や福島大学等と連携し、これまでの活動の磨き上げに加えて、町の課題解決のために得意なことや好きなことを生かして会員自らが企画、提案していく新たなボランティア手法の確立と、日常生活に埋もれている「ちょっとした助け合い」の再認識、様々な機会を得てのボランティア教育や機運の醸成を図り、活動を通した生きがいをづくりを推進してまいります。

また、若者が生活の場を選択する際の決め手の一つとされる性別などに関わりなく、一人一人が個性と能力を発揮し、自分らしい暮らしが見通せる環境、いわゆる男女共同参画社会の推進にも努めてまいります。

次に、障がい福祉の充実では、現行の「第7期西会津町障がい福祉計画、第3期西会津町障がい児福祉計画」等に基づき、設置が市町村の努力義務となっている「基幹相談支援センター」について、制度利用者の主な生活圏に基づき、会津西部圏域の共同運営体制に加わり、町民の利便性の確保と相談支援体制の強化を図ってまいります。

次に、コミュニティの充実では、人口減少や少子高齢化が進む中、集落機能の維持や集落活性化に向け、集落支援員及び集落支援担当の地域おこし協力隊によるサポート体制を強化するとともに、都市部の学生や社会人が参加する人足イベントの実施などにより、関係人口や交流人口の拡大を図るとともに、先進的な事例を牽引役にして他の集落へ波及するよう、町全域への集落支援に取り組んでまいります。

続いて、「暮らしを守り、明日を彩るまちづくり」につきまして、雪対策、交通体系、道路網の整備、上、下水道の整備、情報通信、消防防災、安全対策、自然、環境保全に関する主な取組について申し上げます。

まず、雪対策につきましては、町雪対策基本計画に基づく官民協働による克雪活動を進めるとともに、町民生活に支障を来さないよう引き続き道路除雪を遂行し、除排雪に必要な施設整備や除雪機械等の更新を計画的に進めてまいります。

また、高齢者等が年間を通して安心して生活が送れるように、冬期間の雪対策に限ら

ず、夏の酷暑対策を含めた1年を通した見守りや生活支援の体制確保について、地域の皆さんや関係機関と連携を図り進めてまいります。

次に、町民バスにつきましては、町民の皆さんの身近な「足」となる重要な交通手段であることから、引き続き、定時定路線バスとデマンドバスのそれぞれの利点を生かし、さらなる利便性向上のため、各路線の利用状況の分析等により改善を図るとともに、車両の更新整備を行い、安全で効率的なバス運行を行ってまいります。

また、西会津タクシーの撤退に伴う住民の利便性の確保について、喫緊の課題として対策に取り組んでまいります。

道路網の整備につきましては、安全・安心の確保と持続性のある地域づくりを支え、良質な社会資本を将来に確実に引き継ぐため、効果的な整備と効率的な維持管理に努めてまいります。

また、町道の改良事業は、地域からの要望等に基づき計画的に整備を進め、修繕事業については、老朽化している橋梁やスノーシェッド等を点検結果と長寿命化修繕計画に基づき、損傷度や路線の重要度等を勘案しながら、計画的に修繕を進めるとともに、舗装については、路線の重要度や損傷度等を勘案し、計画的に修繕を進めてまいります。

農道や林道につきましては、その開設目的に沿った維持管理に努めてまいります。

そして、国、県道につきましては、町を横断、縦断する重要幹線として、その整備や適正な維持管理を関係機関へ要望してまいります。

特に、町縦貫道路の区間について、早期完成に向けた整備促進を積極的に要望してまいります。

次に、上、下水道整備のうち、簡易水道等につきましては、安全で安定した飲料水を供給するため、老朽管や施設設備の更新を計画的に進めるとともに、引き続き水道未普及地区の解消等について取り組んでまいります。

下水道につきましては、ストックマネジメント計画や最適整備構想等に基づき施設の長寿命化対策と効率的な運営に努めるとともに、個別排水処理事業の普及促進を図ってまいります。

次に、デジタル変革の促進では、引き続き「デジタル戦略」を推進し、デジタル技術を戦略的に有効活用し、地域課題の解決や行政サービスの向上、移住定住の促進等を図ってまいります。

次に、消防防災、安全対策では、令和8年度は、消防ポンプ軽積載車2台の更新や消火栓の修繕により施設設備の整備を図るとともに、消防団の活動環境の見直しにより消防力の充実強化を図ってまいります。

さらに、県において洪水浸水想定区域図を作成したことに伴い、町防災マップを更新し全戸に配布することで、防災意識の啓発と円滑な避難行動の促進を図ってまいります。

す。

また、空き家対策では、物件の利活用を図る一方、特定空き家等については所有者等に適正管理を促すとともに、計画的に解体撤去を進めてまいります。

次に、自然、環境保全の取組では、まず、ごみ処理につきましては、限りある資源を有効に使い、ごみの排出を減らすため、分別とリサイクルを一層推進してまいります。

令和8年度は、民間事業者と連携し、古布をはじめ小型家電、陶器類の集団回収を行うほか、粗大ごみのリユースなどにも取り組んでまいります。

地球温暖化防止対策につきましては、町では、この間、西会津町地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕に基づき、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比40％削減を目標に取り組んでまいりましたが、国などが目指す2050（令和32）年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けて、本町におきましても「カーボンニュートラル宣言」を行い、町民の皆さんや企業の皆さんとの協働による具体的な取組の実践によって温室効果ガスの排出削減を図ってまいります。

次に、公園等の施設管理については、老朽化が進んでいる「さゆり公園」施設の計画的な整備により、利用者の利便性向上を図るほか、福島レッドホープスとの連携や慶應義塾体育会野球部などスポーツ合宿の誘致などによる施設の有効活用についても積極的に取り組んでまいります。

最後に、これら計画の推進に向けた取組について御説明いたします。

まず、行財政運営に係る取組については、ふるさと応援寄附金事業をさらに推進してまいります。「日本の田舎、西会津町。」を最大限活用した地域製品のブランド力強化、並びに地域活性化起業人の活用と地域製品の開発販売戦略を推し進めるとともに、「楽天」や「さとふる」など十以上のインターネットサイトを活用した地場製品のPR、現地ツアー及び都内PRイベントの開催などにより、本町を寄附先に選んでいただける仕組みづくりを推し進め、自主財源の確保と西会津ファンの獲得に努めてまいります。

また、新たな公民館（複合施設）の整備方針について検討組織を設置し、検討を進めてまいります。

そして、まちづくりの根幹をなす「まちづくり基本条例」に基づく町民主体の協働のまちづくりを一層推進し、誰もが地域課題を「我がこと」として「まちづくり」に主体的に取り組む意識改革を推進し、持続可能な地域づくりを進めてまいります。

以上、令和8年度の町政の執行に関する大要を申し上げましたが、第5次西会津町総合計画で定めた町の将来像である「未来を編む。幸せひろがる日本の田舎、西会津町。」の実現に向け全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、今回提出いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、議案第1号「西会津町乳児等通園支援事業条例」及び、関連する議案第8号「西会津町こゆりこども園条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、国が全てのこどもの育ちと子育て家庭への支援を強化するために、令和8年度から全市町村で開始される、就労要件を問わず月10時間までの枠の中で、柔軟にこども園などを利用することができる乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の実施に必要な条例の制定及び一部改正を行うものであります。

次に、議案第2号「西会津町行政手続条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、処分前の手続や、行政指導に関する手続について、一部改正されたことに伴い、改正内容に準じ、本条例に関しても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号「西会津町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例」についてであります。町では現在、交通教育専門員2名を配置し、毎朝、街頭指導をはじめ、広報活動や交通安全教育を行っているところでありますが、専門員の報奨金について改定するため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号「西会津町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、移住定住を促進することを目的として、町が空き家所有者から住宅を借り上げ、必要な改修を行った上で移住希望者等へ貸し付ける「移住定住促進住宅」につきまして、新たに2棟を追加するものであります。

次に、議案第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、令和6年8月の人事院勧告に基づいた国の関係法令の改正に伴い、町条例の改正を行うものであります。

次に、議案第6号「西会津町税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、税収の早期確保と、自主納税意欲の向上を目的としておりました前納報奨金について、廃止するため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号「西会津町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、国の空調設備整備臨時特例交付金を活用して整備を進めてきました西会津中学校体育館空調設備工事が、本年1月28日に竣工したことから、冷暖房設備使用に伴う使用料設定等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号「西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を改定するため、所要の改

正を行うものであります。

次に、議案第10号「西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、消防団員の定員につきまして見直しにより変更するため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号「西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例を廃止する条例」について申し上げます。

本案につきましては、県などが実施する新型コロナウイルス関連特別貸付について、令和2年度に融資を受けた町内の中小企業等に対し、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、利子の全額を補助するための基金を設置してまいりましたが、対象期間が令和7年度で終了することから、条例を廃止するものであります。

次に、議案第12号から議案第17号までの「令和7年度補正予算」について申し上げます。

今次の補正は、それぞれの会計において、国県補助事業等の事業費確定に伴う補正や既定予算の全般にわたる最終的な整理を行ったほか、年度内に予算措置を必要とする経費及び年度内の完了が見込めない事業の繰越明許費を計上するものであります。

次に、議案第18号、令和8年度西会津町一般会計予算について申し上げます。

まず、令和8年度の当初予算編成に当たっては、第5次西会津町総合計画に掲げる各種事業により、「未来を編む。幸せひろがる日本の田舎、西会津町。」の実現に向けた予算編成に努めたところであります。

具体的に、歳入におきましては、町税等の自主財源を適切に見込むとともに、地方交付税など依存財源については、国の地方財政対策や県の予算編成指針、税制改正等の動向に注視しながら十分に情報収集を行い調整いたしました。

また、歳出においては、総合計画の実現を基本とし、様々な制度改正等に配慮しつつ、地域経済の発展と町民福祉の向上を図るため、行政需要を把握し事業を取捨選択することで、最少の経費で最大の効果を図るよう努めました。

この結果、一般会計の総額は、63億2,200万円となり、前年度と比較して、2億5,100万円の減、率にして3.8%減の予算となったところであります。

次に、議案第19号から議案第25号までの「令和8年度特別会計等予算」についてありますが、これらは、それぞれ特定の目的に応じた事業を実施するための所要の額を計上したものであります。

次に、議案第26号から議案第28号「町道の路線変更」についてありますが、町道向原1号線の道路改良に伴い、本路線の起終点が変更となることなどから、関連路線を含め、所要の変更を行うものであります。

次に、議案第29号「西会津町過疎地域持続的発展計画の策定」について申し上げます。

本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づいて策定するものであり、現行計画の期間が本年3月までとなっていることから、新たに令和8年度から12年度までの5か年の計画を策定するため、同法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第30号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めること」についてありますが、令和5年4月から教育委員会教育長の職にあります「五十嵐正彦」氏が、3月31日をもって辞職することに伴い、新たに教育長を選任したいので、議会の同意を得たく御提案申し上げるものであります。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、各議案の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。（11時39分）

令和8年第3回西会津町議会定例会会議録

令和8年3月11日（水）

開 議 10時00分
延 会 16時23分

出席議員

1 番	渡 部 佳菜子	5 番	小 林 雅 弘	9 番	三 留 正 義
2 番	仲 川 久 人	6 番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3 番	長谷川 正	7 番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4 番	上 野 恵美子	8 番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 和 典
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	長谷沼 充 伸
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	会計年度任用職員	茂 木 美 久
--------	---------	----------	---------

第3回議会定例会議事日程（第2号）

令和8年3月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

延 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 長谷川 正 | 2. 渡部佳菜子 | 3. 上野恵美子 |
| 4. 小林 雅弘 | 5. 秦 貞継 | 6. 猪俣 常三 |
| 7. 三留 正義 | 8. 青木 照夫 | 9. 武藤 道廣 |

○議長 おはようございます。

令和8年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

皆さんに申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から15年がたちました。改めまして、心から犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

発生時刻の午後2時46分に、犠牲となられた方々の御冥福を祈り、謹んで黙禱をさせていただきます。その時刻が本会議中の際は、暫時休議しますので、御了承願います。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

代表監査委員、鈴木和雄君から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。

質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。なお、重複している質問がありますので、質問、答弁を確認し、同じ質問はしないように努めていただきたいと思います。

3番、長谷川正君。

○長谷川正 おはようございます。3番長谷川正でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます

その前に、本日は震災後15年という日であります。お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1点、有害鳥獣対策と捕獲後の利活用についてでございます。

今後の農業振興を考えると、有害鳥獣対策の取組が重要な位置づけとなっている。猟友会による捕獲数の大幅な増加が見られ、対策に大きく貢献しています。

しかし、まだまだ有害鳥獣の個体数の増加に歯止めがかからず、被害が拡大しています。侵入防止の観点から見て、新たな対策が必要と考えるが、町当局のお考えを伺いたと思います。また、有害鳥獣捕獲後の現状と今後の利活用についても伺います。

一つ、侵入防止対策として、電気柵を導入し取り組んでいます、現状と問題点を伺いたと思います。

二つ目、これからの有害鳥獣対策として、電気柵よりもワイヤーメッシュ柵等が有効と考えるが、どうでしょうか。

三つ目、ワイヤーメッシュ柵等の導入に係る国などによる支援策はございますか。

四つ目、ワイヤーメッシュ柵等の設置に向けた問合せあるいは申請はございますか。

五つ目、被害防止の観点から早い導入が望まれるが、具体的な設置に向けた工程はどうなっておるでしょうか。

六つ目、有害鳥獣解体施設の利用状況と課題はありますか。

七つ目、捕獲した個体を食肉、ジビエとして利活用するに当たり、出荷制限解除に向けた現状と課題はどうなっているでしょうか。

以上、簡潔で分かりやすい答弁をお願いしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3番、長谷川正議員の有害鳥獣対策と捕獲後の利活用についての御質問のうち、ジビエの出荷制限解除に向けた現状と課題についてお答えいたします。

現在、一部市町村を除き福島県内には熊やイノシシ等の野生鳥獣肉（ジビエ）に出荷制限が課せられております。町といたしましては、これらを資源として利活用し、交流人口の拡大や地域経済の活性化等につなげたいと考えており、昨年10月に「西会津町ジビエ利活用検討会」を設置いたしました。

検討会には、猟友会や飲食店、加工事業者、観光交流協会など町内の関係団体のほか、農林水産省東北農政局や県自然保護課、会津保健所、会津農林事務所、会津地方振興局にオブザーバーとして参画いただくとともに、アドバイザーの一般社団法人日本ジビエ振興協会から指導等をいただき、出荷制限解除を見据えた利活用方法等について検討を進めているところであります。

町では現在、出荷制限解除に向けた進め方として、全頭検査の上放射性セシウム濃度が基準値以下のもののみ出荷することが可能となる「一部解除」を目指しているところであります。

この出荷制限解除の手続は、都道府県知事が作成する「野生鳥獣肉に係る出荷、検査方針」に基づき、国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が出荷制限の指示を解除することになります。その際、食肉処理加工施設の整備が解除申請の要件であることから、まずは施設整備に向けた調査、検討を行っております。

また、安定的なジビエ利活用を進めるには、一定の捕獲頭数が必要なことから、喜多方市、北塩原村、猪苗代町、磐梯町及び本町で組織しております「会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会」において、本町への個体搬入体制の構築など広域連携の検討を始めたところであります。

なお、昨年11月には、自由民主党鳥獣食肉利活用推進議員連盟（ジビエ議連）総会に私が出席させていただき、西会津町におけるジビエ利活用に向けた現状と将来構想等について御説明し、出荷制限解除に向けた支援を直接要望してまいりました。

次に、出荷制限解除に向けた課題ではありますが、食肉処理加工施設の整備に向けた取組と並行して、個体受入体制や検査体制、施設運営体制の構築、さらには豚熱への対

応や人材の確保など、ソフト面の整備が急務となります。あわせて、施設整備に活用可能な補助事業の調査、広域的な捕獲個体運搬方法や捕獲報償金の調整、町内飲食店や加工事業者との連携、販路調査など、多岐にわたる調査等が必要になります。今後は、これらについて具体的なスケジュールを策定し、計画的かつ迅速に取り組んでいくことが必要であります。

町といたしましては、出荷制限解除後の利活用について、本町への事業効果のみならず、広域連携市町村のジビエ振興や、いまだ一部施設を除いて出荷制限が課せられている福島県内のジビエ利活用の推進も念頭に、速やかに出荷制限の解除申請を行えるよう、国や県、関係市町村等と緊密に連携し、鋭意取り組んでまいりますので御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 3番、長谷川正議員の有害鳥獣対策と捕獲後の利活用についての御質問のうち、電気柵の現状と問題点、ワイヤーメッシュ柵の導入と国の支援、問合せと申請件数、導入の工程、有害鳥獣解体処理施設の状況等の御質問にお答えいたします。

1点目の電気柵の現状と問題点についてであります。町では有害鳥獣被害対策として、電気柵を効果的な防御策の一つとして位置づけ、平成22年度に電気柵設置に係る費用の補助制度を創設し、併せて町鳥獣対策専門員による設置指導、技術支援、多面的機能支払交付金の活用等により積極的に設置を推進してまいりました。

この結果、これまで総延長約134キロメートル、面積約284ヘクタールの農地に電気柵が設置され、農作物への被害額は、年度ごとに出没や捕獲頭数等による増減はあるものの、おおむね減少傾向にあることから、一定の防除効果があると評価しているところであります。

一方、課題としては、設置後の管理を適切に行わなければ十分な侵入防止効果が得られないため、定期的な点検と管理が重要であり、草刈りによる漏電防止や断線箇所の修復、降雪前の撤去と春先の設置など高齢化が進む本町にあっては、これらの維持管理が負担となり管理が行き届かなくなることで、電気柵設置の効果が低下することが懸念されます。

次に2点目の、これからの有害鳥獣対策として電気柵よりもワイヤーメッシュ柵等が有効と考えるがどうかとの御質問にお答えします。ワイヤーメッシュ柵及び電気柵にはそれぞれ特性があります。

ワイヤーメッシュ柵は、鉄などの金属線の柵を等間隔に配置した支柱に設置し、有害鳥獣の侵入を物理的に防ぐことを目的に設置する柵であり、一度設置すれば毎年の設置、撤去が不要であり、電気柵のような頻繁な草刈りも必要なくなるなどのメリットがあります。一方で、電気柵と比較して設置費用が高く、設置に多くの労力と時間が

かかるなどの課題があります。

一方、電気柵については、動物が電気柵に触れることにより電気ショックを受け、その不快な経験によって柵への接近を避けるよう学習することから「心理柵」と言われており、設置費用や労力は比較的少ないものの、十分な効果を発揮させるためには定期的な管理作業が必要になります。

このため町といたしましては、それぞれの特性を見極めた上で、対象となる農地の場所や面積、侵入を防ぎたい動物の種類、設置費用等について設置を希望する集落や生産者等と十分に協議を行い、最も高い侵入防止効果が期待できる手法を判断していきたいと考えております。

次に3点目の、ワイヤーメッシュ柵導入に係る国の支援策についてであります。国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」に対象となる補助事業があり、ワイヤーメッシュ柵の部材のみを購入し、設置を受益者等自ら行う場合は部材購入費に対して10分の10の補助率となります。一方で、設置を外部事業者に委託する場合は補助率が10分の5となります。

次に4点目の、ワイヤーメッシュ柵等の設置に向けた問合せや申請状況であります。これまで町には3件の問合せが寄せられており、そのうちの1件については調整が整ったことから、令和8年度の補助事業採択に向けて、現在国に対して要望を行っているところであります。

次に5点目の、具体的な設置に向けた工程についてであります。先ほどお答えしました国の補助事業を活用するケースについて申し上げますと、事業の着手が可能となるのは、国からの補助金交付決定以降となります。例年、交付決定時期は7月頃になることから、決定の通知があり次第、速やかに設置作業へ着手できるよう、準備を進めてまいります。

次に6点目の、有害鳥獣解体施設の利用状況と課題についてであります。大型獣の解体に係る捕獲者の負担軽減を図るため、令和4年度に解体処理施設を整備いたしました。施設開設から令和7年度までに179頭の解体を行っており、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカの全捕獲頭数の約3割の個体を当施設にて解体処理しております。

また、課題についてはこれまで利用者から寄せられていませんが、引き続き利用者の声をお聞きしながら運営してまいりますので、御理解願います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 順次再質問をさせていただきます。

侵入防止の観点から、電気柵ですね、その問題点はということで、いろいろ、設置しても、そこにイノシシ等が入ってしまうということがあると思うんですが、その辺のところは町では把握しておられますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　　それでは、再質問にお答えをいたします。

電気柵を設置している農地にイノシシが入っていることを確認しているかという御質問でございますが、毎年度、農林振興課におきまして被害状況調査というのを冬に行っております。

その中で、イノシシによる被害というのも毎年一定程度確認されておきまして、電気柵の設置については、これまでは、先ほど答弁で申し上げましたように、相当長い期間、補助を使って多くの集落で設置をしていただいておりますが、被害がある程度継続しているというところで、町の有害鳥獣の対策専門員がパトロールなり見回りしている中で、やはり適切に管理されていない電気柵も一部見受けられるということで。

そういった適切に、雑草が伸びて電気柵に触れてショートして、適正な電圧が電線のほうに通じていないということで、効果が十分に発揮されていない部分については、そういった侵入をされているということは、町のほうでは確認をしております。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　ということは、設置者の要するに問題があるということでしょうか。

設置者の管理をもっとちゃんとしていけば、電気柵でも有効な現状になるというお考えですか。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　　お答えします。

電気柵につきましては、先ほど申し上げましたように、やはり適正な管理をすることが侵入防止の効果を十分に発揮できるということですので、やはり、設置者の問題といたしますか、やはり適正な管理をしていただくような周知のほうは、町でも今後していきたいということで考えております。

適正に設置して適正に管理すれば、一定程度の侵入防止効果は期待できるのかなということで考えております。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　繰り返しになりますが、確認ですけど、設置者の要するに管理が悪いということでしょうか。その辺もう一度お聞かせください。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　　お答えします。

管理が悪いとかいいとかということで、その二つで申し上げるのはなかなか難しいですが、しっかりとした管理、先ほど申し上げたように、草が伸びてきたときには線に触れる前にしっかりと草刈りをするとか、そういった適正な管理をしていただければ、一定程度の侵入防止効果は、電気柵は期待できるのかなというふうに考えております。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　今、耕作者も大分、高齢化が進んでおきまして、なかなかその辺が大変な

んですね。

それで、次の質問にもなるのですが、これからは電気柵よりもやはり、設置には大変だと思いますけども、ワイヤーメッシュで本当に侵入を防止。これ、電気柵は本当に低いですね。もうワイヤーメッシュになりますと、1メートル50ぐらいあります。それなので、完全に侵入防止には、電気柵よりもすごく有効だと考えておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたように、それぞれワイヤーメッシュと電気柵、利点と
いうかメリットと、デメリットというか課題があります。

確かに、議員申されましたように、ワイヤーメッシュですとある程度の高さがありますので、例えばイノシシなんかについては非常に有効だというふうに、研究というか、実際の設置したところで評価をされております。

ただし、鹿とか熊あるいは猿については、ワイヤーメッシュ柵でも上ったり飛び越えたりするということで、必ずしもワイヤーメッシュを設置したことによって全ての獣種が防げるということではありませんので、防ぎたい獣種でありますとかあと場所、そういったものを見極めて、例えばですが、ワイヤーメッシュと電気柵を組み合わせ
て設置して、より高い防除効果を生むと。そういうところについて、申請、設置を希望する方と、どういうやり方が一番いいのかというのは協議しながら行っていきたい
ということで考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 私たち、経済常任委員会で、宮城県七ヶ宿町と石巻市、これを見てきました。

そして、そこでは、七ヶ宿町では、80キロメートルにわたってワイヤーメッシュを張
っていると。私たちはもう10年前からワイヤーメッシュやってますと。だから侵入は
ほぼほばないということなんです。

だから、私たち行ったときには、もう遅いですねって、何で早くこれをやらなかった
んですか。私たちもその前は電気柵やってたんですけども、電気柵は一向に防止にな
らなかったということなんで、そういう結果もあります。

あと、飛び越えてしまうつつうこともありますけども、それはその上に、ワイヤーメ
ッシュの上に電気柵を張るということでやっておられました。だから、そういうこと
もあるので、一概にワイヤーメッシュよりも電気柵のほうがいいんだよということは
言えないと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員申されましたように、ワイヤーメッシュ、電気柵、それぞれメリット、いいところありますので。

町内におきまして、今回先ほど答弁で申し上げましたとおり、国の補助事業を活用しては初めての事業に取り組まれる生産者といえますか、集落ありますので、そういったところの状況も今後見ながら、西会津の中でこういった形で、ハイブリッド型といえますか、電気柵とワイヤーメッシュを使って、どちらがいい、どちらが悪いということではなくて、あくまでも、やはり場所に合ったやり方、守りたいのはどういう獣種なのか。そういうところを見極めながら、より高い被害防止につなげられるような対策を行っていききたい。

その中で、ワイヤーメッシュがいい場所もあると思いますし、電気柵のほうが有効なところもあるということで、見極めをしながら対策を行っていききたいということで考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ワイヤーメッシュと電気柵を、それぞれいいところあるからということで今、伺いましたけども、ワイヤーメッシュのほうが数段優れていると思うんですが。

今、テレビ報道を見ていると、県では鹿の、要するに個体数の増加確認をしていると。その鹿対策について、鹿の捕獲枠を増加しますということで発表がありました。

電気柵では鹿は効果がないと思うんですけども、ワイヤーメッシュのほうが数段もうあると思うんですけども、その辺のところをお聞かせください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

今ほど、鹿についての御質問でございましたが、町でも鹿の目撃情報は確認をしています。

ただ、頭数で申し上げますと、今年度についてはまだ2頭ほどの捕獲にとどまっているというような状況で、今後、当然鹿についても対策は必要になってくると思います。

先ほど申し上げましたように、鹿についてはワイヤーメッシュを設置しても飛び越えたりするということで、議員申されましたように、ワイヤーメッシュの上に電気柵を張るというのも有効だと思いますので、今後、鹿対策も検討する上で、ワイヤーメッシュも含めて、より高い被害防止効果について、ワイヤーメッシュも含めて検討をしていきたいということで考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 3点目でありますけども、今はワイヤーメッシュを導入する際に、10分の10の補助率があるということでありますが、これはいつ頃までありますか。分かる範囲で大丈夫なんで、お聞かせください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　それではお答えをいたします。

答弁で申し上げましたとおり、国の鳥獣被害防止総合対策交付金という補助金でございしますが、国のほうから、この補助金の時限といいますか、いつまでということが示されておりませんので、当面この補助金はあるのかなということで考えております。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　一方、設置に向けますと、委託する際は補助率が10分の5となりますというふうに今御説明いただいたんですけども、これを最初は、やっぱり導入に当たっては分からないと思うんです、もし導入するとすれば、町で。そういった際に業者に委託するとなると、業者にお金を払うということになるのでしょうか。その辺をお聞かせください。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　ワイヤーメッシュの事業者委託した場合のお金の流れということでしょうか。

今回活用する補助事業につきましては、会津北部で構成してます会津北部の鳥獣被害対策協議会が補助金の受皿になって、そこから事業に係る予算が支出されることになりますので、その協議会から設置をした事業者のほうにお金が流れるということになるかと思えます。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　確認なんですけども、今回申請して、下りましたというときには、受益者負担というものはございますか。どのくらいになるのですか。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　お答えをいたします。

令和8年度に申請した事業の内容ということでよろしいでしょうか。

令和8年度につきましては、先ほど答弁で申し上げましたとおり、昨年度から設置の場所でありますとか設置の方法について、設置を希望する生産者の方と協議を進めてまいりまして、その中では、部材については全て国庫補助事業で10分の10で設置をするということで、部材費については自己負担は基本的には発生はいたしません。

ただ、設置にかかる労力、手間ですね、この分は補助の対象になりませんので、設置する方が自ら設置をするということになります。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　繰り返しになりますが、そのときに、やはり初めてやるもので、はい、これが部材です、設置してくださいといってもなかなか分からないと思うんで、その際業者の方とか、専門に設置されてる方のアドバイスとか、要するにそれを見る、設置のための、要するに指導は受けられるのですか。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　　お答えをいたします。

議員申されましたように、今回、西会津町では、この補助金を活用しての設置は初めてになるということでございます。

ただ、近隣市町村では、既にこの補助金を活用して設置しているところありますので、今後町の専門員などが、そういった既に設置をしているところなどの情報もいただきながら、また設置できる段階になりましたら、その設置の指導というかアドバイスについても、町のほうでしっかりサポートはしていきたいということで考えております。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　これ、初めてのケースになりますので、私も本当に興味深いと思っております。

それなんで、今後、多分町に導入されると思いますので、その辺のところは、いついつにここでやりますからって、皆さん見に来てください、それとか手伝ってくださいということ、そういう機会を与えていただければ幸いかなと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　　それではお答えをいたします。

先ほど答弁の中で申し上げましたように、これまで町には3件の問合せがありました。

今回、1件申請につながったわけなんです、その残りの2件の申請された方にも、今回の令和8年度実施する設置の際にはお声がけをして、こんな形で設置をしていきますというような、実際見ていただくというのは非常にいいことなのかなと思いますので、それについては検討をしていきたいと思います。

ただ、町のほうで、その設置についてお手伝いを町のほうからお願いするというところについては、いろいろ課題もあるかと思しますので、今後どういった支援ができるかということについては、少し検討が必要なのかなということで考えております。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　前に、経済常任委員会の視察後の会議でも、そういったことがあれば、本当に町で、こういうところありますから、皆さんで講習受けてみませんかという、そういうお知らせはいかがですかって私聞いたときに、それはいい考えですねっておっしゃったんですけども、そういったことをやはりやっていただかないと、これは広がっていかないと思うんです。

だから、最初に設置する、それがどういうものかというふうなことが分かれば、その次からは、そこで学んだ人たちが、本当に設置に向けてリーダーシップを取っていくとか、そういったこともできると思うんです。だから、その辺のところのお考えをお聞かせください。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　それではお答えをいたします。

繰り返しの答弁になるかもしれないんですが、先ほど申し上げましたように、町内では設置を希望しているような生産者、集落、団体もありますので、まずはそういうところには、議員申されましたようにお声がけをして、しっかり、何というんですか、講習といいますか、見ていただく機会をつくるということは有効なのかなということで、検討はさせていただきたいと思います。

ただ設置の、何というんですか、お手伝いといいますか、そこにつきましては、やはりそれぞれ設置をして農地を守るわけですので、その守る農地の受益者でありますとか、そういった方の協力も、これ必要不可欠になってくるのかなと思いますので、そこは申請者の方と調整をしながら、そういった受益者の方にもお手伝いいただけないのかということのお声がけはさせていただくことはできるのかなということで、考えております。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　もしできれば、そのとき私も参加したいと思いますので、そのときはよろしくをお願いします。

あと、次の質問に移ります。

1件の申請は、調整が整ったことから、補助事業採択にあるということですが、具体的にこれはどこの地区ですか。それを、具体的にはよろしいですので、どこの地区だということだけでも知りたいです。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　お答えをいたします。現在申請を行っている地区につきましては、新郷地区内でございます。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　これは7月頃に通知があるということによろしいのでしょうか。それで、その後に資材が入ってきて設置ということになるんで、その辺のところのちょっとした工程、ここら辺をお知らせください。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　具体的な工程スケジュールの御質問でございますが、例年、この補助事業の国からの交付金の決定の通知が、例年ですと7月頃に行われますので、令和8年度についても、おおむね時期は同じ頃なのかなということで、町のほうでは想定をしております。

この交付決定が来ない段階においては、着手はできないことになっておりますので、交付決定があってから資材の購入の手続を進められることになりますので、具体的に発注の時期については、7月の交付決定があってから、何というんですか、時間を置かずに発注できるように、事前の準備は十分進めていきたいということで考えており

ます。

以上です。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 私たち経済常任委員会でもそのときに会議の中で話になったんですけども、何か野沢地区の前山地区ということで話が出て、そこを先にやりたいと。

それで、私たちそのワイヤーメッシュで政策提言を行いたいという話になったときに、具体的に今そこでやるので現物を見てくださいということで会議は終わったんですけども、その後、その地区からの何か要望がないので、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 今、議員のほうからの野沢の前山地区の進捗ということでございますが、当初前山のエリアといいますか、でも原町でも実施をしたいということで、相談をいただきましたが、まだ国のほうへの申請するような準備が十分に整っていないということで、現時点ではまだ申請に至っていないという状況でございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ということは、まだ申請が上がってきてないということでしょうか。再度確認です。よろしくお願いします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 お答えいたします。

申請といいますか、申請は町で行うことになりますので、申請自体はその団体からいただくということではありませんが、やはり話し合いをして、しっかりとその事業を、そのエリアの方たちの認識というか考え方が整理をされて、皆さんでやるという段階になって、初めて申請できるものですので、まだその前の段階にあるということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 確認でございますが、まだ要するに申請は上がってきてないと、受益者からの要望、これがないということでよろしいでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

少し前の答弁と重なるところあるかもしれないんですが、原町地区としては、やはりワイヤーメッシュを設置したいという御相談はありましたが、先ほど申し上げましたように、申請ということではなくて、町と生産者の方、団体が協議をして、皆さんの合意形成をもって初めて国のほうに町から申請するという流れになります。

先ほど申し上げましたように、令和8年度申請する団体については、その協議が全て整ったことから、町のほうで申請できたわけなんですけど、原町についてはまだその協

議の途中ということで、まだ申請に至ってないということでございます。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　分かりました。申請がまだ整ってないということで、理解しました。

それで、5点目についてですが、設置に向けて、いつまで、要するにその申請を行えばいいのかとか、それとどういう申請書類があるのかということをお聞きしたいと思います。

全て、申請に行ったらば、まだこの書類も出してもらわなきゃいけなかったんだとかということのないように、申請するにはこの書類この書類、こういうのをということで、具体的をお願いいたしたいと思います。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　　それではお答えをいたします。

補助のスケジュールという御質問でございますが、事業を実施したい年度の前の年度の夏ぐらいに、一度仮の要望を国のほうに提出することになります。その段階におきましては、業者からの見積書であったり、どのエリアをどういう形で囲いたいというような図面をいただくことになります。

その上で、秋に再度、本要望ということで、もう一度同じような申請を行うことになります。その時点についても、見積書でありますとか、そういった、どのエリアに設置するかというようなことを申請することになります。

先ほど申し上げましたように、それが翌年度の7月ぐらいに採択されれば交付決定ということで、国のほうから決定をされるという流れになりますので、大きくは業者からの見積書と、あとどこの地区をどのような形で設置するかというような図面的な物、こういった書類が必要になってきます。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　夏頃までということで見積り、あと秋頃申請ということで、秋頃ではなくて、いつまでという、そういうのはないのでしょうか。

申請の期限、本年度の申請の期限はいつまでです、いついつまでですよというのがやはりなければ、言ったはいいがもう締め切りしましたよということだったら大変なことです。それとあと、申請するのに当たってのメートル数ですよね。もう5キロメートル、6キロメートル、10キロメートル出してもいいのかということなんですけども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　　補助金の提出の時期ということでございますが、当然これ国の補助事業ですので、毎年国のほうから、この事業についての申請の締切りの時期が示されますので、毎年、おおむねですが、11月末ぐらいまでには町のほうに出していただくような流れで、これまで通知のほうが来ているということでございます。

なお、申請については、全く相談のないところ、生産者から突然申請が来るということとはなかなか考えにくいのかなということで、協議いただいて、相談いただいている生産者の方については、そういうスケジュールについては、当然遅延することなくお伝えをしているというところでございます。

また、メートル数、延長でございますが、5キロメートルでも10キロメートルでもその制限がないのかということでございますが、今回の国の補助については、法律補助ではなくて予算補助になってます。

ということは、当然予算の範囲内での補助になりますので、その土地の要望の、全国の要望の状況によって、シーリングといいますか、減額をされるということも十分に考えられます。当然、西会津町で要望をした金額なりメートル数が全て採択されるということも、その年の補助の状況によって多少変わってきますので、そういった場合は、例えば単年度でできない場合は、2年とか3年とか、そういったスパンで考えていただくということで、これについても申請をいただく段階で、申請される方に十分御説明をして了解をいただいた上で、国のほうには申請をしているという状況でございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ということは、申請しても全部ならないことがあるということですね。その場合、その後の次年度にそれを実施していただけるということでしょうか。どうでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 申請が満額配分されなかった場合のその後の対応ということでございますが、その辺についても申請をいただく段階で、申請される方とそういった状況を十分協議しまして、その御了解の下申請をするということで進めておりますので、万が一満額配分されなかった場合については、2か年で実施をしてもいいよということで御了解いただいた上で、今、申請をしているという状況でございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 時間もなくなりましたので、ワイヤーメッシュ柵は本当にこの町でも有効だと思いますので、ぜひそれに向けた実施をしていただきたいと。七ヶ宿町、石巻でも、本当にワイヤーメッシュにしてよかったと言っておりますので、その辺よろしくをお願いします。

次に移ります。有害鳥獣対策の利用状況ということでお示しになりましたが、3割の個体が処理しておるということですが、残り7割はどうされているのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 残り7割をどうしてるかという質問でございますが、解体処理施設を使用していない個体については、町有地に埋立ての処分をしております。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 これは、やはり 7 割も埋めているということですよね。それが手っ取り早
いかなとは思ってるのですけども、この先本当に捕った、町長の答弁にもありましたが、それを有効活用するということを、私もそれだと思います。

本当に有害鳥獣対策は、食ってしまえばいいとは思ってるんで。本当にそれ、施設
がこれ何か足りないからというふうにも思えるのですけども、施設の拡充とかという
お考えはないんですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

今埋設の頭数が全体の 7 割ということで御答弁申し上げましたが、スペースがなくて
7 割を埋めているということじゃなくて、やはり実際持ってこれる状況であったり、そ
の場に埋めて、その場というか、埋めてしまったほうがいいという狩猟者の方の判断
で今行っておりますので、決して今のスペースが小さいからこういう状況になってい
るということではないのかなというふうに考えております。

なお、今後につきましては、先ほど町長答弁でありましたように、ジビエの利活用に
向けた検討を進めてまいりますので、その中で、現在のスペースで処理まで十分に行
えるような体制が整うかということについては、また別の視点で今後検討をしていく
必要があるのかなということで考えております。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 やっぱり命をいただくということですので、本当に有効活用していただき
たいと。うちでも、私のうちでおやじとかじいさんも鉄砲やってたんですけども、た
まに熊を捕ったりとかしてました。それは本当にうちで解体して、本当にみんなで食
べて、恩恵にあずかるということで、それをずっと見てきましたんで、私はそういつ
たことが一番いいのかなと思っております。

最後の質問にもなりますけども、出荷制限解除に向けて今の現状というのが、もうど
こいら辺まで今来てますか。もうすぐ出荷制限解除に至りますか。その辺のところを
お聞かせください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

町長の答弁でも申し上げましたとおり、出荷制限解除に向けた今取組を開始したとこ
ろでございますが、出荷制限の解除に当たりましては、まず食肉処理加工施設、建物の
整備を完成してから初めて出荷制限の申請ができるということになっております。

ですから、町では出荷制限解除に向けて、まず施設の整備を早急に進めなければなら
ないということで、その作業を現在進めているという段階でございます。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正　先週の新聞に県議会の一般質問が出ておりました。それで、そういうジビエはどうするのかということで、県のお答えがありました。

今、そういう施設を造る、あるいは施設の拡充、これを県も力を入れてやっていきますということで新聞報道ありましたので、本当にそういう施設を造っていくこと、近いうちにそれを造れば、解除に向けて第１歩となるんでしょうか。その辺をお聞かせください。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、出荷制限の解除の申請は、福島県知事が原子力災害対策本部長に対して行うことになりますが、その申請を行うには、必ずその建物の整備をしてないと申請の解除ができないということになっておりますので、今その施設の整備に向けて、どういった補助事業を活用すれば有利に整備できるか、そういったところも含めて、施設整備の早期の完成、着手に向けて今取り組んでいるということで、まずは施設整備が先行して取り組まなければならない課題なのかなということで考えております。

○議長　３番、長谷川正君。

○長谷川正　確認でございますが、今ある解体施設のほかに施設が必要ということでしょうか。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　現在ある解体施設につきましては、あくまでも解体をするだけの施設ということで、衛生的な面とかそういった様々な食肉処理加工施設としての許可を受けるには、あの施設では難しいので、別に施設の整備が必要なのかなということで考えております。

○議長　３番、長谷川正君。

○長谷川正　だんだん時間もなくなりましたけども、本当に具体的にその施設はいつ頃完成するか、大体でよろしいので、早くその施設を完成させてジビエで売っていく、食ってしまえばいいというふうにしてもらいたいと思うんですけども、その辺のところはどうでしょう。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　ただいまの御質問でありますけれども、今担当課長のほうからいろいろ答弁申し上げましたけれども、出荷制限解除して利活用できるまでは、今答弁いたしましたように、やっぱりハードとソフト、このハードも食肉加工処理施設を整備しないといけない。

その処理施設でどれだけの規模の食肉を受入れやるのかというか、そういう、何ていいますか、管理運営まではつきり条件が整わないと国のほうでは許可をしないと、こ

ういう今状況になってまして、今、今年の令和８年度の予算で、とにかく加工処理施設を造らないといけないということで、設計するための準備経費を一応予算を計上させていただきました。

その後に設計が固まり次第、国との調整の結果、令和８年度中に施設の整備の事業ができれば、ぜひ早く、１年でも早く、ジビエの肉として活用できるように取り組んでいきたいなと思っております。

それから、今の解体処理場は、１日２頭だけは、解体処理した肉は山都のいわゆる焼却場で処分して、焼却していただけるのですよね。そういう、いわゆる猟友会の皆さんの負担の軽減のためにあの施設を造ったわけで、あの施設を利用して食肉はできないんです。

新たに食肉加工処理施設を造って、そしていろいろソフトの、さっき申し上げたようないろんな条件をしっかり整備した上で、解体、いわゆる出荷制限解除ということがありますし、また出荷制限解除してから、肉としてどういう利用の仕方があるのかというと、そこからまた長い時間かかりますので、今は同時並行で、肉の利活用も含めて、今その前段の作業をしているわけでありますので、できたら、できるだけ早く利活用できるようにこれから取り組んでいきますので、一つ御理解いただいて、いろんな面で御支援をいただきたいと思います。

○議長　　３番、長谷川正君。最後です。

○長谷川正　　時間もなくなりましたので、最後に本当に有害鳥獣対策、ジビエは、これから本当にこの町の発展に大きく寄与すると思うので、早い段階での進め方をお願いして、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長　　１番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子　　皆さんこんにちは。１番議員の渡部佳菜子です。

本日は、西会津町におけるＲＶパーク、車中泊拠点整備について一般質問をいたします。

まず、ＲＶパークについて簡単に説明いたしますが、ＲＶはレクリエーション・ビークルの略で、キャンピングカーなどの車中泊を前提とした車両のことを指します。

ＲＶパークとは、そのような車両が安全に車中泊できるよう、駐車スペースや電源、トイレなどを備えた受入場所のことです。近年、車中泊やＲＶを活用した旅行スタイルは全国的に広がりを見せており、観光の新しい形として注目されています。

本町においても、道の駅などを利用して車中泊を行う来訪者が一定数存在しているという声を町内の飲食店から伺っています。

しかしながら、現在の本町には車中泊を受け入れる環境が十分に整備されているとは言えず、ニーズと制度との間にギャップが生じている状況があると感じています。

私自身、今年１月末に町内で講演会を主催し、４００名以上の方に御来場をいただきま

した。その多くが町外であり、会津地域外からは300名以上の参加者がおりましたので、宿泊に関するお問合せも多数いただきました。

しかし、町内の宿泊施設は早い段階で満室となり、結果として柳津町、喜多方市、会津若松市など、町外の宿泊施設を案内する状況となりました。

この経験からも、本町において、来訪者の滞在を受け止める環境が十分ではないという課題を実感いたしました。

また、このテーマは、町外からの来訪者だけではなく、町内の暮らしにも関係していると考えています。西会津町は広域であり、夜間の交通手段が限られていることから、飲食や交流の機会が制約されている側面があります。車中泊などの選択肢があれば、町内においても安心して飲食や交流ができる環境づくりにつながる可能性があります。

先日、西会津町と条件が近い山形県内のRVパークを個人的に視察してまいりました。冬期間で休業をしている施設も多く、利用状況までは確認はできませんでしたが、既存の駐車場や施設を活用しながら地域の受入環境を整えている事例を見ることができました。

RV拠点は、ホテルなどの宿泊施設整備とは異なり、既存の駐車場などを活用しながら、比較的低コストで導入できる施策でもあります。滞在時間の延長や夜間の飲食利用の増加、関係人口の創出など、地域経済への波及効果も期待できるのではないかと考えます。

そこで、次の点について伺います。

まず1点目、本町における車中泊の現状及びRVの需要について、どのように認識しているか伺います。2点目、RV拠点整備に当たり、想定される制度面や運営面の課題は何か、伺います。3点目、既存の駐車場などを活用したRV拠点整備について、町として検討する考えはあるか。

以上、町の見解を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 1番、渡部佳菜子議員の「RV（車中泊）拠点整備について」の御質問にお答えいたします。

1点目の「本町における車中泊の現状とRVの需要について」のおただしについてお答えいたします。

まず、「本町における車中泊の現状について」であります。町として正確なデータは持ち合わせておりませんが、さゆりオートパークや「道の駅にしあいづ」の駐車場などに車中泊を目的とした来訪者が一定数存在することは把握しております。

次に「本町におけるRVの需要について」であります。先ほどの御質問と同様、町としての正確なデータは持ち合わせておりませんが、近年、車中泊を伴う観光スタイルは低料金で旅行が楽しめることから全国的に人気が高まっていると認識しており、

本町においても需要がある可能性はあるものと認識しております。

2点目の「RV拠点施設整備に当たって想定される制度面、運営面の課題について」であります。整備する場合は、場所の選定や電源、給排水、トイレ、ごみ処理施設などのインフラ整備の必要性を考慮すべきと考えます。また、新たな施設の町の関係施策での位置づけや整備に係る財源の確保、さらに利用料金の設定やランニングコストの精査、管理運営体制の構築、利用者の緊急時の対応、騒音や不法投棄等防止対策、近隣住民の理解、関係機関の合意、降雪期の運営などが課題として考えられます。

最後に、3点目の「RV拠点施設整備について、町として検討する考えはあるか」とのおただしであります。車中泊関連施設は、本町の滞在型観光の推進や地域内消費の喚起、さらには関係人口の増加につながり得る可能性があるかと認識しており、今後調査、検討してまいりたいと考えておりますので御理解願います。

○議長 1 番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 御答弁ありがとうございました。本町における車中泊の実態については十分に把握していらっしゃるということで、分かりました。

道の駅では、基本的には車中泊を推奨はしていないと思うんです。そうした中で、こういった実態があるということで、今のところそんなトラブルということはあんまり聞いてはいないんですけども、車中泊を希望する来場者は本当に、私自身も町内の飲食店で働いた経験があるので、その人たちとの関わる機会もあったんですけども、本当に道の駅というのは、大体郊外にあることが多くて、道の駅から歩いて飲食店に行けるという道の駅ってすごく少ないんだという話を伺ってます。

だからすごく需要のある道の駅であることは間違いないんだろうなというところではあるんですけども、そうやって道の駅は宿泊を目的とした利用は想定されてないということです。こういったところの整備というのは今後必要になってくるかなというふうに思うんですけども、その町の考えをもう一度お聞かせください。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

道の駅というようなところでお話もございましたが、基本的に道の駅は休憩場所でございます。宿泊というのは基本的にできないということになっているところでございます。

町としての考えですけども、議員から、飲食店の方々からそういう車中泊のニーズがあるというようなお話もございましたので、その辺のニーズも把握しつつ、今後その整備について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 1 番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 ありがとうございます。

車中泊の利用実態についての調査、今後行われていくということなんですけれども、

こういった方法で行うのかなというふうにお聞かせいただければと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず本町の状況におきましては、やはり議員が申されました飲食店の声というのをまず伺ってみたいというふうに考えてございます。

それから道の駅にも、車中泊なのかどうかあれですけども、道の駅のほうにもそういう実態があるのかどうなのかというようなところを道の駅にも確認しまして、ニーズというものの確認に生かしていきたいというふうに考えてございます。

さらに、全国的にもこういうニーズがあるということでございますので、その辺もより詳しく調査をした上で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 1 番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 ありがとうございます。

ニーズを把握してから動き出すということではあると思うんですけども、課題となりそうなことは何かというところで伺いたいと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、どこの場所に R V パークが整備できるのか、それがニーズとして一番高いのかというのを、場所の選定というのが必要であろうというふうに考えてございます。

それから、R V パークには電源や給排水、トイレ、ごみ施設などのインフラ整備というものが通常なされているということでございますので、それにかかる費用ですとかランニングコスト、初期投資、あとランニングコストですね。

それから、利用する際の利用料金の設定ですとか、それからつくった場合、その後どこが管理するのか、管理運営体制の構築。

それから、利用者、町で設定した場合には夜間であっても緊急の連絡先等の構築といえますか、対応もしなければいけませんので、その辺の対応。

それから、場所によっては騒音、それから不法投棄の防止対策も考えなければいけないと思います。

それから、場所が決まれば、その近隣の住民の方の合意というものが必要だと考えられます。

それから、もし道の駅に整備するということであれば、道の駅の登録というのは国土交通省のほうでやってございまして、また今の道の駅にしあいつの土地の一部については国土交通省の土地もございますので、その辺の関係機関等の協議、合意が必要であろうということでございます。

それから、降雪期の運営というようなのも課題なのかなということで認識してございます。

近隣の福島県内の道の駅でも、道の駅の一角にＲＶパークを設置している例を確認していますが、その施設では冬期間は運営していないというようなことでございましたので、その辺、町内の飲食店への効果といった場合には、冬期間はその辺の対策といえますか、効果はないよというようなことになってしまいますので、その辺、それ以外の観光施設としての効果ですとか交流人口の拡大といった効果がどの程度あるのかといった様々な課題というのが、クリアしなければいけない課題、調査というのが必要だというふうに認識してございます。

○議長　　１番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子　ありがとうございます。

そうですね、課題に関して細かく答弁いただきましたので、すごく分かりやすかったです。

道の駅、国土交通省が管轄されてるということなんですけれども、町の持ち物といえますか、範囲があると思うんです。その辺の範囲というのを具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長　　商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長　お答えいたします。国と町との施設での所有といえますか、その部分のおたしでございます。

まず町の部分でございますけれども、交流物産館よりっせ、これは町の施設でございます。

それからミネラル野菜の家の部分は町でございます。

それから情報ステーションの部分については国土交通省の管理になってございます。

それから駐車場の部分については複雑でございまして、町の部分もございまして、一部国土交通省の部分もあるということでございます。

先ほどの課題の中でもございましたが、ＲＶパーク整備するに当たっては、それなりのスペースも必要ですし、今現在、道の駅でＲＶパーク設置している道の駅さんの状況を見ますと、それよりははるかに面積的に駐車場のスペース狭い状況でございまして、その辺のことも課題かなというふうに認識してございます。

○議長　　１番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子　ありがとうございます。

駐車場、一部、町の持ち物として範囲があるということですので、すぐに設置ということではないと思うんですけれども、試験的に行うことは可能なのかなというふうに思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長　　商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長　お答えいたします。試験的には可能なのではないかなというようにおたしでございます。

試験的であっても、例えば道の駅であれば、国土交通省さんとのお話というのは必要になってくると思いますので、ある程度時間というのにかかるかな、その手続は必要だということで認識してございます。

○議長 1 番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 試験的にやる場合、既存の R V パーク私も今回視察させていただいたんですけども、本当に簡易的にされてるところが多くて。

本当に駐車スペース、電源設備、あとトイレがあること、ごみ回収までされてるところもあればされてないところもあるのですけれども、そのぐらいで、あと看板が設置してある、ルールとかですよ、利用ルールとかということの看板が設置してあるぐらいで、本当に簡易的に、すぐにでも取り組める事業なのではないかなというふうに思うのですけれども、もう一度伺います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

試験的であっても、どのような手続が必要なのかというのは、また今後詳細に検討、調査してまいりたいということで御理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 ありがとうございます。

今回道の駅で、もう既に車中泊のお客様が一定数いらっしゃるということで、道の駅ということで題材に出させていただいたのですけれども、ほかに考えられる施設等ありましたら、一応お伺いさせていただきます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 R V パーク、私も将来必要だなというふうに思っておりますが、道の駅にそういう場所をつくるというのは、さっき課長のほうから答弁いたしましたけれども、いろんな、国交省との関係も出てきますし。

現在、あそこの施設は、あの駐車場は実際足りないんです。平日は多少余裕ありますが、土曜、日曜、それからいわゆる行楽シーズンなんかはもう満杯になって、途中で入れなくて帰る人たちも相当いるような状況になってて、そこに道の駅にいわゆる R V パークの場所をつくるということは、私やっぱそれは適当ではないのかなというふうに思っております。

どこか、そのほかの場所ということで検討したことがありますけども、せっかく西会津町に来ていただいた方が、駐車場で泊まるよりももっと、例えばの話ですけど、いわゆるロケーションのいい場所とか、あるいは近くに飲み屋さんじゃなくて運動施設があるとか、温泉があるとかというような場所も考えたほうがいいのかなというふうに思っております。

一時、トレーラーハウスを考えたときがありました。

西会津町にどんな、やっぱりこれからそういう、何ていいますか、車を使っておいでになる方たちが泊まれる場所ということで、トレーラーハウスなんかも検討したことはありますけど、これはこれでランニングコストがかかりますし、またそこに人材がいわゆる確保しないとイケないといういろんな問題があって、それは今の時代にどうかということと、ある人から、これから考えるんだったらＲＶパークだよって言われたこともありましたので、これからどういう場所にどういう、何ていいますか、形態の、あるいはどこが管理運営するのもも含めて検討をさせていただきたいと思えますけれども、私はやっぱり道の駅はちょっと狭いなというふうに思っていました。

当時、道の駅の脇に四岐川というのがあって、あそこ埋め立てしたいということで、随分県のほうにも国のほうにも言いましたけども、あの四岐川ってのは一級河川なんです。

どうしても、一級河川を埋め立てるといえるのか、水が通らなくするわけではありませんけれども、そこに今のこの磐越道４車線化のトンネルから出る土砂をあそこに埋立てをして、あそこに駐車場を拡大したいなと思ったけど、一級河川でそれも駄目だというようなことで。

非常にいろんな課題といいますか、問題がありますので。確かにＲＶパーク、私もいろんな方からいい話は聞かされておりますけれども、これから検討をさせていただきたいと思えます。

○議長　　１番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子　　町長のほうから前向きな答弁をいただけたので本当にうれしく思います。

お話にあったとおり、温泉施設なんかでもＲＶパーク設置してるところ、多数見受けられます。近隣だと新鶴の温泉のところもＲＶパーク設置しておりますので、そういったところも見てみますと、やはり滞在時間の向上というか、につながっているのかなというふうに感じております。

道の駅は既存の駐車場スペースでは狭いというのはすごく実感としてもありますし、次に考える手としてはやっぱりロータスインが妥当なのかなというふうに思いますが、その辺、町側の考えを伺いたいです。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　今、ロータスインの周辺ということでありますけれども、そこも選択肢の一つとして検討させていただきたいなと思ってます。

○議長　　１番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子　　ありがとうございます。

社会実験として提案なんですけれども、今年も５月になつかしｃａｒショーございますよね。そこで試しにというか、電力を設置するというのは大がかりな工事になってしまうのでそこは避けつつも、電源だけ確保する、または既存のトイレ施設を利用す

るというので、イベント限定で、前泊から当日宿泊までのお客様を想定して社会実験的に行うことは可能ではないかなというふうに思うんですけども、町の見解を伺いたいです。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。なつかしc a rショーで試しに社会実験的にやってみたらどうかというような御提案でございます。

なつかしc a rショーでございますが、例年、さゆり公園近隣の駐車場が満杯になりまして、町内全域の駐車スペースを確保して来場者においていただいているというようなところでございます。

まずそういうような状況もありますので、その空きスペースといいますか、そこをどこにするかというような課題もございますし、電源を確保すればというような御提案でもございますが、その電源を整備するのにも、予算的な措置ですとかも必要になるかもしれません。

それから、なつかしc a rショーでございますが、なつかしc a rショーは実行委員会形式で、町内外の団体様とで実行委員会を構成しているところでございます。その辺との意思疎通といいますか、合意といいますか、も必要かなというようなところで、実験的にというような御提案でございますが、それらについても様々な課題といいますか、をクリアしなければいけないかなというようなところで考えてございます。

○議長 1 番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 ありがとうございます。

町長の答弁にもありましたとおり、それなりにニーズは把握されているということで伺いましたので、せっかくならそういうイベント的な機会に、車のイベントですので、R Vパークとも相性がとてもいいと思うんです。

車好きな方が多く集まるイベントですから、そういったところでも宣伝もしやすいのではないかなというふうには思うんですけども、その辺もう一度お願いします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

議員、R Vパークであれば車との相性もいいというようなことでございます。そのようなことというのは私も同感でございますが、先ほども申しましたとおり、様々な課題等もございますので、その辺の整理も含めて検討してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 ありがとうございます。

せっかくですので、こういったニーズがあるということが分かった時点ですぐ動かれるほうが賢明なのかなというふうに思うんですけども、小さなステップとして、今

回イベント、なつかしc a rショーのイベントでということで提案させていただきましたけれども、このR Vパーク、本当に需要がすごく全国的に増えてまして、本当に年々100施設ぐらいの割合で増えてるなんていうデータも見たものですから、本当に需要があるんだろうなというふうに感じています。

なので、取り組むんだったら早いほうがいいというふうに思うんですけども、その辺の着手、まずやってみるということで、町側がどういうふうに今後動いていくのかというところを、もう一度お願いします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 答えいたします。

実際できるかどうか、実際やる時期についてはいつになるかは分かりませんが、調査、検討というのはすぐに着手したいというふうに考えてございます。

○議長 1 番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 何度も同じような質問になってしまって申し訳ございませんでした。

西会津町には自然や温泉、地域の食など、本当に魅力的な飲食店も多いんです。なので、来ていた方をもう少し長く滞在させるような仕組みというのは今後大事になってくるかなというふうに思っております。

R V拠点は大きな施設整備ではありませんので、小さく始めることもできる取組だと思いますので、まずは実態把握や可能性の検討などをしていただいて、今後の取組に期待したいと思います。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議にします。再開は午後1時です。(11時42分)

○議長 再開します。(12時59分)

4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 4 番上野でございます。私は、今次定例会に2件の一般質問を通告しております。

一つ目は8050問題についてであります。

8050問題とは、80代の親が、社会的に孤立している50代の子供の生活を、経済的、精神的に支えるという社会問題です。2010年度以降に顕在化し、今では深刻な問題となっています。

そこでお聞きいたします。

一つ目として、8050問題の課題をどのように捉えていますか。二つ目として、町における8050問題の現状と対策及び今後の取組への考えをお聞きいたします。

二つ目は、特別障害者手当についてであります。

特別障害者手当は、重度の障害があり、日常生活において常に介護が必要な20歳以上の在宅の方に対して支給される国の手当です。在宅で生活されている障害を持つ方の

経済的、精神的な負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的としています。

障害者手帳を持っているかどうかで支給対象を限定するものではなく、国が示す障害程度認定基準によって、要介護度４、５の高齢者が該当する可能性があります。

そこで、在宅の重度要介護者の受給拡充を図るためにお聞きいたします。

一つ目として、特別障害者手当の受給者数は。そのうち、障害者手帳を持っていない方の人数と、過去３年間の受給者数の推移及び在宅で生活されている介護度４、５の方の人数をお聞きいたします。

二つ目として、この事業の取組の現状をお聞きいたします。

以上でございます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 ４番、上野恵美子議員の「8050問題」についての御質問にお答えいたします。

「8050問題」の内容につきましては、議員おただしのとおりでありますので、最初に、その課題に対する町の考え方（捉え方）について説明させていただきます。

この問題につきましては、特に家族のひきこもりの状況等を、周囲に隠し潜在化する傾向が強く、表面化する段階においては、高齢な親の介護や、社会とのつながりが乏しい子の暮らしの確保、そして虐待などの問題が加わる場合もあり、単一の支援機関では対応困難な複雑、複合化した状況に陥っていることが多いと認識しております。

また、ひきこもり等の要因につきましては、心身の不調や障害、経済、社会情勢の変化、大規模な自然災害の影響など、自己責任とはいえないものが一定程度あると考えております。

次に、町における現状とその対策、そして今後の取組についてであります。「8050問題」に限らずひきこもり等への対応につきましては、個別の事案が発生した場合に対処することを基本としてきており、町内における全体像（数）の把握はできておりません。

しかしながら、抱える課題が複雑、複合化する前、あるいは軽度の段階で、適切な職種、機関とつながることは、子の社会復帰をはじめとする家族の立ち直りに効果が期待できることから、ひきこもりの御家族を抱える家庭の全体像（数）を把握するための全数調査に取り組むまいと考えております。

当該調査の結果に基づき、全ての基本である健康の保持増進と、ふだんの暮らしの確保など、行政はもとより地域の皆さんにも主体的に関わっていただけるように、関係諸機関と連携し取り組んでまいりますので御理解願います。

続きまして、「特別障害者手当」についての御質問にお答えいたします。

「特別障害者手当」の内容につきましては、議員おただしのとおりでありますので、最初に１点目の令和５年度からの受給者数の推移と、そのうち障害者手帳を持ってい

ない方の人数、そして要介護度4及び5の在宅要介護者数について申し上げます。

まず、受給者数の推移につきましては、令和5年度当初8名でありましたが、この3年間で新規申請が6件あり4件の受給につながりました。しかし、7名の方がお亡くなりになり、現在の受給者数は5名となっております。また、身体障害者手帳等を持っていない方の受給者数は、この3年間では2名となっております。

続いて、要介護度4及び5の在宅要介護者数につきましては、直近の居宅介護及び地域密着型サービスの利用者数から49名と把握しております。

次に2点目の制度の利用促進を図るための取組についてであります。町ホームページと広報誌により広く制度の周知を図るとともに、西会津診療所及びにしあい福祉会と連携し、対象となる可能性のある方に直接情報が届くように、そして申請勧奨にも努めておりますので御理解願います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは再質問をさせていただきます。

まず8050問題からお聞きしていきます。この問題の課題について御答弁いただきました。認識異なるものではありませんが、もう少し詳しくお聞きしていきたいと思えます。

まず、この問題の背景の一つには、80代の親の高齢化、そして50代の子供のひきこもりの長期化と高年齢化というのがあると思えます。

それによって何が引き起こされるか、実際に引き起こされているかですが、まず、経済的困窮が挙げられると思えます。親が80代になると、年金収入に頼る生活になって、50代の子供の生活を支えるということはとても大きな負担になっています。それで、親子ともに困窮しているという場合も多くあるかと思えます。

また、周囲に相談しづらいということもあって、社会的に孤立していくと。そして、親が高齢になれば介護の問題も出てきます。そして親の亡き後の子供の生活、精神的なところ、経済的なところをどう対応していくかという問題も出てきて、そして今後さらに9060、90代の親と60代の子供という問題に移行することも懸念されている、とても深刻な問題であると私は捉えておりますが、認識を確認させてください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

町としても認識は議員のおただしのとおり、同じように認識しております。そういった課題を、重度化する前に、何とかいろいろな諸機関と結びつくのが、まずは一つ必要な状況なのかなというふうに捉えているところです。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 この問題がどれほど深刻かということでは、厚生労働省の調査によると、40歳から64歳のひきこもりの人数は、2025年3月時点で少なくとも61万3,000人いると

言われています。ただ潜在しているケースも多くあるので、それ以上だということを言われています。

本町においてはじゃあどうかというところですが、支援に結びついている方々も多くいるのかなとは思いますが、まだ支援に結びついていない方、そして潜在している方も一定数いると私は捉えています、その辺の認識を確認させてください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まず、ひきこもりの案件というような分類の区分では、処理をこれまではしておりません。そういった内容で、じゃあ町にどのくらいのそういった御家庭があるのかというような詳しい情報は把握していないところですので、答弁でも申し上げましたとおり、まずはこの地域でどの程度の御家庭があるのかというところを把握をさせていただきたいというふうに考えているところです。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。

それで、先ほど早期の段階での対策が必要で、とても効果的だという認識は確認させていただきました。対応が遅くなればそれだけ解決に時間がかかります。

ではなぜ早期の対策が進まないのかということですが、先ほど答弁にもありましたけれども、表に出にくいという特徴であったりとか、知られたくないという方も多くて、とてもプライバシーへの配慮を強く求められる、そういう問題であると思います。その辺の認識をもう一回確認させてください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

やはり本当にデリケートな課題ですので、御家庭によってはあまり立ち入っていただきたくないというような希望をされる御家庭もあるかと思います。

また一方で、どこにつながればいいのかというのが不明確で、なかなかつながれないというような状況の御家庭もあると思います。

なので、まず大切なのは、どこにつながればいいのかということを明確化する部分。町としましては、町もそうですし社会福祉協議会もそうです。包括支援センターもそう。障がい相談事業所にしあいづもそうです。

どこにつながったとしても連携していける体制が整っておりますので、そういったところは遠慮せずに御相談をいただきたいというようなことを、まず認識を新たに周知を図っていきなというふうに考えているところです。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 町の現状、今までの取組を答弁いただきました。

なかなか難しい問題であるがゆえに対策も遅れてしまっているという現状があるとい

うふうに私は捉えています。

そこで、現状の把握ということで、アンケートですか、を実施するという答弁でした。これはとても効果的であって、すぐにやっていただきたいと思います。そして、表に出にくいという問題があるということで、私繰り返し訴えてきたことでありますけれども、個別支援の重要性が叫ばれている中で、1軒1軒個々にこちらから、町民の皆さんのお宅へというか、生活の場に足を運んで、そこでお話をお聞きしたりとか、その生活を自らの五感で感じ取ってくるというところは、特に福祉の分野においてはとても重要であると思っています。

そこで様々な情報を得ることができます。そこを強化する必要があるということは繰り返し訴えてきたつもりなんですけれども、そこはどのように取り組んで強化されてきたのか、お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 今議員おただしの、現場に赴いてという部分ですけれども、それについては、私が自らとかそういう意味ではないとまず理解させていただいた上で答弁をさせていただきます。

そういう現場については、それぞれの機関の専門職が赴いて、様々な機会情報をいただいているところです。

ただ、具体的にひきこもりというような案件で取り扱っている部分というのは、あるわけなんですけれども、そういう分類をして取り組んではこなかったという状況ですので、やはり今後、そういった課題が重症化する前に、重大化する前に、そういう視点でまず状況を把握をして、そして必要な機関とつながっていけるように。

赴いてという話ありましたけれども、先ほども申し上げたとおり、やはりどうしても、いいからという拒否感がある御家庭があるのが現実的にあります。

ただ、じゃあそこはいいでしょうというような考え方ではなくて、いわゆるアウトリーチ型という言葉でいうわけなんですけれども、必要性を訴え理解をしていただきながら、向こうの気持ちとこちらの気持ちを合わせて支援につなげていくというのがアウトリーチです。

断られたからいいやというのはアウトリーチではありませんので、そういったところを重点的に取り組む必要があると感じております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そこを強化していたならば、親の方々からのSOSというのは届いているはずだと思ってます。

今、親の方々が高齢になって、自身の体の不安が出てきていたりとか、あと親の亡き後の子供の生活、経済的なところ、精神的なところへの心配が非常に強くなっています。

長い期間にわたって何とかしなければいけないと頑張っただけなんですけれども、自分たちの力ではなかなか解決ができない、高齢にもなったということで、助けを、SOSを出している、そういう親の方々がいらっしゃるということ、すごく切実だと思うんですけれども、そういう現状は理解されておりますか。お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 答えいたします。

今ほどの御質問の中で、親御さんの介護というような部分が個別案件として発生して、そのお宅に支援に入った際に、実は若い、若いというか、お子さんがひきこもりの状態でいらっしゃるというようなことが分かるという案件は、多くはないですけれども、あるというようなことで聞いております。

ただ、そういった御家庭に対して、まず必要なのは親御さんの介護について適切な対応をするというところが必要だと思いますけれども、それに併せて、親御さん個人への支援だけじゃなくて、その家庭全体という、個人への支援から家庭全体への支援に視点を広げていかないと、その御家庭は支援できないというような視点で今は取り組んでおりますので。

そういったところで、具体的に何件というような全体像は把握しておりませんが、個別の案件ずつに的確に対応はしていると思います。

また、こちらの町側の手が届いていないような御家庭があつて、議員の御活動の中で把握できた際には、承諾を得た上でですけれども、情報提供をぜひいただきたいと思っています。お願いいたします。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 切実な状況であるということは認識されているということで、確認させていただきました。私が得た情報なども、許可を得た上で提供させていただきたいと思っています。

先ほどアウトリーチ型の支援ということで答弁ありました。

国の地域保健総合推進事業のひきこもり支援の中でも、そのアウトリーチ等を通じた支援を行うことが重要だということは示されています。

また、重層的支援体制整備事業、これは地域住民の複雑な困り事に対して分野横断的に支援する町の取組ということですので、個別支援の観点から、相談支援によって、本人や属性を問わず、属性とは年齢、性別、住んでるところ、職業、いろいろだと思ふんですけれども、そういうことを問わず、包括的に相談を受け止めることが重要であるというふうに述べられています。

ここすごく大切だと思うんですけれども、属性を問わないアウトリーチ型の支援、特にこの問題に対してはとても重要だと思いますが、その認識を確認させてください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほど重層的支援事業という事業名が出ました。

重層的支援事業というのは、まず包括的支援体制を実現するために必要な事業ということで、国では位置づけております。なので、重層的支援体制整備事業に取り組まないとしても、包括的な支援体制が構築できているとすれば、あえて取り組む必要はないとされている事業であるということをもまず説明をさせていただきます。

包括的に支援するという部分のまず第1歩というのは、断らない相談支援というところがスタートだと思います。

町の体制としては、どこで、先ほど申し上げた4か所のどこで相談を受けたとしても、それぞれ役割分担をしながら、必要な連携を取って包括的に支援していける体制が整っておりますので、まずは本当にあまり心配されずに、先ほど申し上げた四つの窓口で相談をしていただく、そこから始まるのかなというふうに思います。

ただ、そういう相談がしにくいということであれば、御近所の方で心配されているような方がいるとするならば、そういった方からの連絡を受けても、また対応しているような状況でありますので、いろいろなそういうお困り事を抱えた家庭に対しては、それぞれの機関が接触していけるチャンスというのがありますので、今後もそういったチャンスを生かして、こぼれることなく取り組んで支援につなげていければというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 特にこの問題はプライバシーへの配慮が本当に強く求められています。

というところでは、先ほど答弁にありましたけれども、確認なんです、専門性のある方がアウトリーチで支援していくということが中心になっていくと理解してよろしいでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、専門的な資格、社会福祉士が基本になるのかもしれませんが、そういった有資格者、あるいは経験のある職員が対応することとなります。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それで、まずは町の中にいらっしゃる専門性のある方にアウトリーチで入っていただくと。そして、今ひきこもりの問題は深刻化しているために、ひきこもり対策推進事業によって、多くの関係機関が関わる連携体制が強化されていると思うんですけれども、その辺は活用をされているのか、お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今の対策推進事業というような、そういった事業には具体的には取り組んではおりま

せんけれども、町内に限らず町外の様々な機関あるいは県と連携を取りながら現状進めているところであります。

○議長　　４番、上野恵美子君。

○上野恵美子　　県がひきこもり地域支援センターを整備して、そのセンターを中心に生活困窮者窓口であったり保健所であったり、就労支援機関などとの連携が強化されているということです、そこは連携を十分に強化して、そういうところも活用して進めていただきたいと思います。

次に、早急に取り組む必要があると思いますので、少し詳しくまた具体的に話を進めていきたいと思いますが、現状を把握したならば個々への支援に入るわけですが、この問題は理解してくれる人の存在、支援のスタートはここから始まると言われています。

本人の思いとしても、自分もこのままでいいとは思っていないけれども、怠けているわけではない、どうしたらいいか分からない、苦しいというような思いを抱えているのではないかと思います。

一番身近な親であったり家族が理解してくれる人になってくれると回復が早い、回復につながりやすいと言われていますけれども、親も高齢になって、自分自身も葛藤と不安の中にいるのではないかと思います。

そこでは本人だけじゃなくて、家族への支援というところも必要になってくると思います。理解してくれる人の存在というところでは、やはり本人、家族とのまず信頼関係を築いていくということが重要だと思いますが、その辺の認識をお聞きます。

○議長　　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、まず支援する側と支援される側という表現をさせていただきます。信頼関係はまず大前提になると思います。

一つ考え方として提案できるのが、同じ境遇にある方、もしくはあった方を含めた、いわゆる仲間という、何ていえばいいのかがあれなんですけど、ピアカウンセリングというような言葉を多分使うんだと思いますけれども。

同じ境遇にある方同士が集まって、自分たちの気持ちだったり現状だったりを話し合っていて、そして連帯感、あるいは共感というような部分を得ながら立ち直っていくというような組織だと思いますけれども、そういったところについては、県の会津の保健福祉事務所で年に数回機会を得て設定しているところですので、そういった機会にもつなげていければ、また一つ違う解決方法も見えてくるのかなというふうに感じているところです。

○議長　　４番、上野恵美子君。

○上野恵美子　　今御提案いただきました同じ境遇の方々への集まりも進めていただくのがいいのかなと思います。

80代の親の方からこういうお話をお聞きしたんですけれども、長くひきこもっている50代の子供が、町の福祉に関わっていただいて、病院を受診するという目標を立てました。1回病院を受診することができました。

それで町の支援が終わってしまったということなんですね。

その後、結果その50代の子供はまた元の状態に戻ってしまっていると。せっかく築き上げてきた関係性であったり、目標を一つ達成できました。だけどそれで支援が絶たれてしまったということを嘆いておられる方がいます。

こういうことがあってはいけないと思ってます。

一つ目標を達成したならば、次の目標に向かっていく。最終的な目標設定も親、子とともに考えて取り組んでいくと。継続的な支援が必要だと思いますが、その辺の認識を確認させてください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

やはり支援をしていく上で、支援する側としては、その支援のための計画というのを立てます。そうすると、そういった計画にはやはり目標とかというものがあります。

そのまず第1の目標を達成して、そこで支援が途切れてしまうというのは本来のものではないと思いますので、まずは第1段階の目標を達成した。じゃあ第2段階、第3段階そして最終的な目的を達成するというような考え方に沿って支援はしていくべきだと思いますが、そういったケースがあったというような報告でございますので、そういったことがないように丁寧に対応していくことが必要だろうというふうに認識しております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひ継続した支援、お願いしたいと思います。

先ほど課長の答弁の中でありました、どこに相談したらいいか分からないという声も聞くというところ、私もそういう声をお聞きしていますので、相談窓口を明確に周知するということも重要かと思います。

今後どのように取り組んでいくかということでは、すぐに取り組む必要があると思いますので、整理させていただきますが、まずは現状を把握する。それにはアンケートであったりアウトリーチ型の支援、個別支援を強化していく。そして親と子に対して継続的な支援を行っていく。信頼関係を築き上げて目標を一緒に設定して継続的に取り組んでいくということ。

あとは、相談窓口を明確に周知する。また、県の専門機関とかもありますので、そこなどとも十分に連携を取りながら進めていくということで理解していますが、確認をお願いします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　これからの支援ということで、議員のおっしゃるとおりだと思いますが、1点だけ。やはりひきこもってしまった方としては、自分が悪いというふうに思っている可能性はあります。

しかしながら、その多くは自分ではどうしようもなかった外圧というか、外からの力によってそうってしまった方が多いと思います。

やはりそういった方が今の状況から抜け出すという意味では、自分で自分の道を決められるように、そこを丁寧に支援していくことだと思います。それにはいろんな支援の仕方があると思いますので、これまでもそういった対応はしてまいりましたけれども、御家族も含めて、本人も含めて、自分の生き方っていったらオーバーかもしれませんが、生き方あるいは社会とのつながり方を自分で決められるように支援をしていくということを念頭に、努めていきたいと考えております。

○議長　4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　今課長からすばらしい答弁をいただいたと思います。

自立に向けて自分で自分の道を決めていけるような、そういう関わり方をしていくということでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

少し詳しく具体的にお聞きしてきたのは、すぐにでも取り組んでいただきたいからです。支援を待っていらっしゃる方々もいらっしゃいます。いよいよ取組が始まるということで、待っていらっしゃると思いますので、ぜひ力強く支援して進めていただきたいと思います。

続きまして、特別障害者手当についてお聞きします。

令和4年3月に初めてこの特別障害者手当については一般質問させていただきました。今回で3回目になります。

なぜこの事業を繰り返し取り上げているかですが、在宅で生活されている高齢の方、そして介護されている家族の皆様、とても苦勞されているというのが分かるからです。1人でも多く、そしてできる限り経済的にも精神的にも負担を軽減する必要があると思うから、取り上げています。

この手当について、令和4年3月の一般質問で取り上げるまでは、障害者手帳がないともらえないと認識されている方も多かったかなと思いますけれども、障害者手帳を持っていなくても、重度の要介護状態の在宅の高齢の方は、国が示す障害程度認定基準に従って該当する可能性がある、ここが注目なんです。

さらに、国の事業であって、全額国から支給される。

ちなみに、令和7年4月からは月額2万9,590円で、これが3か月ごとに支給されているということでは、年間を通すと、35万5,080円ってとても大きな金額になってます。

その支給の額も、物価高騰などを反映して増加しているということで聞いています。ただ、周知が十分でないために、該当になる方が受給できていないという課題も指摘

されています。

そこで確認しますが、在宅で生活されている高齢の方、または介護されている御家族の皆様、とても苦勞されています。1人でも多く、そして対象となる方は漏れなく、そういう負担を軽減するんだという認識を持って取り組んでおられるのか。

そして、その認識は、ケアマネさんであったり医療関係者、福祉関係者の方々にもしっかりと浸透していて同じ認識を持って取り組んでいると捉えているか、その辺をお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

議員おっしゃったとおりのマインドを持って取り組めるように、町では西会津診療所の医師、そしてにしあいづ福祉会のケアマネジャーあるいは各種相談事業所に説明をし、今現状に至っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そうですね、町ではこの事業の周知も進んでいて、受給されている方も増えているということでもあります。そういう方々の御協力をいただいているということ、この取組は高く評価させていただきます。ありがとうございます。

実際に受給されている方々からは、本当に助かっているんだという声を聞いてます。

中には、国が示す障害程度認定基準で該当しなかった方もいるということですが、また状態が変わったら、再度申請までお手伝いいただきたいと思ひますし、在宅で生活されてる方のほかに、グループホーム、また小規模多機能型居宅介護施設を利用されてる方も対象となって、その中で、重度要介護者、要介護度4、5の方49名いらっしゃるという答弁でありました。

中には申請までの手続が面倒だと思われている御家族の方もいるということをお聞きしています。書類を書いたり先生の診断書をもらったりしないといけないんですけれども、そこは引き続き丁寧に伴走していただきたいと思ひますが、お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今までも丁寧に伴走型で支援をさせていただいておりますので、引き続き今後もそのような支援をさせていただきたいと思ひております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 また、申請には医師の診断書が必要なんですけれども、西会津診療所の先生方には協力をいただいているということでお聞きしていますが、ほかの市町村の医療機関の先生方には、まだ十分に浸透していない部分もあるということもお聞きしています。

どこの医療機関を受診しているにかかわらず、やはりひとしく支援を受給するように

整えていかなければいけないと思いますが、その辺はどのように考えるか、お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

町外の病院等への勤務されている医師への周知という部分でございますけれども、やはりそういった部分、限界というものはあると思いますけれども、いろんな機会を得て、例えばですけれども、医師会への御説明をさせていただけるような機会があるのであれば、そういった機会を得て説明をさせていただくというようなこともできます。

実際、病後児保育の実施に際しては、若松そして両沼、喜多方医師会に全て理解をいただくために、説明をさせていただいておりますので、そういった対応もまた考えられるのかなと、一つの方法としては考えられるのかなというふうに捉えているところです。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 医師会に説明していただくというとても力強い答弁いただきました。病院関係者の方々への周知というのものもあるのかなと思います。

今回は在宅で生活されている方の福祉の部分についてお聞きしました。町の取組に敬意を表するとともに、さらなる支援の強化を求めて、私の質問を終わります。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 皆さんこんにちは。5番、小林雅弘です。これから一般質問をいたします。

まず、震災より15年、お亡くなりになった皆様の御冥福をお祈りいたします。

それでは、一般質問に移ります。

まず、ミネラル野菜のブランド化戦略についてお伺いいたします。

令和4年12月議会で、ミネラル野菜の課題については、町は生産資材の高騰、消費の減少による収益の減少、生産者の高齢化や後継者の確保などがあると答弁していますが、今、その認識に変わりはありませんか。

また、町はミネラル栽培に対して、今までどのように支援し、どのような成果を上げてきましたか。

さらに今後、ミネラル野菜のブランド化に向けて、いつまでにどのような特徴のあるどんな農産物をどのような方法でブランド化を実現しようと計画していますか。

最後に、ブランド化戦略の一つの柱であるミネラル野菜の家をはじめとする道の駅のリニューアルをどのように考えていますか。

次に、空き家対策についてお伺いいたします。

町は、同僚議員の質問に対し、令和2年4月1日現在で、空き家は693棟うち住宅は362棟と答えています。

また、令和4年4月1日現在では、空き家は713棟うち住宅は382棟とのこと。現在は

どうなっていますか。

また、現在、危険家屋は何棟ですか。

この間、町民から隣の空き家が倒れそうで不安だとの相談がありました。特定空き家の解体を加速すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、空き家は次から次に増えています。空き家が使えらるうちに利活用を進めるべきだと思います。町は、空き家の利活用をどのように進めようと考えていますか。

3番目に、町民の交通手段の確保について伺います。

西会津タクシーが令和8年3月いっばいで営業所を閉鎖すること、町民から、足が悪い、目も悪い人はどうすればいいのか。夜、駅に着いたら絶望だとの声が届いています。

昨日の全員協議会でかなり詳しく伺ったところですが、確認の意味で再度伺います。

町はこの事態に際し、どのようにして町民の足を確保しようと考えていますか。また、まず今のバスの運行形態を見直すべきと考えますが、いかがですか。

特に夜8時以降、野沢駅からの交通機関がなくなってしまう。対策をどのように考えているのですか。

今後、ライドシェアを検討してはいかがでしょうか。

さらに、町が団体の育成を図るべきと考えますが、どうでしょうか。

以上、質問いたします。簡単明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 5番、小林雅弘議員のミネラル野菜のブランド化戦略についての御質問にお答えいたします。

はじめに、1点目のミネラル野菜の課題について令和4年12月時点と認識は変わっているかとの御質問ですが、当時の課題のうち「生産者の高齢化や後継者の確保」については現在も課題と捉えています。また、「生産資材の高騰」については、全体的に肥料の高止まり傾向にはあるものの、ミネラル栽培の課題の一つであったミネラル資材の価格については改善が図られました。

具体的には、本町と同様に健康な土づくり事業によるミネラル栽培の生産に取り組んでいる青森県のJA十和田おいらせ農協が開発した肥料が本町でも購入可能となりました。これにより、これまで使用していたほかメーカーの肥料と比較して約4分の1の価格で購入できるようになり、生産者の負担軽減につながっております。

また、「消費の減少による収益の減少」については、市場に動向を確認したところ、外食産業向けの需要はコロナ禍前の水準に戻っているとのことであり、また本町のミネラル野菜全体の販売額についても、令和7年度見込みは約9,120万円となり、令和4年度と比較して約700万円増加していることから、改善傾向にあると認識しています。

次に、2点目の今までの支援とその成果についてお答えいたします。本町のミネラル

栽培は、平成9年度に当時の農業科学研究所所長、中嶋常允先生の指導を受け、「健康な身体は健康な食べ物から、健康な食べ物は健康な土から」の考え方を基本とした、町民の健康づくりからスタートいたしました。以来、まちづくりの重点施策の一つと位置づけて取り組んできたところであります。

これまで町では、「にしあいづ健康ミネラル野菜普及会」の発足をはじめ、栽培指導専門員の配置による栽培技術と品質向上に向けた支援、学校給食等への供給による食育の推進を推進してまいりました。

また、交流物産館「よりっせ」や地域連携販売力強化施設「ミネラル野菜の家」等の整備、商標の登録、首都圏スーパーへの野菜出荷、首都圏等での積極的なPR活動などを生産者の皆様とともに推進してまいりました。

さらに、生産振興に当たっては、新たにに取り組む方や生産規模拡大などの条件を満たす生産者に対し、パイプハウスリース事業や機械購入費の補助等により支援を行ってまいりました。

その成果としましては、これまで158棟のパイプハウスが整備され、生産拡大が図られたところであり、ミネラル野菜の販売高についても、記録が残る平成19年度の約6,700万円から、平成30年度には約1億3,000万円まで増加し、生産者の所得向上とミネラル野菜の普及、振興に大きく寄与してきたところでありますが、近年は生産者の高齢化等による栽培面積の縮小やコロナ禍等による消費の減少等により、売上高も減少傾向にあります。

また、生産者団体の活動が評価され、平成18年にはにしあいづ健康ミネラル野菜普及会が「農山漁村いきいきシニア活動表彰」奨励賞を、平成26年には「豊かな村づくり全国表彰」農林水産大臣表彰を受賞するなど、全国的にも高い評価をいただいたところであります。

次に、3点目のブランド化実現に向けた計画についてお答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、これまでの取組により一定の成果を上げてまいりましたが、近年は生産者の高齢化や生産者数の減少が続いており、新規就農者の確保やブランド化等が喫緊の課題であると認識しております。

このような状況の中、健康な土づくり事業に取り組んでから25年目の節目となる、令和5年に開催しました「健康な土づくり25周年記念大会」において、生産者や関係者がこれまでの取組やミネラル野菜を取り巻く現状を共有し、改めてミネラル野菜の一層の振興に向けて、5年後の目標を「自信と誇りを持って提供できる体制へ」「豊かさを実感できる農業へ」「安心、安全な野菜を生産、販売できる体制へ」を柱として取り組んでいくことが宣言されるところであります。

また、今年度から非破壊式糖度計を導入して、カボチャの差別化販売を試行的に実施しているほか、農業公社による冬季実証栽培や栽培面積拡大に向けた機械整備への支

援など、目標の実現に向けて、関係者が連携して取り組んでいるところであります。

町といたしましては、長年にわたり取り組んできた健康な土づくりの諸課題を解決し、安定して継続できる体制を構築するため、今後も生産者や町農業公社、J A、農業普及所等とともに連携して取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、町民の交通の確保についての御質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、町内で唯一タクシー事業を展開している営業所を、今月末をもって廃止するとの方針が交通事業者より表明されました。

これにより、個人利用が可能なタクシーならではの交通移動サービスがなくなり、高齢者など交通弱者や観光等で町を訪れる来訪者の移動手段の選択が狭められることになり、その影響への対応が求められるところであります。

町ではこれまでに、地域公共交通を担うべく平成14年4月より町内全域を対象として自家用有償旅客運送により町民バスを運行し「町民の足」の確保を図っております。

この間、小中学校の児童生徒と一般利用者との混乗方式やデマンドバスの運行、さらに利便性の向上と配車の効率化等を図るため、アプリ予約により乗車することができ、A I オンデマンドバスの導入などを行い、現在では、このA I オンデマンドバス、定時定路線、まちなか循環線、野沢坂下線の体系を整えて多様なニーズに対応しているところであります。

なお、このバス運行においては、高齢者等交通弱者に優しい運行システムの確立、効率的な運行による環境面、財政面に配慮した運行システムの確立、持続可能で安全・安心な運行体制の維持を目指しております。

まず、1点目の町内タクシー営業所の閉鎖に伴う町民の足の確保についてであります。一般的にタクシーはドア・ツー・ドアで指定した場所での乗り降りができ、主に個人の柔軟な利用が可能な乗客の運送サービスであり、一方バスは、定められたルート of 停留所をつないで、発着時刻を定めて運行し、多くの利用者を同時に運送するサービスであります。

双方のサービス提供に違いはありますが、本町にはタクシーの形態に近い運送サービスであるデマンドバスを既に運行していることから、このデマンドバスでカバーすることができないか、現在、タクシー会社の協力の下、タクシー利用状況の調査、分析作業を進めるとともに、バス運行予約システムや運行体系など、町民バス体系の見直しについて、関係機関、団体と検討、協議を進めております。

次に、2点目の現行のバス運行形態の見直しについてであります。1点目でお答えしたとおり、現行の町民バスの利用状況についても調査、分析し、デマンドバスでタクシーをカバーする運行について、バス運行予約システムを含め町民バス体系の見直しの検討作業を進めております。

次に、3点目の午後8時以降の交通対策についてであります。現行のダイヤでは午

後 7 時 30 分 野沢駅発のデマンドバスが最終便となり、これ以降の運行は、現在の運転手の人数では労働時間等の基準上、困難な状況であることから、夜間の交通移動については、地域の移動ニーズを捉えた上でその対応について関係機関、団体と検討、協議を進めております。

次に、4 点目のライドシェアの検討と団体育成についてであります。全国的に交通空白の解消のため進められているライドシェアについては、本町の町民バスも公共ライドシェアに位置づけられますが、交通事業者などとの連携により、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う日本版ライドシェアなどがあります。町内タクシーがなくなることにより、地域ニーズに合った運行が可能となるライドシェアについても、関係機関、団体とともに調査、研究を進めてまいります。

町といたしましては、少子高齢化が進展するなか移動手段は、通院や買い物など日常生活に密接に関わっており、豊かな暮らしや社会経済活動に欠かせないものと認識しております。

一方で、その移動を支える民間の力や公共サービスには限りがあることから、地域にあった地域公共交通の実現に向け、「自助」「共助」「公助」の組み合わせによる地域内交通の構築に向け努めてまいりますので御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 5 番、小林雅弘議員の「ミネラル野菜のブランド化戦略」の御質問のうち、4 点目の「道の駅のリニューアルについて」のおただしにお答えいたします。

町では、令和 4、5 年度に「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化事業において、「道の駅にしあいづ」をブランディングの旗艦施設とするためのリニューアル計画を盛り込んだ「基本構想」及び「基本計画」を策定いたしました。

計画上、リニューアルの対象は「交流物産館よりっせ」のみであり、「ミネラル野菜の家」は対象になっておりませんが、それでもリニューアルのための改修には多額の費用を要することから、国や県などの補助事業や、有利な起債の活用を含め、財源の検討を図っているところであります。

なお、現在、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、「地域観光施設経営アドバイザー」を「道の駅にしあいづ」を拠点として配置し、運営組織の強化等ソフト面でブランド力強化を図っているところでありますので御理解願います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 5 番、小林雅弘議員の空き家対策の御質問のうち、空き家の数と解体に関しての御質問にお答えいたします。

町では、人口減少や少子高齢化を背景に、空き家は増加しており、所有者等による適切な管理が行われていない物件の周辺では、保安上の危険や、公衆衛生の悪化、景観

の悪化といった多岐にわたる問題が発生し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしております。

また、相続放棄者が増加傾向にあり、物件の相続人の特定に時間を要することも大きな課題となっております。

こうした中、町では、西会津町空き家等対策計画に基づき、空き家化の抑制、予防のための実態調査や、所有者等への啓発をはじめ、所有者等からの相談への対応、補助金による解体支援のほか、空き家の売買、賃貸、利活用に対する補助金制度など、空き家を貴重な資源として捉えた移住定住の推進にも取り組んでいるところであり、空き家の除却、解体と、利活用の両面から対策を講じているところでもあります。

まず、1点目の空き家の数であります。令和6年度に実施した空き家等実態調査の結果、居住実態のない空き家は、672件という結果でありました。なお、この数値は、住家のほか附属家がある場合でも1件と数えております。

2点目の、危険家屋数であります。同実態調査の結果、部分的に危険な損傷が認められるC判定、建築物全体に危険な損傷が認められるD判定、建築物全体に危険な損傷が激しいE判定の物件の合計は57件という結果でありました。

3点目の、特定空き家の解体の加速についてであります。昨年度実施した実態調査の結果、危険な損傷が認められるC、D、E判定の57件及び判定不明7件、さらに解体に関する相談があった9件の合計73件について、昨年2月の大雪によりその状況が変化していることが予測されたため、昨年11月19日から12月15日に外観の目視による現地調査を行い、このうち所有者等を特定できる物件55件について、この調査結果の通知と解体の意思確認を行ったところでもあります。

また、去る2月17日には、西会津町空き家等対策推進本部会議を開催し、同19日には、西会津町空き家等対策協議会を開催し、今後の対策や、来年度の取組について協議いただくとともに、委員の皆さんから御意見等を伺ったところでもあります。

町といたしましては、空き家等対策協議会での協議結果を踏まえ、今後は、現地調査を行ったこの73件のうち、既に解体された物件などを除いた残りの62件について、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」やガイドラインに基づき、特定空き家等として、所有者等への助言または指導を行うとともに、引き続き、国庫補助事業を活用し、計画的に補助金による解体の支援を行ってまいりますので御理解願います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 5番、小林雅弘議員の空き家対策に関する御質問のうち、4点目の空き家の利活用について、お答えします。

町では、空き家の利活用に関する相談窓口を企画情報課の「西会津のある暮らし相談室」に設置し、移住、定住と併せて推進しております。

町の空き家利活用の促進施策といたしましては、町内の空き家物件情報を町のホーム

ページで公開する「空き家バンク」をはじめ、「移住者、町内の若者、起業を目指す人」向けの中古住宅（空き家）の取得や改修に対する補助制度と、空き家の売却や賃貸を希望する「空き家所有者」向けの住宅改修や登記、相続、清掃に対する補助制度を設けております。

また、令和5年度より、町が空き家を直接借り受け、水回りを中心に最低限の改修を行った上で移住者等に賃貸する、「移住定住促進住宅整備事業」を進めており、今次定例会において新たに2棟を追加し、合計3棟とする条例改正案を提出しているところであります。

町の相談窓口を通さず、Uターンや知人、友人などを頼りに転入、移住される方も多数おられ、全ての空き家の動向を把握しているわけではありませんが、町といたしましては、空き家の相談に対しては、まず相続状況や建物の現状、さらに所有者本人はもちろん親族の利活用に対する意向を伺った上で、必要な手続や支援制度を紹介するなど対応しております。

具体的な利活用方針が定まっていない場合には、どのような活用方法があるかをお示しはしますが、親族等と十分に話し合いの上、合意形成を図っていただくようお願いしているところであります。

一方、年に数回帰ってくるだけの住宅や、高齢者のみの世帯等で近い将来空き家になってしまう可能性がある住宅が町内には数多く存在し、今後ますます空き家が増加することが想定されます。

そのような、いわゆる「空き家予備軍」対策といたしましては、一般社団法人空き家アドバイザー協議会福島県西会津支部や民間不動産業者と連携し、お盆の帰省時期に合わせた「空き家相談会」や定期的に「空き家セミナー」を開催するなど、空き家になってしまう前にやっておくべきことに関する啓発にも取り組んでおります。

空き家を相続した方や管理している方々にとっては、家人の思い出が詰まった場所であること、また、処分、活用するにも多額の費用と手間がかかることなどを理由に、判断を先送りしてしまう傾向があります。

議員おただしのとおり、劣化が進行しないうちに利活用を推進したいと考えておりますが、基本的に空き家は個人の資産であり、所有者やその親族等の合意形成時期に左右されてしまいます。実際に空き家になってしまった際の初動対応を迅速に行う上で、空き家になる前の段階で、家の将来についてあらかじめ家族等で話し合っていただくことが重要であると考えております。

町といたしましては、空き家を貴重な資源として捉え、空き家になってしまった後の利活用をより促進する施策等を進めるのはもちろんのこと、空き家の発生抑制に向けた取組も強化してまいりますので、御理解願います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 盛りだくさん過ぎて非常に時間がなくなってしまったんですが、端的にお話を進めたいと思います。

まず、ミネラル野菜、これは私は生産者ではないので、販売する経験のある者としてお話をさせていただきたいと思います。これをまずお断りをしておきます。

ブランド化というのは、具体的に言うとうどういうことでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 ブランド化ということにつきましては、ほかとの差別化をしっかりと消費者なりに伝えて販売していくということなのかなというふうに考えております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そのとおりです。私もそう思います。

ただもっと簡単に言うと、消費者に思い出してもらえる、そういう農産物あるいは商品、これをブランド化というと思います。

例えば、最近はやっている幸楽苑のV字回復、あの本を読みましたら、こう書いてありました。ブランド化とは、単なるデザインや広告のことではなく、顧客が抱く企業への信頼の総量である。商品が目の前になくてもその企業をどう感じるか、そこがブランドの本質である。そして、また行きたい、また食べたい、そういうふうに思ってもらえるようなそういう存在なんだと。

農産物に関しましてはやはり、あそこの売場にこんなのがあったよねというふうに思い出してもらえる。それがやはりブランド化、そこの特別な商品だと思います。

例えば、私にも1個ございます。

具体的に言うと差し障りがあるのですが、ある直売所、そこに干し柿が出ているのです。その干し柿は6個で去年は800円だったんです。非常に大きくて六つ入っているのです。それが欲しくて、今年実は1月の中旬辺りからそこの販売所に行って、〇〇さんの干し柿出た、まだですかって聞いたんですよ。そしたら2月1日に発売いたします。それで、私2月1日に行ったんです。そして6個で今年は少し値上がりして950円なんですけど、それを3回ほど通って買って楽しみに食べたということなんです。これが、私はブランド化ではないかなというふうに思います。

いろんな難しいことを、例えば物の本によりますといろんな難しいこと書いてあるのですが、結局はここにたどり着くのではないかと思っております。

ブランド化の成功のための秘訣、それははっきり、時間ないんで言っちゃいますけど、やっぱり品質の明確な品質基準があって、ほかと差別化できる。

それから、例えばそれは高糖度トマト、テレビでやってたんですよ。茨城県で水を全く与えない、そういうフルーツトマトがある。普通のトマトの倍の糖度があるという物を売りにしているトマトがあったんです。

後で紹介しますが、何とか産のトマトというんですけど、それから、独自性ですよ

ね。やっぱり、ここの町に特徴がある。これはミネラル野菜というのがやっぱり一つの売りになる。売りってのは言葉悪いですけども、やっぱりアピールポイントになってくる。

それから、これ私意外と重視しているのですよ、物語をつくる。例えば、伝統野菜を伝統農法で守っている農家がやっている、作っている、若い、何というんですか、ＵターンとかＩターンとかした若い夫婦が作っているというような、そういう物語をしつかりつくっていく。

私も現職時代に会津産の牛乳をつくるのに、やっぱり会津産の生産者がつくった、生産者というか酪農家がつくった牛乳なんだよという、そういうような、会津産はどうかのこのという能書きを、能書きって言っちゃ悪いんですが、説明文を入れて、牛乳とか、あるいは納豆とかつくった経験があります。あまり成功しなかったですけど。

それから４番目は、やっぱりこれ大事なんですけど、見栄え、ロゴマークやネーミング、キャッチーなやつ。そして、これが最大の問題かなと思うんですけど、やっぱり石高プロジェクトとかそういうのもありますので、消費者とつながっていくということ。

例えばお米だったら、そのお米がどういうところで栽培されて、昔、私あるところに行ったんで、消費者団体と一緒に、そこの農家の田植に行ったり稲刈りに行ったりして、そういう作業を通じると非常にその生産者団体の皆さんはそこに関わっているという気持ちを強く持つんです。そして、そこをやはり盛り上げていこうという意識が働く。

あるとき、あるリンゴ農家がひょうでぼこぼこになって、とても売り物にならないようなリンゴが出たんです。普通だったらキログラム当たり20円から30円でジュースです。それを皆さん大体定価の6割から7割ぐらいの値段で全量買い取っていただいた。それで、農家はその年救われたという経験もあります。

やっぱりこういうもの、これが消費者とつながっていく、これがやっぱり大事なんじゃないかなというふうに思います。やはりここでもそういう努力をしていただきたいと思います。考えますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

まず小林議員申されましたブランド化には品質あと独自性、物語、ストーリー、見栄え、最後に消費者とのつながりということで、そこの部分については、町でも全く方向性というのは同じなのかなというふうに認識しております。

先ほど町長の答弁の中で申し上げました、令和５年に開催いたしました健康な土づくり25周年記念大会、この中で宣言された三つの柱が、自信と誇りを持って提供できる体制、これはいわゆる先ほど小林議員も申されましたけど、品質の部分になるのかなと思います。

二つ目の豊かさを実感できる農業へ、安心、安全な野菜を生産、販売できる体制。この中に、独自性であったり物語、見栄え、そういった全ての要素が、これから5年間の間に取り組んでいく生産者の宣言、あるいは町、JA、県の農業普及所、そういった関係者がこういった3本の柱を基に取り組んでいくということで、先ほど小林議員が御質問ありました要素は、全てこの中に要素としては入っているのかなということで考えております。

当然、これまで25年以上にわたって取り組んできた、そういった部分のストーリー性というのもあると思いますので、そういった部分で、西会津ならではのミネラル野菜をどうやって差別化販売していくかというのは、改めてその関係者でしっかりと今後取り組んでいきたいということで考えております。

なお、これも先ほど町長の答弁にありましたように、今年度からもう既に着手できるものについては、例えばですが非破壊式の糖度計を導入して、差別化販売の試行的実施あるいは農業公社による冬期間の実証栽培、そういったことは着手しておりますので、できるところから着実に取り組んでいきたいということで考えております。

○議長　　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　非常にすばらしい答弁、ありがとうございました。

大体スローガンというか、僕はすばらしいと思うんです。何というんですか、スローガンといいますか。それは具体化する場合は、一つ一つやっぱり細かく砕いて、そしてそれを現実につくっていくということがやっぱり必要だと思いますので、よろしく、今の方向性でお願いしたいと思います。

非破壊式の糖度計、これは非常なツールといいますか、武器になります。ただ遅いくらいなんです。昔は破壊してたんです。例えば、トマトを測るんだったら、トマトを潰してたんです。そして、ちょんちょんちょんちょんってやって、昔はぱたとやって、のぞくと、潜望鏡みたいにさあつとなつて、これが糖度という、非常にそういうのをやってたんです。

最近はある丸い器の中にちょんちょんちょんと汁を入れて、何度って出てくるのですが、その、さらに推し進めるのが非破壊式糖度計。これだと今、例えばこのスイカが何度だって分かるのです。前は切って中を取んなきゃいけないから、丸のままでこれ何度って言われても本当は分からないんです。カットしたやつだと、これがそうですよというふうに分かるという。ですからそのものを、本当に今ある商品というか、農産物を提供する場合は、非常に役に立つんです。売る戦略ですよ。本当によく測ってやってましたけれども。

こういう例もあります。ブランディングの例なんですけど、小菅農園というところがあって、スパルタ生まれの笑ちゃんトマト、さっき言ったように水を与えないというトマト。いじめていじめていじめると、糖度が凝縮されて甘くなる。コンセプト、ト

マト嫌いな人でも食べれるトマトというんです。

それから、こだわり抜いたフルーツトマト、恋のつぼみ。これJAなめがたというところらしいんですけど、一般には糖度8度以上のトマトを、普通、フルーツトマトというんだそうです。このフルーツトマトは10度以上あるのです。逆に言うと、10度以上の物しかブランド化してないということ、これが大事なんです。品質が一定以上だということ。

それから、近場で、昔経験したことで僭越ですが、言わせてもらおうと、山都町って昔ありましたよね、今、喜多方市山都町ですけど。そこの〇〇さんちの、名前言うと駄目なんで、〇〇さんの朝取りアスパラ、これは朝取った物を10時までに入れてもらいます、お店に。そうするとすごい、筋が感じられないぐらい柔らかいんです。そのお客さんがついてるのです。

あとは東北、白河の例、私、経験があるものですから、有機栽培朝取りイチゴ。このイチゴって露地イチゴなんです。皆さん見たことあります。子供の頃はあったと思うんですけど、今ないんです。売ってる物は全部ハウスです。ですから、露地イチゴは取ってすぐ傷み始めるんで、夕方になるとべたべたになっちゃう。でも朝取ったイチゴをそのまま朝とかお昼に食べると、すごい甘いんです。さらに、そのままジャムになるのです、砂糖入れなくても。そのぐらいのイチゴです。そういうものがブランドです。

それから、やっぱり白河で、私、昔々白河にいたものですから、もう40年前、西郷村に、山の上に報徳農協ってあったんです。そのブランド品、これはお土産にも使えるようなやつなんですけど、何とジャガイモなんです。それからトックリイモ。これ、分かります。トックリイモってジネンジョ、あれの栽培のやつを、こんなとっくりみたいな格好をしているのです。それを詰め合わせた箱をギフトで売ってるのです、売ったんです。物すごいよく売れたんです。報徳農協のそういうジャガイモとか。男爵ですよ、普通の男爵。ただ、標高が高いんで味がすごくいいんです。

あとはもう一つは、これは有名なんであんまりあれなんですけど、お菓子の例です。那須のトラピスト修道院の、修道院で作っているガレット。これは今でも売ってます。私仕入れ、仕入れというか、いつも品切れを起こすので、お盆とかのときにはもう直接取りに行ってるんです。問屋さん任せにできないんで。そういうところがあるのです。

これ、ブランド駄目にした例もあるのです。一つだけ申し上げます。

ある農協さん、朝取りトマトの2Lサイズというのがあって、実入りがすばらしくいいんです、甘い、朝取ってるから。皆さん御存じですよ。豆類は朝涼しいうちというか、気温が低いうちに取ったほうが味がいい、甘さがあるのです。それがだんだんだんだん天気がというか太陽が上がってくると、甘さが抜けていくんです。2Lサ

イズで実入りがすばらしくて甘さが強かったんですが、これが広域の農協になったために、全部混ぜられた。そしたら、市場での評価が一遍で落ちたという例もあります。

ですから、いっぱいになればいいってものではない。少量で、ここだけよというのも一つのブランドだということ。そういうものもあります。

時間がないんで、どうしようかな。例えば、さっき言ったスイカの例でいいますと、スイカは糖度大体10.5度ぐらいからみんなカットするのです。カットスイカが、皆さん表示見てみてください、10.5度以上という、それはやや甘いんです。でも、12度以上のスイカはブランドであります。でも、例えば、尾花沢のスイカ。

○議長　小林議員、質問をしてください。

○小林雅弘　すみません。

本当ですね。昔取ったきねづかで夢中になってしゃべっていますけれども、本当だ。いや、あんまり質問というんではないですけどね。

つまり私が言いたいのは、ブランドにもいろいろあって、いろんなアプローチの仕方があるんだということ。それから、やっぱりぐるっと回って戻っていくのは、品質とか、もちろん糖度とか、そういうものをフル回転させなきゃいけないんだ。

一つ質問なんですけど、非破壊式の糖度計、どのように使おうと考えていらっしゃるんですか。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　非破壊式の糖度計の活用の方法という御質問でございますが、先ほど議員の御質問の中でも少し触れられていましたが、非破壊式の糖度計については、試行的に今年度活用というか実施をいたしました。

スイカとカボチャについて、今年度は試行的に実施をして、一定の基準を超える物を、西会津プレミアムというシールを作りまして、そのシールを貼り付けた上で、直売施設で販売をしたというところでございます。

なお、スイカにつきましては、先ほど小林議員、糖度のお話しされておりましたが、糖度12以上のものを西会津プレミアムとして、通常のそれ以下の物よりも金額を高めに設定して販売をいたしました。

また、カボチャにつきましては、糖度9.6以上の物をプレミアムとして差別化販売をして、来年度以降につきましては、また作物を増やしたりということで、本格的な差別化販売に向けて活用していきたいということで考えております。

○議長　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　とってもすばらしいと思います。

ただ、残念ながら、私今年のお盆にスイカ買いに行ったんです。去年が非常においしかったものですから。そしたら1個もなかったということ。やっぱり生産量もこれからは必要かなと。

生産する一番の問題になっている、生産をしていただける担い手の皆さんをどう育てるか、どう確保していくのか。やはりこれに対しても町が力を尽くしていかなければいけないと思うんですが、どうでしょう、見解は。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 園芸作物の担い手の確保と育成という御質問でございますが、生産者の高齢化と、新規に取り組む方も全くないわけではないのですが、取り組む方よりもおやめになる方のほうが多いというのが現状でございます。

このような状況ではありますが、町では農業公社が設立されまして、農業公社においても、事業の柱の一つに園芸作物の振興というのをしっかり位置づけて活動しておりますので、今後農業公社とも十分連携をしながら、生産量の拡大でありますとか、後継者の育成を図って、ミネラル野菜の持続可能な体制づくりに向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ありがとうございます。その方向性で頑張っていただきたいと思います。注目しておりますので、よろしくお願いいたします。

ミネラル野菜の家、この間見たんですが、非常に上から目線で生意気だぞって言われるかもしれませんが、幾つかこうしたほうがいいんじゃないかなという。これは、よくプロのコンサルタントが、私たち1日30万ぐらい出してコンサルティングしていただいていたので、それに倣った形で申し上げたいと思います。

ミネラル野菜のPOPが2か所程度なんです。中央の垂れ幕、窓のPOPなどは、明らかに町としてお勧めしていることをアピールしてはどうですか。入って、入る玄関に垂れ幕あるのです、ありますよね、ミネラル野菜の家って。あれ3本ぐらい垂らしでもいいんじゃないのかな。

それから、入ってすぐの平台が他産地の野菜のみだったんです。恐らく今ないんでしょうね。この時期ミネラル野菜が少ないから、一番目立つところに逆に、入り口入ってすぐの平台に囲っておいたほうがいいんじゃないですかということを提案です。

3番、雪下キャベツのPOPに写真と、私たちが掘りましたというコピーはあるが、ミネラル野菜の文字がない。ミネラル野菜なら説明文とともに入れるべきだ。キャベツのテープにミネラルっ娘の表示はあった。糖度も書いてないんです。雪下キャベツって甘いという評判なんです。皆さんも御存じだと思うんですけど。せっかくそういう評判があるんだから、やっぱり糖度表示をする。普通のキャベツと違うよというのをアピールする。

4番。雪からの恵み、雪下野菜、西会津町農業公社のシールが貼ってあり、いろいろ説明が書いてあるが、残念ながら中身の必要な情報がないんです、野菜に関して。これは吟味していただきたいなと。

それから、米コーナーは、ミネラル野菜ではないのか分かりづらいんです、お米。ないならないという。これは有機栽培ですよとか、そういうコーナーにしたほうがいいのかな。ムキタケの缶詰は、西会津産なんですかということ、分からなかったんです。

それから、名前挙げたらやっぱりまずいでしょうね。何とかさんのネギの表示、これはよかったと思います、とっても分かりやすくて。

それから、いち膳の外に、いち膳のこだわり、西会津産コシヒカリのポスターがあります、下に。下だから見えないんです、あれ。もっと分かりやすいところに表示する。

そして、本当は、今日使っているのは西会津町の誰々さんのコシヒカリですよ、また3日後に行ったら今度は誰々さんのコシヒカリですよってやったほうが、訴求力は高いです。

それから、いち膳の温かい天ぷらそばで、天ぷらは山菜やミネラル野菜などの季節の云々と表示してるのですが、ミネラル野菜、何を使っているのかというのを表示したほうがいいと思います。

それから、ミネラル野菜のDVDを流すと効果的じゃないのか。奥川の映画ありましたよね。あのクオリティーすばらしかったんで、そういうのでつくったらどうかと思います。

それからミネラル野菜の家の真ん中の平台の上に、入り口にある地元取れたて新鮮西会津産ミネラル野菜の家の垂れ幕ってさっき言ったように、それから生産者の野菜を掲示するなど、顔の見れる、そして信頼できるミネラル野菜、こうアピールしたほうがいいでしょうと。あとは食堂と連携して、どんな野菜を今これに出してますよというのをアピールをしたらいいなというふうに思います。

この質問からまた変えたいと思います。

次に、空き家対策なんですけど、その前に町民の皆さんから、どうしても質問しろと言われた町民の交通の確保。非常に積極的に今一生懸命検討しているってのは、昨日の全員協議会で本当によく感じました。頑張ってくださいたいなと思います。

やっぱりライドシェア、デマンドバスがまず当面カバーしたいということだと思うんですけど、これはもう本当にそうだと思います。

ただ、ライドシェアをやったり今後検討していく必要があるんじゃないのか。あるいは団体の育成を図る必要があるんじゃないかなと思います。

そして、近い将来、これ、何か近い将来実用化される自動運転、それを使ったロボタクシー。これもやはり研究すべきではないのかなというふうに思います。

とにかく、昨日の全員協議会で、本当に町は真摯に取り組んでるんだなというのをつくづく思いましたので、何というんですか、町民の皆さんにそれを知らせる意味で、今回は質問をつなげました。

最後に、空き家対策、これも、今回はあれなんですけども、時間がない。こちらから

提案をいたしますので、それを検討するのかどうかだけお答えください。

まず、空き家の活用なんですが、いろいろおっしゃって今やっている。そして今回予算に上がったのも存じております。例えば、まだ使える空き家に関しては、ロータスインの部屋不足を補うための1棟貸しの部屋の扱いという感じで提案をいたします。これ前にも実は言ってるのです。それから、一人暮らしが困難になった高齢者の皆さんのために、高齢者のシェアハウス、そして、町営住宅としてリニューアルしてもいいんじゃないか、貸し出してはどうかというような提案をしたいと思いますが、その件についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長　では時間もございませんので簡潔に答弁をしてください。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長　小林議員の再質問に、お答えいたします。

今ほど3点ほど例を出されて、空き家の利活用について御提案がございました。

今年度、町では空き家対策に係る副町長をトップとする庁内の連携会議を立ち上げてございます。この連携会議の中で、今ほど御提案あった件については、調査、検討のほうを始めてみたいというふうに今は考えているところでございます。

○議長　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　ありがとうございます。

いろいろ御答弁いただきました。本当はもっともっと聞きたいこといっぱいあるのですが、言いたいことばかり言って時間が経ってしまったというような、本当に恥ずかしい一般質問でございましたが、私の思いは通じたのではないかなというふうに思います。

やはりこの町、本当にこれからどうしていくのか、町長もおっしゃられましたように、やはりそれを真剣に、町民とそして行政とそして議会が一緒になって考えていかなきゃいけない。そのために今回御提案をさせていただいたというふうに私は思っております。

本当に正面から真摯な御答弁ありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問といたします。

○議長　暫時、休議いたします。(14時48分)

○議長　再開します。(15時10分)

7番、秦貞継君。

○秦貞継　皆さんこんにちは。

まず、質問に入る前に、東日本大震災で犠牲になった方々へ、謹んで哀悼の意を表しますとともに、今なお被災生活を送る被災者に対し、お見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従って順次質問していきたいと思っております。

最初の質問は、地域経済の発展についてであります。

全国的な人口減少が続く中、本町の持続的な発展には地域経済の活性化が必須と思われます。地域経済を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、本町の強みを見極めながら、円滑に町内産業が存続できるよう、本町の取組について、次の点を伺います。

一つ目として、町内総生産の推移を伺います。

二つ目として、町内のタクシー会社の撤退による地域経済への影響をどのように分析されているか。

三つ目として、個人タクシーや代行事業者など、新規交通事業者への支援対策を検討してはどうでしょうか。

四つ目として、既存の企業や産業、商業の発展を後押しする施策は検討されましたでしょうか。

五つ目として、町内で新しい仕事を生み出すための課題をどのように捉えているか。

六つ目として、町への来客数を増やすため、本町の魅力を今後どのように開発していくのか。

七つ目として、振興公社の果たす役割の重要性をどのように認識しているか。

次の質問は、労働力人材の育成についてであります。

少子高齢化が進む本町において、地域の産業や経済を支えるためには、定住人口の促進のみならず、地域経済で活躍できる人材を確保することが重要と考えます。

本町では、移住定住政策に力を入れていますが、仕事を生むだけでなく、既存企業で活躍できる人を生み出す環境整備も重要と考え、以下の点を伺います。

一つ目として、本町に占める労働力人口と各産業における人口の推移と割合は。

二つ目として、移住定住の促進によって、町内の労働力へどのような効果があったか。

三つ目として、町内の人材不足の現状はどの程度把握しているか。

四つ目として、福島県立西会津高等学校から地域の産業で活躍できる人材を育成する可能性は。

五つ目として、労働力を確保するため、賃金との関係をどのように捉えているのか。

以上であります。

町側の答弁を求めます。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　7番、秦貞継議員の「地域経済の発展について」の御質問のうち、6点目の「町への来客数増加のための魅力の開発」及び7点目の「振興公社の役割の重要性への認識について」の御質問にお答えいたします。

はじめに「町への来客数増加のための魅力の開発について」であります。町といたしましては、本町が持つ豊かな自然や歴史、文化、特産品といった、ほかに誇れる既存の地域資源をさらに磨き上げるとともに、「埋もれている魅力を発掘すること」が重要であると考えております。

1 例として、現在町が進めているジビエの利活用であります。本町ではこれまで、熊やイノシシは有害鳥獣として扱われてきましたが、利活用を推進することによってグルメや特産品となり、交流人口の拡大や地域経済の活性化につながる貴重な資源になるものと考えております。

私は、新たな魅力の開発には発想力が大切であると考えております。その発想力を高めるため、あるいはヒントを得るためには、様々な方々との交流や関係構築が大切です。私はこれまで人との関係を特に大切にしながら町政運営に努めてまいりましたが、今後も引き続き、様々な方々、人との関係を通して町の魅力を引き出し、新たな魅力を開発してまいりたいと考えておりますので御理解願います。

次に、「振興公社の果たす役割の重要性について」であります。株式会社西会津町振興公社は、年間約52万人が訪れる「道の駅にしあいづ」や約6万人が訪れる「温泉健康保養センター」、約4万人が訪れる「さゆり公園」など観光、交流、健康増進の拠点施設として大変重要な施設を指定管理者として管理運営するとともに、約50名の社員を雇用し、雇用の場の創出、地域経済の活性化にも寄与しております。

このように振興公社が管理運営している施設は、交流人口の拡大や経済活性化など町の振興において大変重要な拠点施設であることから、町では町管理職経験者を専務として派遣するとともに、振興公社でも昨年度から「ロータスイン」と「道の駅よりっせ」に新たに営業本部長等管理職を配置して販売力や営業力の強化を図ってきたところであります。

その結果、昨年10月に新たな源泉で営業を開始した「温泉健康保養センター」のこれまでの入浴者数は、令和5年度に利用料を値上げしたにもかかわらず、旧源泉使用時の令和4年度と比較し、現在のところ約2割上回っております。

しかも、利用者の約6割が町外者であり、振興公社では、温泉の高い誘客力を生かして、宴会や宿泊者の増に向け取り組んでいるところであります。

また、「道の駅よりっせ」においても、「お食事処いち膳」のメニュー改善や「ベーカリー」の新商品開発、新たな販売商品の導入など様々な改善を図った結果、売上は前年度と比較し約2割、入込客数は約1割上回っております。

町といたしましては、今後も振興公社との連携を図りながら、交流人口の拡大を図るため、施設の充実や新たな事業導入の検討を進めながら、地域経済の活性化に取り組んでまいりますので御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 7番、秦貞継議員の「地域経済の発展について」の御質問のうち、1点目から5点目の御質問にお答えいたします。

はじめに、1点目の「町内総生産の推移について」であります。町内の総生産額は、

平成2年に200億円を超え、平成7年は287億円まで増加しましたが、直近のデータである令和4年度は185億円程度となっております。

次に、2点目の「町内のタクシー会社の撤退による地域経済への影響について」であります。タクシー会社の撤退により、高齢者や交通弱者の方々の移動手段の選択肢が少なくなり、通院や買い物、行政サービスへのアクセスなど、日常生活への影響が懸念されます。また、観光客の2次交通の選択肢も減るため、観光における周遊機会の損失や飲食業、小売業など地域経済への影響も懸念されます。

次に、3点目の「個人タクシーなど新規交通事業者への支援対策の検討について」であります。タクシー会社の撤退は、町民生活や地域産業にも影響が生じるものと考えております。

また、先月には、町商工会と町飲食店組合から「タクシー業等の確保対策への要望書」が町に提出され、関係団体からも対策を求める声が上がっております。現在、町ではタクシー利用の調査、分析を行うとともにデマンドバスでタクシーをカバーすることができないか、関係機関、団体との検討、協議を進めております。

今後、その結果等も踏まえ町商工会や町飲食店組合と協議する場を持つ予定であります。御質問の「新規事業者への支援対策」につきましては、現在進めている検討、協議事項を踏まえ検討してまいりたいと考えておりますので御理解願います。

次に、4点目の「既存企業や産業、商業の発展を後押しする施策の検討について」のおただしであります。町では自社駐車場の除雪経費や研修費及び資格取得、商品の展示会出展にかかる費用など様々な費用に対して基本的に2分の1を補助する企業支援事業補助金や新規学卒者及び移住定住者雇用に対する20万円の補助金、金融機関と連携して借入を支援する中小企業振興資金貸付金制度、制度資金の借入に対する2分の1の利子補給制度など企業や商店等事業所に対して多岐にわたり支援を行っております。

さらに、今年度は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1人当たり1万8,000円分の全町民への商品券配布を通して町内商店を支援するとともに、光熱費の増嵩に対して最高100万円までその経費の2分の1を補助する物価高支援、今年1月からの最低賃金の引上げに伴う対象者1人につき2万円の支援金も給付し、事業者の皆様の経営を強力に支援しております。今後も事業者等関係者の皆様の声をお聞きしながら、事業者支援に努めてまいりますので御理解願います。

最後に、5点目の「町内で新しい仕事を生み出すための課題について」であります。起業するに当たっては、価値の高い「商品やサービス」を持つことは当然ながら、マーケティング力や営業力、財務関係の知識など多岐にわたる知識や能力が事業を成功させる上で必要となります。

起業する上で課題となるそれらの能力等の向上を図るため、本町では「創業塾」を開

催し、起業者をサポートしております。また、創業支援にあつては、起業を含め様々な経営課題に無料で相談できる「福島県よろず支援拠点」や政府系の金融機関である「日本政策金融公庫」など国、県においても支援体制を築いていることから、それら関係機関と連携も図りながら創業支援に努めてまいりますので御理解願います。

次に、「労働力人材の育成について」の御質問のうち、1、3、5番目の3項目の御質問にお答えいたします。

はじめに、1点目の「本町の労働力人口と各産業における人口の推移について」ですが、国勢調査による本町の就業者数は、平成22年が3,504人、直近のデータである令和2年が2,917人で、10年間で587人減少し、減少率は約16.8%となっております。

次に、主な産業別の令和2年の就業者数は、製造業が634人で10年前に比べ178人の減、農業が456人で同じく187人の減、建設業が349人で107人の減、卸売、小売業が316人で76人の減となっております。

次に、3点目の「町内の人材不足の現状把握について」ですが、町では町内の企業等の現状や課題を把握し、その支援策等に活用するため、「企業訪問」を実施しているところであります。

その中で、全国的な問題でもあります、「人材の確保」を課題に挙げる企業が複数あり、その企業からは「町内で求人を出しても集まらない」、「町外者からは通勤距離や冬期間の通勤が不安との理由で断られた」、「外国人を雇用している」などの声があったところであります。町では町役場内への無料職業相談所の設置やケーブルテレビを通じた就労情報の提供などで人材の確保を支援しているところであります。

最後に、5点目の「労働力を確保するための賃金との関係について」のおただしであります。近年、人材確保のため、都市部や大手の企業では賃金の引上げを行っており、都市と地方の賃金格差が生じ、ひいては若者の流出にもつながっているものと考えられます。

これは全国的な問題でもあります。町といたしましては、町内の企業等が将来にわたり、この西会津町で事業を継続していただけるよう、企業支援補助金や新規学卒者と移住定住者の雇用補助、制度資金の借入れに対する利子補給など様々な支援を行っております。さらに、今年度は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、県の支援金に上乗せして最低賃金の引上げ支援も実施しております。

今後とも、町内の企業等の支援に努めるとともに雇用の観点も考慮しながら、様々な対策に努めてまいりますので御理解願います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 7番、秦貞継議員の労働力人材の育成に関する御質問のうち、2点目の移住定住の促進による町内労働力への効果についてお答えします。

町では、平成27年度に移住相談窓口として「にしあいづ移住、定住総合支援センター」

を設置して以降、令和5年度には役場内に専門部署として「西会津のある暮らし相談室」を設置し、各種移住支援施策を積極的に進めながら、移住者に寄り添ったきめ細かな対応を行ってきた結果、令和元年度から昨年度までの過去6年間の移住者数は、79組116名で、年平均19人となっており、現行の総合計画における人口ビジョンを達成するための目標の一つ「年間の町外からの移住者10人」を大きく上回るとともに、令和2年度以降、毎年目標を達成しているところであります。

一方で、町の移住相談窓口を通さず、Uターンや知人、友人などを頼りに転入する方も多数おられ、移住や就業実態の全てを把握できませんが、ここ6年間の窓口を通した移住者のうち、20代から60代までの方の就業先として当課で把握している範囲では、町内の事業所等に就業している方はもちろん、自ら起業した方、リモートワークで移住前の仕事を引き続き行っている方、協同組合マルチワークスにしあいづの派遣職員として就業した方など様々であり、移住、定住者による町内労働力の増加には一定程度の効果はあるものと考えております。

特に地域おこし協力隊については、これまで任期が終了した35名の定住率は60%と国の平均を上回っており、さらにゲストハウスや編集、出版、ものづくり工房など、これまで町内になかった新たな分野で起業する方も多数おられ、労働力人材としてだけでなく、雇用の場の確保にも寄与しているものと認識しております。

また、町内事業所で町外人材を雇用した際にアパート等の住まいの紹介を行っているほか、商工観光課で所管している「企業支援事業」では、町内事業所に就労した移住者への家賃補助や、移住者を雇用した事業所への直接補助など、移住定住者の労働力の確保に向けた経済的な支援も行っております。

町といたしましては、移住定住者が町内における労働力人材としてだけでなく、地域の担い手として協働のまちづくりを行っていく重要なパートナーであるとの認識に立ち、今後も移住定住施策を推進してまいりたいと考えております。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 7番、秦貞継議員の「労働力人材の育成について」のうち、4点目の「西会津高校から地域産業で活躍できる人材の育成について」の御質問にお答えいたします。

まず、西会津高校卒業生の過去4年の進路状況によりますと、約35%が進学等で、約65%が就職であり、就職のうち約50%が町内企業への就職となっており、西会津高校から地域産業で活躍する人材を多く輩出しており、地元への貢献度は非常に高いものとなっております。

また、令和7年度の入学生から導入された「介護職員初任者研修」が令和8年度からスタートすることから、その資格を取得した生徒が、卒業後、町内の福祉関係企業へ就職することも見込めるものと考えております。

町といたしましては、今後も西会津高校が地域産業で活躍する人材を多く育成していただけるよう、西会津高校はもとより関係機関と緊密に連携を図りながら、引き続き最大限の支援に取り組んでまいる考えであります。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、順次再質問をしていきたいと思います。

まず一つ目の町内総生産であります。結構な額が、100億円ぐらい出していただいた数字がぱっと出てこないんですけど、減っているのです。平成7年から令和4年に比べて100億円ぐらい減っていると。

これは多分、西会津町の経済の元気力だと思いますので、今後も、私もそうですが、ある方にこの数字を教えていただいたんですが、やはりここに着目して、結局人口が増えればいいわけじゃなくて、来た人たちがどれだけ生産性、生産力をもってこのまちを活気づけられるかという指数になる数字だと思いますので、これからも着目していきたいと思います。

これ総生産に関しては分かったんですけども、これまで創業、要は新しい会社をつくったり、それを、今まであった既存の企業がなくなったという、そういった数字というのは把握されているのかどうか、まず最初にお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 答えいたします。

統計データ、国で出してるやつの数字なんですけれども、事業所数でございますが、平成26年が357事業所、約10年後の令和7年が294の事業所ということで、10年間で63事業所が減っておりまして、その減少率は約18%になっているというところでございます。

何件創業したか、廃業したかという細かい数字のほうはデータとしては持ってはございませんが、10年間でこのような減少傾向だということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。

最初に冒頭で申し上げましたとおり、とにかく地元企業が、結局その企業が元気がなくなって消滅すれば、先ほど言った総生産にも響きますので、この数字も今後、町側もぜひ着目していただきたいと思います。

次の質問です。同僚議員も質問少しだけ出しましたが、町内のタクシー会社の撤退に関してなんですけど、まず、これまでタクシー会社に行ってきた補助というのはどのぐらいの金額でしたか。それをまずお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 答えいたします。

タクシー会社さんに対する補助金というようなことでございます。

免許返納者へのタクシー券の支給とか、間接的な部分での補助といいますか、そういうのはございますけれども、直接的なタクシー会社さんへの補助金というのは、ございませんでした。

○議長　　7番、秦貞継君。

○秦貞継　事前に私副町長ともお話しさせていただきましたけど、今、町長もすぐお気づきになったようですけども、スクールバスの運営委託とかそういったものもありますので、何ていったらいいのかな、その会社に支払っていたという意味では間接的な補助というふうにお聞きしたんですけども、そういったものを含めた金額の換算というのは今現在されておりますでしょうか。もし手元にあればお示してください。

○議長　　学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長　御質問にお答えいたします。

スクールバスの運転業務委託料ということで、そちら運転の業務に関する委託料でございますが、令和7年度につきましては、委託料が2,010万5,000円ということになってございます。

○議長　　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　タクシー事業者への補助といった観点からいたしますと、燃料の高騰に伴う物価高騰対応のための補助金といたしまして、交付金からその補助を行っております。

具体的な数字は、バスとタクシー会社合わせて令和7年度で80万円ほどでございますが、それをタクシー単体での今データは持ち合わせておりませんので、後ほどお伝えしたほうがよろしいですか。そういった補助金をタクシー事業者にも補助しているところでございます。

○議長　　7番、秦貞継君。

○秦貞継　先ほどの学校教育課の数字でも結構大きな金額だということをつかめましたので、別に大丈夫です。

何を言いたいかというと、これまで、ここまで西会津の人口が減ってきて、私もいろいろ調べたんですけども、例えば、私がこれから提案しようかなと思ってる個人タクシーにしてもそうですけども、個人が自分の自立、一切の補助金をもらわずタクシー会社を運営してこの西会津町でやっていくことというのは、人工AIでも調べたんですけども、ほぼ不可能に近いという答えが出たんです。私もそう思います。

なかなかもう、何というんですか、個人で車を買って設備投資をしてというのは、もうほぼ難しい。そうなったら結局、何ですか、私はまず順番があると思うんです。

先ほど答弁の中でもありましたけども、商工会からも要望書が上がってるぐらい、タクシーがなくなったことによって影響が出てる経済分野があるのです。そこに関して

は、この対応が遅れれば遅れるほど、その方々は生活をかけて仕事をされてる商店だったり個人事業主でありますから、そこに関してはスピーディーな、とにかく今できるものからかからなくちゃいけないと思うんです。

その中で私が注目したのは、まず日中のインフラ、交通インフラに関しては、何回か町長のお話の中にもありましたけど、デマンドバスや地域の今あるバス交通でカバーできる部分があると思うんです。

ただ、先ほど、誰だっけ、同僚議員の質問ですか、夜間となってくると非常に難しいと。それで、私バスの運転手さんにも直接お話を聞いたんですが、バス会社さんも結構ドライバーが高齢になっていて、なかなかこれ以上、何というんですか、運行状況の拡充を図るのは非常に厳しいと、苦しいというお話を聞きましたので、話の方向性としては、今成功といったらあれですけども、代行事業者、今唯一うちの町内で、多分1件、代行事業者があると思うんですけども、ここが非常に今、夜忙しいというお話を聞きました。

それだけ、何というんですか、需要があるというふうになっておりますので、ここに関してですが、今やってらっしゃる方もいますけども、その方だけに頼らず、もう1社代行業者を、まずはできる方がいないかどうか、例えば免許の補助をしたり、まずは、まずできなくちゃしょうがないので、そういった、何というんですか、事業をできる人材をまず育成する補助等を検討されたほうがいいのではないかなと思うんですが、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　それでは、町内の町民バスでありますデマンドバスのお話なんかもございましたので、町民税務課のほうで答えをさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃるように、夜間のバス運行につきましては、やはりドライバーの確保でしたりそういった制限がございまして、労働時間などの制限がございまして、なかなか厳しいといった状況でございます。

その中で、新たに起業される、そういった個人タクシーやあとは代行事業者、さらには別のライドシェアといった考え方も、その時間帯での運行も考えられるわけなんですけれども、その点についてはこれから、地域の移動ニーズを的確に捉えた上で、公共性といった視点をしっかりと持ちながら、新たなサービスがそこで展開できるのかどうかについて、関係機関、団体と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　7番、秦貞継君。

○秦貞継　おっしゃるとおりです。町のおっしゃるとおりですが、私が心配するのは、先ほども申し上げましたが、そのタクシー業者がなくなることによって、今もう目先で、先ほど来私が質問している町内総生産に数字が響くような現象が、今毎日毎日、

これから、3月31日以降だと思いますが、起き続けるということを心配してるわけです。

ここに関して早急な手を今から検討して、町のこれまで、タクシー会社がなくなるまでの経緯等の説明や現状の、これまでの話し合いや方向性の検討、すごく一生懸命、それこそ各分野の各課でもまたいでやってこられたのは非常によく分かったんですが、もちろん、交通弱者対策という意味では早急にやらなくちゃいけない。

ごめんなさい、私は公営タクシーと代行というのは分けて考えておりまして、それぞれがそれぞれで必要なんです。順次これ質問しようかなと思ってたんですが、まずは今生活がかかっている方々を救うために、まず先に手を打たなくちゃいけないことがあると思いますので、そこに関して私は免許の補助はまず必要だと思いますので。

免許取得補助、これもう申し上げます。期間限定にして、いつまでもやってれば、どんどんどんどん免許補助ばかり出ちゃって、結局こちらが意図とするような業種に行かない可能性もありますので、期間限定にして、そういった補助をまず検討されてはいかがかというのとセットで申し上げます。

先ほど言ったとおり、個人ではもう経営できないのが目に見えております。なので、そこに関しても町が補助をしつつ、私はこう思ってます。それを、先ほど言ったとおり、例えばタクシーや代行者さんがなくなって影響を受ける方々も、これは町による、全部お願いしますじゃなくて、皆さんも協力しましょう、意見は町側も出すし、商店街も出しますが、結果として皆さんが持ち寄った力で、代行業者さんが、結局やってはみたけども夜だけでもちゃんと生活できる、これだったら仕事として成り立つという環境を、町が主導になって進めることも大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　ただいまの御意見でありますけれども、先ほど商工会からと、それから町内の飲食店の方から対応の要望といいますか、出ましたけれども、それは町でいろんな対応をしないといけませんけれども、何もかも全て町というわけにはいきませんよとそのとき申し上げました。

これ商工会も飲食店の方も一緒になって、どういう方法が取れるのか。そこはやっぱりみんなでこれから考えていきたいと思いますというお話をさせていただきましたので、そこで、いわゆる役割分担として、町がどこまで支援するのか。あるいは商工会さんがどこまで、あるいは商店の飲食店の方がどういう関わりが持てるのかという。ここをやっぱり3者で、何ていいますか、しっかり対応していかないといけないということで、何もかにも全て町ってわけにはいきませんというお話をさせていただきました。

これから関係者と一緒になって、どういう方法が、目先の、即対応できる対策としてできるか、そこはこれからしっかりやっていきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 よく町の説明でもありますが、自助、公助、共助、まさにこれだと思います。やはり今町長申し上げましたとおり、町よろしくでは駄目なんです。やはり地域、それに携わる方々の力も必要ですし、町の力も必要ですし、それを動かす必要、まさにおっしゃったとおりだと思います。

ですが、とにかく時間がなかなかないです。ここに関しては、特に今現在、これまで自分の力で今まで運営されてきた代行業者さんもいらっしゃいます。こういった経験された方の意見も聞きつつ、早めに、急ぎ過ぎても駄目ですけども、効果的な対策が打てるように、特に代行に限って今お話ししておりますが、そのほうは進めていただきたいなと思います。

次にタクシーであります。

私は、先ほど来申し上げましたが、タクシーが個人ではもう運営していくのは難しいので、公営というのもぜひ検討すべきかなと。これに関しては、何というんですか、広い町民が、それこそ交通弱者の方々が非常に使うことになると思いますので、そこに関しても、やはり町の援助は少なからず必要になると思います。

これをなくして個人で運営することは非常に難しいと思います。個人タクシーの個人の設立に関してはほぼ不可能に近いような答えもありましたので、そこに関してはぜひ町も前向きに検討していただきたいと思います。

次ですが、こちら私も考えるに、今タクシー会社がなくなるということは、そこにいた方々が今人材としてフリーになっている状態です。ここに関しては、やはりその人たちが、多分お話を聞くとほとんどの方が辞めたいようなお話だったと思うんですが、逆に言えばチャンスでもあると思うんです。

ただこれに関しては、年齢的な関係もありますので、まず先にすぐ手を打たなくちゃいけません、まず方向性を正して、今まで頑張ってこられた方々にも声をかける必要もあると思います。

それは多分3年後、5年後先の対応だと思います。その先に関しては、先ほど言ったように、新しい免許取得補助や何かで、結局10年先を保証するような方向が必要だと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 会津交通の西会津営業所に勤務されていた方が、4月1日以降どのようになるかというのは、西会津営業所長にもお聞きしたんですが、ざっくりということですけども、実は7人の運転手さんがいらっしゃって、それはスクールバスもやってるしタクシーもやってるというような状況でございました。

そのうち3人が退職されて、2人が継続ないし別会社、あるいは会津交通の本社勤務というような方ということの状況でございまして、残り2人の方についてはスクール

バスの運転業務に携わっていただけるというような内容を聞いているところでございます。

○議長　　7番、秦貞継君。

○秦貞継　時間の関係もありますので。ぜひ、とにかく前向きに検討してください。先ほど言ったとおり、今すぐできる対策、何というんですか、ハードルが低い、ハードルが高い、いろいろあると思いますし、そこに関して、とにかく利用者、町民の方々に少しでも迷惑がかからないような方策を、ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移りますが、これ、町内で新しい仕事を生み出すための課題についてお伺いしたんですけれども、昨今、私も見てて思うんですけれども、ネットショップ等の流通というんですか、拡大によって、やっぱり町内での販売等が非常になかなか、ほかの市町村でも聞くんですけど、小売に関して非常になかなか影響が大きいというお話を聞いております。

ただ西会津には、先ほど話にもありましたけれども、地元で頑張ってきた飲食店さんもそうですし、その場所に行かなければ手に入らないような物、物の価値観というのはすごく西会津にあります。

ただ、ここに関して、何というんですか、情報発信等というのはなかなか個人でも、いろいろ調べたんですけど、やってる方もいらっしゃいますが、なかなかやってない方もいまして、この辺に関しての補助というか応援というのは、今まで町としては行ってきたんでしょうか。

○議長　　商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長　小売業等、飲食店等の支援でございます。

その支援については、議員おただしのとおり、御自身でやられるというのが基本かなと思いますけれども、あとは商工会さんですとか、あるいは観光交流協会。観光交流協会には、町のほうで周遊観光促進事業として、グルメスタンプラリーというのをやってもらってまして、それを通じて飲食店に行っていただくということもやってございます。

それから町については、企業補助金という補助金ございまして、その中で商店さんでも使えるホームページへの立ち上げの部分の補助金もございまして、この辺も活用していただきながら対応していただければということで考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長　　7番、秦貞継君。

○秦貞継　分かりました。何でもかんでも町に言われてもという話が聞こえましたが、ある程度、何というんですか、うちも人口減少が非常に顕著ですし、非常に厳しい。働いてる方々も高齢化だったので、私はその方向に関しては基本と考える部分と、そ

うはいつでもという部分があったので、これに関してはまた日を改めて提案したいと思います。

次の質問に移ります。労働力人材の育成に関してですが、まず、これ議会報告会でも言われたんですけども、若い人たちが町外に流出するという要因というのは、町のほうでは調査されておりますか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

若者に対する町外流出のアンケートとかというのは町で直接やってはおりませんが、一般的に、全国的な傾向かもしれませんが、若者については、生活の利便性ですとか、あるいは高校からその上の大学ですとか専門学校ですとか、教育を受ける場所が町外にあって、そのまま町外で就職してしまうというようなこともあるのではないかと。

それから雇用の部分でございますけれども、町内には工場がたくさんございまして、そういう場の就職というのも考えられますけれども、若者の就職に対する、自分がやりたい仕事へのニーズというのが、どうしても人口の少ない町村部といいますか、そこではなかなかできないというのがあって、流出につながっているのではないかと、うふうに認識してございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。

次にですけども、移住者、移住定住に関してなんですけども、来た数に関しては分かるんですけども、これも町民の方からいただいたんですけども、出て行った数というのは把握されてますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問、御確認をさせていただきたいんですが、移住で入ってきた人が転出される人数なのか、それとも社会現象といいますか、単純に西会津から住民票として転出される人数なのか、そのどちらかでお答えが変わってくるのですが。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 聞き方があんまりよくなかったようで、絞ります。移住者になっちゃうと広くなっちゃうので、地域おこし協力隊は35名中60%定着率ということだったんですが、その方々の追跡調査はされておりますか。要は転出ですね。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 それでは、先ほど答弁で申し上げた116名の転入者のうちから、転出された人というような捉え方なのかなということでよろしいでしょうか。

地域おこし協力隊であれば、地域おこし協力隊で定着しなかったそれぞれの協力隊の行き先、転出先、動向については県のほうから調査が毎年来ますので、それと併せて

町のほうも把握には努めておりますが、全部が全部把握できない部分もございますので、そういった部分もありますが、把握はしております。

質問にお答えいたします。

任期を終了した35名のうち、定着した人が60%ですので、町から転出されたのは残り40%、14名ということになります。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 改めて後で聞きます。

私はその35名のうちの60%は定着したということは、任期が終了して西会津に住んだと私は考えたんです。

住んでて、例えば1年たって2年たったけども、やはり西会津にいられなかった人はどのくらいだったのかと思ったんですが、今、時間がないので後で聞きに行きます。じゃあどうぞ。後で聞きますので。

もう時間がなくなったのでまとめますが、そういう、私は移住で地域おこし協力隊に来た人たちも、もし帰った人がいたり、定住できない人がいたら、なぜなのかなというのを、実はもうちょっとお話ししたかったんです。

だから、その人たちが新しく起業しようとしたり、例えば起業がうまくいかなかったとしても、地元企業で、例えば自分たちがやりたかったことを企業に勤めながらできるんじゃないかなという、そういった橋渡しをできたらという話だったんですが、5分を切ったんでやめます。

それで私、多分もうなかなか地元企業に勤めてるという話を聞いてなかったような気がしたので、西会津高校のほうでということで数字がどうなのかなと思ったら、思った以上に西会津高校から地元就職されてる方がいらっしやって。

私卒業生の関係者の方からパンフレットいただきまして、今回の西会津高校の卒業生の、何だっけ、仕事の内定率、内定先でしたっけ、ですね。それを見せてもらったんですが、ほとんどというか、かなりの数が地元に着されてて、これは学校教育課、ファインプレーかなと思って見てたんですよ。

だから、そういったところも、逆に言うと、先ほど言った地域おこし協力隊の力ももちろん必要ですし、今後ももうちょっと、今の施策が非常にうまくいっている証拠だと思いますが、さらに力を入れてやっていただきたいと思いますけど、町の考えはいかがでしょう。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

秦議員の御質問に最初にお答えしたとおりで、進学以外で65%のうち50%が本当に町内企業に就職しているという、非常に地域貢献が高いという、西会津高校の存続もやはり今後も当然必要だなというふうに考えております。

町としての働きかけというのはなかなか、町が支援する部分での働きかけとなりますが、町内企業は、現実人材を求めているという状況を、西会津高校にアクションを起こしておりますので、今後もその町内企業と西会津高校が密に連携して、それを継続して町内企業へ就職が増加するように、町としても西会津高校と連携を図っていきたいというふうに考えております。

○議長　　7番、秦貞継君。

○秦貞継　　質問がちぐはぐになってしまいまして申し訳ありません。

○議長　　最後の質問になります。

○秦貞継　　分かりました。すごくいい取組だと思います。

すみません、先ほど言い方が、間違えました。

町が支援するわけではないので。学びと仕事のつながりだと思いましたが、そういうふうに私も教わってきたんですけども、そういったものを、なかなか、確かに先ほど来、町長が言っているとおり、何でもかんでも町がやるのかっていったらそうではないんですが、やはり旗振り役じゃないですけど、先導役として、町が一丸となって頑張っていたらいい。

やはり先ほど来話挙げておりますとおり、人口が増えるだけではなく、その総生産量、要は生産力ですよ、町としての経済の力、これがしっかりしてない地域ってのは、なかなか自分たちだけで町を存続させようと思っても非常に難しいと思います、やはり。生きていくには絶対経済が回らなければいけないと思いますので。

なかなかうまく質問ができなかったんですが、先ほど来の交通対策もそうですし、人材育成や人材確保対策もそうですが、町側にはこれから、各課をまたいで一丸となって頑張っていたらいい、西会津町が今後発展していただきますよう、よろしくお願いして、私の一般質問に代えさせていただきます。以上です。

○議長　　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。（16時23分）

令和8年第3回西会津町議会定例会会議録

令和8年3月12日（木）

開 議 10時00分
散 会 15時01分

出席議員

1番 渡 部 佳菜子	5番 小 林 雅 弘	9番 三 留 正 義
2番 仲 川 久 人	6番 荒 海 正 人	10番 猪 俣 常 三
3番 長谷川 正	7番 秦 貞 継	11番 青 木 照 夫
4番 上 野 恵美子	8番 伊 藤 一 男	12番 武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 薄 友 喜	建設水道課長 石 川 和 典
副 町 長 大 竹 享	教 育 長 五十嵐 正 彦
総 務 課 長 伊 藤 善 文	学校教育課長 佐 藤 実
企画情報課長 玉 木 周 司	生涯学習課長 長谷沼 充 伸
会計管理者兼町民税務課長 渡 部 栄 二	代表監査委員 鈴 木 和 雄
福祉介護課長 船 橋 政 広	農業委員会事務局長 小 瀧 武 彦
健康増進課長 岩 渕 東 吾	
商工観光課長 齋 藤 正 利	
農林振興課長 小 瀧 武 彦	

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 五十嵐 博 文	会計年度任用職員 茂 木 美 久
----------------	------------------

第3回議会定例会議事日程（第3号）

令和8年3月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 猪俣 常三 | 2. 三留 正義 | 3. 青木 照夫 |
| 4. 武藤 道廣 | | |

○議長 おはようございます。

令和8年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 おはようございます。10番、猪俣です。

昨日は2011年の3月11日東日本大震災において多くの方が犠牲となられ、その方々に心から哀悼の誠をささげ、今もなお避難されておられる方々にお見舞いを申し上げるところであります。

また今般は、国内で物価高騰対策に力を注いでいるさなかに、世界のどこかで大変なことが起こっております。我が国は原油を外国に依存してる割合が90%、頼っておりますけれども、中東のホルムズ海峡において、原油を積んだ船舶の往来が封鎖となれば、さらに国民の生活に影響を受けるのではないかと心配しております。

本町に影響が及ばないことを、燃料や電気料や食品などへの価格が変動にならないことを祈りながら、一般質問をいたしたいと思います。

今次の議会に一般質問の通告をしておりますので、伺ってまいりたいと思います。

はじめに、遊休農地や農業用水路の現状についてでありますけれども、近年、人手不足による農地の管理が行き届かなくなっている現状、遊休農地の活用及び農業用水路の現況などについてお伺いをしてまいります。

一つ、農業用水路及び溜枡などの不具合について、調査をされているのか伺いたいと思います。

二つ、基盤整備された遊休農地の再活用には雑木の除去などが必要であります。どのような政策が考えられるのかをお尋ねしたいと思います。

三つ、遊休農地の活用に農地中間管理機構が関わることから、期待を寄せております。本町において、遊休農地の解消に向けて、進捗状況や今後の取組についてお伺いをしてまいりたいと思います。

次に、集落内の道路整備についてでありますけれども、集落内の道路等の傷みがだんだんと大きくなっております。住みよい環境整備をして維持することが大切であるかと感じております。そのためには、集落内の道路や側溝の修繕などの整備が重要と考えることから、お伺いをしてまいります。

一つ、集落内の町道の生活道路において、道路または側溝の傷みなど修繕が必要と思われる箇所が見受けられますので、計画的に財源の確保をし実施する考えはないのか

を、町の見解をおただしするものであります。

二つ、住みよい環境整備により村づくりが期待できることから、仮称集落建設整備基金を創設し、未来につながる美しい村づくりを進める、町の考えを伺うところであります。

次に、老人クラブにおけるフレイル予防活動支援についてでありますけれども、各地区の老人クラブにおいて、フレイル予防活動に積極的に取り組んでいることから、伺ってまいります。

各地区の老人クラブにおいて、フレイル予防活動に積極的に取り組んでいること、このことが、一つ、老人クラブへこのような活動等に対して支援を行ってはどうかと思いますので、町のお考えをお願いするものであります。

二つ、物価高騰により、町から補助金の見直しを含めて、町の考えを伺ってまいります。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 農林振興課長兼農業委員会事務局長、小瀧武彦君。

○農林振興課長兼農業委員会事務局長 10番、猪俣常三議員の遊休農地や農業用水路の現状についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の農業用水路及び溜枡などの不具合を調査されたか。との御質問についてですが、農業用水路等の施設は農業を支える基幹施設の一つであり、その機能維持のための点検や管理は受益者等が行っており、点検を実施し不具合が確認された際は町や土地改良区に連絡をいただき、現地を確認した後、修繕方法等について協議を行い、多面的機能支払交付金（水土里事業）や土地改良区の単独事業等により修繕を行っているところであります。

このため、町において農業用水路や溜枡の全体的な不具合の調査は実施しておりませんが、受益者や自治区、土地改良区、町等が連携して、自助、共助、公助により農業用水路等の機能維持を実施しているところであります。

次に2点目の、基盤整備された遊休農地の再活用に係る雑木の除去などに対する支援策についての御質問ですが、基盤整備された農地を含め土地は個人の財産であり、また、農地法においては農地所有者等の権利者は所有する農地の適正かつ効率的な利用を確保することが定められています。

また、町内の自治区等においては「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」を活用して、遊休農地の発生抑制と適正な維持管理に取り組んでいるところであります。

しかしながら、町内には所有者の離農や地主の不在、相続等の理由により耕作されず、樹木等が自生し適切に管理されていない農地が存在しております。

このような状態の遊休農地の再活用を図る事業としては、町農業再生協議会が事業主

体となり「遊休農地等再生計画」を策定し、地域の話し合いを通じて中心的な担い手と位置づけられた農業者等が、遊休農地を引き受けて作物生産等を再開するための雑草や低木の刈払い、樹木の伐採、伐根など、遊休農地の再生作業等の支援として「遊休農地等再生対策支援事業」を実施しており、これまで数件の活用実績があります。

また、公益財団法人福島県農業振興公社においても遊休農地解消のために必要な草刈りや抜根、耕起、整地等の簡易整備を行える「遊休農地解消対策事業」を実施しております。

なお、これらの支援制度は対象となる農地の要件や事業実施後一定期間の耕作等の要件がありますので、町といたしましては、これらの支援制度を有効に活用して遊休農地の再活用に取り組む生産者等の支援を行ってまいります。

次に３点目の、本町における遊休農地の解消に向けて進捗状況や今後の取組はとの御質問についてですが、本町における遊休農地は人口減少に伴う担い手の不足、生産者の高齢化や離農などの要因により増加傾向にあることから、遊休農地の発生抑制の取組を重点的に進めているところであります。

まず、農業委員会においては、農地を効率的かつ適正に利用するため、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定し、農業委員や農地利用最適化推進委員等による農地パトロールを日常的に実施しているほか、パトロールにより遊休農地と認められる農地所有者に対して「利用状況調査」及び「利用意向調査」を行っており、調査結果を踏まえて農地の利用関係の調整や農地中間管理機構への貸付手続を行うなど、遊休農地の減少に向けた取組を進めています。

また、町が実施している遊休農地発生抑制対策としては、各地域や集落における５年後の農地の担い手が「地域計画」に位置づけられていることから、当該担い手への農地の集積、集約化の推進、法人化支援やライスセンター等の施設や機械購入費への支援を実施してきたところであります。

さらに、地域おこし協力隊の農業分野の隊員を農業公社に配置し、担い手の確保、育成に努めております。

町といたしましては、これまでの取組の充実、強化を図るとともに、農業次世代人材投資事業等を活用して担い手の確保、育成に取り組み、また農業委員会や農業公社などの関係機関等と連携し、引き続き遊休農地の発生抑制及び解消に向けた取組を推進してまいりますので、御理解願います。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 10番、猪俣常三議員の質問のうち、集落内の道路環境整備についての御質問にお答えいたします。

住みよい環境の維持、向上は、地域活性化の基盤となる重要課題の一つであり、集落内の道路や側溝は、日常生活に必要不可欠なインフラであることから、その機能維持

と計画的な修繕は町の責務であると認識しています。

はじめに、道路修繕における計画的な財源の確保についての御質問にお答えします。

町が管理する道路は、経年劣化や除雪の影響などにより、道路施設の一部で損傷等が発生していることなどから、町では、損傷度、交通量、緊急性や住民生活への影響等を総合的に評価し、優先順位をつけながら計画的に修繕を実施しています。

また、修繕に必要な財源の確保につきましては、国庫補助事業や有利な起債制度を最大限に活用するとともに、町単独事業においても優先順位に基づき、計画的に実施しているところであります。

次に、道路修繕に係る新たな基金の創設についてであります。先ほど申し上げましたとおり、国庫補助事業や有利な起債制度を最大限に活用することで、おおむね計画どおりに道路修繕を実施しているところであり、現在のところ新たな基金の創設につきましては考えておりません。

町といたしましては、今後も引き続き住みよい環境整備と活力あるまちづくりの実現のため、国庫補助事業や起債制度の情報を常に把握し、適用条件を満たす事業を積極的に活用して、道路の適正な維持管理に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 10番、猪俣常三議員の御質問のうち、老人クラブにおけるフレイル予防活動支援についてお答えいたします。

最初に1点目の老人クラブの活動に対する町の支援につきましては、単位老人クラブと老人クラブ連合会に対して補助金を交付し、その活動を支援しております。

現在、各単位老人クラブでは、ゲートボールや輪投げなどのスポーツ活動、教養講座の開催、環境美化や花壇整備などの奉仕活動に、積極的に取り組んでいただいております。

さらに、単位老人クラブの活動を支援する上部組織である老人クラブ連合会では、陶芸教室やビニール紐細工などの趣味の教室のほか、歌、音楽、運動を組み合わせた「ヘルスメイク体操教室」を毎月開催しており、令和6年度は延べ1,671名の参加がありました。

こうした多彩な老人クラブ活動は、健康と要介護の間にある虚弱な状態を意味する「フレイル」の予防にも有効であり、高齢者の生きがいづくりにもつながることから、町では福島県を上回る基準で活動費の補助を行っております。

加えて、補助金以外にも、老人クラブの会員が参加する町主催のゲートボール大会や輪投げ大会、高齢者、障がい者合同スポーツ大会を開催するなど、今後も支援を継続してまいりますので御理解願います。

次に2点目の物価高騰に伴う補助金の見直しについてであります。先ほども申し上げましたが、町では福島県を大きく上回る補助基準で支援をしております。

具体的に令和8年度一般会計当初予算（案）の計上額で申し上げますと、単位老人クラブと連合会への補助金は、県の補助基準額では186万円となりますが、町では358万3,000円を計上しております。

さらに、老人クラブ会員等を対象とした各種スポーツ大会の経費として435万円を計上しているところであります。

昨今の物価高騰等の影響につきましては、注視しておりますが、まずは現行の補助金を最大限に活用していただき、各クラブの活発な活動が継続していただけるように、引き続き支援してまいりますので御理解願います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 御答弁ありがとうございます。

遊休農地の農業用水路の現況につきまして、るる御答弁をいただいた中でありますけれども、私の今気づいてるところから申し上げますと、集落内の住民で対応するということは求められるであろうと、こんなふうには受け止めてはありましたが。

現在、人手不足のために、要因である水路の管理というのがなかなかできるところとできないところがあるということと。

また、野生動物等による土砂などが水路を埋められる。

また、そこに機械が入らないというようなこと。

また、沢の水を利用しようとしておりますけれども、その通し溝が破損してる。

また、用水路が町道の下を通ろうとすれば詰まったりしてそこがなかなか貫通しない。

また、耕作されその中間の中でも間の中でも所有者がいなくなって耕作ができなくなってきてる、その下方のほうでは作りたいんだけど作りようがない、水利が整ってないために、そこら辺のところが一番不安の材料となっているがゆえに、お尋ねをしたわけであります。

じゃあどうしようかということなので、町としては今御答弁いただいたとおりだと、私もそう感じてはおります。

しかし、これだけの内容で決めつけられてしまいますと、農業の振興って一体何なんだろうかということになりますので。

いかに町の支援をいただかなければこの不安を取り除くことができないということなので、機械を貸与するので、そこにこの機械を使って対応できないのかと言われましても、またそこにオペレーターがいらないという部分もございますし、そういったところに対して、どう町の対応策を考えていただけるのかを再度伺いたいと思います。

○議長 農林振興課長兼農業委員会事務局長、小瀧武彦君。

○農林振興課長兼農業委員会事務局長 それではお答えをいたします。

先ほど議員申されましたように、町の集落ではなかなか維持管理が高齢化などによって難しくなっているというお声のほうは聞いております。

昨年の答弁で申し上げましたように、日常的な維持管理につきましては、今それぞれ生産者の方でありますとか、あと多面的機能支払交付金の活動組織、あるいは中山間直接支払制度の中の協定されてる組織の中で、通常の農地の維持管理は水路なども含めて取り組んでいただいているという実態でございます。

議員御質問の水路の不具合などあった場合の対応ということでございますが、不具合あった場合には、答弁でも申し上げましたように、まず町のほうに御相談いただきまして、どのような支援ができるかというのは、町だけでなく土地改良区と一緒にこれまでも相談を受けさせていただいて、できるだけ地元に負担の少ないようなやり方を一緒に考えながら取り組んでまいりましたので。

今ほどの機械の貸与についてもケース、バイ、ケースであります。町で支援できる場合と、あるいは土地改良区で支援したほうがいい場合と、それぞれ状況に応じて対応してまいりましたので、今後も基本的にはそういった基本的な考え方で進めていきたいなということで考えております。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 御答弁をいただいて、内容につきましてはよく分かりましたが、いずれにしても、自治集落の中で、多面的機能の支払い関係は大体集落の中では使ってはいます。

あと、先ほど今申し上げられましたように、中山間支払い関係のお話がされましたけれども、加入されてるところの集落と、また加入されていない集落、自治区というのがあるかとは思いますが、ない場合の対応についてはやっぱり同じような答弁になるんでしょうか。そのところを確認したいと思います。

○議長 農林振興課長兼農業委員会事務局長、小瀧武彦君。

○農林振興課長兼農業委員会事務局長 中山間地域直接支払制度に加入されていない部分の対応ということでございますが、基本的には中山間地域直接支払制度については、農地を所有する方が5年間農業を継続するという事で集落の中で協定を締結しますので、基本的には農地を持ってる方が協定に参加をするということになっておりますので、農地を持ってない方は中山間ではなくて多面的交付金のほうの対象で活動をするということになるかと思っておりますので、中山間については農地を持っている方のみの支援ということになるかと思っております。失礼しました、耕作者でございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 耕作者ということで解釈していいわけですね。

○議長 農林振興課長兼農業委員会事務局長、小瀧武彦君。

○農林振興課長兼農業委員会事務局長 耕作されている方と農地を所有されている方ということになります。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　内容はよく分かりました。

もう一つお尋ねをしたいところなんです、あるところって具体的には申し上げることが、ちょっと控えさせていただきますが、基盤整備をやってきたんだけど、通常排水路、排水路というんでしょうか、そのところが水路において大きな溜枡があって、その溜枡が各水路のほうに分配されるようになってはいるんだけど、水が溜めるにも溜めようがない、そういう現状、調査されたことはありますでしょうか。

○議長　　農林振興課長兼農業委員会事務局長、小瀧武彦君。

○農林振興課長兼農業委員会事務局長　　基盤整備された農地の排水溜枡の分配の不具合という御質問でございますが、先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、通常の日常使う分の点検管理につきましては、基本的には受益者の皆様に行っていただいております。その中で、今申されました不具合があった場合については、町なり土地改良区のほうに連絡をいただきまして、その修繕方法を確認しているということでこれまで取り組んできました。

その中で、今議員から申されました、地区が特定されないのでもっと分かりませんが、そのような御相談のほうは、今現在町のほうには寄せられていないということでございます。

○議長　　10番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　あとは、今後中間管理機構というのが入ってまいりますので、非常に期待をしているわけですが、地区においては、農業振興にどうしても弾みをつけたいというふうに考えているわけではあるのです。

しかしながら、水の水路がなかなか整っていないということになってきますと、中間管理機構が借り受けて、さらに経営される方に貸し付けていく、お借りして貸し付けていくというふうになった際に、果たしてその基盤整備をされてところの水田がうまく活用できるのかどうかの心配が一つあるものですから、町を取組と申しましょ、考え方を再度お尋ねしたいと思います。

○議長　　農林振興課長兼農業委員会事務局長、小瀧武彦君。

○農林振興課長兼農業委員会事務局長　　お答えをいたします。

農地中間管理機構が入ることによりまして、耕作をおやめになる方が農地中間管理機構などを通してまた次の担い手の方に農地を貸し付けて遊休農地の発生を抑制するというので、農地中間管理事業は、数年前から始まっているところでございます。

現在の取組としましては、昨年ですかね、5年後の地域のあるべき農地の姿を地域計画ということで取りまとめいたしました。地域計画の策定に当たりましては、それぞれの集落に町と農業委員会で出向きまして、将来5年後、この農地は誰が耕作していくかというのを一筆ずつ、それぞれ地域の中で話し合いによって計画を立てたところでございます。

現在のところ、その地域計画によって、5年後の農地についてはある程度耕作できる農地ははっきりしておりますので、その中においては、今議員申されましたような基盤整備をしているにもかかわらず水が十分に来ていないという農地については、基本的にはないものなのかなということで考えております。

ただし、今後ですが、今遊休農地になっているところを再開して作りたいんだと、そこに水がないんだということになりましたら、地域計画の中で十分、地域の皆さんと話し合いをして計画をしていきたいということで考えております。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 地域計画の中で対応ができるということの認識でよろしいわけですね。

現在はそういう田んぼ、耕作外の地域とそれから耕作できる農地がもうはっきり分かってるということであろうと私もそう感じてはおりますので、できるだけ基盤整備した田んぼにつきましては耕作できるような希望はないわけではないんです。それがいろんな水利の関係でなかなか田んぼそのものを起耕できない状態もあるということを御説明だけしておきたいのと、こんなふうに思います。

一番なのは雑木の状況というのが一つ残っているんで、ここら辺のところはなかなか進めようとしなくても進めることができないものだから、まずは機械を入れないと掘り起こすことのできないところもあります。

そういったところの対応は、やはり中間関係の交付金でないとできないのか、それとも別な対策というのが考えられないのか。そこら辺のところを再度確認だけさせていただきたいと思います。

○議長 農林振興課長兼農業委員会事務局長、小瀧武彦君。

○農林振興課長兼農業委員会事務局長 それでは、お答えをいたします。

まず農地に雑木などが自生するようなことのないように、国で多面的機能支払交付金でありますとか中山間の交付金でしっかり農地を管理していただけるような財政的な支援というのはこれまで町を通じて行ってきて、それぞれの集落においても積極的にその財源を活用して取り組んできていただいているところでございますので、引き続きそういった財源を使って、できるだけそういう雑木が自生しないような環境をつくっていただきたいということで取組をお願いしたいと考えております。

また、なかなかやはり高齢化で管理が難しくなっているという集落につきましては、農業公社の事業で農地の保全管理という事業も取り組んでおりまして、令和7年度で申し上げますと18の集落協定が農業公社に協定に参加していただいて、一緒に農地保全に取り組んでいるという事例もございますので、ぜひそういった農業公社の農地保全などを活用していただいて、できる限り集落の農地を適切な形で保全をしていただければなということで考えております。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三　農地保全には、農業公社の中にその対策を講じることを設けているよということで解釈させていただいてよろしいわけですね。分かりました。

もう一つなんですけれども、農地中間管理機構の活用を打ち出されてはきておりますけれども、町全体としてどのような動向になってるのかをお尋ねだけさせていただきます。

○議長　農林振興課長兼農業委員会事務局長、小瀧武彦君。

○農林振興課長兼農業委員会事務局長　農地中間管理機構の町全体としての取組という御質問でございますが、農地法の改正によりまして、これまで農業委員会の許可が必要だったわけなんです、農地中間管理機構を通しての貸貸借に代わりましたので、基本的には町内での農地の貸し借りなどにつきましては、基本的には原則としては農地中間管理機構を通しての貸し借りになりますので、町では農地の貸し借りをしたいという方につきましては、基本的には農地中間管理機構を活用しているところでございます。

○議長　10番、猪俣常三君。

○猪俣常三　それでは、テーマを変えますが、一つは集落内の道路整備の関係でお尋ねをいたします。

なぜこの話をしたという私なりの個人的な目的が、非常に今集落内での美化整備でも、あるいは環境整備でもそうですが、なかなかみんなでやろうとしましても人手の不足というのがどうしても響いてきてる部分がございます。

そういう部分もあるものだから、きれいな村づくり、あるいは美しい村づくりに寄与できれば、これは最高の部分ではないかという観点からお尋ねしてるわけでありまして。

とにかくふるさとに住んで、道路や側溝等が修繕されることが一番いいわけです。

また、除雪という言葉を出しますと、除雪で何が壊されたんだというわけではないんですけれども、そういう不慮によって壊れてしまってるという道路などもあるわけです。

また、その集落で付随している箇所に触ったりして壊れてるところもあるわけです。そういうところを修繕していきながら、やっぱり住む人たちの心身共々健康である、この健康の部分に影響もあるわけですから、できるだけ修繕がされることを望んで伺いしてるわけでありまして。

集落内はとにかく美しくしておくということが非常に大事なことでありますので、これを文句を言うような町民の方はいらっしゃらないと私は信じております。ぜひ、計画的な実現をお願いするがゆえに、先ほどの答弁の中では、いろんな財源の確保にお努めになっているということで基金の設定は考えてはいないという話であります。

ただ、町ではもう89の自治区というのを持っておりますので、これだけの広大な地域を賄うということは、この財源確保だけでいいのかなということなので、基本的に基金などを設けながら対応できたらすばらしい執行力が持たれていくのではないのかと

いうふうに期待してお尋ねしたわけです。再度お尋ねをしたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 質問にお答えをいたします。

まず新しい基金の創設につきましても、その原資は基本的に一般財源からの繰入れ、いわゆる単独費になりますので、これらについては町の財政全体に与える影響なのかも十分考慮しなきゃいけないのかなということで考えております。

そういったことから、まずは先ほど申し上げましたとおり、国庫補助事業や有利な起債制度を十分活用して適正な維持管理に努めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 一般財源から繰り出すということなので、なかなか設定は難しいということで、内容については分かりました。

ただ、今現在もそうなんですけれども、集落内の中でもかなり傷んでる道路というのはございますので、常に道路パトロールの実施は続けていただきたいと思うんですが、そのパトロールについて、お尋ねだけしていきたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 猪俣議員の御質問にお答えをいたします。

町では道路パトロール、定期的にやっております、集落ごとに実施はしておりますが、少なくとも月に1回程度は、要はパトロールができるような体制にはしております。今後も定期パトロールを実施しまして適正な維持管理に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。

テーマを変えますが、老人クラブにおけるフレイル予防活動というのがございます。これは各市町村の中でも、非常に活動されているのが目に見えて、すごく素晴らしい予防活動なんだと、こういうふうに感じたわけであります。

どういうことなのかというふうに言われますと、私なりの判断、解釈なんですけれども、間違っていないとは思いますが、年齢を重ねることになりますと、いろんな体、あるいは心の動きというのが弱くなってくると、私自身もそのとおりなんです、そういうふうにならないために予防に努めるわけなんです。

まずは人とのつながりとか、あるいは体を動かすとか、あるいは頭を使うとか、あるいはいろんな食べ物も取りながら、1人では、やろうとするとなかなかできない、みんなでやれば怖くないのか、それとも動きやすいのか、そういうようなことなんだろうと思うんで、フレイル予防というのは非常に大事な今の現代病なのかにつながってきてるのかなと、こんなふうに思いますが、その考え方なんかを再度、町の見解をお

尋ねたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まずフレイルというのは答弁でも申し上げましたけれども、総合的に見て健康と要介護の中間にある虚弱な状態をフレイルと申し上げます。

これを防ぐためには、申し上げたかもしれませんが、議員おっしゃってるとおりで、体、そして心、あるいは社会とのつながりという部分をしっかり保っていくというようなことが重要だと言われておりますので、老人クラブ活動自体がそういった予防に効果のある活動だと認識しております。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでお尋ねするのですが、本町では、県の単位からしてみますと、予算の取り方はそれ以上に取ってますよというお話、御答弁であります。

だとすると、たんちょうについての予算というのは、もし差し支えないとすれば、たんちょうのほうにはどの程度のお金というのが交付されてるものなのか、そこを影響がなければお答えしていただきたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほどの御質問の中で、たんちょうというふうに聞こえたんですけれども、単位老人クラブということによろしいでしょうか。

単位老人クラブに対する補助金につきましては、詳しく申し上げますと、県の基準額では2万4,000円というふうになっております。町では2万8,000円を基準額として支援をさせていただいております。

また、総合的に県の基準額では老人費、高齢者1人当たり50円というような基準額が提示されておりますが、町では1人当たり600円という基準額で補助金を交付しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、さらにお尋ねをしたいと思います。

単位老人クラブのほうでは、さらに今まで行ってきた以上にいろんな工夫をアイデアを出しながら指導をされるような方を招いてやっているなんていう部分もフレイル予防活動に生かしておられるという話をお聞きします。

じゃ、その部分について、2万8,000円というふうになって2万4,000円をはるかに出してるという町側の答弁であろうと思いますので、さらに予算の取れる状況だとすれば、もう少しあってもよろしいのではないのかというふうに、高齢者をいたわる気持ちで予算を配分されてもいいのではないのかというふうにと思いますが、その気持ち、見解はどのようにお持ちでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まずそういった指導者を招いて活動をされているというのは、私の認識としては、答弁の中でも申し上げましたヘルスメイク体操というのが一番該当するものとしてあるのかなというふうに認識しているところであります。

活動全体を通してなんですけれども、やはり補助金に対して使い切れないような状況で返還が生じるような年度もあります。ただ、適切に使っていただけるように、こちらのほうとしては取組を促してるわけなんですけれども、どうしてもそういうような状況も生じるときがありますので、そういったことがないように、答弁の中でも申し上げましたとおり、フルに現状の補助金を使って活動を充実させていただきたいというふうに考えているところです。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町からの予算の範囲内を最大限に使ってという御答弁でありますけれども、それ以上にやってるたんちょうの老人クラブさんもないわけではないと思いますが、そういったところはお聞きになったことはありますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

具体的に補助の申請であったり実績報告などで指導という形で入らせていただいておりますわけですが、そういった機会も含めて、額のアップというようなことについては要望はいただいております。

ただ、いただいている内容としては、やはり事務が大変なので、そういったところを丁寧に教えてほしいとか、そういったような要望はいただいているところであります。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 要望がないということの御答弁であります。

しかし、フレイル予防というのは、非常に高齢者の方々の活動の中では大事な部分だと私は理解してる1人なので、できるだけ高齢者が元気を保つために一生懸命やっておられるということであるとすれば、町側の温かい予算配分もある程度もう少しプラスしてあげてもいいのではないかというふうに思いますので、最後の御答弁を再度お尋ねいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

老人クラブ、単位老人クラブ、あるいは老人クラブ連合会さんと町は共同で取り組んでおりますので、そういった部分で、よくお話を聞きながら、そういったところを酌み取れる機会があれば、そういう機会を設けて対応を検討していきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。本当に御答弁ありがとうございました。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、こんにちは。9番、三留正義です。

まず、東日本大震災並びに大規模震災に見舞われました皆さんに哀悼の意をささげたいと思います。

それでは今般1問、一般質問を通告しておりますので、質問をしたいと思います。

大きくくりとして、カーブミラー設置の取組についてという題で質問しております。

町では、私の令和6年6月議会定例会においてカーブミラー設置の質問をしたところ、以下の内容を確認したところであります。

カーブミラーは、町が責任を持って管理すべき施設であること。そして、現在は交通安全協会の皆さんに春先の点検をお願いしている現状であるということで確認いたしました。

その中で、老朽化が進み、協会の皆さんも判断が難しい設備が増えているというお話も伺っております。地域を支えていただいている協会の皆さんの負担、そして高齢化の状況を踏まえ、今後は、町としても、より持続可能な形を一緒に考えていく時期に来ているのではないかと感じております。

そこでお伺いします。

町が責任主体である以上、まずは全てのカーブミラーの設置場所や設置の年限、設置の年、また種類、さらに劣化状況を把握する台帳の整備が必要ではないかと考えます。また、協会の皆さんの負担を軽減しつつ安全性を確保するためにも、点検基準の明文化や点検時期の設定、そして将来的な更新計画の整備といった予防的な管理体制が求められるのではないのでしょうか。

現在、こうした台帳や点検整備はどの程度整備されているのか。そして、協会の高齢化も踏まえ、町として協会の皆さんと協力しながら、より体系的で持続可能な管理体制を整えていくお考えがあるのか、お伺いをいたします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 9番、三留正義議員のカーブミラー設置の取組についての御質問にお答えいたします。

カーブミラーにつきましては、見通しの悪い交差点やカーブにおいて、自動車の運転者による直接目視が困難な場合に運転者の安全確認の補助施設として、事故防止を目的に設置するものであります。

町では、道路反射鏡設置指針等に基づき、道路管理者が設置しているもののほか、交通事故防止を目的とする地域や町交通安全協会からの設置要望に応えるため、町が町

交通安全協会に資材を提供し、設置してきたものがあり、近年は、新規設置よりもその補修や更新が多くなっているところでもあります。

まず、1点目の台帳や点検記録の整備状況についてであります。これまでの設置の形態から全てを把握している状況にはありませんが、各期の交通安全運動期間中に、町交通安全協会へ点検を依頼し、補修や更新が必要な場合は、修繕等の対応のための補修資材を同協会に提供し機能維持を図っているところでもあります。

2点目の持続可能な管理体制の整備についてであります。カーブミラーの劣化による倒壊事故の防止や、町交通安全協会の皆さんの負担軽減を図る観点から、その点検などの維持管理方法について、まずは、現状の把握と、町交通安全協会、町関係課などの関係者で、これまでの経緯を踏まえて協議を行ってまいりたいと考えておりますので御理解願います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 答弁いただきました。

令和6年でありますから、かなり時間があり、町側の検討等がある程度前進してきたのかなと思って私質問選んだわけなんですけど、私が質問してる一番根っこの部分というのは責任関係の明確化で、町側は前回、当然町側に責任はありますよということで終わったかと思います。

責任があって、その経緯というのは、町道の附属物として備わっていれば当然それは町の管理下にある。これはその道すがらでお話いただいたことで、私もそれは認めていらっしゃるなというふうに思っていたんですが、町が設置したもの以外というこの言葉の区切りがあるのですが、前回もありましたね、これが現代社会において間仕切りができるのかという問題で、確かに慣習的な今までのやり方で来ている、それは私も認識しています。

しかし、前回にもお話ししましたけれど、やはり過失問題が出てくる、そういったものがもしくは疑われる、そういったケースもありというお話も、前回、まみえて、その中でお話ししたかと思うんですけど。

昨今では、大久保街道付近で建て替えだか設置を変えた、そういった中でも、ちょっと私そこへ行けなかったんですけども、春の点検整備を年々やっぱり私も年取っていきます、若くはなりません、そうすると、やっている様態の中でヒヤリハットというのが多くなっているのかな、ああ危ねえとかという。はしごを使いますよね、高いところは。

そういったことをずっと踏まえていって、やはり旧態依然の答弁、昔からこうだ、これがいささか私はちょっとそのままの姿で通っていくということは、町の皆さんにも、じゃこれ支柱いじってるうちに車に当たって、車フロントガラス壊れたら、もしくはそばにいて支えていた人に損傷を与えた、けがはさせた、そういったことがこれから

は大いに考えられるのではないのかな。そういった中で、町にもう一度お伺いします。

今、答弁をいただいた中では、前回と同様と私は受け取りません。交通会と委託契約、そういった道路占有、そういったことに関連して契約はあるのかないのかを踏まえて、その辺をきちんと整理して答弁をいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、三留議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほど答弁させていただきましたように、カーブミラーにつきましては、道路管理者が設置したもの、さらに地域や、また町交通安全団体から要請があつて設置したものということで、さらに町内の交通網については、国道、県道、町道といった管理者が違った道路網がございます。

そういった中で、カーブミラーが町内には複数、やはり数多く設置されているわけございまして、ただ町が管理する町道に設置されておりますカーブミラーや、町道に交通安全協会様などの協力を得ながら設置をしました、町が資材を提供して設置したカーブミラーについては、町が責任を持ってやはり何か問題が発生した際には対応をする責任があるというふうな認識でいるところでございます。

さらに交通安全協会の皆様には、交通安全活動の中でそういったカーブミラーの保守点検、鏡の面の清掃活動ですとか、また不具合があればその不具合を修正していただくですとか、そういった作業を交通安全活動の中で実施いただいているところでございます。議員が申されるような委託契約ですとか、そういった書面を取り交わして作業を行っているものではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 そうですね。私も交通会のこと、少しは理解してるつもりです。

委託契約がない昔からの慣習で、交通会さんが、地域から要望があつて、どこどこにカーブミラーを設置したい、そして町側が承諾ということは、町側は合意しているということで、先ほどの御答弁にあったように、今は管理していないがという言い回しだったと思うんですけど、今はということは、前回もお聞きしています。

ですから、新年度、令和8年度に向けて、考え方、捉え方として、新たな構想、考え方、そういったことをお持ちなのかなと思って私は伺ったと先ほど言ったつもりなんですけど、これって、一遍にぱっとは当然できないお話だと思って、私も飛び飛びに出すのですけれども。

基本的に責任管理者ですよね、国土交通省の昨日からずっとちょっと私もあちこち読ませてもらって、やはりどうしても責任という、最終責任という、やはり町道であれば町、であれば責任があるということはどういうことというふうに展開していけば、やはりガバナンスですよね。

統治、全体を統治するためには、やはり地方自治法第2条ですよね。自由に条例で決

めて自治をしてください。そうすると、ほかの自治体で条例化しているところというのは、まさにその部分なんでしょうけれども、いきなりそれをどうしろという私も構想はありません。

ただ、ほかのものはちょっと、一部読みましたけれども、これからどういうふうに通会さんとの関わり方を、関係性をきちんとしていく、整理していけるのか、そういったことをやはり考え方として、どういうふうな方向性、幾通りかあるということなのか、これしかないということになるのか分かりませんが。

今現在で今後のそういった制度設計的な考え方、町のガバナンスの中で統治していくんだという見方で私は行かなければならないのかなと。

しかし、交通会さんも協力しながら、お互いに支援しながらやる部分当然出てくと思うので、そういった整理の仕方で、今後考え方を築き上げていく考えがないのか、そこをお伺いします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 お答えいたします。

議員おっしゃるように、やはり町内に数多くある交通安全施設につきましては、多様な目を光らせながら、それについて皆さんが御利用いただく設備でもございますので、何か不具合があれば、そういった方々の力を得ながら、その解消、機能回復に向けて取り組んでまいらなければならないと、それは設置した管理者の責任であるというふうに認識してございます。

さらに、これまでの設置の経緯なども踏まえまして、先ほど言われました交通安全協会様とこれまでの経緯を踏まえながら、どういった協力関係が一番今の時代にあったものなのか、そういったところも含めて、議員もいろいろお調べになった中で、他の自治体では条例ですとかあとは基準などといった整備もされているようでございます。そういったものも含めて、本町でその整備に向けて協力団体と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 期待していた回答まで至ってしまったので、ちょっと今私も、今後はやはり現代社会に適した形で考えていくという回答で受け取ってよろしいのかな、はい。

それでは、令和8年に向けていきなり方向性という部分については、まだ総合計画にも、この関係については一切触れてなかったですね。実施計画については当然ないと見ていました。やはり考え方として構築していくということであれば、本来は総合計画にあってもよかったのかなと私は思って見ていました。

ただ、その描き方が、先にないものを考えるというのはちょっと私もあんまり得意じゃないので、ただ、これから具体的に現実に作業とかそういったものはもう既にあるわけなので、慣習的なものは。それをできるだけ合理的に、そして安全に、安全な関

係で作業が付随したりいろいろなものが出てくるにせよ、やはりそういったことをきちんと整理しながら前に進むんだと。

やはりそのところはきちんとした考え方で、やっぱり町長には、小さな問題ではあるのですけれども、やはり考え方として、古いものを変えていくという部分なので、なかなか容易にならないところはあるのかもしれませんが、やはりこれだけのことの考え方ですけれども、町長御自身として、今後何年かかけて、このことについて形づけていく考え方はお持ちでしょうか。伺います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問でありますけれども、やり取りを聞いていて、責任の所在、それから、今後どういう方向で、このカーブミラーについてどういう役割分担でしたほうがいいのかということについていろいろ御提言いただきましたんで、令和8年度中に方向づけをしてまいりたいと、そんなふうに思ってますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 考え方を進める、練るという回答だったと受け取ります。できるだけ皆さんが理解できるような範囲で進めていただきたいと思います。

回答が出たので、私の一般質問はここまでとします。

○議長 暫時休議いたします。

再開は午後1時です。(11時20分)

○議長 再開します。(13時00分)

11番、青木照夫君。

○青木照夫 11番、青木照夫でございます。

今次の提出項目は2項目でございます。

それでは、一つ目、高齢化社会について。

一人暮らしが増加している高齢化社会の中で、お互いが支え合う自助、共助、公助を理想とする社会構造が崩れかかっています。その現状についてお尋ねします。

一つ目、高齢者世帯の冬季の除雪作業には、自ら行う自助活動、共に助け合う共助、頼りとする公助も、一部を除き高齢化が進み困難となっています。この問題は以前にも質問させていただいてますが、改めてその後の対応策など、お尋ねいたします。

二つ目、タクシー問題ですが、これは一昨日から全員協議会はじめ、同僚議員が質問をさせて聞かせていただいたことから、割愛させていただきます。

三番目、駅を利用される方で、病院やほかの用事で電車を利用する高齢者、弱者がいます。駅の階段の上り下りが困難です。町民の方から、負担のかからない尾登駅まで車の運用ができないかとの声があります。高齢弱者の足の確保のため、御検討をお願いいたします。

四つ、十年一昔、今や3年、いや2年先で周囲の環境が変わる時代です。少子高齢化の中で、限られた人数、環境の中、スクラップ・アンド・ビルドの考えを取り入れる時代です。

そこで、空き家などを利用した高齢者などの集合生活、集合住宅を進める考えはありませんか。

次に、道の駅にしあいの役割について伺います。

道の駅にしあいは平成16年にスタート、20年を経過しています。地元経済の活性化や地域振興の拠点地として大きな役割を果たしてきました。一方、道の駅は防災拠点地としても重要な役割を担っていることからお尋ねします。

一つ目、道の駅は、繁忙期や週末などでは駐車場には車が止められない現状です。同時に防災拠点地を担っており、災害時を考えた場合、多くの人や物が集中し、受入れが狭く困難が予測されます。現在の道の駅の果たす役割をどのように把握されているのかをお伺いいたします。

二つ目、ほかの道には防災拠点地としてヘリポートなど確保されていますが、せめて車の駐車場を広げ、受入可能な安心安全な道の駅の駐車場が必要と思いますが、いかがですか。お尋ねします。

三つ目、例えば河川側に敷地を拡張する方策など考えられないでしょうか。

一級河川は難しいと言われますが、防災拠点地を担う道の駅にしあいの役割を果たすべきと考えますが、いかがですか。

四つ目、河川は獣道で知られています。町内にも出没しています。道の駅は大勢の客の集合地です。河川から獣が入るとされる箇所を埋め立てる、埋立て、あるいは防護柵などを設置し、安全な道の駅に取り組むべきと考えますが、いかがですか。伺います。

以上、私の質問であります。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 11番、青木照夫議員の高齢化社会についての御質問のうち、高齢者世帯の除雪対策と、空き家を活用した集合生活等についてお答えいたします。

最初に、高齢者世帯の除雪につきましては、除排雪費用助成事業により低所得世帯の経済的負担の軽減と、雪処理支援隊の派遣により頼れる身寄りがなく、近隣からの支援も受けられない環境にある世帯の支援に取り組んでおります。

加えて、民生・児童委員をはじめ、福祉協力員、見守り協力員の皆様にも、可能な範囲で御協力をいただいているところであります。

町としましては、宅地周りの除雪についてお困りの高齢者世帯に対する支援の強化を検討するために、「どういう状況で、真に必要なものは何か」という根本的な部分を把握するための調査を進めてまいりますので御理解願います。

次に、空き家などを活用した高齢者等の集合生活、集合住宅についてであります、
現行の介護保険事業計画、高齢者福祉計画において、安心して暮らせる住居の確保方
策の一つとして検討していくこととしております。

町としましては、ハード整備にかかる費用や運営面の課題などもあることから、今後
も調査、検討してまいりますので御理解願います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 11番、青木照夫議員の高齢化社会についての御質問のうち、駅利用に
関する御質問についてお答えいたします。

尾登駅までの車での送迎については、これまでも高齢者等にとって野沢駅跨線橋の階
段の上り下りは大きな負担であることから、地下通路やエレベーター、横断通路など
の設置について、J R 東日本新潟支社へ町から要望書を提出するとともに、その他、
機会あるごとにその改善に向け要望活動を行っております。

しかしながら、J R 側からは整備工事費や安全面からの判断により、その対応は困難
との回答であり改善が図られておりません。

議員おただしの、跨線橋の階段の上り下りができない駅利用客への対応については、
鉄道事業者がその実態により対策を講じるべきと捉えており、その改善に向け引き続
き要望活動を行ってまいります、改善されるまでの間、町として階段の上り下りの
必要がない尾登駅を利用するための送迎を行うことは、現在のところ考えておりませ
ん。

なお、尾登駅利用のための移動手段として、デマンドバスによる移動が可能となりま
すので、御理解願います。

次に、道の駅にしあいづの役割についてのご質問のうち、防災拠点地に関してのご
質問にお答えいたします。

町では、西会津町地域防災計画において、公共施設を中心に指定避難所 7 箇所、福
祉避難所 2 箇所を避難所として指定しており、また、発災後の一時避難場所として指
定緊急避難場所 2 6 箇所を指定し、万一の災害時の利用に備えております。

まず、1 点目の道の駅の果たす役割であります、町では、道の駅にしあいづを町
内 2 6 箇所ある指定緊急避難場所の一つとして指定しており、発災または、その恐れ
があり避難所を開設した際には、国土交通省郡山国道事務所との災害時相互応援協定
に基づき、防災拠点として、道路情報等の発信をはじめ、休憩室、トイレ等の避難施
設の提供、非常物資の保管及び提供、チェーン脱着場・転回所・待機場所等として利
用するなど災害対処を行うこととしております。

次に、2 点目の駐車場を広げ受け入れを増やすことについてであります、道の駅
にしあいづは、施設整備及び道の駅指定後に、郡山国道事務所との相互応援協定によ
り、既存施設の機能を最大限に活かし、防災拠点・避難所開設・利用を図ることとし

たものであり、指定緊急避難場所としての駐車場の拡張は現在のところ考えておりません。

次に、3点目の河川側への敷地の拡張と役割をどのようにすべきかについてですが、関係機関に相談しましたところ、河川側への敷地の拡張は極めて困難である旨の回答を受けております。このようなことから町といたしましては、道の駅の立地場所や現在の施設の状況から、引き続き、指定緊急避難場所として、郡山国道事務所など関係機関との連携を図り防災機能の充実・強化に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 11番、青木照夫議員の「道の駅にしあいつの役割について」の御質問のうち、4点目の「獣出没への安全対策について」お答えいたします。

「道の駅にしあいつ」は、国道49号等を利用するドライバーの休憩場所であるとともに、本町の観光振興と地域活性化の交流拠点として町内外から年間約52万人が訪れる施設であり、来客者の安全確保は大変重要な課題であると認識しております。

おただしの「河川から侵入する箇所への埋立てや防護柵の設置について」であります。「埋立て」につきましては、先に町民税務課長が答弁したとおり河川側への拡張は極めて困難であると認識しております。「防護柵の設置」につきましては、既に河川側に転落防止のための防護柵を設置しているところであります。

指定管理者であります株式会社西会津町振興公社に確認したところ、これまで「道の駅にしあいつ」敷地内に熊の侵入は確認しておりませんが、施設周辺の巡回を強化するとともに、引き続きごみ管理の厳格化や来客者への注意喚起等により、指定管理者や関係機関と連携を図りながら、より強固な安全対策に努めてまいりますので御理解願います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。

まず、自助、共助、公助の社会構造が崩れかかっているところに対して質問させていただきます。

以前、私が何度か質問させていただいたことがございます。それはボランティア人数のことやいろんな手助けのことで十分ですかということに対して、万全を期して取り組んでいますということではありますが、その中で確認したいことがございます。

高齢者宅の除雪の活動内容ですが、除雪隊員や各グループなどで結成されていると思いますが、何人、組ぐらいの除雪隊員がいらっしゃるのでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 今ほどの御質問は、例えば雪処理支援隊という意味でしょうか。それよろしいでしょうか。

○青木照夫　も含めていろんなグループがあると思うんで、その内容についての、グループの名前とか、やってる団体があるはずですが、それを聞いてます。

○福祉介護課長　それではお答えいたします。

まず、個別具体的に除雪を行う上でグループをつくっているようなものを統計的に把握はしてございません。

ただ、活動を実際に行っている皆さんについての、例えばある自治区では、独り暮らしの高齢者あるいは高齢者のみ世帯の方のところに近所にお住まいの若い世代の方が除雪機を持って行って除雪をするというようなことを、自治区の取組として具体的にもう活動されている自治地区はあるということで把握しているところです。

個別具体的にどういうグループが何組あってというような状況は、把握はしておりません。

○議長　11番、青木照夫君。

○青木照夫　把握されていませんという答弁ですが、実際は有償ボランティアというか適当か分かりませんが、町から要請されていらっしゃるグループ、それから町の民生委員とかそういう方のボランティアの人たち、もう一つは、町の依頼には間違いありませんでしょうが別なグループが、私がその現場でその皆さんとお話し接したことがあります。今言ったのは3グループで除雪をしてるということに対しての質問だったんですが、もう一度、そのテーマはいかがですか。確認できますか。

○議長　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　お答えいたします。

すみません、グループというような表現があったものですから、それにちょっとこだわってしまって申し訳ありませんでした。

まず雪処理について、ボランティア活動です。あくまでも、あなたはここをやってくださいというような強制的なものではないということで、それを前提としてお聞きいただきたいと思います。民生児童委員43名、そして福祉協力員15名、見守り協力員204名の方に、できる範囲でのお世話をさせていただいているというふうに認識しているところです。

また、これとは別に、そこには属さないですけども、先ほど申し上げた自治区の中の助け合いというようなことも複数確認しているところであります。

○議長　11番、青木照夫君。

○青木照夫　こちらのグループという名前が適当でなかったということの受け取り方だと思いますが、私の申し上げたことは、その中で一番初めに申し上げた、お互いの助け合うということが、本当に今高齢者社会の中で、もうスノーダンプも持てない、家にはいらっしゃるけどもなかなか活動できないということの中での取り上げた質問なんです。

その中で、今、人数、課長がいろいろ言われました、トータルで数百名いられるというこの中で、果たして各高齢者、弱者のお宅にそれが浸透して手助けになっておられるのかということが大きなまず一つの問題があったから申し上げてるのですが、その辺の各家庭の除排雪に対しての苦情というか困ったというか、そういうお話とかは担当課には出ていることはありませんですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。雪に対する困り事の相談ということでお答えさせていただきます。

複数そういった困り事の御相談はございます。そういった中で、一つ一つ丁寧に対応しているところなんですけれども、私もこういう職位に就くまでにちょっと分からなかったことなんですけれども、一つ困り事という大きな分類の中でまとめてしまうのは乱暴過ぎるなど。

困り事の中にも、原因だったり、内容だったり、程度だったり、あるいは緊急度だったり、いろいろなものがあって、それをしっかり分類して対応していかないと、目をつぶってこれで大丈夫だというような対応は今の時代はもう難しいと考えておりますので。

一つ一つ困り事の内容をお聞きしながら、じゃあここはまだ自助でも大丈夫だ、いや御近所の互助・共助でいけるだろう、あるいはもう公助しかないだろう、あるいは公助が自助の支援に入ることによって、まだ自助でできるだろうというような、そういったことで丁寧に対応を進めているところです。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 今お答えの中では、いろいろ理解をまだしてもらえないところがありますが、その中で、ボランティア同士の話、ボランティア同士って今いろんなグループがあります。例えば有償ボランティアというか、それが適当か分かりませんが、普通のボランティアの方があるところで除雪していました。ところが、今度はそこはいいですよ、別な町から委託された人に頼まれてますから、これやらなくてもいいですよということが多々あるのです。

ということは、それは町から手配して完全に除排雪してもらうのはありがたいけれども、私の言ってることは、無償ボランティアで今までそこに除排雪をした方が、そっか、そういう人たちが来んだから、じゃあやってた人はもうしなくてもいいというようなことになってる方もいらっしゃると思います。その点はいかがですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほどの議員のおただしの内容がもしあるとすれば、調整不足あるいは調査不足であったのかなと。

本来、例えばなんですけれども、雪処理支援隊が入れる御家庭というのは本当に、先ほど答弁で申し上げましたが、限られた限定されたお宅であります。そこに対して、御近所の助け合いの中で対応できているとすれば、雪処理支援隊は入るべきではない、そういう互助・共助を、そういう力を下げてしまうような公助であってはいけないというふうに考えておりますので。

そういったケースがあるようでしたら、今後そのようなケースが発生しないようにしっかりと調査をしながら、あと御本人さんたちだけではなくて、周りのそういう支援体制もしっかり確認をさせていただいて、公助の対応をさせていただきたいと考えております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 そういうことの中で、お互いが町から直接委託されてる人、また別なグループというのあれでしょうけどいる、またボランティアの方のお互いの話し合い、そこはこうですよああですよということのお互いの交換会というか、そういうあれは特別なことからそういうことが起きてるのかなと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 答えいたします。

今議員おただしいただいた部分も含めて、そういったことがなるべく起きないように調査を、まずどういう状況なのか、どういう状況でお困りなのか、では、それに対しては現状どういう取組がなされていて、それでは不足であればどういう取組が必要なのかというような部分について調査をするのが先ほど答弁で申し上げました調査でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう中で、お互いが話し合った中で、あるボランティアの人は、私もうやなくていいわということでやめられたという方もいらっしゃいますので、その点を申し上げたつもりです。お互いの話し合い、この家は、あの家は、お互いのグループ、また役場を通して交換というか話し合うという場を設けていただきたいと思います。

じゃ次、質問を変えます。

野沢駅の利用のことでお尋ねいたします。

これは私が体験したことで、毎年冬祭りとか、特に首都圏から泊まる方がいらっしゃいます。その中で、朝10時上りのときに3番線からワンマン電車という場所に乗るわけですが、その方は荷物を抱えて階段を上って下りて、それからそのホームを一番上まで上って線路をまたいで3番線に、ホームまで行って乗車するというのを見て、これは大変だなということでの体験の下でこれ申し上げたということでもあります。そ

の方が何回か私が送ったときに、私自身も初めて分かった状態でした。

あるほかの町民の方、私は野沢駅から切符を買って尾登までタクシーを乗っていきます。その方は体がちょっと上り下りできない方ということで、タクシーがこれからなくなるということであるならば、町の送迎の検討はできないかという声がありましたことですので、これを取り上げたということでございます。

その運用の内容につきまして、課長から、デマンドバスが運用されてということの答弁をいただきました。その中で、デマンドバスが、もし尾登というところまで運用されていたとするならば、時間的なことなんです、その時間帯でタクシーに乗った方が何時から何時までは尾登まで行きますよという方がいらっしゃった場合には、そういう時間的なデマンドバスというのも課長の答弁の中で気がつかせてもらったんですが、その辺の御検討はいかがでしょうか。時間的なバス、デマンドバスの運用ということで。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、デマンドバスの柔軟な時間の利用というお尋ねについてお答え申し上げたいと思います。

5番、小林議員の質問の際に答弁いたしましたとおり、町では、タクシーが廃止廃業される、営業所の廃止が決定した段階で、その代わりになるような公共交通体系の見直しなどを行っていかねばならないという捉え方で、今現在作業を進めているところでございます。

基本的には今までタクシーがございましたので、野沢駅発着の列車に接続できるように町の町民バスの運行を行っておりました。ただ、議員がおっしゃるように、尾登駅ですと、やはり野沢駅を中心に捉えていた時間帯の運行では、時間帯によっては間に合わないといいますが、町民バスでは対応し切れないものが発生してまいりますので、今後の見直しの中で、そういったことも配慮しながら念頭に置きながら、関係者で検討、協議してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 検討していただくと、今申し上げたことは実施してくださいという願いはありますが、今後の検討として、皆さんの、私が友達が行ったときにも、そういう足の、また荷物の不自由、何か大変なことの便利を図るためには、やはりそういうものを、今後電車の時間帯でデマンドバスが運用できればという希望があります。それを後に検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、次に質問変えます。

スクラップ・アンド・ビルドということのただしでございます。

これはもう、今はもう中心地がもう空き家が増えてる、本当に今、簡素な町なかにな

ってます。いろんなタクシーの問題にしろ、いろんな事業、各商店がもう普通に閉じる時代。これは原因は、もう人がいなくなった、人口減少です、それが一番大きな原因だと思います。

その中で、今スクラップ・アンド・ビルドはなぜということなんですが、私は20年前に、首都圏から来た方に、青木君、これからはスクラップ・アンド・ビルドの時代になるぞ、それを質問しておけよって当時言われたことがあります、いや、まだそんなという気持ちがその当時ありました。

でも今考えると、繰り返しますが、もう町なかがいどんな形でもう衰退してる。タクシー問題はじめ、またいろんな商店がなかなか頑張り切れない、そういう中でのことの考えでスクラップ・アンド・ビルドを質問させていただいたわけであります。

その捉え方というか、町のこういう捉え方、これが必要なのか、必要であるということの判断ということが、もし町当局としての判断がありましたら、ちょっとそれを伺いたいと思います。いかがですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 町全体のということではなくて、福祉介護課長としての立場からお答えをさせていただきます。

やはり青木議員、この御質問でいただいているのは空き家の利活用という部分だと思いますので、そういったところで不要になってしまった空き家を壊して新たなものを造るというのがもしかすると本来のスクラップ・アンド・ビルドなのかもしれませんが、考え方を変えれば、不要になった状態のものを造り直す、そして新たな価値を生み出すというのもスクラップ・アンド・ビルドだと考えておりますので、そういった視点で今回は答弁をさせていただいております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 私の質問の内容がそういう受け取り方でしょうけども、それも私としても理解できますが、これからの先に、繰り返しますが、もう人がいなくなった、どうしよう、各事業所もできなくなりました、これからの個人の店ももう閉じるという方もいらっしゃいます。その中での今の福祉課長の言われたことのほかにも、もっと企画的な町の捉え方もあるはずですよ。そういうことの今後の町の捉え方というもの、大きな視点だと思います。その辺、企画課長の捉え方というのはいかがですか。

○議長 青木議員、今のスクラップ・アンド・ビルドの質問なんですが、これは空き家などを活用しての高齢者等の集合住宅、そして集合生活、そのような質問の中です、通告外です。通告外になっております。

11番、青木照夫君。

○青木照夫 スクラップ・アンド・ビルドで、それは福祉課長だけの問題なのか。これから町全体の問題だと捉えます。何でそれが問題がずれているのですか。全く共通し

た考えで、私は町の中に住んでいる１人として考えて提案しているのです。それが一つの福祉関係だけという。

確かに高齢者、福祉住宅とか、それを言っていますけれども、大きな視点でやっぱり捉えていただかないと。これは、町のこれから取り組む姿勢というのが、ますます衰退していくということを危惧します。

その中で、私が調べたスクラップ・アンド・ビルド、これ四つあります。ちょっと申し上げますね。１回目、石炭産業が廃止されたとき、全国に労働者があふれて雇用促進住宅が造られ、もう50から60年前の話ですね。

二つ目、繊維業界、海外から安い繊維業界が侵入して産業が斜陽化して衰退したということ。

三つ目、石油、オイルショック、このときも、大きなそういうスクラップ・アンド・ビルドの中に取り組まれてます。

四つ目、これは今現在、労働不足からＩＴの時代に入った、タブレットの時代、我が町でも、町の中でぶらっと、それは空き家を利用したぶらっとのそういう今取組をされてます。そういう意味を含めて、私は町全体の捉え方として質問してるわけですから、そういうことの将来性のある考え方としての、今、企画課長どうですかということですから、もう一度いかがでしょうか。

○議長　　企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長　　青木議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

今ほど、いろいろ御提案というか、お話がございました。私も町としましても、議員おっしゃるような空き家の利活用等につきましては、昨日の５番、小林議員にも御答弁申し上げているところではございますが、貴重な資源として捉えて積極的に活用していきたいというふうに考えているところでございます。

議員も１例申し上げられたところでございますが、実際野沢の町なかには、野沢の町なかだけでなく野沢の町なかにも上野尻にも空き店舗を活用した、リノベーションした、生まれ変わった施設が利活用されているところでございます。町も利用してますし、個人商店等で利活用されている例もございます。

また、空き家につきましても、この後、町のほうで今次の条例の改正案を上げさせていただいておりますとおり、空き家を活用した移住定住促進住宅ということで公の部分でも活用しておりますし、またこれも同じく民間の部分でも空き家移住者の受入れには大きく活用されているところでございます。

全般的に申し上げまして、そういったスクラップ・アンド・ビルド、空いてくる、使われなくなってきた空家、空き店舗については、繰り返しになりますが、貴重な資源の一つとして捉えて、町として活用を図っていきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 繰り返し繰り返し申し上げますが、いろんな形、町はいろんな面で町長先頭に取り組んでいらっしゃいます。いろんな形で各地区集落、力を入れて頑張ってもらっています。それは当然やらなければならないことだと思います。

同時に、私の自分の住んでいるという角度でエゴかもしれませんが、自分の住んでいるところもよくしたい、同時に地区集落も大事ですけども、今住んでいる町なかのことも私は並行して、同時進行してやってもらいたいなという意味で、町なかが少し遅れてんじゃないか、ちょっとそういうことがあったから、これをスクラップ・アンド・ビルド、20年前に言われたことが、今これ言わなくちゃいけないなという時点で申し上げたということで、町全体がもう本当に取り組んでいかないとどうなるかなということで、これを取り上げましたということでございます。

そういう考えで、もし町長にその考え、これからの取組を一つ言葉をいただければ。いかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 スクラップ・アンド・ビルド、これはまさにこの言葉が出てからもう相当期間がたつわけでありまして、町のいろんな事業もスクラップ・アンド・ビルドのそういう視点でこれまで事業を組み立てたりしてきましたし、予算なんかまさにそうですね。当初予算の編成なんかは、スクラップ・アンド・ビルドの考え方で予算編成をしてる。

それから、さっきどんどん町内の事業が寂しくなくなってなくなってしまうというお話もありましたけども、それを継続していくために、商工会といわゆる事業承継の協議会をつくって、何とか今ある事業を継続していただくというようなことで進めているわけでありまして、青木議員のスクラップ・アンド・ビルドの考え方、それは私も理解できますけれども、町はこれまでもそういう考え方の下でいろんな事業の組立て、それから予算編成についてもそういう考え方で取り組んできましたし、これからもまさにそういう考えが必要だなというふうに思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。同じ、当然町長もその前向きな姿勢は伝わってきました。自分の立場で言うと、今これから本当に繰り返し繰り返し同じことを言うようではありますが、町なかにはいろんな歴史的な人物、いろんなそういう明治初期時代に頑張って全国的に世界的に頑張った研幾堂塾というのもあります。歴史的なそういう宝に光を当てて、そして交流人口、関係人口をこれから進めていく。そういうもので、私は個人のお店とか事業者に頑張れという、もうそういう時代にはなかなか力が入らないのかな、そういうものであれば、歴史的なそういう光を当てていけば、私は町なかに関係人口、交流人口、必ずこれは復帰できると思います。

次、質問変えます。道の駅の果たす役割についてお尋ねします。

ただいまは、先ほどの課長の答弁では、この埋立ては簡単に言えば難しい。昨日町長も同僚議員に、この埋立てはもう難しい、一級河川は難しい、それは伺いました。難しいことを分かって、私は質問させていただきました。

なぜか。今この緊急事態のときに、道の駅の役割を果たす、担うということのまず一つの目的、それと、四岐川ですか、あそこは一級河川です。一級河川で、これは工事はもう絶対無理、それを分かって私は質問してる。なぜか。もう一つ、獣道なんです。この獣道が道の駅としてどうなのか、万が一。昨年、獣がこの四岐川で出沒した件数は、何人、何件ございますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 河川を有害鳥獣が通った件数ということですが、現在農林振興課としては、河川とかそういったところを通った件数というのは調査しておりませんので、ちょっと件数については分かりかねるという状況でございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 そうですか、出た件数分かんないんですか。私の素人のあれでは3件出ます。

その一つは、四岐川で人体に被害を与えた方が同じ四岐川です。四岐川ですよ。向こうの上の流れてる、私の言ってる川が間違っていたか分かんないですけども、私はあそこが四岐川に流れてくるのかという今質問したんですけども。大久保街道のあれを流れていくんです。それは、約10数年前の話になります、いいですか。そこに野沢の真ん中に親子熊が柿の木に登った、その話、それはどこから上った、四岐川から上ってんです。

あのときは全国放送になってましたけども、なぜ、熊の嗅覚というのは5キロで分かるそうです。私は素人なんで、国道を横断して町の中に来たのか、そうじゃなくて川伝いを通ってきて、そこをはい上がってきたということが後で分かりました。帰るときも、やっぱりそう四岐川に下りて帰ってんです。

ということは、話が戻りますが、絶対ここは埋められない、無理ですよ、一級河川ですよということに対して、もし万が一の話、そういうところにもし出たとしたら、道の駅の評判、またそういうのはどうなるのかってそれが危惧したからこれを取り上げたんです。その点のこの捉え方、考え方は考えたことはありますか。農林課長、どうですか。いや獣をキャッチする人は。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

先ほど議員から、昨年7月の熊による人身被害のお話でしたが、私ども、警察署のほうと現地を確認した際には、河川からの熊が上ってきて襲われたというところ

ろまでの結果というか状況確認までには至っておりませんで、あくまでも県道上、県道を散歩していたときに県道上で被害に遭われたということですので、実際に河川から来たのか、あるいは山のほうから下りてきたとかということについては、警察と我々農林振興課としては、はっきりと分かっていないというところでございます。

その上で、河川からの鳥獣が上がってきたときの対策ということでございますが、特に集落周りには、熊の出没も昨年は非常に多くありました。まずその際には、集落自治区長さんなどと連携を取りまして、追い払い用の花火を町のほうで配らせていただいて、目撃が多いときには、まず花火で追い払いをしていただくようなことでお願いをしたところであります。さらに追い払いでも、執拗に農作物とかに執着して出没が止まらないときには、おりの設置などによって捕獲をするということで対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう出没の原因、所在が分からないということでしたら、ますますこれは私は心配です。やっぱり熊というのは、大体今申し上げた四岐川つつうのは昨年の話じゃなくて、ずっとずっと出没してる場所なんです。

ということは、やはりこれは真剣味がないと。もし、何遍も言いますが、そこに人混みの多いところに出たとしたら、もう大変な衝撃というか道の駅の影響がある、私はそう判断します。

ということでありますので、これからでもいいですから、その日、なぜそのルート、なぜそういうことが出るのか、大本はどこなのかということもきちんと調べていただいて、防護柵、またそれはできれば、それいろんな面で道の駅にはい上がらないような、やっぱり最低限度でも周りによじ登られないような防護柵、そういうものが私は必要ではないかと思いますが、その点、もう一度お尋ねします。どの課長様だか分かりませんが、今の考え、お願いします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

道の駅に限らずということで答弁させていただきますが、熊による被害を防止する際には、見通しのよい環境づくりというのも一つ重要な対策になってきます。

昨年度につきましては、栗や柿などの収穫しない木に非常に執着したということで、10月に対策本部を設置しまして緊急の伐採事業を行いました。そのほかですが、例年環境共生林整備事業ということで、集落周りの見通しのよい環境づくり、伐採、間伐ですね、そういった事業をして、動物からも人の気配をしっかりと分かるように、また逆に人間からも動物をしっかりと確認できるように、そういったことを町内全域で進めておりますので、そういった中で、道の駅などの公共施設も含めて被害防止対策に努

めていきたいなということで考えております。

○議長 青木議員、最後の質問になります。

○青木照夫 課長の優等生な答弁だと思いますが、私は、道の駅を安全安心な道の駅にするにはどんな取組が大事なのかなということが、私の質問なんです。

だから、今までの、去年は私の知ってるところではうちの町内に2回出てます。それで、大して離れないところに道の駅があるのです。同じ川です。ということですが、繰り返し繰り返し言いますが、安全安心対策のために、私はその防護柵、それはどんな形であろうが私は対策を取るべきじゃないかなと思いますが、もう一度その点、御答弁いただけますか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

道の駅よりっせにつきましては、最初の御答弁のとおり、一応防護柵というのは設置してあるというようなところでございます。それが本当に熊対策に有効なのかどうかというところの検証作業も、今後は、やっていきたいというふうなことで考えてございます。

また、指定管理者であります振興公社職員、熊対策についての知識等の深められるような対策といいますか、そういったものも関係機関と連携しまして行いまして、安全安心な道の駅の管理運営に努めていきたいというようなことで考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 12番、武藤道廣です。

薄町政3期目、令和8年度の予算編成に当たり、その公約と町総合計画の実施、実現に向け、どのように反映され実行されるのかを伺います。

「未来を編む。幸せひろがる日本の田舎、西会津町。」を目指し、その具現化のため、基本的考え方として、「幸福度の向上」「交流機会創出」「持続可能性」を人口減少対策の三本柱とし、自然の恵み農作物、健康増進、担い手の確保育成、地域とのつながり、安心して暮らせる住環境の整備を掲げ、その実現に向けた、町民、議会、行政の協働による計画の着実な実行に取り組むと町長の提案理由や全員協議会で説明がありましたが、その実現のための施策の具体的事業とその関連予算を伺うものであります。

令和8年度予算は全体的にバランスの取れた予算と感じていますが、その特徴はということです。

一つとして、予算編成に総合計画はどのように反映されているのですか。

二つ目として、公約の七つの事業の具体的な事業名と予算はどのようにつけられてお

るのか。

三つ目として、デジタルや生成A Iの活用による目的と期待する効果は。特に次の3分野で伺います。

一つは町の事務事業分野、二つ目は学校教育分野、三つ目は住民サービスの分野で目指すものを伺います。

次に、西会津タクシー営業所撤退の影響と対応について伺います。

全員協議会での説明で、経過や現時点での町の対応や同僚の質問、あるいはその答弁によって、地域経済、交通弱者への影響やスクールバス運行等の現状は把握はできております。

そこで、現在のデマンドバス、デマンド交通の拡充による対応で対処できるのかどうか伺います。

次に、町のうまい米生産推進について伺います。

町は、西会津産米生産力強化事業や水田土壌診断事業に取り組み、持続可能な町内産米の生産振興に努め、また町独自のうまい米コンテストなど開催し、うまい米の産地化、ブランド化を目標に販売拡大を目指し事業を進めておりますが、よりうまい米生産推進のため、次の3点をお伺いをします。

米、食味分析鑑定コンクール国際大会への町の取組はどのようになされるのか。

栽培技術等の向上に向けた取組はどのように考えておられるのか。

産地化、ブランド化及び販路拡大の具体的な取組をお示してください。

以上、これらに対する町の考え方を伺って一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 12番、武藤道廣議員の御質問のうち、令和8年度予算の特徴についての御質問にお答えいたします。

はじめに、予算編成への総合計画の反映についての御質問であります。令和8年度の予算編成につきましては、令和8年度を初年度とする総合計画の策定と並行して進めてきたところであります。

その総合計画で描く新たな町の将来像「未来を編む。幸せひろがる日本の田舎、西会津町。」の実現に向け、「人づくり」「しごとづくり」「健康、絆づくり」「生活環境づくり」など、それぞれの分野において、継続して取り組む事業や新たにに取り組む事業の予算化に努め、今後3年間の実施計画に合わせ、年度間の事業量調整を行いながら予算を編成したところであります。

また、町の最大の課題である人口減少対策では、事業推進の基本的考えである「幸福度の向上」「交流機会創出」「持続可能性」を3本柱として、引き続き総合計画で目指す令和15年度の人口4,500人を目標に、子育て支援や教育の充実のほか、若い女性が西会津町に定住、移住できる環境づくりに向けて、必要な施策を進めてまいりたいと考

えております。

次に、私の七つの公約の予算化についての御質問であります。私は、①子育て、教育環境の充実、強化、②若者、結婚対策の強化、③健康で元気なまちづくり、④産業（農、商、工）の振興、⑤観光、移住定住、交流、関係人口の拡大、⑥安全・安心なまちづくり、⑦デジタルのまちづくりを昨年の町長選挙に公約として掲げたところであります。

その公約実現に向けて、令和8年度当初予算に反映した主な事業は、①子育て、教育環境の充実、強化では、保育料の無償化を含む子育て環境の充実として認定こども園運営事業1億9,059万9,000円、学校給食費の無償化として2492万3,000円。

②若者、結婚対策の強化では、婚姻の機会を後押しする結婚新生活支援事業270万円。

③健康で元気なまちづくりでは、さすけねえ輪の健康づくりの支援として健康コミュニティ推進事業374万円、国保診療所の医師3名体制の確立など医療確保対策事業4886万3,000円。

④産業（農、商、工）の振興では、予算を増額した鳥獣被害防止対策事業1,809万8,000円やジビエ肉の活用に向けた利活用推進事業647万8,000円、町内企業の支援活動補助金700万円。

⑤観光、移住定住、交流、関係人口の拡大では、台湾インバウンドの推進を含む福島再生加速化交付金事業2,094万6,000円、農林業、移住、定住、社会福祉、コミュニティ、情報通信分野に配置している地域おこし協力隊に係る事業費7147万円。

⑥安全・安心なまちづくりでは、新たな公民館（複合施設）の整備に向け検討組織を設置するほか、関係人口の拡大と町のファンを増やす取組として集落と都市をつなぐ地域活性化事業493万7,000円、町の自主財源となる、ふるさと応援寄附金の返礼品等の経費1億1,584万5,000円、⑦デジタルのまちづくりでは、AIやノーコードツールなどのデジタル技術を活用し、事務の効率化などあらゆる分野でDXを推進するデジタル戦略推進事業2,170万6,000円などであります。

このように、七つの分野にそれぞれ、継続事業や新規事業、導入検討事業など、多くの公約を掲げておりますが、公約の実現はもとより新たな総合計画に掲げた事業を着実に実施し、町の将来像「未来を編む。幸せひろがる日本の田舎、西会津町。」を目指し、歩みを止めず公約の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目のデジタル技術や人工知能（AI）の活用による目的と効果についての御質問にお答えいたします。

町では、令和3年3月に「西会津町デジタル戦略」を策定し、日々進化するデジタル技術を戦略的に有効活用し、これまでの町の事業の仕組みや業務、事務を新たな視点で見直ししながら、デジタル変革を推進しております。

おただしのデジタル技術や人工知能（AI）の活用による目的や効果であります。

主な事例を挙げますと、事務事業分野では、行政サービスの質の向上と職員の業務効率化、負担軽減などを目的に、勤務管理システムの導入し、毎月の職員給与支払事務における集計作業の効率化や作業時間の短縮が図られたほか、生成ＡＩを業務へ導入し、行事挨拶などの文書作成や統計データの分析、ボイスレコーダーと組み合わせた会議録の作成による大幅な時間短縮が図られております。

また、西会津診療所においては、電子カルテシステムを導入し、レセプト点検等における職員の作業効率や負担軽減が図られたほか、会計待ち時間の短縮など受診者の負担軽減にもつながっております。

次に学校教育の分野では、デジタル技術を活用したＩＣＴ教育の推進により、児童生徒一人一人の学習機会の拡大や多様な価値観の醸成、未来を担うデジタル人材の育成を目的とし、これまでに、国が進めるＧＩＧＡスクール構想にいち早く取り組み、１人１台の端末を児童生徒へ配付し、デジタル教材を活用するなど、家庭学習と学校での授業のハイブリッド型により学習機会の拡大などが図られております。

住民サービス分野では、町民の利便性向上や安全・安心な暮らしの確保、子育て支援、防災、減災の強化を目的とし、これまでに、町公式ＬＩＮＥによる行政情報の発信やＡＩオンデマンドバスの導入による効率的な運行、消防団アシストアプリやこども園における保育業務支援アプリの導入による利用者や保護者、従事者の利便性や業務の効率化が図られております。

このほか、申請、届出オンラインシステムを活用することにより、公民館使用申請や水道、下水道の休止届などがインターネットを通じて可能となり、住民の利便性向上が図られております。

令和８年度の当初予算においては、デジタル戦略事業において、自治体独自のデータベースを活用し、行政事務に特化した生成ＡＩを導入し、さらに業務の効率化を図ることとしております。

また、新たに母子保健ＤＸ推進事業において、母子の健康管理の充実と母子保健事業の質の向上を図ることを目的に母子手帳アプリを導入するほか、除雪事業において、除雪機械稼働の効率性と事務作業の簡素化を図ることを目的に、ＧＰＳを用いた除雪車管理システムの導入を予定しております。

学校教育の分野においては、ＧＩＧＡスクール構想に基づき、今年度を実施した小学校に続き、中学校の学習用タブレット端末の更新も予定しているところであります。

今後も引き続き、デジタル戦略を推進して各分野における課題を的確に捉え、デジタルやＡＩを導入することを目的とするのではなく、あくまでも町民の利便性向上等のための道具として、デジタル技術を活用してまいる考えでありますので御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 12番、武藤道廣議員の西会津タクシー営業所撤退に関する御質問のうち、デマンドバス運行での対応に関する御質問についてお答えいたします。

デマンドバス運行での対応についてであります。5番、小林雅弘議員に町長が御答弁申し上げたとおり、タクシーとバスではサービス提供に違いがあることから、デマンドバスの運行の見直しによりタクシーをカバーできる運行ができないか、町民バス体系の見直しと併せて関係機関、団体と検討、協議を進めておりますので御理解願います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 12番、武藤道廣議員の御質問のうち、町の良食味米の生産推進についての御質問にお答えいたします。

1点目の、米、食味分析鑑定コンクール国際大会への取組についてであります。同大会は新米の味を競うため「米・食味鑑定士協会」が主催して平成12年から開催している国内外最大の米のコンクールで、近年は国内外から5,000点を超える出品があり、出品された米は、食味分析計、穀粒判別機、味度計、米、食味鑑定士等による食味官能検査により審査、評価され、コンクールを通じて「良質な米づくり」に取り組む生産者や生産団体を支援することを目的に開催されています。

町におきましては、町内生産者の生産意欲向上や西会津産米のPR等を目的として、平成26年から西会津うまい米コンテスト入賞者の米を毎年出品しているほか、町内の特別栽培米生産グループも出品しており、これまで町内産米は同大会の最高位である国際総合部門の「金賞」を3回、「特別優秀賞」を7回受賞しているところであります。

また、同大会の開催場所は毎年、都道府県持ち回りで開催されてきましたが、東日本大震災からの復興と、世界レベルで評価されている福島県産米の品質を改めて国内外に発信するため、令和8年度から令和10年度まで3年連続で福島県内を会場に開催されることが決定され、令和9年度には会津若松市が会場となります。

町といたしましては、引き続き西会津うまい米コンテスト入賞米の出品を支援するとともに、福島県内で開催される大会での入賞に向けて県等が開催するコンクール入賞に向けた栽培技術研修会等への生産者の参加を支援し、JAなど関係機関とも連携してコンクール入賞に向けて取り組んでまいります。

次に、2点目の栽培技術等の向上に向けた取組についてであります。町では現在、水稻の栽培指導専門員1名を配置しており、育苗をはじめ水稻の生育過程に応じた巡回指導や調査、食味データの分析、集計及び助言などの技術支援に加え、使用資材の調査、分析、指導といった経営支援を担い、JAや農業普及所などとも連携し、技術向上に向けた営農指導を行っているところであります。

また、令和6年度からは、西会津うまい米コンテストに出品いただいた米の平均食味値より高い水田及び平均食味値未満の水田の土壌診断を行い、分析結果に基づく技術指導を実施しているところであります。

さらに、令和8年度からは町全体の食味値の底上げを図るための新たな取組として、栽培指導専門員や県農業普及所による集落や地域を単位とした、食味値向上のための栽培技術講習会の開催を計画しているところであります。

また、近年の記録的な猛暑による米の品質低下を防ぐため、国や県において高温耐性品種が開発されており、水管理や堆肥管理などこれまで以上にきめ細やかな栽培管理が必要になることから、県農業普及所やJA等と連携して栽培技術の向上に向けて取り組んでまいります。

次に、3点目の産地化、ブランド化及び販路拡大の具体的取組のうち、まず産地化に向けた取組であります。生産者の高齢化や担い手不足等により水稲作付農家数及び作付面積は年々減少しており、町内産米の生産量の維持、拡大について現状では厳しい状況であると認識しております。

一方で、ここ数年、町内では意欲ある経営体が法人化し、ライスセンター等の施設を整備し地域の農地の集約、集積を進め、作付面積の拡大による生産量の増加や遊休農地の発生抑制等に取り組んでおり、町ではこのような経営体に対して施設整備や機械整備等への支援等を行っているところであります。

町といたしましては、今後も地域の中心的な担い手や法人等の育成、支援を通して連携を強化し、町農業の基幹作物である米の生産振興に取り組んでまいります。

次に、ブランド化に向けた取組についてであります。これまで西会津うまい米コンテストの開催をはじめ、米、食味分析鑑定コンクール国際大会への出品支援、首都圏でのトップセールス、交流自治体である沖縄県宮古島市や大宜味村などでのPR事業、西会津お米ツアーやお米ナイトの開催、さらに、ふるさと納税の返礼品としての採用や、石高プロジェクトなど様々な事業を展開し、西会津産米のブランド化に取り組んでいるところであります。

次に、販路拡大の取組についてであります。先ほど申し上げました、ブランド化に向けた販路の開拓に加え、農業公社において町内産米の販売ルートの確保に積極的に取り組んでおり、令和7年度は沖縄県大宜味村の道の駅や、郡山市、仙台市の百貨店等への営業活動により販路の創出につなげ、また、ふるさと応援寄附金の返礼品への利用などにより、令和7年度において、玄米ベースで164俵の西会津産米の販売につなげたところであります。

今後も様々な機会を捉え、西会津町が良食味米の産地であることを積極的に発信するとともに、町農業公社等との連携を強化し、持続可能な販路の確保に取り組んでまいりますので、御理解願います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 七つのかけ橋ということで、具体的な事業名及びそして予算ということで丁寧に説明いただきました。

その中で、こども園の運営費や学校給食費の無償化として予算的に使われていたふるさと納税が昨年度は減額、今年も予定よりも減額ぎみにあるということですが、この影響と、そして増額への取組はどのようになさるおつもりでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

ふるさと納税の減額というところで、今次の補正予算でも1億8,500万ということで、昨年度の決算からいたしますと1億円ほど減の見込みで、この後の議案の補正予算で、その議案を上程しているところでございます。

その要因といたしましては、米価の価格高騰によりまして米への割高感というのが生じているということでございます。具体的に申しますと、以前は同じ金額寄附したとして、今現在は半分くらいの量しか返礼品としていただけないとか。金額が同じ量をふるさと納税で米を確保しようとすれば、例えば倍の寄附金をしなければいけないとか、そういった要因があって、本町の主力の返礼品であります米の部分が減ったということで、その影響を受けたということで分析しておりますところでございます。

なお、米に対するふるさと納税への減額というのは本町だけではございませんで、全国的に米へのふるさと納税の返礼品の部分については影響を受けている自治体が多いということで認識してございます。

それから、今後の対策でございますけれども、今後の米の価格によって来年度以降どうなるかというのが、米に対するふるさと納税で確保できるかどうかということが関係してくるということで認識してございます。

そのほかの対応としましては、新たなふるさと納税の返礼品の開発ですとか、開発した返礼品、今ある返礼品のPRというところを強化しまして、ふるさと納税の増につなげていきたいというふうに考えてございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今、ふるさと納税減額の原因は分かったわけですが、予算に関する、先ほど言いましたように、学校給食費の無償化とか、それから保育料の無償化等に使われるわけなんです、その辺に及ぼす影響というのはどのようになっていますか。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えします。確認ですが、令和8年度への予算への影響ということでよろしいでしょうか。はい。

ふるさと納税が一応減額、いわゆる当初予算比5,000万円減の2億円で当初予算を編成しております。そのうち5,000万の減額ですが、実質としまして一応50%をみなす

2,500万の実質的な減でございますが、当初予算の編成に当たりましては、歳出の抑制と各種基金からの繰入れということで対応いたしまして、ふるさと納税の減部分も見つつ予算編成してるということでございますので、先ほど町長が申し上げました重点事業等に対するの充当については特に影響を及ぼしてないということで御理解いただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 ふるさと納税に関してなんですが、先ほどもありましたように、天候の影響とかなんかでいろいろ影響を受けるような、米に関してはですね、そして本町に限らず米が主力、何ていいますか、主力としてやっている町村も相当な影響が出てることなんですか、今後そういった町村も知恵を出しながらその対策をすると思うんですよ。

そして、じゃあ町としては、今ほど話がありましたけれども、米関係に関しては新たにどんな対策といいますか、知恵を出す、知恵を出せっておかしいんだけど、対策を練って対応される計画でしょうか。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 ほかの町村も米でやってるところは相当な今度影響を受けるわけだから、お互いが知恵比べになると思うんですよ、正直言ってね、米に関しては。ですから、町としては、その辺の対応をどうなされますかということです。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。ふるさと納税の米に対する部分の対策はというようなところでございます。

ふるさと納税やっている事業者さん何社かございまして、今農業公社の部分も新たに参入していただいたというようなところでございます。その辺の量の確保ですとか、連携を強化しまして、その辺の補填といいますか増の対策に役立てていきたいというふうに考えてございます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 令和8年の米のいわゆる対策でありますけれども、令和7年の減収の大きな要因はやっぱり単価が高かったということなんです。

したがって、この単価を、これから今も米価が少しずつ下がってるような状況にありますけれども、これ単価をどの程度に減額したらいいのか、ここが非常に分かれ目になるのかなということで。

非常に今いわゆるインターネットに上げる場合の単価の問題を、これ町内の農家の皆さんとの調整も必要でありますので、できるだけ単価を少なくすることによって、また元に戻るかどうか分かりませんが、少しふるさと納税の返礼品の寄附金を少ししていただけるように、単価のいわゆる調整といいますか、ここをしっかりとやったり

検討して、できるだけ安価にして、そして多くの寄附が集まるような、そんなことをちょっと検討してまいりたいと思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 様々な具体的な事業及び予算ということで、これに関しては今後の経過を見ながら、また決算の段階ではどこまでそれが達成されたかというのを注視して見ていけばいいということで、今ここでは質問しませんが、住民サービスの充実の分野でいろいろ出ておりました。

そんで一つは母子保健ですね、それにデジタル関係が使われてるということでありますけれども、ある例を挙げますと、乳幼児健診をアプリでやって、それですごく省力化といいますか、そういった事例もありますけれども。

といいますのは、健診をアプリで問診に回答したり、保護者がアプリで子供の健康状態や医師の所見を確認できるということ。

そして、妊娠出産育児をサポートする子育て支援アプリに加えることによって、行政側の事務の効率化や、あるいは保護者の問いに対する可視化によって子育て環境を把握できるというようなことを実践してる町村もありますので、そういった面にも広げることができるんじゃないかなと、一応提案したいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 答えいたします。

今ほど議員からおただしの件につきましては、母子保健手帳の電子化という部分だと思います。確かにそういう部分はメニューとしてはあるわけなんですけど、現在のところ、当町では、その部分については導入する予定はありません。

しかし、導入するようになるとすれば、その部分はオプションで別の予算立てがまた必要になる。

あと、小さい子供たちの、例えば自分では意思表示をなかなかできないようなお子さんたちの健診については、保護者の方には少し負担になるかもしれませんが、やはり実際に医師に対面で診ていただいて対応していただくというのが一番安全性が高いと思いますので、そういった方向でその部分については進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 確認ですが、西会津町は人数もある程度限られてるし、何ていいますか、目の届くといいますか、気持ちが届くような範囲でのそういった対応をするということではよろしいでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 答えいたします。

説明の中にもあったと思いますけれども、やはりそういうデジタル化の推進というの

は、まず第一には住民サービスの向上、あるいは負担の軽減、併せて職員の業務の効率化を含めた負担の軽減という部分があると思います。

そして、そういった部分を図ることによって、さらに違う部分で手厚く町民の皆さんに対応していくという部分だと思いますので、そういった部分は対象者は少ないかもしれないけれども、丁寧に、より丁寧に対応できるように推進してまいりたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 もう一つ、町民サービスの充実という分野での、窓口のワンストップ化というような拡充にデジタル関係を利用できないかというような提案でありますけれど。

今現在、一番極端に言えば、高齢化なんかによってなかなかいろんな窓口といいますか受付等に足を運ぶのが大変だから、一つの窓口にて全てがデジタル化によって職員が移動しながらそれができるとも考えられるのですが、その辺は可能でしょうか。それとも、そういう考えはないでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、窓口のデジタル化といった点での御質問にお答えいたします。

まさに今3月4月は様々な社会活動の異動の時期になっております。窓口では、各種届出においてになった際に、必要な届出の一本化を図っておりまして、デジタル化といった点ではちょっと違うのかもしれませんが、窓口においてになった際に、行政手続の必要な手続をその窓口でワンストップで対応させていただくというような対応をしております。

デジタルを使える部分と、あとはそういった対面での手続、書類などの一本化を図って、できる限り住民の方の移動といった煩わしさを排除するような対応の仕方をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 じゃ現在はワンストップ化がほとんどなされていて、これ以上のことはないと思う、ないのかな、それとも、これ以上の改善は今後ともまだ考えるという、どっちなのかな。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 お答えいたします。

現在、窓口は移動しなくとも、各種手続を町民税務課の窓口ですとか一つの場所で対応させていただいておりますが、そのほかデジタルを活用する中で、一つの情報を入れることで様々な申請書類にその情報が共有できるような、デジタルを使った書かない窓口というようなサービスもございます。同じような自分の名前ですとか住所ですとか、必要事項を必要な書類に何度も書くようなそういった煩わしさも様々な場面で

登場してまいりますので、そういったことをデジタルで補うような今後の対応なども検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今、大体聞いて分かったわけなんです、デジタル化に関しては三つの分野を挙げたわけ。それぞれロードマップで言えば、今現在、どのレベルとってはおかしい、怒られるか。どの段階で進んで、最終的にはというのを今お聞きしたいわけなんです、その辺は答弁できますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 デジタル戦略そのもの、全体的な部分でありますので、私のほうから御答弁をさせていただきますが、町長の答弁の中でもありましたとおり、令和3年にデジタル戦略を西会津町では策定いたしまして、それぞれいろんな分野でデジタル戦略を推進しているところでありますが、2年に1回程度見直しをしながら進めております。

今のところデジタル戦略としましては、バージョン1.3ということで2回見直しをして、今三つ目になってるわけですが、2年単位ぐらいでどんどん次々に事業を見直して、進められるところは進める、または完了したところはその後の進捗状況を見る、そんなことでぐるぐるぐる回しながら進めているところでございます。

今ほど町民税務課長の答弁にもあったような、例えば書かない窓口ですとか、その先にありますのは行かない窓口とか、そういった部分も出てきますが、費用対効果もありますし、あと都市部とこういった山間地の部分での違いもあります。

そういった部分も見極めながら戦略を見直しをしながら進めているところでありますが、いずれにしても、先ほど町長1回目の答弁でも申し上げましたとおり、デジタルであったりAIを導入することが目的ではなくて、先ほど福祉介護課長が答弁申し上げたように、母子関係の手続で事務的にデジタルを入れられるところを入れて、空いた手間で職員が子供と触れ合う、親御さんと確認し合う時間をつくる、こういったことを目的に進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 予算関係はこの辺にして、タクシー関係に移りたいと思います。

デマンドバス運行時のバスもそうだったんですが、定期バスもそうですが、民間との競合ということでいろんな条件とか制約があったと思うんですよ。

これタクシー会社が撤退することによって、そういう制限とか条件というものはないのか、まだ新たなものが出てくるのか、まだ残っているのか、その辺をお聞き

します。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、タクシー事業に関連した御質問にお答えいたします。

これまで町が運行しております町民バス体系の中で、やはりタクシー事業者と競合するようなエリア分けですとか、そういった配慮をいたしていたところでございます。

タクシー事業者の営業所がなくなりますので、そういった今まで競合したところに配慮した運行制限などといったものは、これからはそういった配慮をしなくてもいい、ある意味競合していた制限を撤廃することも可能となるというふうに考えてございます。

ただ、その制限を排除したといたしましても、やはり町民バスの運行につきましては、人的なものですとか、また運行している車両などの制限が今現在でもございますので、そういったところを合わせて、今回関係機関団体と現実的な最適解が見つけられるように検討、協議をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 制約とか条件が一応なくなるということは理解しました。

ということは、タクシーをスクールバスの運営やってるように委託という形でやっておりますよね、今ね、スクールバスの。そんな形でタクシーそのものを、いわゆる町が、何ていいますか、車両とかいろんなものをやって運転手とか何かを委託するような形での運営というのも考えられるんじゃないかなと思ったわけなんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、タクシー事業の委託という御質問でございますけれども、タクシー業を営むのにはエリア分けがございまして、さらに営業所を置くために必要な台数というものがございます。

タクシーの事業としては運行はできませんが、タクシーに代わる柔軟な乗り合いタクシーのような運行の仕方というのは可能になりますので、そういった、今現在許可をいただいております町の町民バスの体系の中で可能な運行体系を協議、検討してみたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 もう一つは、方法としては民間タクシー業者、例えば営業してる喜多方とか若松の民間タクシー業者に業務委託して運行をお願いするという方法もあんじゃないかと。

何か、磐梯町がそういった方向で対応するような話も聞いて、これは未確認ですが、そういう方法もあるんじゃないかなというふうな話も入っておりますが、その辺はど

のように考えられますか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、お答えいたします。

タクシー事業として事業を委託するのには、やはり営業を行う営業所がそのエリア内になければならないといったところがございます。

先ほど言った車両の基準などもございますし、そういった営業所の置かなくてはいけないといった制限もあって、今現在町内にあるタクシー事業そのものを委託するというのはかなり厳しいものがあるというふうな捉え方でおります。

ただ、交通事業者に、例えば町が現在受けております許可によって事業者と連携して、町がその業務を運行を委託するといったことが可能ではございますけれども、それについては、町が主体的に事業者にその事業をお願いすると、連携をしなくてはいけないといったことがございますので、これにつきましても、現在の町民バスの運行体系と併せて検討、協議してまいりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 この解決にはいろいろな課題がありますが、私は全員協議会でも言ったように、町民バスという頭を1回外してデマンド交通ということで、デマンドバスとか町民バスじゃなくてデマンド交通全体の中で解決するのが一番いいなと思っておるのですが。

そのためにも、デマンド交通としての公共交通体系の見直しといいますか、そういったプロジェクトチームをつくって、最初から1回考え直すというのも必要ではないかと思うんですが、その点どう考えられますか。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 今の12番、武藤議員の御質問の中で、1回白紙に戻してデマンド交通というような考えでやったらいいだろうということですけども、今町が最優先に考えているのは、今のデマンドバスでいかにタクシーの運行をやるかということを最優先に今考えてますので。

そこが今予約システムの変更とか、その辺が可能になれば、いかにドア・ツー・ドアに近づけるようなシステムができるかというのを、今本当にシステム会社とも調整しているところですから、その結果が出てから、どこまでそういうデマンド交通でタクシー運行ができるかというような、また先にちょっと検討ができるかなという状態ですので、もうしばらくお待ちいただきたいなということでございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 結局、今のままですぐやめるんじゃないくて、今の体系を取りながら専門的なプロジェクトチームをつくって、将来的にはこれ長い話なんです、もうね。ですか

ら、ちゃんとしたものをつくるためにも、やっぱりそういうことを十二分に検討いただきたいと思います。

時間ないので、次、移ります。

町のうまい米生産推進についてですが、確認のためでありますけれども、まず西会津町は、町村によっては献上米のように一定の地域というか一定の田んぼを決めて、それだけをしっかりと管理して、コンテストのための生産やってるところがあるわけですが、西会津町としましては、町全体の米の底上げ、うまい米底上げを目指してやるんだと、そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

今ほど12番議員が申されましたとおり、町では西会津一うまい米コンテストを開催してまして、これ町一丸となって良食味米の西会津町をPRしていこうということで、全体的な町の食味の底上げを図るということで取り組んでいるということでございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 それで、そのために様々な、何というんですか、指導とか、いろんな研修会とかというような計画されておりますけれども、これは、希望によっては結局その専門家とか何かを町が準備するとか指導するという形で出向いてやるのか、それとも、どんな形での実現、実行をされる考えですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 お答えいたします。

令和8年度に計画しております地域集落単位での食味の底上げの事業につきましては、まず町の栽培指導専門員が中心になりまして、JA、あと県の農業普及所、こういった米の知見の高い方に来ていただいて、それぞれ対象となった集落に出向いて栽培技術の指導を直接行うようなことで考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 時間もありませんので、結局西会津町が国際コンクールですばらしい成績を収めたということが過去の栄光にならないように、最近あまりそういうの聞きませんので、その辺は町や生産者一丸となって、本当に西会津町はうまい米で売り出すんだという一つの体制をしっかりと固めながら頑張っていってほしいなと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。(15時01分)

令和8年第3回西会津町議会定例会会議録

令和8年3月13日（金）

開 議 13時00分
散 会 15時57分

出席議員

1 番 渡 部 佳菜子	5 番 小 林 雅 弘	9 番 三 留 正 義
2 番 仲 川 久 人	6 番 荒 海 正 人	10番 猪 俣 常 三
3 番 長谷川 正	7 番 秦 貞 継	11番 青 木 照 夫
4 番 上 野 恵美子	8 番 伊 藤 一 男	12番 武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 薄 友 喜	建設水道課長 石 川 和 典
副 町 長 大 竹 享	教 育 長 五十嵐 正 彦
総 務 課 長 伊 藤 善 文	学校教育課長 佐 藤 実
企画情報課長 玉 木 周 司	生涯学習課長 長谷沼 充 伸
会計管理者兼町民税務課長 渡 部 栄 二	代表監査委員 鈴 木 和 雄
福祉介護課長 船 橋 政 広	農業委員会事務局長 小 瀧 武 彦
健康増進課長 岩 渕 東 吾	
商工観光課長 齋 藤 正 利	
農林振興課長 小 瀧 武 彦	

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 五十嵐 博 文	会計年度任用職員 茂 木 美 久
----------------	------------------

第3回議会定例会議事日程（第4号）

令和8年3月13日 午後1時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 西会津町乳児等通園支援事業条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町行政手続条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 西会津町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 西会津町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の1部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 西会津町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第7号 | 西会津町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第8号 | 西会津町こゆりこども園条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第9号 | 西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例 |

日程第11	議案第11号	西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例を廃止する 条例
日程第12	議案第12号	令和7年度西会津町一般会計補正予算（第10次）
日程第13	議案第13号	令和7年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2 次）
日程第14	議案第14号	令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）
日程第15	議案第15号	令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
日程第16	議案第16号	令和7年度西会津町簡易水道等事業会計補正予算（第2次）
日程第17	議案第17号	令和7年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）

散 会

○議長 皆さん、お疲れさまです。

令和8年第3回西会津町議会定例会を再開します。(13時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第1号、西会津町乳児等通園支援事業条例を議題とします。

本件についての説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 議案第1号、西会津町乳児等通園支援事業条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、国が令和8年度から全市町村での開始を進めてまいりました乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の運営方法について定める条例を制定するものであります。

議案に入る前に、事業の概要について説明させていただきますので、「議案第1号関係資料」1ページを御覧ください。

1の背景であります。令和6年6月に成立した、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が市町村の認可事業として位置づけられることとなり、令和6年度のモデル事業、令和7年度の先行実施を経て、令和8年度からは全ての市町村で実施することとなりました。

本事業は、全てのこどもの健やかな育ちを応援するために、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにとらわれない形での支援を強化するために創設された新たな事業であります。

2の事業概要であります。(1)対象者につきましては、利用日時点において、認定こども園などの保育施設を利用していない、生後6か月から満3歳未満のお子さんとしします。

(2)利用時間につきましては、お子さん1人当たり、月10時間を上限としします。

(3)利用料金につきましては、お子さん1人当たり1時間300円とししますが、町に住所を有するお子さんが、町の認定こども園を利用する場合には、無料としします。

(4)利用する際の要件につきましては、保護者の就労状況等にかかわらず、利用可能としします。

(5)運営方式につきましては、町の認定こども園の定員の範囲内で受け入れることとし、本事業の専用教室は設けずに、在園時と合同で保育する「余裕活用型」としします。

また、利用する月や曜日、時間を設定せずに、子供の状況や保護者のニーズに合わせ利用できる「柔軟利用」としします。

3の利用の流れにつきましては、記載のとおりであります。国が開発した「こども誰でも総合支援システム」の運用により、保護者の利便性の向上等に努めてまいります。

4の一時保育事業との違いにつきましては、現在、町の認定こども園で行っております一時保育事業は、保護者の傷病やリフレッシュなど「保護者の立場からの保育の必要性」に対応するものでありますが、本事業は、家庭だけでは得難い様々な体験や経験を通して、こどもが成長していけるよう「こどもの健やかな育ちを応援する」ことを主な目的とする事業であります。

それでは、議案書を御覧ください。

西会津町乳児等通園支援事業条例。

第1条は、本条例の目的についての規定であります。児童福祉法の規定に基づき、町が乳児等通園支援事業を実施するのに必要な事項を定めるものであります。

第2条は、本事業を実施する施設についての規定であります。こゆりこども園内の認定こども園において実施するものです。

第3条は、本事業の対象児童についての規定であります。第1号及び第2号、いずれにも該当する児童とするものです。第1号、生後6か月から満3歳未満のお子さんのうち、認定こども園などの保育施設に入園していない児童。第2号、本事業を利用するための「乳児等のための支援給付」の認定を受けている児童。

第4条は、事業を利用する際の申請についての規定であります。

第5条は、利用者の費用負担についての規定であります。第2項、利用者負担金は、児童1人につき、1時間当たり300円、第3項、納入の期限は、町長が別に指定するものであります。

第6条は、利用者負担金の減免についての規定であります。

第7条は、本条例に定めるもののほか、本条例の施行に関し必要な事項については規則で定めることとする委任について規定しております。

次に、附則であります。本条例の施行期日を令和8年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　1件お聞きします。

運営のところで、こゆりこども園の定員の範囲内で受け入れるってありましたけれども、どのくらい定員に余裕があるのかというので、新しいこども誰でも通園制度では年間20人を見込んでいて全員協議会で説明あったんですけども、そこで保育士

さんの負担について、通常の保育業務のほかに一時預かり事業もやり、そして、加えて乳児等通園支援事業で受け入れていくというところでは、保育士さんの負担のところはどのように考えているか、お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。事業の実施に際して現場への負担というような御質問と理解をさせていただきます。

まず、この事業を実施する上で、町の認定こども園の定員の範囲内というような説明をさせていただきました。対象になるお子さんというのは、ゼロ歳児、1歳児、2歳児ということになります。こども園の施設上の定員につきましては、ゼロ歳児が15名、1、2歳児につきましては合わせて65名というようなことで設定しているところです。

ただ、実際にそこに職員の配置というような定員もございます。それは毎年入園するお子さんの数に合わせて、国の基準プラス加配を必ずしております。これにつきましては、現場の負担軽減のために1人でいいクラスも当然あるわけですが、そこには2人、もう1人加配をするような形で基本的には保育体制を取っておりますので、そういった中で、その定員の枠の中でこども誰でも通園制度についても受け入れるようにしております。

そういった中では、別な事業としてというよりも、申込みがあれば同じ教室に入っていて、そこで合同で保育をするということでもありますので、実際、事業を始めてみないと分からないところはありますけれども、現場への負担についてはこちらで適切な対応は取っていると認識しております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そうすると、今の説明だと、ある程度人員に余裕を持って配置しているということなのかと思うんですけども、ただ現場を十分に配慮して、時としては受け入れに制限せざるを得ない場合も出てくるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほどの御質問ですが、定員上は余裕があったとしても、実際に保育するお子さんの状況によっては、あるいは現場の状況によってはお断りするようなこともあります。それについては、あと園の判断でそのときの状況によってお断りする場合もあるということは許可されておりますので、そういった運営の方式を取っていきたいと考えております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 なかなか子育てをしている方々からすると、非常にいい事業であることが分かります。こうした中で、本町に就労されている方も利用できるということなので、

そういった方々に含めて周知のほうはどのように行っていくというふうに町側では考えておりますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

事業の周知の方法ということでございます。まず、この事業につきましては、こども誰でも通園制度というような副題がついております。これは国が挙げて制度として実施するものでありますので、全市町村で共通のサービスを受けられることが基本となっておりますので、国を挙げてまず周知をするというのがあります。また、それに併せて町のほうも様々な機会を得て、あるいは媒体を通して周知は図っていきたいと考えております。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。

まず、今ちょっと同僚議員の質問の中で同じ教室で面倒見ることもあるというような話だったんですけども、これ受け入れる際というのは、その子は今までこども園に例えばいる場合もあり、そもそも教室に入ってた子がということもあるかもしれませんが、全く経験のない子がひょっと入ってきたときに、同じ教室に入れるようなことというのはなかなか現実的かなと思うと非常に難しいし現場の先生の負担も大きくなると思うんで、そういった場合の受け入れる際の先生の配置について、もう少し詳細をお聞きしたいと思います。

あと、柔軟利用ということで運営方式にありましたが、利用する月や曜日、時間を設定せず柔軟にということですけど、これ日曜日とか年末年始なんかもこのサービスをされる予定なんでしょうか。それを念頭に置いた条例なんでしょうか。そこをお伺いします。

以上です。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。順番をちょっと逆にしてお答えをさせていただきます。

まず、受け入れる曜日とか、休日も受け入れるのかというようなことでございますが、施行に関する規則の中で、受け入れる曜日については、こども園が開園している日ということで規定していくこととしております。また職員の配置につきましては、毎日この事業を利用する児童がいるということは当然ながら想定できません。しかし、この事業の申込みがあった際に、お子さんによっては、やはり1人保育士をつけなければならないような状況もあるかと思えます。そういった部分に対して対応できるように、担当の保育士はクラス担任ではない部分で配置したいというふうに考えているところです。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 確認ですけれども、今、質問の答えが逆になったので、開園してる日ということとは、今は日曜日、年末年始も本当少ない日数ですけれども閉園してますよね。その日は受け入れないのかというのを、そこを1点、まず確認したいと思います。

それと、何というんですかね、昨今いろんな子供がいるというふうにお伺いしておりますし、現場の負担というのが私一番心配なんです。その上で、結局利用時に、課長が町側の答弁のそのとおりだと思います、やはり経験のない子を受け入れたときというのは、それなりに先生を加配しなくちゃいけないと思うんですけれども、全国的に保育士が今不足してるという中で、このサービスを今の定員のままでこの条例を制定した場合というのは、何というんですかね、現場の負担、本当に今でも大変なのにそれ以上の負担をかけることにならないのかという、町側の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まず、園の閉園日、祝日あるいは日曜日については閉園日でございますので、その日受け入れるということはございません。

続きまして、運営に関しての負担という部分であります。全体的にお子さんはやはり緩やかではございますが減少していく傾向にございます。そういった中でも、こども園については、保育士を減らすことがないように新しく採用を続けて継続しております。そういった部分で、この事業も含めてですけれども、様々な要望に対応できるような体制を取っていけるように、この後も継続できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。くれぐれも、何か不安になるようであればですけど、全国でも集団で保育士が辞めてしまったという事例も新聞報道等で見ますので、そこだけは本当に気をつけていただきたい。

それと、周知の方法ということで今同僚議員からありましたが、私見落としているのかもしれないですけど、保育園事業についての1号関係資料で見てるのですけども、今の質問で分かりましたが、断ることもあるということですよ、現場によっては断ることもあると。こういったこともちゃんと周知されるのかどうか、最後に確認したいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

やはり安全にお預かりできる環境が整わなければ、その日はお断りするというのが当然でございますので、そういう対応はさせていただきたいと考えております。

○議長 1 番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 一つ確認させていただきたいんですけれども、普通、通常私も子供をこども園預けさせていただいていて、慣らし保育というのがあったわけです。正確な時間等は正直覚えてないんですけれども、1 時間から始めたか2 時間から始めたか。そういうことで最初の受入体制として慣らし保育から始めていく。最初に1 日目は2 時間とかで、だんだん二、三日で3 時間とかになったはずなんですけれども、そういった対応を通常保育ではされるのに、今回こういったところで申請があったら受け入れるという体制は可能なのかどうかということとか、どういうふうに配慮していくのかなというところを聞きたいです。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほどの慣らし保育という部分です。これは入園される場合に、やはりそれまで保護者の方と一緒に過ごしていた子供たちが、保護者の方と長ければ11 時間以上離れてしまうわけであって、そういった環境に慣らすという意味で、まさに慣らし保育というようなことを言ってるわけなんですけれども、このこども誰でも通園制度につきましては、やはり月10 時間というような枠の中でなるべく自由に使っていただけるような制度設計になっておりますので、お子さん当初はもしかすると慣れない可能性は当然ながらあると思います。そういったお子さんについては、保護者が一時的に一緒に過ごしていただけるような制度設計になっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第1 号、西会津町乳児等通園支援事業条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1 号、西会津町乳児等通園支援事業条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2 号、西会津町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第2 号、西会津町行政手続条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案につきましては、令和5年6月16日に公布された「デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（デジタル規制改革一括法）」第44条により、行政手続法の一部が改正され、本年5月21日に施行されることに伴い、同法の規定に倣い定めている本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法によって行う通知（公示送達）について、インターネットを通じて閲覧できる状態に置くこと、従来の掲示場への掲示、または事務所に設置したパソコンの画面上で閲覧できるようにすることなどであります。

それでは議案書を御覧ください。あわせて、条例改正案新旧対照表1ページを御覧ください。

西会津町行政手続条例の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第3条第5号、第4条、第13条第1項、並びに第14条第1項及び第2項の改正は「名あて人」の平仮名部分を漢字に改めるものであります。

第15条は、「名あて人」の平仮名部分を漢字に改めるほか、これまでの掲示場のみの公示の方法から、インターネットを通じて閲覧できる状態にすること、従来とおり掲示場への掲示、または事務所に設置したパソコンの画面上で閲覧できるようにすること、送達されたとみなす期間の規定を第4項として新たに加えるものであります。

第16条は、第15条に第4項を加えたことから、項ずれを改めるものであります。

第22条は、項ずれや「名あて人」の平仮名部分を漢字にするなどの文言を改めるほか、第15条第4項後段で期間が規定されたことから削るものであります。

第29条は、今回の改正に伴う項ずれを改めるものであります。

次に附則であります。施行期日で令和8年5月21日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第2号、西会津町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町行政手続条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 議案第3号、西会津町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、町長の提案理由の説明でも御説明いたしましたが、町内における交通の安全に関する知識の普及、及び交通安全思想の高揚を図ることを目的に、2名の交通教育専門員を委嘱しておりますが、その活動内容や責務の重要性、近隣の現状などを鑑みて、報奨金について、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容について御説明を申し上げますが、あわせてまして条例改正案、新旧対照表6ページを御覧願います。

西会津町交通教育専門員設置条例の一部を次のように改正する。

第3条は、報奨金についての規定であります。900円から1,200円とするものであります。

次に附則であります。この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、西会津町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西会津町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 議案第4号、西会津町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、本町への移住定住を促進することを目的として、町が空き家所有者から住宅を借り上げ、必要な改修を行った上で、移住希望者等へ貸し付ける「移住定住促進住宅」につきまして、新たに2棟を追加することに伴い、条例の所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書を御覧ください。あわせて条例改正案、新旧対照表7ページも御覧ください。

西会津町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1及び別表第2を次のように改める。

改正の内容としましては、上原移住定住促進住宅の次に原町移住定住促進住宅と本町移住定住促進住宅を加えるものでありますが、2段を追加する方式でなく、分かりやすく、別表第1及び別表第2の表全体を改めることとしました。

別表第1には、今年度の補助事業で改修が完了した原町住宅と、建物の状態がよく、改修が不要ですぐに貸し出すことが可能な本町住宅について、その所在位置、構造を規定いたしました。

別表第2は家賃の額であります。改修事業や今後10年程度の維持管理費と住宅の構造や状態、所有者への賃借料等を勘案し、月額家賃を算出しております。

原町住宅は改修工事は実施しましたが、木造で建築年数が古く、所有者からの賃借料も一番低いため、4万円とし、逆に本町住宅は軽量鉄骨造で建築年は比較的新しく、現時点での改修工事は不要であります。その分今後の修繕料を見込み、所有者からの賃借料も一番高いため、5万円としたものであります。

附則であります。この条例の施行期日であり、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 この原町と本町、これが新しく追加されるということで、持ち主との町の賃貸契約って何年ぐらいの契約になってるのか教えていただきたいです。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 5番、小林議員の御質問にお答えいたします。

10年で交渉をしているところでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 10年ということで、その後については何か計画はあるのでしょうか。もしあれば、お答えいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 小林議員の再質問にお答えいたします。

基本的に10年お借りしましたらば、あとは所有者の方の意向によりまして、その後その所有者の方がそのまま賃貸物件として活用なさるとか、または中古住宅としてお売りにされるとか、その辺につきましては所有者さんの意向ということでお話をしているところでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 1点だけ確認させてください。

今回二つの物件増えるということで、周辺というか物件がある自治区だっったりの説明というのは、どのように進められているのでしょうか。

あと、この物件というか移住定住促進住宅を運営していく中で、自治区との関係ですかね、自治区に入らなきゃいけないとかという話だったりというのは、どのように進められているのか。その点について確認させてください。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 6番、荒海議員の御質問にお答えいたします。

原町住宅につきましては工事の実施がありましたので、当然区長さんにもお話をしているところでございますが、自治区の加入につきましては移住者の方の任意になるわけでございますが、町としては、そういったいろいろ近隣住民との協調とかいろんな活動もございますので、その辺は決定された移住者、住宅に入居される方には、町のほうとしてはお話はしていきたいというふうには考えております。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 地域との関係の話ですけど、自治区に入るとか任意だということですけど、その辺りも自治区だったりとも共通認識もつくられてるということでよろしいですか。その確認だけお願いします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 今回の原町住宅の改修に関しましては、そこまで具体的な話は区長さんとはしていないところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、1例目の上原住宅の入居の見込みと、あと2例目3例目の原町、本町住宅の入居に対しては、どのくらいの希望している人がいると今つかんでおられるか、その辺をお聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 4 番、上野議員の御質問にお答えいたします。

まず上原住宅の入居の見通しということでございますが、上原住宅は昨年 4 月から募集を始めたところでございますが、今年度につきましては現在入居はありません。ただ、この間、問合せにつきましては 6 件ほどございまして、そのうち内見まで進みましたのは 3 件ございました。

そのほか、申込みも実際にされようとした方もおられたんですが、ちょっと移住者ではないというようなことで対象外になったものですから、結局入居は見込めなかったわけでございますが、現在のところ問合せがありまして、入居の見込みはあるところでございます。

それから、原町それから本町についてでございますが、今ほど申し上げましたように、ニーズとしては、問合せ件数だったり、内見だったりということがございます。先ほど、その 6 件のうち内見 3 件までに進んだのになぜにということでございますが、6 件のうち 2 件は移住そのものが中止になったといいますか、移住をちょっと延期された、見合わせたというようなことでございます。また 1 件は、家賃が折り合わなかったというような相談件数がございました。また、もう 1 件につきましては、やはりちょっと検討を継続しているというような方もいらっしゃいます。そういったことで、2 号棟、2 番目となります原町につきましては、家賃の相場が戸建ての相場よりも野沢の町なかの相場よりも安いのかなというのがポイントになっておりますし、また本町につきましては既に問合せも 1 件あったりもしますし、あと、先ほど言いましたように継続検討をされている方もおられるので、募集を始めてそういった方々にも PR して、入居について御相談を受けたいというふうに考えているところでございます。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 問合せはあるというところではニーズはある可能性はあるのかもしれないですけども、契約になかなか結びつくというところに一つ課題があるとしたら、そこは原因を分析しながら検討しているということで理解してよろしいですか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

1 回目の答弁で申し上げましたとおり、やはりそういう家賃の折り合いだったり、あとは夫婦、子供がいた場合の間取りの関係だったり、そういった部分で考え入居をちゅうちょされている方がいらっしゃいますので、今回二つ目、それから三つ目まで別なタイプの部分を用意したわけでございますので、そういったことで家賃の低廉な部分、間取りを変えた部分もありますので、そういったニーズにはお応えしていけるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけお伺いいたします。

これ、家主に賃貸料を支払わなくちゃいけないですよね。その場合って、入居者がない場合というのは、一軒家を貸していただいている方への支払いというのはどのような形で、どこの予算から支払うのか。そこを1点お伺いいたします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 秦議員の御質問にお答えいたします。

家主、所有者に対する賃借料でございますが、これにつきましては、今ほど御指摘ありましたように、入居者がいるいないにかかわらず町のほうから支出するようにしております、その予算につきましては、2款、総務費、総務管理費の13使用料及び賃借料のほうで計上をしているところでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。ちなみにこれ3件、今、移住定住住宅ということで家賃の月額が上がっておりますが、これ1件ずつ聞くわけにいかないの、家主に支払う金額というのは3件で合計お幾らになりますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 それでは、御質問のとおり、3件分まとめたの計上額ということになりますので、使用料として84万円を計上しているところでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 今回の予算で今2、1、13を見てるのですけども、ここで言うと土地建物借上料と住宅借上料、いろいろ書かれているのですけど、これ今回だとどこに当たるのか、最後にお示しください。事項別明細書の43ページです。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

ページで言いますと、43ページの13使用料及び賃借料の中の土地建物借上料146万の中に入るようになっております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、西会津町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、令和6年8月の人事院勧告及び令和6年11月29日の総務副大臣通知に基づく改正で、配偶者手当の廃止や子供の扶養手当の額の引上げを行う改正であります。

それでは議案書を御覧ください。あわせて、条例改正案、新旧対照表の8ページを御覧ください。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条は、扶養手当を規定しており、号の繰り上げや第3項において配偶者の扶養手当「3,000円」を「0円」に、子供1人につき「1万1,500円」を「1万3,000円」に改めるほか、5項として扶養親族の数の変更やその他扶養手当に関する必要な事項を規則で定める旨を加えるものであります。

第10条は、扶養親族の数の変更やその他扶養手当に関する必要な事項を規定しておりますが、第9条第5項において規則で定めることとされましたので、第10条を削除する改正であります。

次に附則であります。施行期日で、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありません。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 議案第6号、西会津町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中で御説明申し上げましたとおり、町税のうち、町民税と固定資産税に係る前納報奨金を廃止する改正であります。

前納報奨金とは、第1期の納期限までに当該年度の年間分を一括して納付した場合に報奨金を交付するもので、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況の下、税収の早期確保や自主納税意欲の向上を目的に全国の自治体で導入されたものであります。

社会情勢の変化や自主納税の意識の浸透により、本制度創設時の目的がおおむね達成されたこと、また、給与や年金から天引きされている納税者は制度が利用できないことや、一括で納税できる資力がある方のみが本制度の恩恵を受けられることなどから、公平性に欠けるとの認識があり、税の公平性の確保及び税務システム全国標準化に伴う行政コストの低減と併せて、令和8年度から前納報奨金制度を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容につきまして御説明申し上げますが、あわせて、条例改正案、新旧対照表11ページを御覧願います。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第42条は「個人の町民税の納期前の納付」、第70条は「固定資産税の納期前の納付」についての規定であります。それぞれ前納報奨金の交付に関する規定である第2項から第4項までを削る改正であります。

次に附則であります。この条例は令和8年4月1日より施行いたします。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、西会津町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 議案第7号、西会津町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由で、また全員協議会でも御説明いたしましたとおり、国の空調設備整備臨時交付金を活用して整備を進めてきました西会津中学校体育館空調設備の設置に伴い、使用料の設定等に関し、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書を御覧ください。あわせて、条例改正案新旧対照表の13ページを御覧ください。

西会津町立学校施設使用料条例の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中、「免除」を「減免」に改め、同条中「該当する場合は、使用料を徴収しない」を「該当すると認めるときは、使用料の全額または一部を免除することができる」に改めるものです。

これは、現在、教育委員会に登録されたスポーツ団体等において、施設自体の使用料を免除しており、それについては引き続き免除することといたしますが、冷暖房設備については、原則、使用料を徴収するため改正するものであります。

次に別表への追加であります。14ページを御覧いただきまして、1時間当たりの冷暖房使用料を、それぞれの時間帯において、アリーナを1,000円、トレーニング室を300円、柔剣道場を500円とするものであります。

次に、附則であります。この条例の施行期日を令和8年4月1日とするものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 確認のため、2点お伺いいたします。

今までは第3条の1項から4項に該当する場合は徴収しないということだったので、ゼロだとは分かったんですが、今度免除することができるということなので、具体的な、例えば今でも社会教育団体が利用されておりますが、その方の利用料はどうなるのかを、具体例、具体的素案があるのであれば、まず1点お示してください。

それと、確認なんですけど、これ使用料の額に関しては、例えばですけれども7号の資料の一番右端の数字、これ全てそうなんですけども、これ1回の使用ですかね、時間の使用ですか。そこ2点、お伺いいたします。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 御質問にお答えいたします。

まず施設の使用料の関係ですけれども、先ほど御説明いたしましたとおり、基本的には施設自体の使用料、これまでスポーツ団体等にお貸しした際には、基本的に施設自体の使用料を免除しているという部分についてはこれまでどおり継続ということで考えております。

冷暖房設備でございますが、1時間につき記載のとおりアリーナ1,000円、それからトレーニング室300円、柔剣道場500円ということでございますので、基本的には借りた時間に応じてお支払いいただくということになります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、西会津町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、西会津町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、西会津町こゆりこども園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 議案第8号、西会津町こゆりこども園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、先ほど御議決いただきました議案第1号、西会津町乳児等通園

支援事業条例と関連するもので、当該事業の実施に必要な設備及び運営に関する基準について、事業を実施する施設である「こゆりこども園」について定めた本条例に追加するもので、あわせて、認定こども園の運営基準について、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書を御覧ください。あわせて、新旧対照表の15ページから御覧ください。

西会津町こゆりこども園条例の一部を次のように改正する。

最初に、第12条を削り、第11条を第12条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、新たに第6条として、基準を追加し定めるものであります。

第6条では、子ども・子育て支援法により条例で定める認定こども園の運営に関する基準と、児童福祉法により条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を、内閣府令に定められた基準とすることを定めるものであります。

次に、第13条につきましては、児童福祉法を「法」に改めるものであります。

次に附則であります。本条例の施行期日を令和8年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第8号、西会津町こゆりこども園条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津町こゆりこども園条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長　議案第9号「西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」に

ついて、御説明いたします。

道路占用料は、道路法第39条の規定に基づき道路管理者が徴収し、金額や徴収方法は、条例で定めることとなっております。

国では、道路占用料を3年程度で改定する方針の下、道路法施行令の改正により対応しております。

このうち、市町村の占用料の額は、固定資産税評価額の平均を基に五つの級地に区分され定められております。

今次の改正は、道路占用料の額の改正であり、固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ、一部を除き増額もしくは据置きとなっております。

それでは、議案書を説明いたします。あわせて、条例改正案、新旧対照表の17ページ以降も御覧願います。

西会津町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中、備考以外の部分を次のように改める。

別表は、占用物件とそれに対する占用料の単位と金額が記されています。

占用物件は、道路法第32条の第1項第1号から第6号までに掲げられている電柱、電話柱、電線、水道管など、道路法施行令第7条の第1号から第13号に掲げられている看板、旗ざお、工事用の詰所などであり、それぞれの種類に応じた単位と金額が記されております。

次に附則であります。第1項、施行期日、本条例は令和8年4月1日から施行する。第2項、西会津町都市公園条例の一部改正。別表第2の2の表中「59円」を「58円」に改める。第3項、経過措置。本条例、施行前の占用期間に係る占用料の額は、従前の例による。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第9号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 議案第10号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、町消防団の幹部等で構成する「消防組織見直しに係る検討会議」により検討を重ねた結果を踏まえ、消防団員の条例定員を減ずるため、所要の改正を行うものがあります。

それでは、議案書に基づき、改正内容について御説明を申し上げますが、あわせて、条例改正案、新旧対照表27ページを御覧願います。

西会津町消防団設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条は、定員についての規定であります。400人から300人に改めるものであります。

次に附則であります。この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号、西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例を廃止する

条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 議案第11号、西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例を廃止する条例について、御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、県などが実施する新型コロナウイルス関連特別貸付について、令和2年度に融資を受けた町内の中小企業等に対し、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、後年度に生じる利子の全額を補助するための基金を設置してまいりましたが、対象期間が令和7年度で終了することから、条例を廃止するものであります。

それでは、議案書を御覧ください。

西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例は廃止する。

附則であります、条例の施行期日につきましては、令和8年4月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、西会津町中小企業融資制度資金利子補給基金条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号、令和7年度西会津町一般会計補正予算（第10次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第12号、令和7年度西会津町一般会計補正予算、第10次の調製につい

て御説明いたします。

今次補正の主な内容であります。年度末の整理予算として、事業費の確定や見込みなどにより、歳入、歳出全般にわたり予算額の調整を行ったものであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和7年度西会津町の一般会計補正予算、第10次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,252万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,201万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書で御説明いたします。9ページを御覧ください。

まず歳入であります。1款、町税、1項1目、個人町民税1,251万1,000円の増、2項1目、固定資産税502万2,000円の増は、それぞれ収入見込みによるものであります。

10款、地方交付税、1項1目、地方交付税1億1,580万5,000円の増は、基準財政需要額に臨時費目として臨時経済対策費、給与改定費などが創設され、普通交付税が追加交付されたことによるものであります。

10ページを御覧ください。

14款、国庫支出金、2項1目、総務費国庫補助金1,625万8,000円の減は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,625万1,000円の減によるものであります。

12ページを御覧ください。

15款、県支出金、2項7目、災害復旧費県補助金575万円の減は、農地及び農業用施設災害復旧事業補助金が施越となったことによるものであります。

17款、寄附金、1項2目、ふるさと応援寄附金6,500万円の減は、見込みによるものであります。

13ページを御覧ください。

21款、町債につきましては、過疎対策事業債、緊急防災、減災事業債など、事業費の確定等に伴い額の調整を行うものであります。

次に、15ページを御覧ください。歳出であります。

2款、総務費、1項5目、財産管理費8,072万3,000円の増は、役場庁舎非常用発電設備設置工事2,160万7,000円の減、財政調整基金積立金9,289万6,000円の増、減債基金積立金933万1,000円の増などであります。

なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは5億8,050万8,000円であります。

16ページを御覧ください。

10目、ふるさと振興費4,374万4,000円の減は、ふるさと応援寄附金に係る記念品500

万円の減、運搬費300万円の減、17ページに移りまして事業委託料380万円の減、インターネットサイト使用料780万円の減のほか、温泉施設整備工事442万9,000円の減、定住住宅整備費補助金400万円の減などがあります。

18ページを御覧ください。

12目、総合交通対策費1,527万3,000円の減は、町民バス2台分の購入費の減であります。

19ページを御覧ください。

3款、民生費、1項1目、社会福祉総務費1,448万9,000円の増は、出産祝金450万円の減、国民健康保険特別会計診療施設勘定繰出金1,912万5,000円の増などがあります。

3目、老人福祉費698万7,000円の減は、特別敬老祝金252万円の減、20ページに移りまして、後期高齢者医療特別会計繰出金231万6,000円の減などがあります。

5目、物価高騰対応重点支援給付金事業費1,625万1,000円の減は、物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付）1,542万5,000円の減などがあります。

22ページを御覧ください。

4款、衛生費、2項2目、塵芥処理費597万6,000円の減は、被災建物公費解体委託料の減であります。

6款、農林水産業費、1項3目、農業振興費928万3,000円の減は、23ページに移りまして、農業水利施設電気料金高騰支援事業補助金など各種補助金、交付金の確定に伴う減額などがあります。

5目、農地費490万4,000円の減は、下水道事業会計繰出金（農業集落排水処理事業）542万円の減などがあります。

2項1目、林業総務費601万3,000円の減は、未利用果樹木伐採整理業務委託料201万4,000円の増、24ページに移りまして、菌床栽培ハウス整備工事579万8,000円の減などがあります。

8款、土木費、1項1目、道路橋梁総務費506万1,000円の減は、県営事業負担金（急傾斜地崩壊対策事業）497万7,000円の減などがあります。

25ページを御覧ください。

4目、橋梁維持費887万6,000円の減は、橋梁修繕設計業務等委託料586万1,000円の減、橋梁修繕工事301万5,000円の減であります。

26ページを御覧ください。

4項1目、住宅管理費551万4,000円の減は、西原の町営住宅改修工事640万円の減などがあります。

27ページを御覧ください。

9款、消防費、1項4目、防災費309万8,000円の減は、空き家解体撤去委託料300万円の減などがあります。

28ページを御覧ください。

11款、災害復旧費、1項1目、農業施設災害復旧費は、補正額はありませんが、施越となったことによる財源の組み替えであります。

続いて、6ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費補正であります。事業の実施に当たり関係機関等との協議に日数を要したことなどにより、それぞれ年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の補正をお願いするものであります。はじめに、追加です。

2款、総務費、1項、総務管理費であります。まず「住民記録システム改修事業」126万5,000円は、住民票への振り仮名一括登録などの改修費であります。

「温泉健康保養センター施設周辺舗装修繕事業」331万1,000円は、事務室脇の芝生を除雪のため舗装するものであります。

3項、戸籍住民登録費「戸籍附票システム改修事業」184万8,000円は、住民票やマイナンバーカードへの旧氏、旧氏への振り仮名が記載できるようにするものであります。

次に、6款、農林水産業費、2項、林業費の「未利用果樹木伐採事業」255万円は、新設された国庫補助の交付決定が年度末となり、事業が行えないことから、事業期間を延長するものであります。

次に、8款、土木費、1項、道路橋梁費「町道舗装修繕事業」2,915万5,000円は、町道松尾萱本停車場線、萱本縄沢線の舗装補修工事費などであります。

4項、住宅費「町営住宅改修事業」790万5,000円は、西原住宅の電源改修工事費であります。

次に、9款、消防費「防災行政無線修繕事業」132万円は、大久保子局のスピーカーの修繕であります。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、「農業施設災害復旧事業」1,068万5,000円は、本町2か所、牧1か所、出戸1か所の災害復旧工事費であります。

続いて、変更であります。

2款、総務費、1項、総務管理費「公用車更新事業」は、41万6,000円増額するものであります。

「町民バス更新事業」は、発注のめどが立たないことから、全額調整するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

2番、仲川久人君。

○仲川久人　1点お伺いします。

繰越明許で未利用果樹木の伐採ということではありますが、これは現在何件ぐらい伐採ができなくて残っているのでしょうか。その残ってる数全部をこれで対応できるのか。その辺お示してください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えします。

未利用果樹木伐採事業については、今ほど総務課長から御説明ありましたとおり、年明けに補助金の交付の内示がありまして計上をさせていただきました。ということですので、実際に御議決をいただいた後、着手をすることになりますが、現時点では着手はまだしてないということでございます。

以上でございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 二つお尋ねします。

まず、ふるさと応援寄附金で一般質問にもありましたけども、今年度減額になって、おおむね見込額で出てます。減額されたことによって返礼品の影響というか、要は一般質問の中では米価の高騰によっての影響でとかという話だったんですけども、その分、例えば農家さんのほうでストックしておいて、それが予定に、何て言うんですかね、見込んでたけどもそこまで行かなくてストックのまんまになっちゃったとかという、そういう状況になってないのか、ちょっとその点、確認させていただきたいと思います。

あと、今ほどの未利用果樹木の件ですけども、財源としては、じゃあ新しく交付されるものということで、予算書だとどの項目に当たるのか、その点だけ確認させていただければと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 ふるさと応援寄附金の関係についてお答えいたします。

寄附金額が少なくなったことによって返礼品事業者が米等の在庫があるのではないかなという御質問かと存じます。その辺については、返礼品事業者もある程度見込みというのを把握してまして、その部分については業者さんのほうで、ふるさと納税ではない別なほうに売り先といいますか、それを変更するというような作業をしているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、未利用果樹木伐採事業の財源という御質問でございますが、事項別明細書の11ページになります。

15款、2項4目農林水産業費県補助金の林業費補助金の中の、ツキノワグマ出没対策支援事業補助金223万3,000円、これが財源になっております。

以上です。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 今の未利用果樹木の伐採の財源についてなんですけども、これは条件としては民家周りだったりそういう条件があるのか、それとも里山の管理というところで、ある程度希望があったものに関してはおおむね対応できるような補助内容になってるのか。その点についても確認させてください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 未利用果樹木伐採事業の対象のエリアという御質問でよろしいですね。この補助金につきましては、昨年全国的に熊の出没が大変多くなったということで創設された補助金になります。

補助の内容としましては、まず栗とか柿の木を対象として、特に人的被害が想定される人家周りとか市街地周り、そういったところの伐採を重点的に行うこととして補助制度として創設されておりましたので、その制度にのっとりまして、町でも今後そういった対象の樹木について伐採をしていきたいということで考えております。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点だけお伺いします。

繰越明許費に出てきたバスの件なんですけど、これも多分メーカーのほうでなかなか造ってもらえないということで町側も大変だと思うんですけど、これ今発注のめどが立たずということだったんですけど、納期的には今全然もう見通せない状況なのかどうか。まずそれが 1 点お伺いしたいと思います。

それと、昨今世界情勢も不安定化しておりまして、物価高騰の影響、これはこのままずっと、そんなには伸びないと思いますけども、伸びた場合というのは物価高騰の影響等はないのかどうかという心配があるので、それがまず 2 点目お伺いしたいと思います。

最後なんですけど、更新事業ということですので、それなりに古くなったバスがあったのでバスを購入しようという話だと思うんですけど、運転手さんや乗ってる乗客の安全等は大丈夫なのかどうか。一応確認のために、3 点お伺いいたします。

以上です。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、7 番、秦議員の町民バス更新事業についての御質問にお答えいたします。

まず 1 点目のバスの更新事業として令和 7 年度取り組んでまいりましたが、いつ頃までそれが入る予定なのかというようなこれからの見込みの部分なのかなと思われそうですが、昨年、令和 7 年度、購入に向けて様々な事業者との打合せですとか、あと入札に向けての仕様書の点検ですとか、そういったことをやってまいりましたが、どうしてもメーカーの生産ラインの停止があったり、あと市場での車両がなかなか地方まで出

回ってこないといった現状がございまして、現在発注にまで至ってないと、入札にまで至ってないというのが現状でございます。

令和7年度末が到来いたしましたことから、7年の事業については一旦その作業を中断、事業を取り消しまして、8年度改めて新年度予算で対応してまいりたいということと考えております。

なお、車両につきましても、やはり特殊な小型バス、14人乗りの四輪駆動の車両といったところで、なかなか特殊な車両でもございまして、生産しているメーカーも限られてまいります。そういったことから、できればドライバーの方も今使ってらっしゃるメーカーの車両を引き続き運転し慣れた車両での運行が望まれるところではありますが、ほかのメーカーさんでも同じような車両を製造販売されてるという情報もございますので、そういった様々な視点から、車両の更新、早く実現に向けてまいりたいというふうに考えてございます。

さらに2点目の物価高騰によっての影響ということでございますが、やはり時間がたてば、物価高騰によって車両の標準価格ですとか、また様々な経費が高騰してまいります。できるだけ早く購入、納品いただけるように、令和8年度早期に対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

現行の車両につきましては、自家用有償旅客運送を行うためにしっかりと点検を、一般の自家用車とは違って点検を細かく行っているところでございます。

そういったことから、車両の走行距離は随分と伸びておりますけれども、必要な部品などはその都度交換しながら安全な車両整備を行っているという認識でございますので、車両のそういった安全性も確保しながら更新作業がスムーズにいくように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、令和7年度西会津町一般会計補正予算（第10次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、令和7年度西会津町一般会計補正予算（第10次）は、原案

のとおり可決されました。

暫時休議いたします。

再開は、午後 3 時 15 分とします。(1 4 時 4 7 分)

○議長 再開します。(1 5 時 1 5 分)

日程第 13、議案第 13 号、令和 7 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 議案第 13 号、令和 7 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）の調製について、御説明します。

今次の補正は、最終補正予算であり、歳入、歳出をそれぞれ精査し、調製しました。

それでは、予算書を御覧ください。

令和 7 年度、西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 768 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 2,410 万 3,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により御説明します。

6 ページを御覧ください。歳入です。

1 款、1 項 2 目、普通徴収保険料、現年度分 1,000 万円の増、並びに 2 款、1 項 2 目、保険基盤安定繰入金、231 万 6,000 円の減は、いずれも確定見込みによる調整です。

7 ページを御覧ください。歳出です。

3 款、1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金、768 万 4,000 円の増は、保険料負担金、現年度分並びに保険基盤安定負担金の、それぞれ確定見込みによる調整です。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号、令和 7 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、令和7年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号、令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、岩淵東吾君。

○健康増進課長 議案第14号、令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の調製について、御説明します。

今次の補正は、最終補正予算であることから、事業勘定及び診療施設勘定ともに、歳入、歳出をそれぞれ精査し、調製したところです。

それでは、予算書を御覧ください。

令和7年度、西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ414万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億3,056万2,000円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ444万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億7,537万3,000円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書で御説明します。

9ページを御覧ください。事業勘定の歳入です。

1款、国民健康保険税74万8,000円の減は、収納見込みによる調整です。

なお、現年度分の収納率は、医療分と後期高齢者支援分を96.0%、介護分を94.0%と見込んだところです。

3款、国庫支出金16万8,000円の減から、10ページに移りまして、8款、諸収入63万1,000円の増までは、いずれも確定見込みによる調整です。

11ページを御覧ください。歳出です。

2款、1項1目、一般被保険者療養給付費300万円の増から、12ページに移りまして、

6 款、諸支出金14万円の増までは、いずれも確定見込みによる必要額及び財源の調整です。

15ページを御覧ください。診療施設勘定の歳入です。

1 款、1 項、外来収入872万6,000円の減と、2 項、その他の診療収入779万3,000円の減は、それぞれ診療所における診療報酬や、予防接種などの収入見込みによる調整です。

2 款、1 項 1 目、介護報酬収入130万8,000円の減から、16ページに移りまして、4 項 1 目、公費負担金収入14万5,000円の増までは、いずれも訪問看護事業所における収入見込みによる調整です。

17ページを御覧ください。

4 款、県支出金705万円の減は、医療施設等物価高騰対策支援金120万円の追加計上と、医療機器整備に係る、医療施設関係設備補助金825万円の減によるものです。

5 款、1 項 1 目、一般会計繰入金1,912万5,000円の増は、診療収入の減収などに伴う繰入金の増額です。

2 項 1 目、事業勘定繰入金、並びに 7 款、諸収入については、確定見込みによる調整です。

18ページを御覧ください。

8 款、町債、240万円の増は、医療用機械器具整備事業に係る、過疎対策事業債の増額計上です。

19ページを御覧ください。歳出です。

1 款、総務費45万4,000円の増、並びに 2 款、医業費489万6,000円の減は、医療用機械器具購入費の確定による、572万円の減額のほか、今後の支出見込額を精査し、調整したものです。

6 ページにお戻りください。

第2表、地方債補正。過疎対策事業費の変更です。

診療所の内視鏡検査装置及び臨床検査システムの整備、並びに医師確保対策事業の財源に充てるため、限度額を240万円増額し、5,820万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号、令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 議案第15号、令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）について御説明申し上げます。

はじめに、今次補正予算の概要についてであります。今年度の最終補正であることから、これまでの実績を精査し、歳入では第1号被保険者保険料の収納見込みによる増額のほか、介護給付費等の実績見込みによる国庫補助金や支払基金交付金の確定による調整を行い、歳出では保険給付費などにおいて年度内に必要となる額について調整を行いました。

それでは予算書を御覧ください。

令和7年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,802万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページを御覧ください。歳入であります。

1款、保険料、1項1目、第1号被保険者保険料、324万5,000円の増額は、負担能力が比較的高い被保険者の増加傾向によるものであります。

3款、国庫支出金、2項1目、調整交付金354万3,000円の減額。同じく5目、介護保険保険者努力支援交付金132万7,000円の増額は、今年度の国庫補助額の確定によるものであります。同じく、7目、介護保険事業費補助金58万5,000円の計上は、システム改修に伴う補助金であります。

4 款、支払基金交付金、1 項 1 目、介護給付費交付金、1,153 万 4,000 円の減額。同じく、2 目、地域支援事業支援交付金 254 万 9,000 円の増額は、介護給付費及び地域支援事業に係る第 2 号被保険者負担分で、今年度交付額の確定によるものであります。

7 ページを御覧ください。

5 款、県支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金、324 万 5,000 円の減額は、介護給付費に係る今年度の県負担金の確定によるものであります。

7 款、繰入金、1 項 5 目、その他一般会計繰入金 58 万 7,000 円の増額は、システム改修に伴う事務費繰入金の追加であります。同じく、2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金、1,120 万 1,000 円の増額は、今次補正による歳入、歳出調整の結果、不足となった額を基金より繰り入れるものであります。

なお、これにより介護給付費準備基金の年度末残高は、5,544 万 6,000 円になる見込みであります。

8 ページを御覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 117 万 2,000 円の増額は、システム改修委託料の追加であります。

2 款、保険給付費、1 項 2 目、地域密着型介護サービス給付費 1,100 万円の減額。同じく 3 目、施設介護サービス給付費 1,010 万円の増額は、要介護認定者が利用する介護サービス費について、これまでの給付実績を基に本年度の必要額を算出し、予算額を調整するものであります。同じく、2 項 5 目、介護予防サービス計画給付費 20 万円及び、4 項 1 目、高額介護サービス費 70 万円の増額は、本年度の必要額を算出し、不足する額を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号、令和 7 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号、令和7年度西会津町簡易水道等事業会計補正予算（第2次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 議案第16号、令和7年度、西会津町簡易水道等事業会計補正予算（第2次）の調製について、御説明いたします。

今次補正予算の主な内容であります。収入及び支出とも、事業費の執行見込みによる、減額調整が主なものであります。

それでは予算書を御覧ください。

総則、第1条、令和7年度西会津町の簡易水道等事業会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和7年度西会津町の簡易水道等事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出とも補正予定額309万1,000円を増額し、2億7,257万2,000円とするものです。

資本的収入及び支出の補正、第3条、予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億1,569万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,114万6,000円、過年度分損益勘定留保資金101万3,000円、当年度分損益勘定留保資金7,853万5,000円、減債積立金1,500万円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入は、補正予定額を1,230万円減額し、2億1,856万5,000円とし、支出については、補正予定額を399万5,000円減額し、3億3,425万9,000円とするものであります。

2ページを御覧ください。

企業債の補正、第4条、予算第6条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のように改める。

過疎対策事業の補正前の限度額3,500万円を2,580万円増額し、補正後の限度額を6,080万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、西会津町簡易水道等事業会計補正予算（第2次）実施計画について、御説明いたします。

3ページを御覧ください。

まず収益的収入及び支出の収入は、第1款、簡易水道等事業収益は、水道料金の収入見込みや消火栓新設等受託金の執行見込みによる増額であります。

4 ページを御覧ください。次に支出です。

第 1 款、簡易水道等事業費用は、事業費の執行見込みによる増額と貸倒引当金繰入額及び減価償却費の調整であります

5 ページを御覧ください。次に資本的収入及び支出の収入です。

第 1 款、簡易水道等事業資本的収入は、事業費の執行見込みによる企業債借入金の減額であります。

6 ページを御覧ください。次に支出です。

第 1 款、簡易水道等事業資本的支出は、事業費の確定による減額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9 番、三留正義君。

○三留正義　二つお伺いします。

過疎対策事業債を増額した要因と、現金預金が減額になっていますね、1,249万1,000 円ほどですか。要因についてお伺いしたいと思います。

○議長　建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長　お答えいたします。

過疎対策事業債の増額の要因でございますが、県のほうに過疎対策、半分为過疎対策として認められるのですが、要望したところ、要は追加の配分をいただいたということで増額になったということでございます。それで、もう一つのほうにつきましては、申し訳ございませんが、ちょっと調べますのでお時間をいただきたいと思います。

○議長　それでは、暫時休議します。

○議長　再開します。

建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長　御質問にお答えをいたします。

キャッシュフローの減額の主な要因でございますが、令和 6 年度に対しまして、令和 7 年度が 4 条工事、いわゆる工事のほうの支出が多かったということが、そこでキャッシュフローが減ったというのが主な要因でございます。

以上でございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第16号、令和 7 年度西会津町簡易水道等事業会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和7年度西会津町簡易水道等事業会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号、令和7年度西会津町下水道事業会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 議案第17号、令和7年度西会津町下水道事業会計補正予算(第2次)の調製について、御説明いたします。

今次補正予算の主な内容であります。収入及び支出とも事業費の執行見込みに伴う減額調整が主なものであります。

それでは予算書を御覧ください。

総則、第1条、令和7年度西会津町の下水道事業会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和7年度西会津町の下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出ともに、補正予算額1,404万6,000円を減額し、3億7,515万円とするものです。

資本的収入及び支出の補正、第3条、予算第4条本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,549万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額208万7,000円、過年度分損益勘定留保資金202万円、当年度分損益勘定留保資金7,438万7,000円、減債積立金700万円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページを御覧ください。

収入は、補正予定額1,699万6,000円を減額し、1億58万4,000円とするものであります。

支出は、補正予定額1,807万1,000円を減額し、1億8,607万8,000円とするものであります。

他会計からの補助金の補正、第4条、予算第9条本文中「補助を受ける金額は、1億7,447万4,000円」を「補助を受ける金額は、1億6,670万8,000円」に補正する。

次に、西会津町下水道事業会計補正予算(第2次)実施計画について、御説明いたします。

3 ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出の収入は、第1款、公共下水道事業収益、第2款、農業集落排水処理事業収益、第3款、個別排水処理事業収益の3事業とも事業費の執行見込みによる国庫補助金の減額や、一般会計補助金の財源調整が主なものであります。

4 ページを御覧ください。次に支出です。

各款、ともに、事業費の執行見込みによる委託料や修繕費等の減額と減価償却費の調整が主なものであります。

6 ページを御覧ください。資本的収入及び支出の収入です。

各款、ともに事業費の執行見込みによる企業債と国県補助金の増減が主なものであります。

7 ページを御覧ください。次に支出です。

収入と同様に各款、ともに事業費の執行見込みによる工事請負費の減額が主なものです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第17号、令和7年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和7年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。（15時57分）

令和8年第3回西会津町議会定例会会議録

令和8年3月16日（月）

開 議 10時00分
延 会 13時40分

出席議員

1 番 渡 部 佳菜子	5 番 小 林 雅 弘	9 番 三 留 正 義
2 番 仲 川 久 人	6 番 荒 海 正 人	10番 猪 俣 常 三
3 番 長谷川 正	7 番 秦 貞 継	11番 青 木 照 夫
4 番 上 野 恵美子	8 番 伊 藤 一 男	12番 武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 薄 友 喜	建設水道課長 石 川 和 典
副 町 長 大 竹 享	教 育 長 五十嵐 正 彦
総 務 課 長 伊 藤 善 文	学校教育課長 佐 藤 実
企画情報課長 玉 木 周 司	生涯学習課長 長谷沼 充 伸
会計管理者兼町民税務課長 渡 部 栄 二	代表監査委員 鈴 木 和 雄
福祉介護課長 船 橋 政 広	農業委員会事務局長 小 瀧 武 彦
健康増進課長 岩 渕 東 吾	
商工観光課長 齋 藤 正 利	
農林振興課長 小 瀧 武 彦	

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 五十嵐 博 文	会計年度任用職員 茂 木 美 久
----------------	------------------

第3回議会定例会議事日程（第7号）

令和8年3月16日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------|
| 日程第1 | 議案第26号 | 町道の路線変更について |
| 日程第2 | 議案第27号 | 町道の路線変更について |
| 日程第3 | 議案第28号 | 町道の路線変更について |
| 日程第4 | 議案第29号 | 西会津町過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第5 | 議案第18号 | 令和8年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第6 | 議案第19号 | 令和8年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第20号 | 令和8年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第21号 | 令和8年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第22号 | 令和8年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第23号 | 令和8年度西会津町介護保険特別会計予算 |

日程第11 議案第24号 令和8年度西会津町簡易水道等事業会計予算

日程第12 議案第25号 令和8年度西会津町下水道事業会計予算

延 会

○議長 おはようございます。

令和8年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第26号町道の路線変更についてから、日程第3、議案第28号町道の路線変更についてまでを一括議題といたします。

なお、審議の方法は議案の説明終了後、1議題ごとに質疑、採決の順序で行いますので、御協力をお願いします。

職員に議題を朗読させます。

事務局長、五十嵐博文君。

○議会事務局長 日程第1、議案第26号町道の路線変更について、日程第2、議案第27号町道の路線変更について、日程第3、議案第28号町道の路線変更について。

以上です。

○議長 議案第26号から議案第28号までの説明を求めます。

建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 議案第26号から第28号までの「町道の路線変更」について、御説明いたします。なお、関連がありますので、一括で説明をさせていただきます。

本案で町道の路線変更をしようとする路線は、「町道向原1号線、向原4号線、向原5号線」であります。

向原集落内の道路は、幅員が狭く機械による除雪ができない等、一般交通に支障が生じている状況にあります。このようなことから、町では、「向原1号線」の改良工事を実施して、地域住民の安全・安心を確保することとしていて、本年度より、事業に着手し、現在、詳細設計及び用地測量が完了したところであります。

また、この改良工事に伴い「向原1号線」の起点、終点、及び「向原4号線」の終点の変更が生じるとともに、「向原1号線」の一部を廃止、認定する必要が生じたことから本議案を上程するものであります。

それでは、議案の内容を御説明いたします。お手元に参考として「議案第26号から第28号説明資料」を配付しておりますので、併せて御覧ください。

議案第26号、町道の路線変更について。

道路法第10条第3項の規定により、町道を次のとおり変更する。

路線名は、「町道向原4号線」で、起点の地番に変更はありませんが、終点の地番を「奥川大字元島字広瀬60番」から「奥川大字元島字向原1290番1」に変更するものであります。

次に、議案第27号、町道の路線変更について。

道路法第10条第3項の規定により、町道を次のとおり変更する。

路線名は、「町道向原１号線」で、起点を「奥川大字元島字山ノ神前1311番１」から「奥川大字元島字広瀬482番」に、終点を「奥川大字元島字向原1255番」から「奥川大字元島字広瀬60番」に変更するものであります。

次に、議案第28号、町道の路線変更について。

道路法第10条第３項の規定により、町道を次のとおり変更する。

新たな路線名は、「町道向原５号線」として、起点を「奥川大字元島字山ノ神前1311番１」とし、終点を「奥川大字元島字広瀬92番１」とするものであります。

これで説明を終了させていただきますが、よろしく御審議くださいます、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから、議案第26号町道の路線変更についての質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第26号町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第26号町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第27号町道の路線変更についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第27号町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第27号町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第28号町道の路線変更についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第28号町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第28号町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第29号西会津町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長　議案第29号「西会津町過疎地域持続的発展計画の策定について」御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づいて策定するものであり、現行計画の期間が本年3月までとなっていることから、新たに令和8年度から12年度までの5か年の計画を策定するものであります。

それではまず、「西会津町過疎地域持続的発展計画の策定」について、御説明いたします。

お手元に説明資料として、議案第29号、参考資料1、同2、同3を配付しております。

参考資料1は、過疎地域持続的発展計画の策定について、参考資料2は、本計画の概要版であります。最終的に県へ提出する計画書は、議案第29号の別冊であります。町の概況や人口及び産業の推移などを詳しく記載し、94ページと大変ボリュームのある冊子であることから、今回はお配りした参考資料2の、概要版44ページの冊子で説明いたします。

今回は、新たに令和8年度から5年間の計画を策定するものでありますが、5年前の令和3年のような根拠となる法律の改正に伴う全面的な新規策定ではありません。また、昨年12月町議会定例会において御審議、御議決いただいた令和8年度を初年度とする8年間の「西会津町総合計画（第5次）」の基本構想と、令和8年度から11年度までの4年間の前期基本計画に掲げられたまちづくりの方向性などと整合を図るための部分修正、令和8年度から3年間の実施計画や令和8年度当初予算における過疎対策

事業債活用事業の記載などがありますので、それら変更部分を中心に説明させていただきます。

参考資料 3 は、現計画の今年度までの事業実績であります。

はじめに、参考資料 1 を御覧ください。西会津町過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

まず「過疎地域」定義につきましては、下に黄色着色の四角で囲んで記載しておりますように、地域の人口が著しく減ってしまうことで、教育、医療、防災など、その地域で暮らす人の生活水準の低下や、産業の担い手不足などにより生産機能の維持が困難になってしまう地域のことをいいます。

人口要件及び財政力要件の両方に該当する市町村の区域が「過疎地域」として指定されています。

次に、上段 1 の計画の目的及び効果であります。本町は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域として、町全域が指定されています。

令和 3 年 4 月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことから、令和 3 年度に現行の西会津町過疎地域持続的発展計画を策定しました。

計画の内容については、基本的な事項として持続的発展の基本方針のほか、「移住、定住、地域間交流の促進、人材育成」や「産業の振興」など、計 13 項目について記載されています。

本計画を策定する最大のメリットは、国による過疎地域に対する支援である「過疎対策事業債」を活用しながら事業を実施できることにあります。この過疎対策事業債ですが、町負担額の 100% を借りることが可能であり、返済額の 70% が地方交付税に算入され、国が支援してくれる有利な地方債です。

市町村過疎計画の期間は 5 年間であり、現行計画の終期が今年 3 月 31 日までとなっておりますので、引き続き過疎対策事業債を活用し持続的発展に資する事業を進めるために、令和 8 年 4 月 1 日を始期とする次期計画を策定するものです。

次に 2. 計画の期間と基本方針であります。計画期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間となっています。

西会津町総合計画（第 5 次）、前期基本計画、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 3 期）及び公共施設等総合管理計画との整合性を図り、まとめております。

なお、過疎対策事業債を活用し事業を実施する場合には、この計画に記載されていることが必須のため、新たな事業計画がある場合には、随時過疎計画の変更を行い対応することとしています。

それでは続きまして、参考資料 2 の計画書を御覧ください。

過疎地域持続的発展計画の概要版であります。先ほども説明しましたとおり、最終的に県へ提出する計画書は 94 ページであります。全面的な新規策定ではなく、町の新

総合計画や実施計画、令和8年度当初予算と整合を図るための部分修正、変更部分を中心に説明させていただきます。

表紙をめくっていただき、目次を御覧ください。基本的な事項から12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項までを記載しておりますが、この項建では現行計画と同じであります。

概要版では、割愛させていただきましたが、正式計画書では、冒頭の基本的な事項に町の概況として、自然的条件や歴史的条件、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況などが12ページにわたって記載されておりますが、基本的に年度や数値などを時点修正しただけで大きな変更はありません。

1 ページを御覧ください。基本的な事項の（1）過疎地域の持続的発展の基本方針がありますが、前段は変更なく、下段の①からの各分野別の基本方針と具体的な取組について、総合計画と整合を図るために修正いたしました。

「①共育のかけ橋、明日へのまちづくり」「地域が一体となった子育て支援体制の充実により、まち全体での協育環境づくりに努めます」からの基本方針と、[具体的な取組]の「新たな保育サービスの整備、幼児教育の推進、各種子育て支援、子供の交流機会創出」からの各取組について、総合計画への記載事項に変更しております。

同様に2ページの②地域資源を誇り、つなぎ、育てるまちづくり、③健康で生涯いきいきと暮らせる多様性のまちづくり、④暮らしを守り、明日を彩るまちづくり、3ページに進みまして、共生、協創、自主、自立、多彩に輝くまちづくりまでは、総合計画と記載内容を同じになるよう全面的に変更しております。

4ページの（2）過疎地域の持続的発展のための基本目標も「①共育のかけ橋、明日へのまちづくり」から5Pの⑤まで、総合計画の項目に合わせて変更するとともに、数値等につきましては、直近の実績値などに時点修正しております。

5ページ、（3）計画の達成状況の評価に関する事項、以降につきましては、項目建て等も基本的に現計画と同じですが、情勢の変更に伴う文言や数値等の直近実績値等への時点修正が主な変更でありますので、細部の説明は割愛させていただきます。

8ページからが具体的な持続的発展施策区分ごとの記載となりますが、8ページが1. 移住、定住、地域間交流の促進、人材育成についての対策と、次の9ページのような表に5か年の事業計画を記載するスタイルになっております。なお、移住、定住施策の事業内は現計画と同様であり、年度だけ変更しております。

10ページを御覧ください。2. 産業の振興の①農業②林業など産業関係の対策については、各ページとも若干の文言修正を行っております。

15ページを御覧ください。ここからがこの区分の事業計画であります。表中（1）基盤整備事業、農業用水利施設等更新事業のように、令和8年度当初予算や、3か年の実施計画で過疎債の活用を予定している事業は、この計画、表にも新たに追加して

おります。

一方で（３）経営近代化施設、園芸ハウス整備事業のように現計画にも記載され過疎債を活用しており、今後も見込まれるものはそのまま記載しております。

以降も同様であります。

18ページからが３．地域における情報化で、19ページの④デジタルマップ活用事業や20ページの事業計画にケーブルテレビ関連の８年度以降活用事業を加えております。

22ページからが４．交通施設の整備、交通手段の確保で、24ページの事業計画では終了した道路路線の削除や新たに中段の除雪機械用GPS導入事業を加えております。

25ページからが、５．生活環境の整備で、若干の文言の時点修正のほか、27ページからの事業計画では、上水道から簡易水道への変更に伴う修正、消防施設の更新実績による変更のほか、定住促進住宅長寿命化計画改定事業を加えております。

29ページからが６．子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進で、年度、数値の変更のほか、30ページの③地域福祉の後段に、地域福祉計画に基づく地域共生社会の実現、推進の部分を加えております。31ページからの事業計画では、終了事業の削除以外は、現計画と同様であります。

33ページが７．医療の確保であります。オンライン診療の検討を加えたほか、事業計画では、医療機器の整備について、導入、更新実績に伴い加除修正しております。

34ページからが８．教育の振興であります。①学校教育については、不易流行や、ICTとデジタル、リーディングスキルなど、教育改革後の新しい教育に全面的に修正するとともに、②社会教育でも学びあいランドについて新たに加えました。36ページの事業計画は一部事業の加除修正であります。

37ページが９．集落の整備とその事業計画で、年度の変更のみであります。

38ページからが10．地域文化の振興等とその事業計画であります。年度と一部事業の修正であります。

40ページからが11．再生可能エネルギーの利用の推進とその事業計画であります。年度の修正のみで、記載事業内容は現計画と同様です。

42ページからが12．その他地域の持続的発展に関し必要な事項で、年度や数値、一部記載事業の削除等であります。

以上、駆け足ではありますが、概要版の説明でありました。

次に参考資料３を御覧ください。

西会津町過疎地域持続的発展計画事業実績は、現計画の令和３年度から今年度までの事業実績であります。

12の持続的発展施策区分ごとの実施事業例、事業年度ごとの実施事業数、総事業費及び財源内訳と構成割合を一覧にしたものでありますが、一番下段の表の中頃の欄の通り、総事業に占める地方債充当額やそのうち過疎債充当額が多いことから、この

計画の策定と活用事業の記載の重要性が分かるところであります。

それでは、最後に議案書を御覧ください。

西会津町過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本計画につきましては、去る2月24日開催いたしました町総合政策審議会に諮問し「原案を適当と認める」との答申をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　概要版1ページ、基本的な事項の中の(1)のさらに①共育のかけ橋というのが共に育てるというふうに書いてありますけれども、1行目が地域が一体となった子育て支援体制の充実により、まち全体での協育、これは協力して育てる環境づくりと書いてあるのですが、この意味の違い、これをお示してください。

○議長　答弁調整のため、休議します。(10時29分)

○議長　再開します。(10時32分)

学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長　御質問にお答えいたします。

御質問の1ページ目の①の共育のかけ橋、明日へのまちづくりの1行目のところで、地域が一体となった子育て支援体制の充実により、まち全体での協育環境づくりに努めますの、協育の協力の協ということになってございます。こちらにつきましては、西会津町の第5次の総合計画の第1章まちづくりの将来像の中の第2節未来へ向かうまちづくりの方向性の中で注釈として掲載しておりますが、協育の部分、協力して育てるという部分の町全体で協力して育てるという環境づくりということにしております。①のタイトルの共に育むの共育の部分、そちらについては共に育つ、教える側も教わる側もともに成長するということで、総合計画自体の規定をこちらの過疎計画のほうにも引用しているということで御理解いただければと思います。

○議長　そのほかございませんか。

2番、仲川久人君。

○仲川久人　1点だけ質問させてください。

前計画からの検証を踏まえて本計画が策定されているということだと思います。こうした中で、本計画にも書いてありますようにPDCAサイクルであったりOODAループ、このような手法を取りながら前計画の課題等を克服するために、この新計画の中にどのように反映されているのでしょうか。内容的に。前計画の課題等があって本

計画修正、策定に当たり、こういったところを本計画に反映しているのでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 2 番、仲川議員の御質問にお答えいたします。

この計画そのものは、先ほどの説明でも申し上げましたとおり基本的には町総合計画と内容は整合を図っております。その総合計画を策定するときには、今ほど議員御指摘のような形でいろんな過去、今までやってきた事業計画を総合評価して新しい総合計画づくりに結びつけていってきたわけでございます。

過疎計画につきましても、先ほど御説明したような形で各種事業の結果が一覧表で載せておるとおり、それぞれの事業を5年間で行ってきたわけでございます。その事業につきましても、それぞれの課でそれぞれの事業ごとに評価をしながらやってきたということでありまして、さらにそれを新しい5か年の計画に生かすべく整理してまとめたのが今回の事業計画になっておりますので、この事業計画に載っている事業によっては終わった事業だったり、あとは見直しを図った事業であったり、そういったことは踏まえてそれぞれのページ、先ほど申し上げた事業計画、令和8年度から12年度の事業の中に反映されているということでもあります。

そういった手法につきましては、計画の達成状況の評価に関する事項につきましては御指摘ありましたPDCAサイクルだったり、あとOODAループというような形になりますけれども、そういった手法で常に毎年、毎事業を見ていくんだよ、そういう手法については、今回のこの計画も同じふうに進めてまいりたいというふうになっております。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 確認なんですけど、過去に聞いたかと思うんですけど、気になったのでちょっと確認したいと思います。総合計画が核となって過疎債、我が町で利用している要件というか法で定められている計画書、そちらの提出だと思うんですけど、ここに記載のない、もしくは適用がちょっと怪しいというような場合、過去に何か期中に変更が出たかと思うんですけど、新事業だとか新しいメニューが出たときには変更があり得るということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 9 番、三留議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおりでございます。毎年毎年今回の議会にお示したような形で3年間の実施計画をつくる際、さらには次年度の当初予算をつくる際にこの計画に載っていない事業であれば、同時に過疎計画の変更という形でまた議会に毎年お願いするような形になると、こういった手法で過去もやってきましたし、今後もそういうことで進めていくこととしているところでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫　　40ページ以上にわたる過疎債発展計画、これ大変な計画に向かっていると思います。その中で2点ほど。ということは、国からの交付金100%の中で70%が償還金と、その償還金というのは今取り組まれた8年度から12年度、5か年の中で償還されるのか。そのほか概要版で⑤の共生、自立という項目の中に、これも本当に少子高齢化の中で取り組まなくちゃいけない私なりの目が届いたところですが、一番下に横文字でW e l l - b e i n g、これもよく聞く言葉ですが具体的にはどんな取組がなされるのか、分かりやすくちょっとそこら辺を説明いただけますか。2点ほどお願いします。

○議長　　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　　11番、青木議員の過疎債の償還ということでございますが、議員御指摘のとおりこの計画の5年以内に全て償還するというものではございませんで、過疎債は基本的には12年間の償還期間という形になります。3年据置きの9年で借入金を支払っていくということでございますので、一応この計画に載った部分に対してはそういう形で償還していくという予定になりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　　企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長　　11番、青木議員の御質問にお答えいたします。

ウェルビーイングの考え方につきましては、昨年12月の総合計画の議案審議の中で御説明をいたしました。この総合計画だったり過疎計画全体を下支えするような考え方の一つ、あのときの例で申し上げますと、例えばSDGsは役場の事業の中でいうとこういうことですが、役場の事業、町の事業全部がSDGsを基本に考えているんだ、そういうことと同じような形で、ウェルビーイングにつきましても西会津町にとっては一人一人が幸せな暮らしを実現できる能力、環境があることであり、具体的には問題に直面したときに自分や周りの人と一緒にいろんなことに取り組めるのですよと、それが西会津のウェルビーイングですよというような考え方を示したわけでありまして、それらを下支えする事業ということで、町の事業全般にわたって、究極の目標はそういう町の町民の皆さん一人一人が幸せな暮らしができるような事業ですよ、そういう考え方ですので、個々の事業にそういったエッセンスというか、気持ちが入っているということで解釈いただければというふうに考えております。

○議長　　11番、青木照夫君。

○青木照夫　　ありがとうございます。自分らしく生きるとか、SDGsを併せたそういう含めたことで取り組むということで理解しました。ありがとうございました。

○議長　　10番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　今の内容でちょっと確認したいんですけど、議案29号の参考資料の3のところでお尋ねしたいんですけども、地方債を使う際に、償還するに70%という話が出

ただけども、実際は町が負担するのは30%ではなかったのかなというふうに、私なりに理解できなかったと、私は解釈したただけども、そういう内容で今答弁されていることに対して、本当に償還が70%なのか、それとも30%が償還なのか、そこをお答えしてください。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 10番、猪俣議員の御質問にお答えいたします。

一応こちら過疎債という部分につきましては100%借入れができて、そのうちの70%が地方交付税で補填されるということになりますので、実質の負担は町は30%、いわゆる3割という考えで大丈夫でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第29号西会津町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号西会津町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第18号、令和8年度西会津町一般会計予算から、日程第12、議案第25号、令和8年度西会津町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は議案の説明終了後、1議題ごとに質疑、採決の順序で行いますので、御協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

事務局長、五十嵐博文君。

○議会事務局長 日程第5、議案第18号、令和8年度西会津町一般会計予算、日程第6、議案第19号、令和8年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算、日程第7、議案第20号、令和8年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算、日程第8、議案第21号、令和8年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算、日程第9、議案第22号、令和8年度西会津町国民健康保険特別会計予算、日程第10、議案第23号、令和8年度西会津町介護保険特別会計予算、日程第11、議案第24号、令和8年度西会津町簡易水道等事業会計予算、日程第12、議案第25号、令和8年度西会津町下水道事業会計予算。

以上です。

○議長 議案第18号の説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第18号、令和8年度西会津町一般会計予算の調製について、御説明いたします。

まず、国の令和8年度当初予算の方針などについて申し上げます。国の令和8年度の概算要求における地方財政対策の概要であります、「経済財政運営と改革の基本方針2025」などにに基づき、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化するとしております。

また、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしております。

しかし、税制、社会保障など様々な分野において不透明な状況となっており、今後、国の動向を注視する必要があります。

このような状況を踏まえ、令和8年度当初予算編成は、人口減少への対応、物価高騰、労務単価や人件費の上昇による経費の増加など多額の財政需要が生じていることから、予算の効率的、効果的な活用を基本に、初年度となる「西会津町総合計画（第5次）」に掲げる「未来を編む。幸せひろがる日本の田舎、西会津町。」の実現に向け、人口減少対策事業を中心に持続的発展及び将来の自主財源確保につながる事業について、重点的に予算を配分するなど、限られた財源、人材を活用し、財政の健全化に配慮しながら予算を編成したところであります。

この結果、令和8年度一般会計予算の総額は、63億2,200万円で、対前年度比2億5,100万円、率にして3.8%の減となったところであります。

それでは、令和8年度一般会計当初予算について、御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

令和8年度、西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億2,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予

算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款、内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、御説明いたします。

事前に予算書とともに配付いたしました「当初予算資料」で説明させていただきます。はじめに6ページを御覧ください。歳入であります。

まず、1款、町税は、5億9,621万3,000円の計上であります。前年度より1,514万円の増額となりました。

次に、2款、地方譲与税は、1億1,190万2,000円の計上であります。国の地方譲与税見込額などを考慮し、前年度より60万4,000円の減額となりました。

3款、利子割交付金27万5,000円、4款、配当割交付金280万円、5款、株式等譲渡所得割交付金300万円、6款、法人事業税交付金1,200万円につきましては、県の予算編成指針等や過去の実績を考慮し、計上したものであります。

7款、地方消費税交付金1億6,100万円は、県の予算編成指針等により、前年度より1,300万円の増額となりました。

8款、環境性能割交付金830万円、9款、地方特例交付金160万円は、県の予算編成指針等を考慮し計上したものであります。

10款、地方交付税は、31億5,317万2,000円の計上であります。その内訳としましては、普通交付税で28億9,317万2,000円の計上ありますが、地方財政対策や国勢調査人口の反映、公債費の算入分などを考慮し積算したところであります。

なお、前年度当初ベースでの比較では618万6,000円の増、前年度当初決定ベースでの比較では6,352万3,000円、2.1%の減を見込み計上したところであります。

また、特別交付税につきましては、前年度同額の2億6,000万円を計上いたしました。

次に、11款、交通安全対策特別交付金55万円であります。県の予算編成指針等を考慮し、計上いたしました。

7ページを御覧ください。

12款、分担金及び負担金269万7,000円の計上につきましては、老人ホーム入所費負担金166万3,000円などであります。

13款、使用料及び手数料1億5,056万5,000円の計上につきましては、ケーブルテレビ使用料3,926万3,000円、インターネット使用料4,599万円、町営住宅等使用料4,596万4,000円などであります。

14款、国庫支出金3億9,965万1,000円の計上につきましては、障がい者福祉費負担金7,735万1,000円、児童手当給付費負担金6,156万9,000円、子ども・子育て支援交付金1,797万9,000円、町道向原1号線改良や町道の舗装補修などに充てる社会資本整備総合交付金、道路事業8,265万円、橋梁修繕工事や点検調査委託料に係る道路メンテナン

ス事業8,880万3,000円などであります。前年度と比較し860万7,000円の増額となりました。

8 ページを御覧ください。

15款、県支出金 3 億9,035万7,000円の計上につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金3,029万2,000円、障がい者福祉費負担金3,900万6,000円、電源立地地域対策交付金3,121万9,000円、中山間地域等直接支払交付金5,683万5,000円、多面的機能支払交付金3,017万2,000円。

9 ページに移りまして、国県道除雪委託金3,321万円などで、前年度比5,005万8,000円の減額となりました。

16款、財産収入1,617万4,000円の計上は、土地、建物等の財産貸付収入1,314万9,000円などであります。

17款、寄附金 2 億300万1,000円の計上は、ふるさと応援寄附金 2 億円などあります。ふるさと応援寄附金の減により、前年度比5,000万円の減額となりました。

18款、繰入金 5 億8,446万9,000円の計上は、財政調整基金繰入金 4 億8千万円、みんなで創る未来基金繰入金2,000万円、新田興助地域振興基金繰入金2,000万円、公共施設整備等基金繰入金2,000万円などあります。

財政調整基金、みんなで創る未来基金繰入金の増などにより、前年度比1,976万8,000円の増額となりました。

19款、繰越金6,000万円の計上は、前年度からの繰越金であり、前年度と同額の計上であります。

20款、諸収入7,857万4,000円の計上は、中小企業融資資金貸付金元金収入2,000万円などあります。自治体システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金の減などにより、前年度比5,995万2,000円の減額となりました。

10ページを御覧ください。

21款、町債 3 億8,570万円の計上は、辺地対策事業債2,670万円、過疎対策事業債 3 億2,370万円、緊急自然災害防止対策事業債2,000万円などで、緊急防災、減災事業債の減などにより、前年度比 1 億5,520万円の減額となりました。

11ページを御覧ください。歳出であります。

まず、1 款、議会費8,744万9,000円の計上は、議員報酬及び議会運営に係る経費であります。

2 款、総務費14億6,354万1,000円の計上は、喜多方地方広域市町村圏組合総務費負担金2,704万2,000円、総合行政情報システム事業 1 億1,863万7,000円、財政調整基金積立金3,210万円、温泉施設管理業務委託料6,142万6,000円、地域おこし協力隊配置事業7,192万5,000円、12ページに移りまして、ふるさと応援寄附金事業 1 億2,662万9,000円、ケーブルテレビ運営事業7,259万6,000円、ケーブルテレビ放送設備用備品購入費

2,200万円、インターネット運営事業4,189万6,000円、町民バス運行事業1億2,658万6,000円、町民バス購入費2,241万5,000円などであります。

自治体システム標準化業務委託料、役場庁舎非常用発電設備設置工事、温泉施設整備事業の減などにより、前年度比2億5,287万8,000円の減額となりました。

3款、民生費12億2,679万9,000円の計上は、国民健康保険特別会計、事業勘定繰出金6,668万1,000円、同じく診療施設勘定繰出金1億2,415万3,000円、13ページに移りまして、介護保険特別会計繰出金2億2,939万9,000円、後期高齢者医療費、療養給付費負担金9,054万8,000円、後期高齢者医療特別会計、繰出金4,165万6,000円、障がい福祉サービス費1億5,602万7,000円、児童手当7,698万円、認定こども園運営委託料1億2,846万1,000円などであります。

国民健康保険特別会計、診療施設勘定繰出金、児童手当の増などにより、前年度比3,866万1,000円の増額となりました。

次に、4款、衛生費5億117万8,000円の計上は、簡易水道等事業会計繰出金1億2,727万3,000円、14ページに移りまして、ごみ、し尿処理等に係る喜多方地方広域市町村圏組合負担金9,312万6,000円、ごみ収集委託料4,297万3,000円、個別排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金3,520万6,000円などであります。

簡易水道等事業会計繰出金の増などにより、前年度比1,087万9,000円の増額となりました。

6款、農林水産業費4億7,059万9,000円の計上は、中山間地域等直接支払事業7,571万円、農業集落排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金5,290万2,000円、多面的機能支払交付金事業4,028万1,000円、15ページに移りまして、鳥獣被害防止対策事業2,394万4,000円、森林環境譲与税基金積立金2,202万3,000円などであります。

農業用施設機能保全計画策定業務委託料、菌床栽培ハウス整備工事、林道岩井沢檜ノ木平線の林道開設等工事の減などにより、前年度比6,238万円の減額となりました。

7款、商工費1億2,082万円の計上は、中小企業振興資金融資制度貸付金2,000万円、にしあいつ観光交流協会育成補助金1,400万円などであります。前年度比522万5,000円の増額となりました。

8款、土木費8億9,801万3,000円の計上は、町道修繕工事2,000万円、16ページに移りまして、除雪機械修繕料2,500万円、除雪委託料1億8,573万6,000円、除雪機械購入費9,995万円、町道改良舗装等工事1億2,183万円、橋梁修繕工事1億3,640万円、公共下水道事業に係る下水道事業会計繰出金8,284万5,000円、さゆり公園管理業務委託料6,814万3,000円などであります。除雪機械購入費の増などにより前年度比1億3,306万6,000円の増額となりました。

9款、消防費3億12万7,000円の計上は、喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金1億9,601万5,000円、消防軽積載車購入費1,886万9,000円などであります。

喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金、防火水槽新設工事の減などにより、前年度比1,474万3,000円の減額となりました。

10款、教育費 4 億5,913万2,000円の計上は、17ページに移りまして、給食センター運営事業4,895万4,000円、学校給食費無償化事業2,492万3,000円、給食センターボイラー更新工事2,824万2,000円、スクールバス運行費3,585万2,000円、小学校管理費2,582万7,000円、中学校管理費2,666万4,000円などであります。

給食センター蒸気配管更新工事の減などにより、前年度比1,095万7,000円の減額となりました。

11款、災害復旧費3,076万9,000円は、農業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費の計上で、前年度比2,011万2,000円の減であります。

12款、公債費 7 億5,348万9,000円の計上は、地方債償還元金 7 億1,707万6,000円、地方債償還利子3,539万3,000円などであります。

13款、予備費500万円の計上であります。

以上、歳入歳出の総額を63億2,200万円とするものであります。

次に、予算書を御覧ください。9 ページです。

第2表、繰越明許費であります。繰越明許費とは、事業等の実施に当たり関係機関等との協議に日数を要する場合や、機器等の購入に当たり受注生産など納期に時間を要するなど、年度内に事業の完了が見込めない場合に翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費をお願いするものであります。

2 款、総務費、1 項、総務管理費「ケーブルテレビ放送設備更新事業」2,200万円は、データ放送システムの購入であり、半導体不足の影響によりサーバーの調達に時間を要するためであります。

「町民バス更新事業」2,241万5,000円は、想定車両が受注停止となっており、納入のめどが現在のところ立っておらず、納期を確保するためであります。

8 款、土木費、道路橋梁費「除雪機械更新事業」9,995万円は、タイヤドーザ（18 t 級）1 台、小型ロータリ（1.8m級）1 台、小型除雪機（35馬力）1 台の更新で、製作等に時間を要するためであります。

第3表、地方債であります。令和8年度における各種事業実施の財源の一部として充当するものであります。

まず、辺地対策事業費であります。限度額を2,670万円とし、消防軽積載車整備や町道向原1号線改良事業などに充当するものであります。

次に、過疎対策事業費であります。限度額を3億2,370万円とし、除雪機械更新事業や学校給食設備整備事業、道路橋梁補修事業などに充当するものであります。

次に、公営住宅建設事業費であります。限度額を810万円とし、町営西原住宅改修事業に充当するものであります。

次に、一般単独事業費であります。が、限度額を250万円とし、熊沢地区の急傾斜地事業に充当するものであります。

次に、緊急自然災害防止対策事業費であります。が、限度額を2,000万円とし、町道漆窪線他舗装修繕事業などに充当するものであります。

次に、災害復旧事業費であります。が、限度額を470万円とし、農業施設及び林業施設、道路河川の災害復旧費に充当するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりであります。

以上で、議案第18号、令和8年度西会津町一般会計予算の説明を終わります。

○議長 続けて、議会基本条例第7条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、担い手づくり総合支援事業、ジビエ利活用推進事業、地域生活支援強化事業及び除雪事業（GPS導入）についての説明を求めます。

初めに、担い手づくり総合支援事業及びジビエ利活用推進事業についての説明を求めます。

農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 議案第18号関係、重要政策の審議等、担い手づくり総合支援事業について御説明いたします。

重要政策の審議等資料No. 1を御覧願います。

はじめに、「1. 農業用機械導入支援の概要と町が支援する目的」であります。が、本町では農業者の高齢化や労働力不足が深刻化しており、地域農業を維持するためには、農地の集積と集約化による、効率的な生産体制の確立が急務となっています。

本事業で対象とする農業者は、地域での話し合いにより目指すべき将来の姿を明確化するため、令和7年3月に策定した「地域計画」において、将来の農地利用を担う中心的な主体として位置づけられた担い手であり、このような担い手への農地集約を加速させ、持続可能な経営体質を確立するためには、経営規模の拡大に対応した高能率な農業機械の導入による生産性の向上が必要不可欠であります。

そのため、県の「担い手づくり総合支援事業」を活用して、地域農業の構造転換と、持続的な発展を強力に推進するため、農業機械の導入を支援するものであります。

次に、2. 補助事業の概要についてであります。が、事業名は、担い手づくり総合支援事業で、補助の対象は、地域計画において「中心的な役割を果たす担い手」として位置づけられた農業者が導入する農業用機械であります。補助率は10分の3以内、補助金の上限額は1,500万円で、成果目標として、経営面積の3割または4ha以上の拡大が条件となります。

次に、3. 導入予定機械の概要ですが、助成対象者は、野沢地区の橋谷田ファーム株式会社で、導入する機械は自脱型コンバイン、5条刈、1台であります。

次に、4. 事業費及び財源については、総事業費は1,405万5,250円で、そのうち、補

助対象事業費は除税額の1,277万7,500円になります。

財源内訳は県補助金が補助率10分の3で、383万3,000円、町補助金は県補助金の2分の1に当たる191万6,000円を予定しており、残余の830万6,250円が受益者負担となります。

なお、町からの補助金については一般財源であります。予算科目は、6款、1項3目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金、担い手づくり総合支援事業補助金574万9,000円であります。

最後に、5.総合計画における根拠または位置づけについては記載のとおりであります。

以上で、議案第18号関係、重要政策審議等、担い手づくり総合支援事業についての説明を終了いたします。

続きまして、議案第18号関係、重要政策の審議等、ジビエ利活用推進事業について御説明いたします。

重要政策の審議等資料、No. 2を御覧願います。

はじめに、1、事業を必要とする理由ですが、本町では近年、イノシシやツキノワグマ等の野生鳥獣による、農作物被害が深刻化しており、生産者の耕作意欲の低下や、耕作放棄地の増加、離農を加速させる要因の一つとなっています。

現在、これらの有害鳥獣は、捕獲後に埋設または焼却により処分していますが、捕獲した個体の命を無駄にせず、自然の恵みとして、最後まで生かす「生命の循環」を構築することで、持続可能な地域社会の形成につながるものと考えます。

また、捕獲した鳥獣を買い取り、利活用する仕組みを構築することで、狩猟者に適正な対価が還元され、狩猟者の捕獲意欲向上や、新たな担い手の確保につながり、持続可能な、鳥獣被害対策が実現すると見込まれます。

さらに、地域の飲食店や加工事業者、宿泊施設等と連携し、西会津町ならではのジビエ料理を開発、提供することで、食を通じた観光振興や、関係人口の創出、地域経済の活性化に寄与するとともに、ジビエ加工食品による特産品開発など、ジビエを活用した地域ブランドとしての魅力向上が、期待されるところであります。

このため、現在、出荷制限が課せられている野生鳥獣肉の出荷制限解除に向けた取組と、解除後のジビエ利活用に向けた事業の調査、検討を進めるものであります。

次に2、検討組織の設置ですが、ジビエ利活用に向けた取組を進めるため、昨年10月に官民による検討組織「西会津町ジビエ利活用検討会」を設置いたしました。

検討会構成メンバーは、アドバイザーには、ジビエ振興において全国的な取組を展開しております、長野県の一般社団法人日本ジビエ振興協会にお願いいたしました。

また、出荷制限の解除や施設整備等を見据えて、農林水産省東北農政局や、福島県自然保護課をはじめ、県の関係部局や、町デジタル最高責任者にも参画いただき、幅広

い視点から検討を進めることといたしました。

町内の関係団体では、猟友会や商工会、にしあいづ観光交流協会、飲食店、加工事業者、公募委員と、町からは副町長を座長として関係課が参画し、事務局も含めまして34名のメンバーにより検討を進めております。

次に、本検討会における検討項目であります、ジビエ利活用に向けた基本的な方針及び具体的な取組に関することとしております。

次に3、これまでの主な活動経過であります、昨年10月17日に第1回西会津町ジビエ利活用検討会を開催し、検討をスタートいたしました。

10月には、ふるさとまつりにおいて、岩手県のジビエキッチンカーによる鹿肉の串焼きなどを販売し、ジビエのおいしさをPRしたところであります。

また、11月には、町内飲食店や加工事業者向け調理セミナーを開催したほか、裏面にいきまして、自由民主党、鳥獣食肉利活用推進議員連盟に町長が出席し、町のジビエ利活用に向けた取組や将来構想等について御説明し、出荷制限解除に向けた支援をお願いしたところであります。

今年に入りまして、1月には第2回の検討会を開催したほか、本町を含む5市町村で組織しております、会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会において、本町のジビエ利活用事業の説明を行い、今後広域的に連携して取り組んでいくことが、確認されたところであります。

2月には雪国まつりにおいて、県外産ジビエ使用して町内飲食店、加工事業者の皆さんが調理したジビエメニューの試食提供、PRを行ったほか、野沢町内の食堂の御協力をいただき、ジビエメニューを試行的に提供していただいたところであります。

次に4、令和8年度の実施予定事業についてであります、主なもので申し上げますと、出荷制限解除に向けた国や県等との調整や、食肉処理加工施設の整備と出荷制限解除等に向けたスケジュールの策定、捕獲体制や受入態勢、検査体制、施設運営体制、豚熱対応等の検討、また、販路や民間事業者との連携可能性調査、町内飲食店や加工事業者と連携したPRとメニュー化に向けた検討などに取り組み、施設整備及び出荷制限解除等に向けた、準備作業を進めてまいる計画であります。

5、事業費及び財源であります、6款、2項1目、林業総務費に係る予算を計上しており、主な項目として、7節、報償費は、ジビエ利活用検討会委員報償金で、47万3,000円。8節、旅費は、ジビエ利活用検討会委員による視察旅費等で、35万3,000円。10節、需用費は、イベント等試食食材費等で36万円。12節、委託料は、ジビエ振興に向けたアドバイス業務委託料等で502万2,000円などで、合計で647万8,000円の予算計上であり、財源については全額一般財源であります。

6、総合計画における根拠につきましては、記載のとおりであります。

以上で、議案第18号関係、重要政策審議等、ジビエ利活用推進事業についての説明を

終了いたします。

○議長 次に、地域生活支援強化事業の説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 重要政策の審議等資料No. 3を御覧ください。地域生活支援体制強化事業について御説明をさせていただきます。

まず1番の背景でございます。

町は令和8年度からを計画期間とする総合計画第5次のまちづくりの方向性「健康で生涯いきいきと暮らせる多様性のまちづくり」において、多様な人々を支援する仕組みづくりを目指しており、その一環として地域生活支援体制強化事業の実施を計画しております。

本事業は、障がい者の重度化や高齢化、そして親亡き後を見据えて、地域での総合的な居住支援体制を確保するもので、その中核を担う基幹相談支援センター（地域生活支援拠点）を、対象者の主な生活圏域となっている会津西部圏域町村の共同運営体制に加わり確保するものであります。

あわせて、子育て環境の充実として、地域生活の基盤となる身近な地域での小児医療体制の確保が望まれていることから、こゆりこども園園児の4割以上がかかりつけの医療機関としている坂下厚生総合病院における小児等医療の提供が継続されるように、主な受益市町村による不採算病院の共同支援体制に加わるものであります。

2、事業内容（1）基幹相談支援センター地域生活支援拠点の共同確保についてであります。

共同運営体制の構成町村につきましては、本町を含む記載の7町村となっております。

業務の委託先につきましては、社会福祉法人鶴翔会会津西部基幹相談支援センターとなります。

委託する業務の内容につきましては全部で五つございます。

まず一つ目が相談体制の強化ということで、困難事例の対応、相談事業所の訪問指導、業務の標準化の推進をお願いするところであります。

2番目として、緊急時の受入対応、構成町村間の既存の施設の利用調整を行うものであります。

3、体験の機会、場の提供として、親亡き後を見据え、一人暮らしやグループホーム体験利用等の調整をするものであります。

4番、専門的人材の育成として、各種研修会、事例検討会の開催を進めていただきます。

⑤地域の体制づくりとして、構成町村もしくは専門の関係機関のネットワークの強化、各構成町村で設置している自立支援協議会への助言などをお願いすることとしております。

委託料といたしましては、均等割20%、人口割80%で構成町村により分担することとなっており、令和8年度の委託料総額につきましては891万8,000円となっております。なお、構成町村の各分担の金額につきましては2ページ上段の記載のとおりでございます。

続きまして、(2)身近な地域での小児等医療体制の共同確保について。

坂下厚生総合病院小児等医療の共同支援体制の構成市町村、本町を含む記載の8市町村となっております。

期待できる効果といたしましては、①、②の身近な地域での小児等医療体制の確保、母子保健体制の確保はもとより、③の障がい者の地域生活支援の体制強化につきましても、これを機会に当該病院と連携し、取り組んでいきたいと考えておるところです。

負担金の積算につきましては、会津坂下町が不採算の医療提供分として当該病院に補助した額から交付税措置額を差し引いた残額を主な受益自治体で均等割20%及び人口割80%で分担するものです。分担する総額につきましては1,118万5,000円となっております。なお、構成市町村の分担する金額につきましては記載のとおりであります。

以上で、地域生活支援体制強化事業についての説明を終わらせていただきます。

○議長 次に、除雪事業（GPS導入）の説明を求めます。

建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 令和8年度重要政策の審議等、除雪事業（GPS）について、ご説明いたします。重要政策の審議等、資料NO.4をご覧ください。

初めに、1の背景及び目的であります。本町における除雪業務は、冬期間の安全な交通の確保及び生活維持に直結する重要な行政サービスであります。近年、降雪の局地化や気象変動の影響により、除雪作業等の状況把握において、より迅速かつ正確な対応が求められています。しかしながら、現行体制では除雪車両の稼働状況をリアルタイムで把握する仕組みがなく、住民からの問い合わせ等に対し、十分な情報提供ができない場面が生じています。

また、作業実績は日報等により管理していますが、位置情報や走行履歴といった客観的データの蓄積がないため、作業内容の明確化や将来的な除雪計画の高度化に向けた検証基盤が十分とは言えない状況にあります。このため、除雪業務の可視化とデータに基づく運用体制の構築が必要不可欠となっております。

本事業は、除雪車両にGPS機器を導入することにより、除雪作業の状況を可視化し、住民に対する情報提供の充実と迅速な対応体制の構築を図るものであります。併せて、稼働実績を客観的なデータとして蓄積することで、作業内容の明確化および委託管理の適正化を進めるとともに、将来的には蓄積データを活用した効率的かつ持続可能な除雪体制の構築につなげることを目的としています。

次に2の運用方法についてであります。対象車両は、町保有除雪車両及び委託除

雪車両の全車両を対象としており、主な機能としては「リアルタイムでの位置情報把握」「パソコンやスマートフォンでの閲覧」「稼働時間や走行履歴の自動記録」「データ保存や分析機能」などがあります。

また、活用方法といたしましては、除雪車両の位置情報及び稼働状況をリアルタイムで把握するとともに、走行履歴や作業時間を自動的に記録・保存するものです。これにより、降雪時における出動状況を即時に確認できる体制を構築し、住民がパソコンやスマートフォンにより、町ホームページからリアルタイムで除雪車の稼働状況を確認できる仕組みを構築するものです。

蓄積された稼働データにつきましては、委託除雪業務の実績確認と管理資料として活用するとともに、路線ごとの作業状況や走行履歴を分析することで、次年度以降の除雪計画の見直しや効率的な運用体制の検討に活用することができます。

さらに災害発生時においては、道路啓開作業の進捗把握等にも応用し、緊急時の対応力強化につなげることも期待できます。

次に3の事業費及び財源であります。事業費は694万1千円となり、その内訳は「GPS端末機器購入費」「通信費」「システム利用料」「初期設定費と保守費」等となります。また、財源につきましては、過疎対策事業債を充当する予定としています。

裏面をご覧ください。

次に、4の「今後のスケジュール」及び5の「総合計画における位置づけ」につきましては、記載の通りであります。

以上で議案第18号、重要政策の審議等、除雪事業（GPS）についての説明を終了いたします。

○議長 議案第19号の説明を求めます。

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 議案第19号、令和8年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

工業団地の分譲につきましては、経済の活性化と雇用の確保を図る上で、本町にとって重要な課題であると認識しているところであります。

企業誘致を取り巻く環境は、人口減少に伴い労働力人口が減少する中、大変厳しい状況となっておりますが、若者の定住促進や町内の雇用の確保に向け、令和8年度においても、県などの関係機関の協力を得ながら、工業団地の分譲に向けて努力してまいりたいと考えております。

それでは、予算書の10ページを御覧ください。

令和8年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,867万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の143ページを御覧ください。まず、歳入であります。

1款、財産収入、1項1目不動産売払収入、8,867万4,000円の計上ではありますが、これは未分譲地の土地売払収入であります。

2款、繰越金、1項1目繰越金、1,000円から3款、諸収入、1項1目町預金利子1,000円までは、前年度繰越金及び町預金利子の存目計上であります。

144ページを御覧ください。歳出であります。

1款、予備費、1項1目予備費ではありますが、8,867万6,000円を計上したところであります。

以上、議案第19号、令和8年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第20号の説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 議案第20号、令和8年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

はじめに概要について申し上げます。

住宅団地につきましては、全69区画のうち未分譲区画が9区画となっております。

令和8年度におきましては、住宅団地購入費補助金のPR、移住、定住に向けたHPへの掲載、さらには新聞等への広告や不動産フェア、移住イベントなどを通じて広く情報発信し、分譲につなげてまいる考えであります。

それでは、予算書の13ページを御覧ください。

令和8年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ583万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の147ページを御覧ください。

まず、歳入ではありますが、1款、使用料及び手数料、1項1目住宅団地使用料、2万円は分譲地以外の電柱及び支線の使用料であります。

2款、財産収入、1項1目財産貸付収入、9,000円は、分譲地内の電柱及び支線の土地貸付収入であります。

2項1目不動産売払収入、580万円は、1区画分の分譲収入を見込んだものでありま

す。

3 款、繰越金、1 項 1 目繰越金、148 ページの 4 款、諸収入、1 項 1 目町預金利子は、前年度繰越金及び町預金利子の存目計上であります。

149 ページを御覧ください。歳出であります。

1 款、事業費、1 項 1 目住宅団地分譲事業費、583 万 1,000 円の計上は、1 区画分の分譲促進謝礼 50 万円や、旅費、広告料、及び 1 区画分の住宅団地購入費補助金 50 万円など、分譲に要する経費を計上したほか、修繕料や団地内整備委託料など、住宅団地内の維持管理に要する経費を計上したものであります。

以上、議案第 20 号、令和 8 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第 21 号及び議案第 22 号の説明を求めます。

健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 議案第 21 号、令和 8 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明します。

はじめに、概要について御説明します。

後期高齢者医療の保険料は、2 年に一度、見直しされることになっており、令和 8 年度は保険料改定の年に当たります。

今次の改定により、均等割額は 3,100 円増の 4 万 9,000 円、所得割率は 0.26% 増の 9.24% となります。

さらに、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、令和 8 年度から「子ども・子育て支援金制度」が導入され、医療分とは別に、均等割額で 1,400 円、所得割率で 0.25% がそれぞれ新たに追加されます。

なお、所得の状況によって、これまでどおり均等割額の軽減措置が適用されます。

それでは、予算書の 16 ページを御覧ください。

令和 8 年度、西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3018 万 4,000 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により御説明します。

事項別明細書の 152 ページを御覧ください。歳入です。

1 款、後期高齢者医療保険料 8,266 万 4,000 円は、年金から天引きされる特別徴収保険料、及び納入通知書や口座振替による普通徴収保険料を、それぞれ計上しました。

先に御説明しました保険料の改定により、前年度より 1,008 万 2,000 円の増額となりました。

2 款、繰入金、4,165万6,000円は、保険料の軽減措置分に係る保険基盤安定繰入金4,039万1,000円のほか、事務費など、一般会計からの繰入金の計上です。

153ページを御覧ください。

4 款、諸収入は、3 項 1 目、広域連合からの健康診査受託事業収入、536万円などの計上です。

154ページを御覧ください。歳出です。

1 款、総務費は、後期高齢者医療システムのリース料58万1,000円など、事務費に係る経費の計上です。

155ページを御覧ください。

2 款、保健事業費535万円は、健康診査委託料534万4,000円などの計上です。

3 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 億2,305万6,000円は、徴収した保険料と保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものです。

以上で、議案第21号、令和8年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第22号、令和8年度西会津町国民健康保険特別会計予算について、御説明します。

はじめに、概要について御説明します。

国民健康保険事業は、平成30年度から県が財政の運営主体となり、9年目を迎え、これまで順調に運営されています。

現在、令和11年度を目標とした、県内統一の保険料導入が進められています。

国民健康保険税につきましては、県から示された納付金、並びに保健事業費などの歳出額から、保険基盤安定分や国保運営基金の繰入金などの歳入を差し引いて、必要額を計上しました。

令和8年度からは、子ども・子育て支援金制度が導入されることから、新たな税負担が追加となります。

なお、正式な国保税額は、5月に行う本算定で決定する予定です。

医療給付費につきましては、被保険者数の減少により、総額は減少する一方で、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。

令和8年度も引き続き、財政運営の健全化と医療費の適正化を図りながら、被保険者の健康増進につなげるため、各種事業の推進に努めていきます。

医療の充実につきましては、令和8年度においても、診療所の常勤医師3名体制と、県立医科大学会津医療センターなどから非常勤医師を確保し、安心して受診できる医療提供体制の充実に努めます。

また、訪問看護事業所についても、引き続き診療所や福祉施設などと連携し、利用者の利便性と地域医療サービスの向上に向けて、取り組んでいきます。

それでは、予算書の19ページを御覧ください。

令和8年度、西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,995万3,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,380万円と定める。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款、内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款、内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により御説明します。

事項別明細書の159ページを御覧ください。事業勘定の歳入です。

1款、国民健康保険税9,883万円は、国民健康保険事業に必要な歳出総額から、国、県の交付金、及び各種繰入金などの歳入を差し引き、国保税の必要額を算出し、それぞれの区分により計上しました。

なお、令和8年度から、子ども・子育て支援納付金分が新たに計上となりました。

160ページを御覧ください。

3款、国庫支出金222万1,000円のうち、子ども・子育て支援事業費補助金176万円は、システム改修の補助金です。

4款、県支出金5億2,491万7,000円のうち、普通交付金5億229万6,000円は、保険給付費の財源として交付され、特別交付金2,262万1,000円は、僻地診療所の運営費や、健康づくりの取組に対して交付されるものです。

161ページを御覧ください。

6款、1項1目、一般会計繰入金6,860万1,000円のうち、一般会計繰入金3,964万1,000円は、職員人件費や財政安定化支援、特定健診や子育て医療費などに充てるものであり、保険基盤安定繰入金2,876万3,000円は、低所得者の保険税軽減などに充てるものです。

2項1目、国民健康保険運営基金繰入金526万円は、国保税の減税財源や人間ドック助成事業などに充てるものです。

なお、繰入後の基金残高見込額は、3,701万4,000円となります。

163ページを御覧ください。歳出です。

1 款、1 項 1 目、一般管理費3,164万3,000円は、主に職員の人件費や事務費、システムの改修及び保守管理委託料などの計上です。

164ページと165ページを御覧ください。

2 項、徴税費547万円は、国保税の徴収に係る経費の計上です。

166ページを御覧ください。

2 款、1 項 1 目、一般被保険者療養給付費 4 億3,200万円から、167ページに移りまして、3 項 1 目、一般被保険者移送費10万円までは、それぞれ、令和 7 年度の実績見込みなどに基づいて、計上したところです。

4 項 1 目、出産育児一時金150万1,000円は、3 件分の計上です。

168ページを御覧ください。

5 項 1 目、葬祭費125万円は、25件分の計上です。

3 款、1 項 1 目、一般被保険者医療給付費分9,001万1,000円から、169ページに移りまして、4 項 1 目、子ども・子育て支援納付金分332万1,000円までは、いずれも県から示された納付金の見込額を計上しました。

4 款、1 項 1 目、特定健康診査等事業費796万5,000円は、170ページに移りまして、特定健康診査委託料655万9,000円、人間ドック事業委託料105万円などの計上です。

2 項、保健事業費152万4,000円は、地域における健康相談や健康講座、健康づくりポイント事業、171ページに移りまして、自動電子血圧計購入費補助金などの計上です。

172ページを御覧ください。

6 款、2 項 1 目、診療施設勘定繰出金120万円は、奥川診療所の運営費分であり、2 目、一般会計繰出金386万円は、「にこにこ相談所」の運営費分の計上です。

182ページを御覧ください。診療施設勘定の歳入です。

1 款、1 項、外来収入 1 億2,631万7,000円は、町内 3 診療所における診療報酬や、患者一部負担金収入などの計上です。

2 項、その他診療収入4,055万5,000円は、予防接種や各種検診等収入の計上です。

2 款、1 項 1 目、介護報酬収入480万9,000円から、184ページに移りまして、4 項 1 目、公費負担金収入57万3,000円までは、訪問看護事業所における介護保険報酬や、利用者一部負担金収入などの計上です。

3 款、使用料及び手数料は、診断書料などの文書料144万5,000円、並びに調剤薬局の旧医師住宅使用料129万4,000円の計上です。

4 款、1 項 1 目、一般会計繰入金 1 億2,415万3,000円は、起債の元利償還金、職員の人件費、医療機器の修繕料など、診療所の安定運営に必要な経費へ充てるものです。

185ページを御覧ください。

2 項 1 目、事業勘定繰入金120万円は、奥川診療所の運営費に充てるものです。

6 款、1 項 1 目、特別養護老人ホーム診療業務受託収入447万4,000円、2 目、グループホーム医療連携業務受託収入356万4,000円は、それぞれ介護施設との、診療業務などの受託収入を計上しました。

186ページを御覧ください。

7 款、1 項 1 目、過疎対策事業債2,720万円は、医師確保対策事業として、常勤医師の人件費分への借入を計上しました。

187ページを御覧ください。歳出です。

1 款、1 項 1 目、一般管理費 2 億3,242万5,000円は、職員の人件費や事務費、施設管理費のほか、189ページに移りまして、非常勤医師に係る診療業務委託料773万8,000円などを計上しました。

190ページを御覧ください。

2 款、1 項 1 目、医療用機械器具費2,423万4,000円は、X線CT装置などの修繕料888万5,000円、医療用機械器具保守管理委託料1,058万8,000円、在宅酸素などの機械機器使用料456万円などの計上です。

191ページを御覧ください。

2 目、医療用消耗機材費1,556万3,000円は、医療用消耗品1,020万円、血液検査委託料336万円などであり、3 目、医薬品衛生材料費2,300万円は、医薬品費の計上です。

3 款、公債費4,727万4,000円は、地方債償還の元金及び利子の計上です。

予算書の26ページを御覧ください。

第2表、地方債、過疎対策事業費、限度額を2,720万円とし、診療所の医師確保対策事業に充当するものです。

起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりです。

なお、本案につきましては、去る2月18日に開催しました、町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいています。

以上で、議案第22号、令和8年度西会津町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

○議長 暫時休議いたします。

再開は午後1時といたします。(12時08分)

○議長 再開します。(13時00分)

議案第23号の説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 議案第23号、令和8年度西会津町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

最初に、介護保険事業の概要について申し上げます。

令和8年度は、第9期介護保険事業計画の最終年度であります。これまでの給付実績と事業計画に基づいた予算編成となっております。

65歳以上の第1号被保険者数は、令和7年12月末時点で2,679人と、令和6年と比較し51人減少しておりますが、要介護認定者数については、563人と同数であり、介護保険サービスを利用された方は、14人増加し504人となっております。

このため、保険給付費については、大きな見直しは行わず、現行サービスの利用状況を踏まえ、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス間の調整などを行い、地域支援事業や介護予防支援事業については、各事業の推進に必要な経費を計上いたしました。

なお、歳入においては、この保険給付費などを基に、国、県、町の負担金、支払基金交付金などを、それぞれの負担割合に応じて見積り、不足する額を介護給付費準備基金より繰入計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額は12億2,171万4,000円となり、令和7年度当初予算と比較して595万1,000円、率にして0.48%の減となったところであります。

それでは、予算書の27ページを御覧ください。

令和8年度西会津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億2,171万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款、内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款、内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の203ページを御覧ください。歳入であります。

1款、保険料、1項1目、第1号被保険者保険料、1億7,844万2,000円は、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料であり、第9期介護保険事業計画で定めた保険料率で令和7年度の実績などを基に算定しております。

なお、低所得者の保険料軽減措置につきましては、令和6年度から一部制度改正されましたが、引き続き実施しております。

2款、使用料及び手数料、1項1目、民生手数料57万3,000円は、介護予防のための

ミニデイサービスと奥川元気クラブの事業に係る手数料であります。

3 款、国庫支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金、1 億8,882万9,000円は、介護給付費に係る国の負担分であります。

同じく 2 項 1 目、調整交付金 1 億1,318万6,000円は、介護給付費に係る国の調整交付金であります。

同じく 2 目、地域支援事業交付金（介護予防、日常生活支援総合事業）539万7,000円。
204ページを御覧ください。

同じく 3 目、地域支援事業交付金（介護予防、日常生活支援総合事業以外）1,658万2,000円は、介護予防事業や地域包括支援センターなどに係る国庫補助金であります。

同じく 4 目、保険者機能強化推進交付金70万円。

同じく 5 目、介護保険保険者努力支援交付金150万円は、保険者である町が行う自立支援や重度化防止などの事業に対する国庫補助金であります。

4 款、支払基金交付金、1 項 1 目、介護給付費交付金、2 億9,104万9,000円は、40歳から64歳までの第 2 号被保険者の保険料として、社会保険診療報酬支払基金を通し交付されるものであります。

205ページを御覧ください。

5 款、県支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金、1 億6,150万6,000円は、介護給付費に係る県の負担分であります。

同じく 2 項 1 目、地域支援事業交付金（介護予防、日常生活支援総合事業）269万8,000円、

同じく 2 目、地域支援事業交付金（介護予防、日常生活支援総合事業以外）829万1,000円は、介護予防事業や地域包括支援センターなどに係る県補助金であります。

206ページを御覧ください。

7 款、繰入金、1 項 1 目、介護給付費繰入金、1 億3,474万5,000円は、介護給付費に係る町負担12.5%分であります。

同じく 2 目、地域支援事業繰入金（介護予防、日常生活支援総合事業）269万8,000円と、3 目、地域支援事業繰入金（介護予防、日常生活支援総合事業以外）829万1,000円は介護予防事業や地域包括支援センターに係る町の負担分であります。

同じく 4 目、低所得者保険料軽減繰入金1,049万円は、介護保険料の第 1 段階から第 3 段階の方の保険料を引き続き軽減するために、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 の割合で負担する額をまとめて、一般会計より繰り入れるものであります。

同じく 5 目、その他一般会計繰入金7,317万5,000円は、職員の給与及び事務費等に係る一般会計からの繰入金であります。

同じく 2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金1,578万5,000円は、介護保険給付費から保険料や国、県、町からの負担金を差し引いて、なお不足する分を基金から繰り入れ

するものです。

なお、繰入後の基金残高は、3,966万1,000円となる見込みであります。

次に、208ページを御覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費2,577万7,000円は、職員の人件費と事務費等であります。

209ページを御覧ください。

同じく 3 項 1 目、介護認定審査会費375万6,000円は、介護認定審査会に係る喜多方広域への負担金であります。

同じく 2 目、認定調査等費575万4,000円は、要介護認定を行うための、認定調査等に係る経費であります。

210ページを御覧ください。

同じく 5 項 1 目、計画策定委員会費387万円は、令和 9 年度からを計画期間とする次期介護保険事業計画等の策定に係る経費であります。

211ページを御覧ください。

2 款、保険給付費、1 項 1 目、居宅介護サービス給付費、3 億800万円、同じく 2 目、地域密着型介護サービス給付費 1 億7,200万円、同じく 3 目、施設介護サービス給付費 4 億5,100万円、同じく 4 目、居宅介護福祉用具購入費、88万円、同じく 5 目、居宅介護住宅改修費160万円、同じく 6 目、居宅介護サービス計画給付費4,500万円、これらは、要介護 1 から 5 までの要介護認定者に係る介護サービス給付費であり、令和 7 年度の実績を基に計上しております。

同じく 2 項 1 目、介護予防サービス給付費2,400万円。

212ページを御覧ください。

同じく 2 目、地域密着型介護予防サービス給付費400万円、同じく 3 目、介護予防福祉用具購入費30万円。

同じく 4 目、介護予防住宅改修費60万円。

同じく 5 目、介護予防サービス計画給付費340万円。

これらは、要支援 1、2 の要支援認定者に係る介護予防サービス給付費であります。

同じく 3 項 1 目、審査支払手数料85万円は、介護給付等請求に係る審査手数料であります。

213ページを御覧ください。

同じく 4 項 1 目、高額介護サービス費2,400万円は、利用者の自己負担分が一定額を超えた場合、所得等に応じて軽減するものであります。

同じく 5 項 1 目、高額医療合算介護サービス費220万円は、利用者の自己負担額が医療費と合算して一定額を超えた場合に、所得等に応じて軽減するものであります。

同じく 6 項 1 目、特定入所者介護サービス費4,000万円は、低所得者の施設サービス

利用に係る食事、居住費等を、所得に応じて軽減するものです。

214ページを御覧ください。

4 款、地域支援事業費、1 項 1 目、介護予防、生活支援サービス事業費（第 1 号訪問、通所、生活支援）の2,138万8,000円は、ミニデイサービス業務等の委託料や、デイサービス、ホームヘルプサービス費の負担金等であります。

215ページを御覧ください。

同じく 2 目、介護予防ケアマネジメント事業費342万2,000円は、要支援の方などが、介護予防、生活支援サービスを利用する際に必要な、ケアマネジメントに係る費用であります。

同じく 2 項 1 目一般介護予防事業費735万9,000円は、要介護認定を受けていない方の介護予防事業に係る事業費であります。

216ページを御覧ください。

同じく 3 項 1 目、総合相談事業費1,341万7,000円。

217ページを御覧ください。

同じく 2 目、権利擁護事業費104万9,000円。

同じく 3 目、包括的、継続的ケアマネジメント支援事業費、377万6,000円は、地域包括支援センターの職員の給与と業務委託料などであります。

同じく 4 目、任意事業費2,535万2,000円には、地域ふれあいセンター運営に係る委託料1,323万2,000円や、218ページを御覧ください、グループホーム入所者の家賃助成事業715万1,000円などを計上しております。

同じく 5 目、生活支援体制整備事業費662万円は、生活支援コーディネーターの委託料などであります。

同じく 6 目、認知症総合支援事業費902万5,000円は、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員に係る委託料などであります。

同じく 7 目、地域ケア会議推進事業278万3,000円は、地域ケア会議運営に係る地域包括支援センターへの委託料などであります。

219ページを御覧ください。

同じく 8 目、在宅医療、介護連携推進事業費677万7,000円は、診療所などでの在宅医療と介護の連携に従事する医療介護相談員の人件費と、医療介護連携推進基本計画などの検討、策定を進めるための業務委託料298万6,000円などであります。

220ページを御覧ください。

5 款、介護予防支援事業費、1 項 1 目、介護予防支援事業費233万9,000円は、在宅高齢者等福祉サービス費などあります。

221ページを御覧ください。

6 款、諸支出金、1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料還付金、40万円は、第 1 号被保険

者の過年度分の保険料還付金であります。

以上で、議案第23号、令和8年度西会津町介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第24号及び議案第25号の説明を求めます。

建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 議案第24号、令和8年度、西会津町簡易水道等事業会計予算の調製について、御説明いたします。

はじめに、簡易水道等事業の全体概要であります。簡易水道施設9施設、飲料水供給施設3施設の、計12施設の管理運営を行っております。

経営面では、人口減少の影響から収入が減少傾向にある一方で、老朽管の更新工事や施設設備等の老朽化対策など、維持管理経費は増加傾向にあり、一般会計からの繰入金等により、持続可能な管理運営に努めてまいります。

それでは予算書を説明いたします。

予算書の32ページを御覧ください。

総則、第1条、令和8年度西会津町簡易水道等事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。内容につきましては、記載のとおりです。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入は、第1款、簡易水道等事業収益2億8,483万3,000円の計上であります。

支出の合計も収入と同額の計上であります。

33ページを御覧ください。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,943万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,283万9,000円、当年度分、損益勘定留保資金7,659万9,000円で補填するものとする。

収入は、第1款、簡易水道等事業資本的収入1億3,463万8,000円の計上であります。

支出は、第1款、簡易水道等事業資本的支出2億2,407万6,000円の計上であります。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道等事業の限度額は8,270万円、過疎対策事業の限度額は5,170万円であります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

34ページを御覧ください。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1億円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費につ

いては、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費2,076万2,000円であります。

他会計からの補助金、第8条、事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億2,727万3,000円である。

たな卸資産購入限度額、第9条、たな卸資産の購入限度額は、30万円と定める。

次に、西会津町簡易水道等事業会計予算実施計画について、御説明いたします。事項別明細書の229ページを御覧ください。

初めに、収益的収入及び支出とは、一事業年度における企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用を表す予算であります。

収入の、第1款、簡易水道等事業収益においては、水道料金や、一般会計補助金、長期前受金戻入などが主なものであります。

231ページを御覧ください。次に支出です。

第1款、簡易水道等事業費用は、職員の人件費、施設等の維持管理に係る委託料や修繕費、電気料、減価償却費、企業債償還利子などが主なものであります。

次に232ページに新規計上しております「水道施設維持管理業務委託料」につきましては、水道施設の維持管理等における人材育成や技術継承などの人の問題が深刻化していることから、水道施設の適切な維持管理や持続的な経営の確保を図るため、水道施設の維持管理等の民間委託の導入に係る費用を、新年度予算に計上するものであります。

237ページを御覧ください。

資本的収入及び支出です。資本的収入及び支出とは、建物、施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや、企業債の元金償還などの費用と、その財源となる収入を表す予算であります。

はじめに、収入です。第1款、簡易水道等事業資本的収入は、企業債借入金や一般会計補助金が主なものであります。

238ページを御覧ください。支出です。

第1款、簡易水道等事業、資本的支出は、各浄水場のポンプなどの施設機器の更新工事費や、老朽管更新工事費、企業債償還金などが主なものであります。

以上で、議案第24号、令和8年度西会津町簡易水道等事業会計予算の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第25号、令和8年度、西会津町下水道事業会計予算の調製について、御説明いたします。

はじめに、下水道事業の概要であります。野沢地区、大久保地区は、公共下水道事業により、小島地区、野尻地区など5地区は農業集落排水処理事業により、それ以外

の地域は個別排水処理事業で施設整備を推進しております。

経営面では、使用料収入の大幅な増加は見込めないことから、維持管理経費の削減や施設の統合等による効率化を図るとともに、一般会計からの繰入金により持続可能な経営に努めてまいります。

それでは予算書を説明いたします。

予算書の35ページを御覧ください。

総則、第1条、令和8年度西会津町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

内容につきましては、記載のとおりです。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入は、第1款、公共下水道事業収益から、次のページに移りまして第3款、個別排水処理事業収益までの合計が、3億7,870万2,000円で、支出も同額の計上であります。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,890万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額504万2,000円、当年度分、損益勘定留保資金7,586万2,000円、減債積立金800万円で補填するものとする。

収入は、第1款、公共下水道事業、資本的収入から37ページに移りまして、第3款、個別排水処理事業、資本的収入までの合計が、1億2,228万8,000円の計上であります。

支出は、第1款、公共下水道事業、資本的支出から第3款、個別排水処理事業、資本的支出までの合計が2億1,119万2,000円の計上であります。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

排水設備資金等の融資に対する損失補償で、期間は令和8年度から令和13年度までの6年間、限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額であります。

38ページを御覧ください。

企業債、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公共下水道事業の限度額は6,360万円、次に農業集落排水処理事業の限度額は3,300万円、個別排水処理事業の限度額は960万円であります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

一時借入金、第7条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費

をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費2,686万1,000円であります。

他会計からの補助金、第9条、事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は1億7,095万3,000円である。

たな卸資産購入限度額、第10条、たな卸資産の購入限度額は、30万円と定める。

次に、下水道事業会計予算実施計画について、御説明いたします。

事項別明細書の253ページを御覧ください。はじめに、収益的収入及び支出の収入です。

第1款、公共下水道事業収益から255ページの第3款、個別排水処理事業収益は、下水道使用料や、国庫補助金、一般会計補助金、長期前受金戻入などが主なものであります。

256ページを御覧ください。次に支出です。

第1款、公共下水道事業費用は、野沢・大久保、両浄化センターの管理委託料や電気料などの維持管理経費、職員の人件費、減価償却費、企業債償還利子などが主なものであります。

259ページに移りまして、第2款、農業集落排水処理事業費用は、各処理施設の管理委託料や、汚泥処理手数料、職員の人件費、減価償却費、企業債償還利子が主なものであります。

262ページを御覧ください。

第3款、個別排水処理事業費用は、汚泥処理手数料や、職員の人件費、減価償却費、企業債償還利子が主なものであります。

266ページを御覧ください。資本的収入及び支出の収入です。

第1款、公共下水道事業資本的収入から第3款、個別排水処理事業、資本的収入は、企業債借入金や、一般会計補助金、国庫補助金が主なものであります。

268ページを御覧ください。支出です。

第1款、公共下水道事業、資本的支出は、野沢処理区内マンホール蓋更新工事などの工事請負費や、職員の人件費、企業債償還金が主なものであります。

第2款、農業集落排水処理事業、資本的支出は、処理場内の設備更新工事費や、企業債償還金が主なものであります。

第3款、個別排水処理事業、資本的支出は、合併浄化槽整備工事費や、企業債償還金が主なものであります。

以上で、議案第25号、令和8年度西会津町下水道事業会計予算の説明を終了させていただきます。

これもちまして、議案第18号、令和8年度西会津町一般会計予算から、議案第25号、令和8年度西会津町下水道事業会計予算までの説明を終了させていただきます。

よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。（１３時４０分）

令和8年第3回西会津町議会定例会会議録

令和8年3月18日（水）

開 議 13時00分
散 会 16時43分

出席議員

1番 渡部 佳菜子	5番 小林 雅 弘	9番 三 留 正義
2番 仲 川 久 人	6番 荒 海 正 人	10番 猪 俣 常 三
3番 長谷川 正	7番 秦 貞 継	11番 青 木 照 夫
4番 上 野 恵美子	8番 伊 藤 一 男	12番 武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 薄 友 喜	建設水道課長 石 川 和 典
副 町 長 大 竹 享	教 育 長 五十嵐 正 彦
総 務 課 長 伊 藤 善 文	学校教育課長 佐 藤 実
企画情報課長 玉 木 周 司	生涯学習課長 長谷沼 充 伸
会計管理者兼町民税務課長 渡 部 栄 二	代表監査委員 鈴 木 和 雄
福祉介護課長 船 橋 政 広	農業委員会事務局長 小 瀧 武 彦
健康増進課長 岩 渕 東 吾	
商工観光課長 齋 藤 正 利	
農林振興課長 小 瀧 武 彦	

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 五十嵐 博 文	会計年度任用職員 茂 木 美 久
----------------	------------------

第3回議会定例会議事日程（第9号）

令和8年3月18日 午後1時開議

開 議

日程第1 議案第18号 令和8年度西会津町一般会計予算

日程第2 議案第19号 令和8年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算

日程第3 議案第20号 令和8年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算

日程第4 議案第21号 令和8年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第22号 令和8年度西会津町国民健康保険特別会計予算

日程第6 議案第23号 令和8年度西会津町介護保険特別会計予算

日程第7 議案第24号 令和8年度西会津町簡易水道等事業会計予算

日程第8 議案第25号 令和8年度西会津町下水道事業会計予算

散 会

（議会運営委員会）

○議長 令和8年第3回西会津町議会定例会を再開します。(13時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。

議案第18号から議案第25号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款、ごとに質疑を行います。

総括質疑は編成方針や財源など一般会計予算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。

なお、総括質疑は事前通告制としており、通告のあった議員のみ発言を許可します。

特別会計については、1議題ごとに行います。

質疑を行う際は、議案の不明な点や疑問な点について、簡明に発言してください。

日程第1、議案第18号、令和8年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

2番、仲川久人君。

○仲川久人 それでは、総括のほう質問のほうさせていただきます。

本予算は、町長の提案理由の説明でも掲げられた町総合計画第5次を具体化し、持続可能なまちづくりを進めていくものと理解しております。

そこで、その具体化された当初予算について、総括的な面で質問させていただきます。

まず、予算の基本姿勢についての質問になります。

本町の人口は、本年2月21日現在5,226人、自主財源は、歳入総額の26.7%にとどまっております。このような財政構造の中で編成された本当初予算は、どのような理念と優先順位に基づくものなのか。

また、依存財源に大きく支えられる本町において、将来にわたる財政の持続可能性をどのように確保しようとしているのか。

特に、基金繰入額が増加している当初予算について、中長期的な財政見通しをどのように分析されているのか。

次に、補助事業が多い予算の課題について質問いたします。

本当初予算は、国、県の補助金を活用した事業が計上されています。厳しい財政の中での財源確保の努力は、評価いたします。

しかし、補助事業は制度の改正や期限終了の影響を強く受ける財源であることも事実です。

こうしたことから、補助事業への課題について質問いたします。

補助終了後も継続していく事業についての一般財源負担の見通しをどう考えているのか。

一つ。人口減少、地域力の低下、行政需要の増加と、今後も行政の果たす割合がますます重要となります。業務量が増えていく中で、職員数は会計年度職員も含め、適正であるのか。

また、スクラップ・アンド・ビルドの考え方についてどう捉えているのか、町側の明確な説明を求めます。よろしくお願いします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　それでは、2番仲川議員の質問にお答えをしたいと思います。まず当初予算編成の理念と優先順位ということですが、まず予算編成の理念であります、西会津町総合計画の第5次で町の将来像、「未来を編む。幸せ広がる日本の田舎、西会津町。」への実現のために人づくり、それから仕事づくり、健康と絆づくり、生活環境づくりの分野で継続事業、新規事業について3か年の実施計画を立てて予算を編成したところであります。

その優先順位でございますけれども、人口減少対策を最大の課題にいたしまして、一つに幸福度の向上、二つ目に交流機会の創出、三つ目に、持続可能性を3本柱にしまして、子供の教育あるいは子供、子育て支援、教育の充実、移住定住の環境づくりに取り組んでまいります。

その判断基準でございますけれども、私は一貫して各種の事業が町の将来に役立つのかどうか、ためになるのかどうかと。それから、町民のためになるのかという、そういう判断基準でこれまで優先順位をつけて実施をしてまいりました。

次、二つ目の将来にわたる財政の持続可能性の確保というお話でございますけれども、人口減少に伴いまして税収等の自主財源の確保を図る必要がございます。

特に、大きな財源となり得るふるさと応援寄附金の増収に取組に向けて取り組むことが重要であり、これまで力を入れて取り組んでまいりました。

一方で、歳出の削減を図ることも重要でありますし、事務事業の見直し、あるいはスクラップ・アンド・ビルドの考え方で、財源の調整を推し進めていくことにしてまいりました。

それから、地方交付税でございますけれども、これは皆さんこの制度の趣旨はお分かりだと思いますけれども、税源いわゆる自主財源が乏しい町にとっても、地方交付税によって財源調整を前提とする現行制度がつくられているわけでありまして、当然として一定規模の地方交付税が配分されるわけでありまして、したがって、事業によっては国、あるいは県の支出金の収入は当然あるわけありますので、標準的な町民サービスは確保されるということになって、そういう仕組みになっているということです。

また、皆さん御承知のとおり西会津町は過疎地域、それから辺地に指定されておりますので、過疎債のあるいは辺地債の有効活用によって、いろんな事業に過疎債、ある

いは辺地債を充当してその元利償還金の過疎債にあつては、70%が地方交付税で補填されると。あるいは、辺地債については80%を補填されるというそういう制度になっておりますので、これを有効活用して各種事業に過疎債あるいは辺地債を充当してやるということでもあります。

また、これ財源が乏しい状況の中で、もうこれからのまちづくりは、これまでもそうでしたけれども、国や県の補助事業の導入を積極的に行っていないと、様々な事業ができない状況にあるわけでありますから、当然補助事業をどんどんやっぱり積極的に取り入れていくということでもあります。

このような考え方の下、財政の健全化指標に留意をしながら、将来にわたる健全財政に努め、持続する西会津町をつくっていく考えでございます。

それから、中長期的な財政見通しの分析はというお尋ねでございますけれども、人口減少が進むと、当然町の予算規模は緩やかに縮小していくことが予想されているわけでありますけれども、町の将来像を実現するまちづくりを進めるためには、財政運営の弾力化を持たせるために、基金の活用を効果的に行うことが必要であるというふうに思っております。

そして、中長期的には将来予測をしっかりと立てながら行政需要、これからいろんな大きな需要が予測されるわけでありますけれども、そういう行政需要に柔軟な発想と、そして人口減少対策の課題解決に取り組んで、その裏づけとなる確固とした財政基盤の確立を目指していくと。

私は、今日の西会津町があるのは、財政規律をしっかりと堅持してきた結果でありまして、仲川議員が御心配いただけるようなそういう状況にならないように、これからしっかりと対応してまいる考えでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○議長　　2番、仲川久人君。

○仲川久人　町側の考え方がしっかり分かる答弁を町長にいただき、ありがとうございます。

それでは、詳細な点ということで、再質問をさせていただきます。

答弁にでもありましたが補助事業、この補助事業をやはり進めていくというお考えであります、現在の職員数は大きく増えていない状況にあります。ましてや規模に合わせて調整していく必要もあります。

結果として、この補助事業が増加していくことで、補助事業の企画立案もそうなのですが、申請実績報告等の事務作業に多く時間が割かれていくということも事実あります。

そこで、やはり業務の効率化ということで、スクラップ・アンド・ビルドという考えは、非常に重要になってきます。その具体的な検討状況について、町側のお考えをお示してください。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 2 番、仲川議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、業務効率化に係るスクラップ・アンド・ビルドということで、これまでの検討状況並びに実施状況という部分について、お答えしたいと思います。

まず、スクラップ・アンド・ビルドと申しますが、町としては行財政改革という形で今取り組んでいるところでございます。これまでもその事務事業の大小はございますが、従来の取組内容について随時見直しを行ってきております。

これまでの見直しした部分につきまして主なものを申し上げますと、事務事業では広報お知らせ版の廃止、予防接種の自己負担徴収、イベント出展の見直し、敬老会の合同開催、あと業務改善におきましては、財務規則の専決処分の見直し、あと当初予算書、決算書の簡略化、あと週行事日程、給与明細、宿直日誌のデジタル化、使用料、手数料では、振興公社指定管理施設の利用料の見直しなどでございます。

令和 8 年度に実施するものとしたしましては、会計年度任用職員の配置の見直し、あとは前納報奨金の廃止、あと税のコンビニ収納、あと消防団組織の見直しであります。

今後のその業務改善の大きな流れといたしましては、やはり A I 技術を活用したデジタル技術の活用をさらに進めるとともに、持続可能な行財政運営を図るため、継続して事務事業並びに使用料、手数料の見直しなどを進んで取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長 2 番、仲川久人君。

○仲川久人 ありがとうございます。様々な業務改革の事例を出していただいて説明いただき、町の考え方について理解いたしました。

やはりまちづくりを進めるため、しっかりしたやはり方向性というのが重要になってくるというふうに考えます。

そうした中で、本町の人口構成という部分で見ると、福祉、介護、健康増進、この分野では、やはり業務の増加ということが非常に予想されてきます。これは、高齢化社会が進んでいる現代では、避けては通れない課題であると思います。今よりもっと対面での業務が増えていくことが予想されることだと思います。こうした中でも、限られた職員体制で業務を滞りなく進めていく必要が、町行政の中で重要となってきます。

そこで、やはり重要となるのは、全ての行政の計画を全て網羅して、全て実施するという考え方、これも一つ選択があるかと思うんですけど、やはりどうしてもこの限られた職員数の中で、適切な業務を遂行していく上では、業務の取捨選択、スクラップ・アンド・ビルドは重要となります。この取捨選択という点について、最後に町側のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 仲川議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、申し上げておきますが、まず町職員数でございますが、まだ人事の内示はしておりませんが、令和8年4月1日現在で126名となる見込みでございます。こちらのほうは、町の職員の条例の定数は164ということで、大きく下回っている状況になります。

また、その補助と申しますか、会計年度任用の職員につきましては、先ほどの見直しの中でも申し上げましたけれども、複数の業務を担当するなど配置の必要性を見直しまして、令和8年度は63人となる見込みでございます。令和7年度と比較しまして13人の減となる見込みとなっているところでございます。

このような人事配置の中で、これまで様々御質問ありましたように、様々な分野で滞りなく事業を進めていく方向で考えております。

その中で、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの取捨選択というふうな御質問でございますが、今までよくスクラップしてからビルドするという考え方もございますが、その限られた財源で解決に向けて近年では、まず最初にビルドして、それからスクラップするという考え方もございまして、優先すべき課題の事業を決めまして、その他の事業については優先順位をつけて、整理、統合などを進めるという考え方も出てきております。

町といたしましては、地域を活性化させていくためには、継続する事業とともに全く違った視点、あとは考え方で事業を検討していく力も求められることでございます。

従来どおりで効果が上がらない事業などについては、時代の移り変わりに合わせまして見直しが必要とするなど、行政の進め方というのも当然変わっていくものと認識しております。

それに合わせて、町職員についてもやはり前例踏襲というものではなくて変えるとか、変えられる力を身につけるような人材育成に努めていかなければならないという形で考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 この質問については、4回目ですので、これを含めると。

○仲川久人 質問じゃなく、挨拶だけにとどめますので。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 ありがとうございます。様々な行政改革に取り組んでいくお考え、きちっと理解いたしました。

そして、初めての私自身総括質疑ということで、総括に適しているのか不安なところもありましたが、町側の誠意ある答弁をいただき、ありがとうございます。

4月より新しい年度がスタートするに当たり、町側のしっかりとしたお考えをお聞きすることができました。今やり取りした内容を確実に実行できる体制を構築していただきたく願います。

議会のほうでも、未来ある西会津町につながるよう協力していくことが大切だと、改めて認識いたしました。

以上で私の当初予算に対する総括質疑のほうを終了させていただきます。

ありがとうございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私からは総括ということでお尋ねをしたいと思いますので、5点ほどお伺いしたいと思います。

1点目につきましては、新年度の予算の中で、一般会計において63億2,200万となっております。前年対比3.8%のマイナスとなっております。主な要因などお伺いをしたいと思います。

二つ目に、新年度予算の中で、特別会計及び簡易水道及び下水道事業の繰出金あるいは委託料など、今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

三つ目に、新年度の予算の中で一般会計総額の増減率がマイナスとなっておりますが、自主財源の割合は昨年対比で0.2%となっております。その要因などお伺いをしたいと思います。

4点目、新年度予算の中で基金等の繰入れなどが多くなっております。今後の基金の見通しについて、町の考えをお聞かせください。

5点目でございますけれども、新年度予算において維持管理費の動向をどう分析しておられるのか、予算に占める割合と併せましてどう見ているのかをお伺いいたします。

以上であります。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 10番、猪俣常三議員の総括質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の令和8年度当初予算のマイナスとなっている主な要因ということでございますが、こちらのほうにつきましては予算説明でも申し上げましたが、大きな減額の要因は、温泉施設整備事業の完了による1億4,497万5,000円の減、あと役場庁舎非常用発電設備設置工事の完了による9,182万2,000円の減、地方債償還元金9,601万7,000円の減となっております。

一方、増額の要因としましては、除雪機械購入費の増9,447万5,000円などでございます。

その詳細につきましては予算説明の際、御説明申し上げたとおりでございます。

続いて、2点目の繰出金や委託料の今後の見通しという部分でございますが、まず繰出金につきましては、当初予算に計上している総額で7億6,213万6,000円、そのうち、特別会計への繰出金で7億6,203万5,000円を計上しております。こちらは歳出総額の12.1%となっております。

次に、一般会計で計上しました委託料の総額につきましては、11億9,914万円、予算

総額の19%となっております。

工事施工に伴う設計監理委託料につきましては、測量設計委託料を含めた関連経費総額で6,674万8,000円、予算総額の1.1%でございます。

調査委託料、こちらは調査関連経費など総額で756万3,000円、0.1%でございます。

続いて、指定管理施設の委託料でございますが、町の温泉健康保養センターなど11施設でございます。その委託料の総額は4億2,156万8,000円、予算総額の6.7%となっているところでございます。

今後の見通しについてでございますが、特別会計の繰出金につきましては、後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険事業では人口減少によりまして、全体事業費の縮小が見込まれますが、国民健康保険診療施設勘定では、やはり人口減少による診療報酬の減に伴い、繰出金の増加が見込まれます。

また、簡易水道等事業下水道事業では、人口減少に伴う使用料の減収が予測される一方で、施設の老朽化に対応して更新事業を適切に進めていかなければならないと考えているところでございます。

いずれの事業につきましても、町民生活に大変密接な事業でございますので、ルール等に基づいた繰出しを行うとともに、事業それぞれに中長期的な見通しを意識しまして、一般会計との財政バランスを保ちながら、健全財政運営に努めてまいります。

次に、各委託料についてでございますが、こちらいわゆる設計監理委託料や調査委託料につきましては、こちら年度によりまして増減がございます。例を挙げれば、工事が多ければ設計監理委託料は増えますし、なければ減るというような形で、いわゆるその事業の年度よっての必要性に応じて変動するものでございます。

一定規模の事業につきましては、町の実施計画の中で計画的に調整を行いまして、年次計画で進めていきたい、調整を図りながら事業実施に努めていきたいと考えているところでございます。

最後に、指定管理の委託料でございますが、議員御承知のとおり、昨今の物価の高騰の影響また、最低賃金の上昇などで、全ての分野にこの部分は影響しております。

委託料の額としては、全体として増額傾向で推移するものと見込んでいるということでございます。

こちらの指定管理施設につきましても、やはり町民生活と密接なつながりのある施設でございますので、町予算で施設管理等に必要な額を確保しつつ指定管理者と連携を図りながら、経費の節減に努力していきたいと考えているところでございます。

また、簡易水道事業、下水道事業の企業会計につきましても、実施計画等で全体を調整しながら、バランスの取れた予算配分に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、3点目の自主財源の増減の内容について御説明いたします。

自主財源につきましては、町税繰入金、寄附金などとなっております、総額16億9,169万3,000円を計上しております。昨年度と比較しますと、7,413万3,000円の減となったところでございます。

主な増減の内訳を申し上げますと、町税の伸びで1,514万円の増、繰入金は、基金からの繰入金増などで1,976万8,000円の増、寄附金ではふるさと応援寄附金の減収で5,000万円、諸収入では自治体システム標準化事業に係るデジタル基盤改革支援事業補助金の減などで5,995万2,000円の減となっていることが主な要因でございます。

続いて、4点目の基金の繰入れが多くなっているということで、基金の今後の見通しという部分についてお答えいたします。

令和8年度の当初予算におきましては、基金からの繰入れを5億7,990万8,000円としております。

主な内訳といたしましては、財政調整基金から4億8,000万円、減債基金から1,567万2,000円、みんなでつくる未来基金から2,000万円、森林環境譲与税基金繰入金から1,870万7,000円、新田興助地域振興基金繰入金から2,000万円、公共施設整備等基金繰入金から2,000万円となっております。

対前年度比1,994万4,000円となっておりますが、要因といたしましては、歳入歳出ともに全体の予算調整の結果、不足する見込みの額を基金から繰り入れることとしております。

令和7年度3月補正時の財政調整基金の残高につきましては、5億8,050万8,000円となっており特別交付税、各種交付金の確定をもって剰余金を基金に積み立てる予定としております。現在の見込みでは、令和6年度末の財政調整基金残高と大体同等になる見込みでございます。

それでは、今後の見通しということでございますが、やはり今後持続的発展的な町政運営につきましては、各基金の残高が多ければ多いことには越したことはございませんが、その時々の中で求められる行政需要に的確に対応していくために、全体のバランスを見て財源調整を行っていく必要がございます。

町のその歳入を取り巻く環境は、特に地方交付税の動向に注意しながら、全体のバランスと中長期的な財政需要のバランスを保ちながら、基金残高を確保してまいりたいと考えているところでございます。

続いて、5点目でございますが、公共施設をはじめといたしました維持管理経費をどう分析しているかということでございますが、この維持管理経費につきましては、予算全体の御説明で申し上げましたとおり物価高騰、人件費の影響を大きく受けまして、年々増加傾向にございます。

施設の光熱水費、修繕料、各業務委託料など多岐にわたりますので、性質別の維持補修費でお答えいたします。

維持補修費につきましては、各種公共施設の維持補修的な修繕料をはじめ、道路施設の維持補修、除排雪に係る経費などで、予算総額 3 億 5,028 万 3,000 円、対前年度比 1,788 万 9,000 円の増となっております。

この要因といたしましては、温泉健康保養センターの修繕で 580 万円の増、地域連携販売力強化施設の修繕料 515 万 5,000 円の増、除雪費 955 万 6,000 円の増などがございます。予算に占める割合につきましては、5.5%となっております。

各公共施設につきましては、経年劣化による老朽化も目立つようになってきておりますので、また修繕時期も重なる場合もございますので、今後も一定程度の支出があるものと見込んでいるところでございます。

以上、5 点についてお答え申し上げました。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 お答えいただきまして、ありがとうございます。

その中で今回の西会津町総合計画、同僚議員も質問されました。その中の令和 8 年から令和 10 年の 3 か年にわたっての重要施策を予算化されているということの 63 億 2,200 万だということであります。これが今後西会津町の経済的な効果というのが、どう反映していくのかという御見解をおたしをしたいと思います。

それから、2 点目の繰出しあるいは委託料は増えているというようなことを御答弁いただきましたが、関連はしますが大きな施設等が入った場合は、かなりのものにもありますでしょうし、多いからいいというわけではなくても、そこら辺の判断が適切にどのように基準を設けられて進めていかれるのか、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

三つ目ですが、一般会計では先ほど御答弁いただきましたが、一般会計では 3.8% がマイナスでございます。全体のいろんな特別会計等を含めましても、総額から見まして、マイナスが 3.4% となっておりますので、そこら辺の見解は同僚の質問の中以外にあるのであれば、お答え願いたいと思います。

それから質問の 4 番目の基金については、かなり細かくお答えをしていただきました。一般財源の中でもこの基金をやはり充てをしていかないと、町の執行予算になかなか難しいことがあるのかというふうにも感じますが、今後健全な財政運営をしていきたいという町長さんの先ほどの同僚議員の答弁の中にございますように、そういう姿勢で臨んでいかれるのかどうかを、再度確認をしていきたいと思います。

それから維持管理費の動向については、5.5% の割合を占めていますということでございますので道路維持管理、あるいはいろいろとこれにまつわる管理費が相当あるかと思えます。

ただ、ここに本町においては遊休施設というのがございまして、こういうところの維持管理費というのは、私も初めておたしをするところなんですけれども、どの程度

見ておられているのか。先ほどいろんな同僚からお話がありましたように、スクラップ・アンド・ビルドということで盛んにお話されておりました。

私もこれはスクラップ・アンド・ビルドというのは、本当に実現していくのかどうかは非常に疑問に思っておりますので、そこら辺のところを少し先んずるようなお話をいただければというふうに思いますので、お示しいただければと思います。

以上でございます。

○議長　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　すみません。10番、猪俣議員、確認の意味で御質問させていただきますが、まず当初予算における町全体の経済的効果というのは、その経済活性化に向けた事業がどういうものかというものでよろしいのかどうか。

あと、また、大きな施設が入った場合の基準という、その大きな施設というのは、どういう具体的に指すのかなというのが、具体的にすみません、ちょっとお答えしようがないのかなと思いました。

それとあとは、遊休施設の維持管理費というような部分も含めて、その全体の部分の維持管理費でいいのかとかという部分もございますし、あと最後のそのスクラップ・アンド・ビルドというのは、どういうものをスクラップ・アンド・ビルドしていくのかなというのを、ちょっともう少し具体的に教えていただきますとお答えのしようがあるのですが、その辺をちょっとお願いしたいと思います。

○議長　10番、猪俣常三君。

○猪俣常三　昔の給食センターというのがあったかどうか分かりませんが、尾野本辺りに見る部分と、それから上野尻辺りにちょっと見える中学校の脇の施設だとかございますが、ほかにあるとすれば、お示しいただければと思います。

そういった例えの施設などを含んだところの維持管理費がどの程度なのかを、お尋ねしたいと思います。あるいはあと集会場で使っていないようなところがあるとすれば、その維持管理費はどの程度見ておられるのか、そういったところです。まだ広いところもあるかもしれませんが、私からの施設としての質問させていただきたいと思います。

○議長　スクラップ・アンド・ビルドは、何に対しての事業費なのか。それとも、その辺については。

○猪俣常三　具体的に言えば、今現在使っていないところの学校施設などがございましたら。

○議長　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　猪俣議員の質問の中で、1点目の経済的効果という部分に対しては、まず経済対策の事業だけを申し上げますので、まず御理解いただきたいと思います。

まず、一応当初予算におきまして、経済対策と申しますか、産業のほうにいわゆる農

業、商工業分野に予算化しているという部分を申し上げますと、まず農業者の高齢化や担い手の不足、あと耕作放棄地の増大、あと有害鳥獣被害対策の拡大などという部分で、農業を支援するために取り組む事業として農業公社運営支援事業、こちらが539万7,000円ほど。あとその農地を守るための生産性を上げるために、有害鳥獣被害対策事業で2,394万4,000円、あとジビエ利活用推進事業で650万円ほど、商工業ではインバウンドPR事業、あと地域資源を活用したPR事業、町内企業支援事業補助金700万円などを計上しているところでございます。

続いて、その2点目の大きな施設が入った場合ということで、先ほどの公民館施設ということでお答えしたいと思いますが、こちらのほうにつきましては、まだ検討段階というか、これから検討を始めるという段階でございまして、一体どの程度の規模感になるのかどうかという部分もこれからの検討でございまして。

もし、それが実施段階になりまして、どれだけの事業費がかかるかという部分に対しては、様々ないわゆる補助事業並びにそれに対する補助など、起債をどのように活用していくかという部分の中で様々な財源調整を行いまして、事業化に向けて進んでいきたいというふうに考えておりますので、基準と申しますか、まずはそのどの程度の規模感が必要なのかとか、様々な判断した上で財政的な部分を詰めていきたいと考えているところでございます。

あと全体で特別会計を含めまして、3.4%の減額予算となっているという部分でございまして、一応こちらのほうにつきましては再三申し上げますが、実施計画上に計上された事業の中で、様々な調整した結果、3.4%の減ということになったということでございますので、あくまでも実施計画上で事業間調整を行いながら、3年間の事業実施計画の中での8年度予算ということで御理解いただきたいと思います。

あとまた基金の健全化という部分でございまして、基金につきましては先ほども御説明申し上げましたとおり、残高があれば確かにいろいろとございますが、再三申し上げますが、基金はただ持っていただけではなくて、やはり活用しないと意味もございません。

ですので、そのときの時勢に合わせた形で基金を投入して事業実施するというのが必要でございまして、ある程度の突発的な災害等も含めて、ある程度基金の保有残高が必要でございまして、そういう考えの下、必要なときは必要に使う。なければ、ある程度留保を持っておくというような考え方で今後も運営していきたいと考えております。

続いて、あと遊休施設の維持管理ということでございまして、こちらのほうは正式な金額は申し上げられませんが、係る費用としましては電気料、そのほかいわゆる建物共済という部分でごく少額でございまして。ですので、それほど遊休施設を持っていたからとして、その維持管理費が増大になっているという部分ではございませんので、

御理解いただきたいと思います。

また、あわせて、遊休施設のスクラップはどうなんだということでの御質問と理解いたしました。こちらのほうはスクラップするにも今のリサイクルとか、そのリサイクル法の適用とか様々規制もございまして、作る以上に解体もお金がかかるということでございますので、それは解体時期を見据えながら、要は計画的に進めていきたいと考えておりますが、まずどの施設を取り壊すかというのはまだ決まっておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長 10番、猪俣常三君。最後の質問となります。

○猪俣常三 非常に細かいところをお答えいただきまして、大変理解はできたところがあります。

ただ、4点目のところの災害というようなことがお話されておりましたので、最後の質問としまして、今日本の中でもいろんな大災害が発生していることなので、そういう住民の不安をどこで起きるかというのは、これは誰も予測はできません。自然災害が起きた際のこの西会津町の財源で、どうこの災害に対して、どう財政の安定性を保ってくるのか、そのところだけ、大丈夫なのかということだけを。

○議長 猪俣議員。申し上げますが、通告外の質問になっておりますし、一般会計予算全般にわたる質疑でありますので、もっと議題に沿った質問を。予算全般であります。

○猪俣常三 先ほど4番目のところに災害等の話が乗かってきましたので、最終的に関連してお話を申し上げたわけでありまして、お許しいただけますでしょうか。

○議長 関連質問はございませんが。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 先ほどの基金のいわゆる残高の中で、災害対応も含めたという部分の中での関連ということでお答えいたしますが、一応こちらのほう、まず災害に対応するために、いわゆる充当する基金といたしましては、財政調整基金という部分に当たります。

こちらのほうにつきましては、いわゆる財源調整も含めますが、災害の対応ということで皆さん記憶に新しい部分では令和4年の水害とか、あとは、令和6年の1月、2月の豪雪というような部分に対応するというために財政調整基金はございます。

この財政調整基金につきましては、今までは標準財政規模の1割ということでございます。本町の標準財政規模につきましては、約39億6,000万ということで、約40億程度になっております。従来ですとその1割を保有していれば大丈夫だというような部分ですので、4億円ということになります。先ほどもお話ししましたように、豪雨あとは豪雪などの災害対応あとその他突発的な行政需要に対応するため、町といたしましては標準財政規模で大体2割、大体8億円程度を有しておけば対応できるんじゃないかということで、考えながら財政を運営しているところでございますので、御理解

いただきたいと思います。

○議長　　以上で、総括質疑を終わります。

続いて、款、ごとの質疑を行います。

まず、歳入であります。

1 款、町税。

2 款、地方譲与税。

3 款、利子割交付金であります。

4 款、配当割交付金。

5 款、株式等譲渡所得割交付金。

6 款、法人事業税交付金。

7 款、地方消費税交付金。

8 款、環境性能割交付金。

9 款、地方特例交付金。

10 款、地方交付税。

11 款、交通安全対策特別交付金。

12 款、分担金及び負担金。

13 款、使用料及び手数料。

14 款、国庫支出金。

15 款、県支出金。

16 款、財産収入。

17 款、寄附金。

18 款、繰入金。

19 款、繰越金。

20 款、諸収入。

21 款、町債。

続いて、歳出に移ります。

1 款、議会費。

2 款、総務費。

5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　それでは、4 点御質問をいたします。

まず、地域活性化起業人派遣負担金の項目がございました。今回はこの予算ゼロになっています。勉強会での説明ですと、副業型地域活性化起業人業務委託料として60万予算化されているとのことでございます。これは予算上どの項目に上がっているのか。

また、副業型といって月1回程度来庁するといいますが、町はどのような仕事を期待しているのかお答えください。

二つ目に、ふるさと応援寄附金事業は、昨年より約280万少ない1億2,662万9,000円が予算化されています。昨年よりも280万減らした理由と、1億2,662万9,000円の確保するための事業の内容を教えてくださいたいと思います。

3点目、石高プロジェクト事業の昨年の取扱額と一昨年との比較、これをお示しいたきたいと思います。

それから4点目なのですが、これどこで質問していいか分かんないんでここで聞きますが、今総合計画が決まりまして、テーマといいますか、スローガンが「未来を編む。云々西会津」というようなテーマになっております。今、看板見ますと、ずっと西会津という看板がそのままになっておりますけれど、これを変えるということだと思いますが、そのために必要な予算はどこに上がっているのかをお聞きしたいと思います。

以上、4点です。

○議長 答弁調整のため暫時休議します。(14時01分)

再開します。(14時07分)

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 答えいたします。

まず1点目、地域活性化起業人の関係でございますが、予算上その副業型地域活性化起業人業務委託料というのは、どこに掲載されているのかというようなことで御質問でございました。

事項別明細書の43ページを御覧いただきたいと思いますが、2-1-10のふるさと振興費の12の委託料でございます。その43ページの説明の上から2段目、副業型地域活性化起業人業務委託料60万円と、ということで記載されている部分がその委託料になります。

それから、その地域活性化起業人副業型になるに当たってのその業務の内容というようなところでございますけれども、基本的には現在行っているよりっせの部分の売上の増に係るための対応といいますか、している見地から助言をいただくというようなところを期待しているところでございます。

実際これまでにについては、月間10日間というようなところに来ていただくことになっておりましたけれども、その分今回の副業型については、月1日ということでありますので、現地については1日だけ来ていただいて、あとはオンラインで対応をいただくというようなところであります。そのよりっせの部分の管理の部分をお願いすることによって考えてございます。

それからふるさと納税の関係でございます。

ふるさと納税のその歳出の部分で、議員280万と申されたかと思うんですが、大体今2,800万が正解かなというふうに思います。

その内容でございますけれども、その歳入のほうが前年度は2億5,000万円で計上い

たしておりました。今年度の当初予算につきましては、2億円ということでございまして、歳入のほう5,000万円減ということでございます。

歳出のほうもルール上、歳入の大体5割というようなルールがございまして、おおぶんな形で歳出のほうも下げたというのが全体的な構造でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 5番、小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、石高プロジェクトの売上と言いますか、収入と言いますか、そういった部分の比較についてでございますが、実はその令和7年度の販売した米の数で言いますと、16.45俵ということで、大体16.5俵ぐらいだったわけでございます。実は令和6年度も16俵ぐらいでございました。

ということで、2か年ほぼ同じ規模だったということになるわけでございますが、ただ違いますのが、令和7年度は御承知のとおり高温だったり、倒伏だったりはかなりひどくて、この石高プロジェクトに参加されている3件の経営体のうち二つの形態につきましては、購入者に対して、5キロ買っていたのに3キロだけを配付するというような、こういった措置を取らせていただきました。

これは石高プロジェクトの独自の基準でございまして、農家を支援するというような意味合いの事業になっておりますので、取れないときには、買う人も農家の支援を理解していただいて、減収分は負担していただく。逆に取れたときには、余計に配分する、こんな仕組みが石高プロジェクトにありまして、これが今回3年目で初めて適用になりまして、そういった意味もありまして6年度と7年度、ほぼ同じ俵数になったというような実態がございました。

それから看板の件でございますが、総合計画にあります「未来を編む」が、新しい将来像になったわけでございますが、この将来像が決定したときに、企画情報課の中でも議論いたしまして、さゆり公園の入り口に入っていくところの看板と、それから本町の49号沿いにある看板と2か所の看板をどうしたらいいかということで、実は議論をしておりました。7年は経過して、前のスローガンからすると7年になるわけでございますが、まだそんなに傷んでいるような看板ではございません。きれいな看板になっておりますし、また、町とそれから民間と協力して看板を書き換えできないかということで、そんなことをちょっと検討しておりまして、ただいま調整中でございます。

以上です。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、再質問をさせていただきます。

起業人の問題では、大変失礼しました。43ページ、私見逃しておりました。載ってい

るということで、はい。副業型ということで、助言をいただくということみたいです
ね。月に1回来庁して、助言をいただく。そのほかは、オンラインで助言をいただ
く。コンサルタントとしてはそのぐらいかなと。

ただ、今までの仕事が例えばレストランのメニューの変更、なかなか進んでいるな
というふうに思っていたんで、このまま頑張ってやっていただきたいなと期待をして
いたところですけども、本人の何か申出ということで、残念に思います。この件につ
いてはよろしいかなと思いますけれども。

二つ目、私、転記ミスで2,800万を280万というふうに失礼いたしました。今後とい
うと一般質問になっちゃうから駄目かな。今後はね。では、これはこれで結構ござ
います。

3番目の石高プロジェクト、非常に何と言いますか、消費者と生産者がつながると
いうところではすばらしい試みで、今回その第1号としての適用ということで理解を
いたしましたけれども、今後もし課題があれば、それをお示しいただきたいと思
います。

それから4番目、看板の件なんですけれども、要はこれ私気に入っておりまして、未
来を編むというやつね。ぜひ、すぐにでも変えていただきたいなというふうに思
いましたので、申し上げました。

そうすると民間の方との協力事業で変えるということなんですけれども、やはりお
金はお金としてかかるんで、幾らぐらいの予算なんだろうね、あの二つか変えるの
に。それをお尋ねしたいと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 先ほどの御答弁の補足をさせていただきたいと思
います。

地域活性化起業人の制度でございますがトータルの3年間という期間がございま
して、今年度末で2年半ということになります。来年度は半年分期間については副
業型でやるという、トータルで3年間という期間に総務省のルールでそういうふう
になっているということをちょっと補足させていただきたいと思
いますので、御理解いただ
きたいと思
います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 5番、小林議員の再質問にお答えいたします。

まず、石高プロジェクトの課題の部分ということでございますが、この課題につ
きましては、大きく上げますと2点になるわけでございますが、1点目は現在運用
しているシステムの安定性の部分でございます。

国の過疎の補助事業を使って、2年間でスマートフォンのアプリで購入できる
ようなシステムを組み上げたわけでございますが、3年目町単独で今年度実施しま
して、やはりこのスマートフォンのアプリですと、スマートフォン自体の更新だ
ったり、アプリのデータの更新だったりで、すごくやはりランニングコストが
かかるというのが課

題として上がってきました。

それで来年度に向けて、今度スマートフォンのアプリではなくて、Web版ということで、パソコンとか何かでもできるような形でできないか、今の連携企業と検討をしているところでございます。

それから、課題の二つ目としましては、3か所の拡大の部分でございます。

これにつきましては、石高のアプリのダウンロード者が1,000人を超えたということで着実に伸びてはおりますが、やはり昨今の米の状況もあります、継続した購入だったり、購入量の増だったりが見られていない部分も見受けられるところでございます。

こういったことが課題になっておりますので、令和8年度におきましては、集落と都市をつなぐ事業なんかを使って西会津農業の体験、それから人足体験した人には、石高のポイントをくれる制度ですとか、あとは農家、当初二つの形態で始めたのが3形態になっているのですけれども、これを来年度はもう1形態増やしていくとか、あとは前に12月の議会でちょっと話題になりましたふるさと住民登録制度、これ国のほうで考えている制度というのが、まさしくその石高と同じことを国のほうで考えているわけでございます。スマホで登録した人に、西会津に来た人、来て活動した人にはポイントをくれるというのが国のシステムですけれども、その米版をまさに私ども先行してやっていますので、これが国のほうで来年度以降どういうふうになっていくか、これと連携すれば、今申し上げたような課題が解決する方策になるんじゃないか、こんなことを検討しながら現在進めているところでございます。

それから2点目の看板の件でございますが、これ六、七年前になるわけでございますが、当時200万ぐらいかかったというふうにお聞きしております。

そういうこともありますので看板の書き換えの必要性、どこの部分まで書き換えるか、どの部分は残していくのか、それと民間企業と連携できないか、民間の皆さんと御協力いただけないかというようなことも含めてただいま検討しているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ふるさと応援寄附金事業については、やっぱりうちのお米が中心ということで、これからのお米の状況なんかもやっぱり加味していかないと、ということで、軽率な質問は控えさせていただきたいと思います。企画に、そしてその広報について努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、石高プロジェクトなんです、やっぱりこの二つの課題、これについても、やっぱり超えられない壁はないとよく言いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

4番目の看板につきましても、200万ぐらいかかる、おお、すごいかかるなど、簡単

にもう言えないなと思ったわけですが、やっぱりなかなか今回のスローガンを気に入っておりまして、特に「未来を編む」、それから最後のほうの「日本の田舎、西会津」これは結構心に残る、頭に残るスローガンでありますので、その部分やっぱり今後も生かしていただきたいなと思います。そういう気持ちで今質問をさせていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 44ページの特定地域づくり事業協同組合運営費補助金の997万2,000円ですけれども、マルチワークスということで、現在働き手の方は何人いらっしゃるのかお聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 4番、上野議員の御質問にお答えします。

派遣組合員につきましては、現在は3名でございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 去年の3月の議会でお聞きしたときは1名ということで、なかなか働き手の確保が難しいけれども、移住されていく方々の働き場所の確保というか、受皿としては重要だということで、お話をお聞きしました。

その中でも働き手の確保に努めるということでしたけれども、令和7年度はどのようにそこは取り組まれてきたのか、また令和8年度においても、どのように取り組んでいくのかちょっとお聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 4番、上野議員の再質問にお答えいたします。

今ほど議員が御指摘のとおり、なかなかそのこちら側がこの団体、この組合設立した当初の目的に向かって、正直苦戦しているところでございます。

御指摘ありましたように、まずはその派遣する職員の確保の部分御指摘ありましたが、同時に働き場所であります派遣先のところ、その仕事の確保も大きな課題になっているところでございまして、この組合と町とで一緒になりまして営業に努めているところです。まずはその組合企業に定期的に情報提供しながら、ぜひ、派遣職員の仕事のあっせんということでお願いするとともに、組合企業以外にも出かけまして、定期的に営業を行っている。

あわせて、ケーブルテレビだったり、町広報だったりということで、あらゆるところでそういった活用と言いますか、掘り起こしをするようなことを令和7年度は実施してきております。

現段階では、そういうことで3名ではありますが、実は令和7年度、御指摘ありましたように、6年度から引き続いて1名の体制というのが続いてきておりました。そういうこともございましたので、令和8年度に向かって、まさに今本気になってその派

遣職員の確保、それから派遣先業務の確保、両方について鋭意取り組んでいるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 いろいろ課題はあるということで、働き場所であったり、働き手の確保が課題だということでもありますけれども、頑張っていくということですが、この事業のこの町での展開についての見解を、ちょっともう一度お聞きしたいと思います。対する考えをお聞きします。

○議長 企画情報課長、玉本周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えをいたします。

この事業、そもそもが目的はやはり私どもの課で担当しておりますのは、移住、定住者の仕事先の確保、これが大きな目的になっております。

あとは、その今風の働き方、マルチワークということで、いろんな仕事を経験できる場所の確保ということもございますが、大きな目的としては、その移住者という部分で立ち上げたわけでございますが、実際立ち上げて3年やってみますと、正直その移住者の方でこのマルチワークを取り組まれた方もいらっしゃいます。もちろんいらっしゃいますが、移住された方の多くは、大体その自分でこういった仕事をしたい、地域でこういうことをしたいというようなことが決まっていて移住されてきていると。

それから御時勢もありますが、コロナ禍以降オンラインによる仕事というのが一般的になりまして、そういうことで在宅ワークもできるような環境になっておりますので、それを都会から移住されても続けておられる方もいらっしゃいます。

そういったことで、初期の一番大きな目的であります移住、定住者の働き口の確保と言いますか、そういった部分についてはまだ道半ばだなというふうに考えているところではありますが、ただニーズがないわけではございませんし、また現在の働き方マルチワーク、いろんな仕事を掛け持ちでやる、そういった生き方が地域においても広がってきているわけでありまして、町民の皆さんからもそういった働き口が欲しいというニーズもございますのでこれら両方、移住者も町民の方にも役立てる組合になるよう、町としては支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 2 点お伺いいたします。

事項別明細書の42ページになりますが、一番下の段の日本の田舎西会津町ブランド強化委託料に関しては勉強会で説明を受けたんですが、その下にイベント企画運営等業務委託料で542万円計上されておりますが、これの使い道をお示してください。これが1点です。

2 点目が、次のページ、44ページなんですが、各補助金が挙げられておりまして、勉強会で聞いた内容に関してはお聞きしませんが、真ん中の西会津移住支援事業補助金

の160万円に関しては、これこういった使い道なのかちょっと確認のため、この2点をお伺いいたします。

以上です。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 まず、1点目のイベント企画運営等業務委託料の内容について御説明させていただきます。

この委託料、大きく分けまして二つございます。

一つにつきましては、お米産地ツアーという事業に係る経費でございます。

事業内容につきましては、首都圏等の食に精通した方やインフルエンサーさんに本町においていただいて、本町の現場を見ていただいて、それを交流人口の拡大、あるいはふるさと納税の増等に活用するというのが、その内容でございます、その委託料の金額が249万7,000円でございます。

それからもう一つが、東京で開催いたしますナイトイン東京という事業がございまして、そちらに係る委託料としまして292万3,000円というようなことでございまして、トータルが記載の金額になっているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 7番、秦議員の御質問にお答えいたします。

西会津移住支援事業補助金160万でございますが、これは首都圏等から西会津に移住される方に対する補助金でございます、国、県、町合わせてこの金額になっているわけでございます。

東京23区内に在住または勤務している方が地方に移住した場合に、国のほうから世帯の場合は100万円、それから単身者には60万円という基本額があるわけでございますが、このうち国のほうで2分の1、県のほうで4分の1、町で4分の1、合わせましてこの100万、60万円になるわけではありますが、当初予算につきましては、それぞれ1件ずつ見ておりますので、160万の金額でございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 幾つかをお尋ねします。

まず、2-1-10ふるさと振興費の何ページかというのですよね。地域産品開発販売戦略委託料ですけど、何ページになるんでしょうか。何ページから分からなくて、探しているのです。何ページですか。なんか見失っちゃった。43ページです。43ページの一番上、地域産品開発販売戦略委託料です。

先ほど同僚議員からもありましたけれども、活性化起業人とも関連はあるのですけれども、事前の説明の中で地域活性化起業人の発案による事業、その産品開発だったり、あと販売戦略を実施するという取組で説明あったんですけれども、実際にその内容に

についてお示しいただきたいと思います。

また、あわせて同じページの地域おこし協力隊の支援業務委託料ということで、支援業務ということでどういった内容になるのかということでお示しいただきたいと思います。

あわせて、また同じく地域おこし協力隊の募集活動業務ということで、その委託業務の内容についてもお示しいただきたいということです。

あと46ページの2-1-11総合情報制作費の首都圏等企業関係構築創業業務委託料の令和8年度の事業の内容についてと、あとこれまでもこの事業を通じて移住者だったり、事業の継続ということもされているのですけれども、令和8年度の実施されている事業において、引き続きそういった副業人材だったり、越境人材の定着だったり、あとは継続して町内で事業が行われるのかとかいう、そういうその実施事業についてのめどについて、お示しいただきたいと思います。

あと最後に、総括表からちょっと恐縮なんですけれども、デジタル戦略推進事業の中から昨日説明会の中で業務システムの構築について、職員の中でキントーンサークルというものがあって、そこで各種システムの構築を行っていくということで説明がありました。今後システムが構築していくに当たってその完成度だったり、あとはセキュリティ面だったり、自前でやる上ではいいと思うんですけれども、それが実際に行行政システムとしてどの程度信用できるものなのかということで、最後確認させていただければと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 1点目の地域産品開発販売戦略委託料の内容ということでのおただしにお答えしたいと思います。

議員からもお話しございましたけれども、こちらについては地域活性化起業人が発案した事業に対して、その地域活性化を図るような内容の事業をやってもらうというような内容でございまして、地域活性化起業人制度の中で特別交付税半分、50%が対象になるというような大変有利な事業でございます。

これまでににつきましては、いち膳のメニュー開発であったり、よりっせでの新たな魅力と言いますか、ブースをつくったりですとか、そういうことで、よりっせを中心とした魅力のアップのために使っているというような中身になっております。

来年度ですけれども、まだ最終的に打合せをして確定したわけではございませんので、こちらではちょっと明言を避けたいと思いますけれども、よりっせにおいて来客者がさらに伸びるよう、また魅力をアップするような内容を付け加えたいというようなことで、その内容を協議している最中でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 6 番、荒海議員の御質問にお答えいたします。

何点かございまして、まず1点目でございますが、地域おこし協力隊の募集経費の部分でよろしかったですか。

○荒海正人 はい。

○企画情報課長 募集経費の部分で募集経費と、あとお試し協力隊の部分が一緒に計上されるような形になっておりますけれども、これは募集用の情報発信サイトの掲載料だったり、あとは実際に募集イベントが首都圏で開催されますので、それに参加する経費だったり、あとはお試し協力隊ということで、そういう募集イベントに興味ある方が、お試しの西会津に来て、町内でいろんな地域おこし協力隊の先輩の活動だったり、地域だったり視察、研修されるわけですが、そういった部分の運営委託だったりということで計上しているところでございます。

それから2点目が、地域おこし協力隊の支援業務でございますが、これは私ども今デジタル戦略担当の地域おこし協力隊がありますが、何分専門性の高いデジタル戦略でありましたので、去年3月まで在籍していた地域おこし協力隊のデジタル担当のOBに、今の現隊員の支援を行ってもらうような形で委託をしているものでございます。

これにつきましても特交措置の対象になっておりますので、そんな形で計上させていただきます。

それから3点目が、首都圏企業との共創事業ということでございますが、この共創事業の大きな目的につきましては、県外企業、首都圏企業の実証の場、西会津町をフィールドワークの場にしてもらおうというのが一つ目の狙いでございます。

そういったことで令和7年度につきましては、おおむね2社ということで、2社の企業にうちの町で実際に実証の場にさせていただいて、それを踏まえてそれと併せて、町内企業とも一緒に連携できればいいなと、マッチングできればいいなと、そんなことまでをやっていたところでございます。

実際には令和8年度、町のほうで行政に特化した生成AIを入れるように、当初予算のほうに計上させていただいておりますが、その生成AIの開発元の企業がうちの町に来ていただいて、実際に町役場において、その企業の生成AIを試行、使わせていただいたということで、1年間現在も使わせていただいているというようなことになっております。

それから同じく2社ということで、もう1社の部分につきましては、御承知のとおりホップ酒開発の企業でございます。先日も開栓会ということで開催させていただきましたが、その開栓会の際には首都圏企業のメンバーと、それから県内の会津地方でそういったクラフトビールなんかを作っている会社と。それから町内のスタートアップ企業等々、みんなで一堂に会しまして、これからの展望なんかも含めて議論したというような機会になっております。令和8年度も引き続きそういった部分で企業と連携、

共創していければなというふうに考えているわけでございます。

それから四つ目としましては、キントーンサークルのこと、ノーコードツールの事業のことでございますが、昨日の常任委員会の際に御説明申し上げましたとおり、専門的なプログラミングの知識がなくても、そういったシステムを作れるというのがノーコードツールでございます。それを職員が作って、いわゆる外注していたシステム委託経費を内製化していくというのが目的でございます。

具体例で申し上げますと、今まで例えば、水道、下水道の加入脱退届だったり、あとは公民館の申込みだったりというのは、県のシステムを使って実施しておりました。

ただこのシステムだと、県で開発したシステムですので、みんなで協働しているシステムですので、これを利用すると町民の方だったり町外の方はインターネットで申込みはできますけれども、町の申込み様式に合っていないわけでございます。それを手で転記するという作業がありまして、全くそのDXにもうちょっと届いていないというようなシステムでございました。

このキントーンだったりノーコードツールですと、もう町の様式に打ち出せるところまで町職員が作れると、こういうようなメリットがございますので、こういったことをDXの一環として推進していくというような考え方でございます。

ただ、これはまだいわゆる申請されたものを受け付けるシステムということになっておりますので、まだまだいわゆる町の機関システムだったり、または住基システムだったり、そういった個人情報のものすごくセキュリティの高いようなシステムに入っていけるような部分ではございませんでして、言わば窓口の雑務を解消するような簡易的なシステムということでありますので、そのセキュリティについては今のところ問題がないのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議長　　6 番、荒海正人君。

○荒海正人　　おおむね了解しました。

ちょっと幾つか再度確認ですけれども、地域産品開発販売戦略委託料で地域活性化起業人と連携しながらということで、今後の詳細について詰められているということで、今後の話について理解はしました。この地域活性化起業人も先ほど同僚議員の答弁でもあったですけれども、任期がある話ですよ。その中で商品開発だったり戦略も立てられているということで、その辺りの任期満了後についての取組というのも、この令和8年度の中で取り組まれていくのかということで、ちょっとその点確認させていただきたいです。

あともう一つ、地域おこし協力隊の募集活動の部分で、ちょっとすみ分けだけ確認させてもらいたいんですけれども、先ほど募集イベントの参加ということで御説明いただいたんですけれども、別項目でも地域おこし協力隊の募集イベント参加負担金ということがあって、これらは予算的にはその別、すみ分けというか別内容になるのか、

その点だけちょっと確認させてもらえればと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 地域活性化起業人の来年度の9月いっぱいまでが一応任期になっておるところでございます。

その後どうなるのかというような御質問の趣旨。

○荒海正人 はい。

○商工観光課長 お答えいたします。

地域活性化起業人の業務の中に、よりっせの運営体制の強化という部分があります。

その人材育成という部分も入っておりまして、今現在その人材育成については着々と進んでおる段階でございます。

その後につきまして、ちょっと今のところ未定でございますけれども、任期の間をお願いしているといえますか、業務をお願いしている部分については、きちんとそれまではやっていただくというようなことでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 地域おこし協力隊の募集経費の部分での再質問にお答えいたします。

あの負担金であります、これは移住フェアの出展料というようなことで、別に支出する部分でございます。

あと、あわせまして、先ほどの答弁の中で活動支援業務委託ということで346万5,000円ほどの内訳でございますが、私先ほど申し上げましたデジタルの部分については26万4,000円がその中身でございます、それ以外の活動支援業務については、別の課で答弁しますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 地域おこし協力隊の活動支援業務委託料の中身でございます。

商工観光課の部分でございますと、芸術、アートの分野の地域おこし協力隊の委託分、1名分が計上されているところでございます。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、同じく地域おこし協力隊の活動支援業務委託料の農業後継者と農地保全分野ということで、現在3名農業公社のほうに配置をしております。その3名に係る農業公社への活動支援の業務委託料ということで、257万1,000円ほど計上をしております。

以上でございます。

○議長 3款、民生費。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 2点お伺いいたします。

まず、総括表の12ページ、一番下です。敬老会でございますが、前年度からマイナス22万8,000円の予算と敬老祝金もマイナス138万円となっておりますが、この要因をまずお示してください。

それと今年に関しても例年、去年と同じ同様の内容の敬老会を実施する予定だというふうに説明を受けたと思うんですが、その2点目を確認したいと思います。

あとこの予算ちょっと減額で挙げられておりますが、これはもちろん敬老会に参加される方をちゃんと増やす、要は少しでも来ていただける方を増やすような方向性の下での減額予算なのか、町側の考えをお伺いいたします。

あと、この敬老会の予算の中で、形は例年どおりというふうに聞きましたけれど、来場された方々に対するおもてなしの部分ですかね、その部分に関しても例年どおりなんでしょうか。それとも、少しプラスで考えているのでしょうか。この敬老会に関して4点お伺いいたします。これをまず一つ目です。

次の二つ目が、次のページ、13ページの児童福祉費の真ん中より下ら辺です。認定こども園運営委託料ですが、マイナス177万8,000円で計上されております。私がちょっと調べたというか私の情報としては、今この人材難で、なおかつ今福島県の最低賃金もアップされていて、なおかつ今年度にいたってはなんだっけ、誰でも通園制度のように結局その保育現場に求められるサービスが増えるのに、この177万8,000円のマイナスになったというこの要因に関してちょっと理解に苦しむところがありますので、その辺を詳細お示してください。

以上、2点です。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。まず、敬老会についてであります。

議員おただしのとおり令和7年度から令和8年度、同じような内容で計画をしているところであります。

減額になった要因であります。

まず敬老会の経費につきましては、令和7年度につきましては、送迎に関して民間の業者さんをおる程度使うということで計上させていただいておりましたが、令和8年度につきましては、その辺を精査させていただいて、令和7年度に試行的になるべく可能な限り職員がドア・ツー・ドアに近いような状態で送迎をするというようなことで試みました。そういった形でうまく運行ができたものですから、令和8年度については、その分を減額をさせていただいているところです。

あと敬老祝金につきましては、単純に今年80歳そして90歳をお迎えになる方が極端に少ないです。これはいろいろな要因があるとは思いますが、極端に少ないということで、減額をしているところであります。

あと敬老会の参加者を増やすような努力は、当然ながらさせていただきます。実行委

員会の中でまたいろいろな内容、見直しをかけられるところがあれば、そのような動きも大切にしていきたいというふうに考えているところです。

おもてなしの部分につきましては、まず実行委員会の中で今のところ話し合っている内容につきましては、「昨年の内容に赤飯をつけていただけると、何かめでたい雰囲気が出て、いいな」というようなお話がありましたので、そういったところは取り組んでいきたいというふうに、今のところ考えているところであります。

続きまして、こども園の委託料の減額でございます。

これにつきましては、ある程度責任の重い経験年数の高い方の退職と新採用の職員の採用というところで、そこでの差額が出ておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 今お答えいただいたほうからしますね。

ということは、こども園のマイナス177万8,000円の要因に関しては、ベテランの方がいなくなって、若い人が入ったことによる賃金の差という理解でよろしいのでしょうか。

であれば、なおのことサービスを向上させて、今あるサービスプラスアルファのサービスを令和8年度はやっていく中で、この予算で繰り返しになるかもしれませんけれども、問題はないのかどうか。

あと、やはりベテランの方というのは、ベテランなりにやっぱり子供扱いも人との付き合いも非常に優れている能力をお持ちだと思いますが、そこに関して人材確保はこの金額の中でももちろん考慮されているのかどうかを、まずお伺いしたいと思います。これが1点です。

それと、おめでたい赤飯が出るというもののだけでも、1歩前に進んだのかなと思うんですけれども、そこら辺に関して敬老会検討委員会の中で見直しを図るということですが、その見直しというのは、会が終わってからもちろん検討会を開催されるのかどうか、その都度の今回の敬老会に関しての反省点を考慮するのかどうか、その機会を持つのかどうかをお示しいただきたいと思っております。

それと、これ私一般質問で申し上げたんですが、参加者増を目指すとおっしゃっていますが、去年はたまたま5地区の大先輩方が1か所に集まったんで、非常に多かったという説明を受けたと思うんですけれども、今年度目指すような参加者人数みたいなもの、ただ漠然と増を目指すのじゃなくて、どのくらいの人数を目指すという具体的な考えが町側にあるのかどうか。検討会から報告を受けているのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。まず、こども園のほうからお答えをいたします。

保育士の数で申し上げます。

令和7年度は正規職員、そしてパート職員合わせて人の数で言いますと24名体制ということになります。令和8年度に向けては、正規職員、パート、臨時職員を合わせて、25名体制1人増加というような形で対応することとしております。

また、ベテランの職員の退職というのは、やはりその方の人生という部分もありますので、当然ながら慰留には努めるわけですが、そこを無理強いするということではできませんので、そういったところで今回はそのベテランの退職者が1人あって、その分を上回る新規採用をしているというような状況になっております。

続きまして、敬老会の部分でございます。

実行委員会にてそういった検討をする機会があるのかということでしたが、実行委員会につきましては、まず反省のための実行委員会を令和8年に向けて令和7年度の反省の実行委員会を開催しております。

そういった中で、やはりいろいろな意見、本当にございます委員の中でも当然ながら分かれておりますけれども、やはり現状としては慎重にならざるを得ない部分もございまして、おもてなしの部分はそういった感染症に対して重症化するリスクの高い方がほとんどを占める集まりでございまして、そういったところを町が主催するという状況であれば、どうしても安全策のほうを優先せざるを得ないというような判断がありますので、実行委員会においてもそのような説明をさせていただいて、まずはその方向性でいきましょうというような方向性については確認をしているところです。

あと、参加者を増やすというような具体的な取組でございしますが、まず去年は奥川を統合をさせていただいて、1日で1か所というようなことで実施をさせていただきました。

実際奥川から御参加をいただいた方にお聞きすると、「大変だったけれど、楽しかったよ」という意見が多いので、ぜひそういった気持ちを周りに広げていただいて、1人でも多く御参加をいただけるようにお知らせをしていただきたいというような、協力の要請もその参加者の方にしておりますし、していきたいというふうに考えておりますので、まずはそういったところから草の根的な拡大を図っていききたいなというふうに考えているところです。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 敬老会の件に関してですが、今のお話を聞くと、1人でも多くの参加者の、この予算の中で参加者が増えるように取組を行っていききたいという説明だと思うんですが、私が言ったのは結局、去年は何人、今年は何人、その前は何人というのを結局、私はその目標として去年以上に1人でも増える、何と云うのかな、具体的にはそういう取組は今おっしゃったとおりだと思うんですが、そういった具体的な数値

目標がない中、人が増えるだけ、人が増える方策に力を入れましょうというものだけなのか、それともちゃんとした数値目標があるのかどうかという、そこを私は問いたかったんですね。

そこに関して最後になりますが、一番参考になるのは昨年だと思いますし、ただ、人口減少もあると思いますので、その辺に関してのお考えがあるのかどうかを、まずお伺いしたいと思います。

あと、認定こども園に関しては、委託先が確かに判断すべきことなのかもしれませんが、昨今のその人材不足に関しても、これ会津地区全体でも非常に問題になっておりますので、そこら辺委託業者との連絡を密にして、今後もよい保育ができるように取り組むお考えがあるのかどうか、その辺最後に町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まず、敬老会の具体的な数値目標というようにお話でしたので、今年度は参加率とすれば12%程度でした。昨年はちょっとぐっと下がって10%を割るような状況でございます。コロナ禍以前につきましては、3割、30%を超えるような御参加をいただいていた。

ただ、やはり高齢化が進む中では、その数値を目指すのはなかなか厳しいと思いますが、個別具体的に申し上げるとすれば、12%を上回る、可能であれば十五、六、もしくは20%近い状況が生まれるように鋭意努めていきたいと考えております。

続きましてこども園、西会津福祉会に指定管理ということでお願いをしているところです。

当然ながら当町と私が園長を務めておりますので、町と福祉会が協力しながらその人員の確保、あるいは処遇の改善、いろんな意味での職場環境の改善については、鋭意努めていきたいというふうに考えております。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 1点だけ確認させてください。

57ページの3-1-1ですかね。社会福祉総務費の一番下の委託料で雪処理支援隊業務委託料ということで、先日の説明の中で今後の対応として対象者の拡大や負担能力に応じた有料化の検討が行われるということで説明がありました。

それに当たって運営体制、人数の確保だったり、特に人数ですね。人数の確保だったりというのは、どういうふうに考えられているのかということで、その1点だけ確認させてください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

昨日の勉強会で資料を出させていただいて、説明をさせていただきました。その中では、こういう検討もしていきたいというような方向性をお話をさせていただいたところであります。

雪処理支援隊につきましては、やはり本当に必要な方に提供をしていくという考えでございますので、今年につきましては29名に対して、隊員19名体制で臨んでおります。

昨年については30名の対象者の方に対して、11名体制で臨んでおりましたので、体制的には圧倒的に強化を図っているというところでございます。

また、一つの考え方でございますが、従来は雪処理というと、やはり体の丈夫な方というような方をお願いしていたわけですが、今シルバー人材センターをお願いしております。あわせてマルチワークスにもお願いしているわけですが、かつての75歳と今の75歳の方は明らかに違って、活動意欲も健康状態も違いますので、まだまだ活動意欲の豊かな高齢者の方、アクティブシニアというふうに世の中ではいうみたいですが、そういった方の活躍の場として雪処理支援隊というのは、まだまだ活躍の場になり得るというふうに捉えているところです。

そういった方が、この後もしばらくの間人口のボリュームゾーンとしてはすごく大きなところでもありますので、体制は強化していけるものと考えております。

○議長　　6番、荒海正人君。

○荒海正人　　ということは、今年度令和8年度においては、これまでどおりの形で、対象者の拡大とか有料化みたいな話は、令和9年度以降の話ということで、それに向けての検討がされるという内容ということでよろしかったですかね。その確認だけお願いします。

○議長　　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　　お答えいたします。

そういった部分のお困り事に対する公的な公助についても、無料という考え方もありますが、やはり負担能力に応じた応分の負担をいただくというような考え方も一つございますので、そういったところは検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長　　4款、衛生費。

6番、荒海正人君。

○荒海正人　　これも一つだけ確認させてください。

76ページの4-1-5の母子手帳アプリ導入運用保守業務についてですが、内容についてどういった内容のアプリなのかということでお示しいただきたいのと、あとはもう既に子供いられる保護者の方はもう母子手帳ともういろいろこう書かれていたりするわけですが、その辺りの何て言うんですかね、運用アプリのほうに移行だったり、今使っている母子手帳と新しく始まるアプリをどういうふうに絡めてい

くかという対応について、ちょっと1点確認させてください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 答えいたします。

母子手帳アプリ導入運用保守業務委託料ということで59万4,000円計上してございます。

このアプリにつきましては、令和7年度試行期間ということで、もう既に提供をしております。母子手帳とあと母子手帳の機能をそのままアプリにしたような状況であります。

さらに、そこに双方向性の情報共有ができるような状況になるというふうなのが、一番イメージしやすいと思います。母子手帳は例えば常に持ち歩きませんけれども、スマホは常に持ち歩く方がやはり若い世代では多いので、そういったところで優位な点が多いと思いますので、こういったところはうまく導入。

ただ、どちらかしかということになると、また選別が必要になってくる可能性がありますので、どちらともというようなことで進めていきたいと思います。どちらかしか駄目というようなことではないので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 5款、労働費。

6款、農林水産業費。

3番長谷川正君。

○長谷川正 88ページのジビエ利活用推進アドバイス業務委託料ということですので、その委託先と具体的な業務内容、これをお示してください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、3番、長谷川議員の御質問にお答えいたします。

ジビエ利活用の推進事業につきましては、議案第18号の重要政策の審議等で御説明させていただきましたが再度、説明をさせていただきます。

まず、1点目のアドバイザーにつきましては、今年度も長野県にあります一般社団法人日本ジビエ振興協会に業務委託しておりますので、令和8年度も引き続き同協会に委託をしたいということで考えております。

また、委託料の内容でございますが、今後ジビエを利活用していく上での企画業務、あと検討会、令和8年度は3回ほど開催する予定でございますが、そのジビエ検討会に係る講師の謝金でありますとか、西会津町までの旅費、こういった検討会に係る経費、また、ジビエ振興協会のほうでは、広くジビエ利活用に向けたPR活動をしておりますので、そういったジビエ振興協会のホームページに現在町が行っている取組を、ホームページのほうに掲載していただくような費用。

また、さらに今年度は検討会の委員から昨年度、ぜひ先進的なジビエ活用している施設を見学したいと、視察をしたいというようなお話がありましたので、当初予算のほ

うで視察経費計上しておりますが、そういった視察に係るコーディネート費用、こういったものを含めまして、499万2,000円の計上をしているということでございます。

以上です。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 施設を含めたそういう見学ということで、理解してもよろしいでしょうか。その辺のところ、はい。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 現在、議員御承知のとおり出荷制限が課せられておりまして、これも先日の重要政策の審議で御説明いたしました。出荷制限の解除の進めるには、まず施設の整備があって、初めてその都道府県知事から原子力災害対策本部長のほうに、出荷制限の解除の申請ができるということで、まず施設整備に向けた検討を行うということで令和8年考えておりまして、その施設整備に当たりましてのアドバイスなんかも今回の委託業務の中に入っているということで、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 町も力を入れておられる政策ですので、ぜひ未来に向けて持続可能なビジョンにしていきたいと思います。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 同じくジビエ利活用のことに関してお聞きします。

有害鳥獣対策として命を無駄にしないという考え方や、地域資源として活用する方向性には大変意義があると思っております。

一方で、全国的にもジビエ事業は採算の確保が難しい事例が多く、慎重に検討が必要かと感じております。そこで質問します。

本事業において、どの程度の処理頭数、販売量をもって採算が取れると見込んでいるのか、現時点で具体的に数値目標があれば教えてください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、1番渡部議員の御質問にお答えいたします。

まず、ジビエ利活用に向けた有害捕獲の頭数でありますとか、その採算ベースの見解ということでございますが、これも重要政策の審議で若干ちょっと御説明させていただきましたが、西会津町の捕獲頭数だけでは、やはり安定したジビエ利活用がちょっと難しいのではないかとということで、本町を含めます5市町村で設置をしております会津北部の有害鳥獣対策の協議会という組織がございまして、その5市町村で連携して捕獲をしたものを、西会津の処理加工施設に搬入するという合意形成をいただいたところで、今後どの程度西会津のほうに搬入できるかというのは、令和8年度から本格的に検討していくことにしておりますので、今時点でどの程度の頭数を捕獲

するかということは、まだはっきりとここでお話しする段階ではないのかなということとで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　　1 番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子　ありがとうございます。ジビエは観光資源として可能性がある一方で、継続的な消費の確保が必要になってくるのかなというふうに思うんですけれども、日常的な消費として定着されていく想定はしておりますでしょうか。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　ジビエの食肉の部分ですかね。定着していくのかという御質問でございますが、当然食肉処理加工したものを町内の飲食店で使っていただいたり、あるいはその生肉そのものではなくて、ソーセージとかハムとか缶詰とか、そういった加工品についても今後検討をしていきたいということで考えております。

一定程度全国の様々なジビエ利活用しているところを調べますと、やはり肉だけではなくて、やはり加工品をうまく、上手に使っているようなところは、比較的運営も安定しているようなふうな印象なのかなというふうに思います。

また、ジビエ利活用につきましては、食肉の加工、利用だけではなくて、やはり今多くの市町村で話題になっております捕獲後の処理、そういったものが今捕獲している方の大きな負担になっているということもございますので、ジビエ利用の側面だけではなくて、有害鳥獣対策の一環としても非常に有意義なのかなということで、様々な視点から検討をしていきたいということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　　5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　3 点伺いたいいたします。

まず 1 点目は、担い手づくり総合支援事業補助金574万9,000円、この事業について詳しく説明をお願いいたします。

2 点目は、森林活用交流促進施設管理運営委託料800万6,000円なんですが、この内容と、昨年と比較して167万1,000円増えている理由をお示してください。

それから 3 点目といたしまして、広葉樹林再生事業で1,204万円、この事業の内容と、それから前年度比1,950万9,000円減っている理由についてお示してください。

○議長　　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　それでは、5 番小林議員の御質問のうち、1 点目の担い手づくり総合支援事業と 3 点目の広葉樹林再生事業についてお答えいたします。

まず、1 点目の担い手づくり総合支援事業につきましても、重要政策の審議等で御説明させていただきましたが、再度御説明のほうさせていただきます。

すみません、ちょっと重複するかもしれませんが、非常に農業分野を取り巻く環境は、農業者の高齢化、担い手不足が深刻化しております。そういったもう農業耕作をもう

やめたいと言った農地については、誰かがその農地を引き継いでいくことになるわけなんですが、そういった引き継ぐ人が、経営規模が大きくなるにつれて、例えば機械の大型化でありますとか、機械の高機能化、そういったものが必要になりますので、一定程度の条件を満たした、そういった担い手の方が整備する機械について、県の補助事業を活用して、機械を整備するという内容の事業でございます。

具体的には令和8年度は、町内の法人がコンバイン5条刈り1台を整備することと、県のほうに申請をしていることから、今回の当初予算のほうに計上をさせていただいているという内容でございます。

続きまして、3点目の広葉樹林再生事業でございますが、広葉樹林再生事業につきましては、令和7年度で一旦これまでの期間終了しまして、令和8年度からまた5年間継続するということが決定されました。

これまでは、単年度その事業において翌年度の事業をやる場所の計画と、当年度の事業を一緒にできたわけなんです、令和8年度からはその年に実施する事業のみが対象になったということで、調査事業がその1年の中でできなくなったということで、事業費が減少したということでございます。

以上でございます。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 答えいたします。

2点目の6-2-1の森林活用交流促進施設管理運営委託料、前年度と比較しまして167万1,000円の増の理由でございます。

こちらにつきましては、いわゆるコテージの指定管理の委託料でございます、中身としましては、人件費と光熱水費が増の理由でございます。

人件費につきましては、御承知のとおり最低賃金この1月から1時間当たり78円の増という、大幅な増になったところでございます。その人件費の増で、大体8割分の増でございます。残りの2割分が光熱水費の増ということでございます。

以上でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 今同僚の質問と同じ内容なんですけれども、私も担い手づくり総合支援事業についてお聞きしたいんですが、これまずちょっと私も勉強不足だったんですが、これいつから募集されていたものなのか、まずお示ください。

次に、町の立ち位置としては、これ県の補助事業というのは重要政策の審議等資料でいただきましたので、県の補助事業だというのは分かったんですが、町としての立ち位置というのはどういうものなのかをまずお示ください。

それとこの事業に関して町内農家さん、たくさん複数いらっしゃると思うんですが、この方々への周知は十分だったのかどうかもお示ください。それに対して応募件数

がどのくらいだったのかも数字でお示してください。

あと、今ほどお話ありましたが、担い手づくり総合支援事業に関しては、一定程度の
今同僚議員の質問の中で、一定程度の条件というふうに私には聞こえたんですけれど
も、どういった条件なのかもお示してください。

あと、最後に先ほど説明の中で5年、今まで単年度だったけれど5年に何とか、何とかという話だったんですが、その辺ちょっと今聞き取れなかったので、詳細をお示してください。

以上、ちょっと多いですが、6点になりますが質問いたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、7番、秦議員の御質問にお答えをいたします

まず、1点目の担い手づくり総合支援事業の募集の御質問でございますが、町ではこういった担い手づくり総合支援事業に限らず、農業用機械の更新、あと施設の整備については国などの補助金、様々なメニューがございます。

どういう場合にその補助事業が使えるかというのが、なかなかやはり生産者の方が直接調べるのが難しいということで、一昨年からになります、農業機械等導入に係る補助事業説明会というのを、大体夏ぐらいに開催をしております。それは翌年度の補助の要望に向けて夏ぐらいに行っておりますが、その説明会には、県の会津農林事務所の喜多方農業普及所の担当の方、あるいは制度的にその融資を受ける場合も考えられるということで、JA会津よつばさんにも来ていただいて、自分はこういうような機会を整備したいんだけど、それに合致する補助があるのかという説明会を開催しております。

昨年も6月に農業用機械導入に係る説明会を開催いたしまして、そのときに町内の認定農業者の方、44経営体ほどありますが44経営体の方と、あと集落営農を行っている方6形態ほどの全ての方にこういった補助事業ありますので、ぜひ参加してくださいというような御案内をさせていただきました。

今回予算計上いただきました担い手づくり総合支援事業も、その補助の説明会で自分はこういうふうな規模を拡大していきたいんだけど補助がないかということで、マッチングといいますか、話し合いを進めていって、申請に至ったということでございます。

2点目の町の立ち位置ということでございますが、先ほど申し上げましたように、国、県、そういった補助事業の紹介を町のほうでさせていただいて、それに限らず常に町のほうでは相談に乗っております。

また、加えて申し上げますと、毎年4月にJAさんの協力をいただきまして、JAの全組合員の皆さんに、農林業振興に係る主な支援制度一覧という様々な補助事業を記載したパンフレットのものを町で作って、全てのJAの組合さんにお送りしております。

ます。当然なかなかそこで読み込めない場合は、詳細は町に問い合わせてくださいというような御案内も付け加えさせていただいて、できる限り補助を活用していただけるようなことで、町では農家の皆さんを支援させていただいているということでございます。

町内の農家の今回の周知ということですが、先ほど申し上げましたように全ての農家ということではなくて、認定農業者とか、あと集落営農をやっている方に対しては、あの文章で周知をさせていただきました。

また今回の補助の条件でございますが、地域計画において中心的な役割を果たす担い手として、位置づけられた方が対象になりまして、その成果目標としては、経営面積が3割拡大するか、もしくは4ヘクタール以上拡大すると、こういった数値目標に合致する場合には、今回の補助事業を活用できるということです。やはり小規模にやられておるような方は、なかなかこの補助事業では使いにくいのかなということで、一定程度大きくやられている方を対象に御案内をさせていただいたということでございます。

最後に5年間の話は、広葉樹林再生事業の話、よろしいでしょうか。

はい、以上でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 大変丁寧な説明ありがとうございました。結局、農家さん全体じゃなくて、認定農家さんとか、集落営農の方だけだという。その中で、この3割アップできるかどうか等の条件に合致した方が、この1件だったということです。

逆に言うと、条件には合ったけれども、もう申請しなかったというような情報というのは、これなくなっちゃうのか。そうか。だからいいです。取りあえず取りやめます。分かりました。

以上です。

○議長 2番、仲川久人君。

○中川久人 1点だけ確認させていただきたいと思います。

86ページの多面的機能支払交付金の返還ということですが、この返還に至った理由、これただ単に金額だけ返還になったのか、それともこの多面的機能に取り組んでいる団体自体の活動が減って返還に至ったのか、金額は少ないですけど、どういったことが理由でしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、多面的機能支払交付金の返還金についての御質問でございます。

議員申されましたように当然多面的機能については、農地を適正に維持管理するという目的がありますが、今回返還に至った経緯としましては、その対象としていた農地

が高速道路の整備の関係で賃貸借の契約をしたにもかかわらず、ちょっと多面の交付金を受けてしまっていたということが判明しましたので、今回の返還の手続をさせていただくということで、計上させていただきました。

以上でございます。

○議長 暫時休議いたします。

再開は、午後4時といたします。(15時35分)

○議長 再開します。(15時59分)

7款、商工費。

8款、土木費。

9款、消防費。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 1点お伺いいたします。

消防費の空き家対策事業の説明を勉強会で受けました。必要な軒数分の予算を取ったということだったんですけれども、代執行の分の予算を見たということだったんですが、その代執行した費用に関しての回収方法言うんですかね、何だっけ。ちょっとずっと前のこと忘れちゃったんですが、それをその費用を回収するのかな、体制というんですかね、準備というのは、町側としては準備されているのかどうか。予算を取ったことは分かるんですけれども、その予算、例えば本来であれば、建物の土地所有者の方が補償、自分で支払わなくちゃいけないものを町が代執行するわけですから、その回収に対する見込みや段取りというんですかね。準備はされているのかどうか、そこをお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 7番、秦議員の空き家対策についての御質問にお答えいたします。

空き家については、まず個人の財産であるということから、管理等については一時的には所有者の方が適切な管理をしていただくように、町のほうでは機会があるたびにお願いをしているところでございます。

しかしながら、町内には多くの空き家がございます、その中には、管理不全の空き家も相当数発生しているところでございます。

議員がおただしの代執行につきましては、最終的に地域の中で空き家があることで、どうしてもその広域的な危険性があつたりですとか、あとは衛生上の問題、あとは防犯上の問題といった様々な影響を地域に及ぼすことが想定されますので、それについて町のほうで手順を踏んで、その方の管理をしていただくというのが、まず第1点目に出てまいりますけれども、その次に町のほうで準備しております解体の補助事業がございます。その補助事業を使っていただいて、適切な解体それで危険の排除をしていただくというのが、まず今町のほうで進めている作業でございますけれども、ただ

それにも応じていただけない場合には、その所有者に対して助言指導の先にある勧告、命令そういった強い措置を講じましても、まだその所有者の方が対策、改善をしていただけないといった際には、町がその地域の状況を鑑みて代執行という非常に強い対策を講じることになるわけです。

その際には、国庫補助事業などがございませうけれども、残りの解体費用については、町の負担で一旦は事業化をしてお支払いをし、解体作業を進め完了させるわけなんです。その町負担分については、所有者の負担分を町が肩代わりしている形になりますので、その肩代わりした分は所有者の方に請求を差し上げることになります。

その請求を差し上げる中で、どうしてもその回収できないといったケースも中には全国では生じているというふうに承知しておりますので、町でこういった代執行を執行する際には、その回収まで含めた道筋を所有者の方と緊密に情報をやり取りをしながら、いわゆるその代執行に踏み込んで、対策を講じるかどうかといったところも含めて、空き家等対策協議会がございませうので、協議会の中で皆さんと話し合いをしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 協議会がありますよね。結局いきなりというわけにいきませんので、それは分かるのですけれども、結局、多分今のお話ですと、もし万が一その危険な、例えば近隣の住宅や住んでいる方々に悪影響を著しく及ぼすような場合とか、危険な場合に関してはということだと思えるのですけれども、今回の予算は、そういったものを撤去する予算であって、その撤去した費用を回収する分に関しての体制に関しては、まだちょっと準備ができていない、これから協議会で話し合うという内容でよろしいんですか。その考え方を町側にお伺いいたします。それが、1点です。

それと我々も議員のほうでも、以前総務常任委員会で視察研修で行ってきたんですけれども、下仁田だったと思いましたが、行政代執行してその代執行した費用を回収するために、差押さえとか強い措置等もありましたが、そういったものの検討とのは、この対策協議会では話し合われている段階なんではないでしょうか。そこをお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、秦議員の再質問にお答えいたします。

空き家の解体を行政代執行で進めた際に、個人負担の請求についての回収の対応ということでございませうけれども、除去費用につきましては、これは法律でその所有者が負担をすることになってございませう。

そのため町といたしましては、その法に基づいて所有者に請求を差し上げると。なお、その請求に応じていただけない場合は、催告を続けて行って、回収に努めていくということで御理解をいただければというふうに思います。

町が代執行を行う際に、どうしてもそういった案件が増えてくれば、町の負担が増えてまいりますので、そういった町の負担を個人の財産の解体にできるだけ影響を及ぼさないように、していきたいといったところでは、先ほども申し上げましたが、代執行を行う際に、その所有者の方とよく話し合いをして、その先にある回収の計画ですね。そういったところまで踏み込んで、その方とお話し合いをした中で実施に移していきたいといったところではありますが、秦議員が御心配されているように、やはり地域の中では空き家があることで、非常に危機感を感じてらっしゃる地域住民の方も大勢いらっしゃいます。そういった危機感を時間をかけてやることで、非常に心配な時間を過ごされることも考えられますので、できる限りそういった対応については、町ができる範囲で対策を講じながら、代執行といった制度を活用して、空き家対策を前に進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　　7番、秦貞継君。

○秦貞継　　現段階での町での対応に関しては、理解したような気がします。

ですが、これ大事なことは最後にお伺いしますけれども今、課長が申されたお話に関して非常に重要な部分がいっぱいありますけれども、この予算執行に当たって、そういった町民への周知、本来であればどういうふうな周知をしなくちゃいけないのか、こうなった場合どうなるということに関しての周知というのは、行う予定でしょうか。もしくは、どのような形で周知を行い、町民の理解を得るのかを、最後にお伺いいたします。

○議長　　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　　それでは、町の空き家対策に関する周知に仕方という御質問でございますけれども、町といたしましては、やはり全国的に課題になっております空き家対策、町民税務課のほうでは特定空き家の解体などの担当しておりますが、空き家の利活用を含めて空き家の課題を解決するような、そういった周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、町の固定資産税の納付書を送付する際に、その空き家の管理についてのお願いのチラシですとか、また今回調査を行いました町内にある空き家の所有者で、所有者が特定できている方については、再度その方の解体の意向ですとか、また空き家の管理の仕方、またその先にある個人の方の責務のようなそういったチラシも作成いたしまして、適切な管理を行っていただくように働きかけておりますので、御理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長　　7番、秦貞継君。

○秦貞継　　すみません。先ほど周知と言ったのは、町民への周知に関してというふうに私は質問したんですけれども、今、町側の答弁は、空き家の所有者の方への周知は分

かったんですけれども、町民への周知も私まとめて聞いたつもりなんですが。その辺、御答弁いただけないでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは空き家対策に関する町内への周知という御質問でございますが、町では情報を発信する手段といたしまして、町の広報誌やホームページ、公式LINEだとか、そういった様々な情報提供の手段がございますので、今地域の中で大変課題になっている問題でございますので、そういった情報は適切に周知してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 10款、教育費。

3番、長谷川正君。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 2点ほどお聞きします。

127ページの委託料、文化財展示業務委託料80万とありますが、ここの委託先と具体的な業務内容をお知らせください。

それとその下の補助金、西会津街道ファンクラブ補助金、これどういう内容だかをお知らせください。よろしくお願いします、2点。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 それでは、3番長谷川議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の文化財展示業務委託料でございますが、こちらにつきましては今「学びあいランド」の「ふるさと未来ランド」ということで、現在西会津中学校の展示ギャラリーを活用して、町の文化や歴史を学ぶことができる展示をしております。

こちらにつきましては、毎年夏休みの期間に展示替えをしております、こちらの展示替えに係る委託料でございます。

こちらにつきましては、過去2年ほど展示を、最初の展示ともちろん展示替えをいたしておりますが、そちらと同様の町内業者に委託をする予定でございます。

続きまして、西会津街道ファンクラブの補助金ということでございますが、こちらにつきましては、補助先はこの記載のとおり西会津街道ファンクラブという団体がありますが、こちらにつきましては、西会津町の軽沢から会津坂下町のほうに抜ける県道の別舟渡線ですがそちらの峠道、車が通れる道路ではなくて、県道には指定されているのですが、車が通れる道路ではないところを人が歩けるように整備をするということで、県からの県道なんで、県からの要請によりまして今、現在会津坂下町側はだいぶもう進んでいるのですが、今西会津町側のほうも、このファンクラブ補助をしてその街道を整備するというので、それに対する経費の補助というような内容でございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 西会津街道のほうは、理解いたしました。

文化財のほうですね、その団体さんのほうがずっとやっているから、それに長けているということで、理解してよろしいのでしょうか。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 では、再質問にお答えいたします。

町の文化や歴史を学ぶことができるその展示ということで、現在、古代からの年表なんかも今掲示しているのですけれども、そういったものをそのまま活用して、展示替えをしていくというようなことでございますので、これまで行っていた町内業者にまた継続してお願いする予定ということでございます。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点だけ伺いたいします。

事項別明細書の111ページです。金額は少ないんですけれども、教職員ストレスチェック診断手数料というのが計上されておりますが、この内容をまずお示してください。

それと、これはどういったところで、この使われた予算というのは生かされているのか、その辺も使い道も含めて教えてください。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 それではお答えいたします。

111ページの教職員ストレスチェック診断手数料ということで、7,000円計上させていただいております。

こちらは教職員のストレスチェックまさにこのとおりでございまして、チェックの診断手数料ということで、公立学校共済組合が運用するチェックシステムで診断をするということでございます。先生方含め、事務員も含めた形で学校の教職員等に係るストレスチェックに係る経費でございます。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 この予算はあれですか、町単独予算なんですか。今ちょっと共済組合という名前が出ましたけれど、そこから出てくるものを町が代わりにしているのか、伺いたいと思います。

それと、この結果というのは、どちらの方のためのその結果なんですね。ストレス診断、診断が出るわけですから、その辺に関してどこでその情報を生かすのかをお示してください。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 ストレスチェックについては、我々町職員もそうですが、教職員についても、義務化になっています。

その結果については、それぞれの結果を実際教育委員会が具体的な共有を図っている部分というのは実際少ないですが、県の教育委員会のほうにその結果を報告して、そ

れは県所管の職員のストレスチェックということで、そちらの状況を県が把握するとうようなこととございます。

○議長 11款、災害復旧費。

12款、公債費。

13款、予備費。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、令和8年度西会津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、令和8年度西会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第19号、令和8年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、令和8年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、令和8年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第20号、令和8年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 1点お伺いいたします。

事項別明細書の149ページですが、需用費、役務費とそれぞれ309万1,000円と128万3,000円が計上されておりますが、この需用費の修繕費290万円の内訳と広告料125万円、新聞等広告料となっておりますが、この積算根拠をお示してください。

それとあと、残区画数もお示してください。

以上です。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 7番、秦議員の御質問にお答えいたします。

まず、御質問のありました修繕料290万の内訳でございますが、住宅団地の歩道の修繕ということで、歩道部分の舗装に経年劣化がありまして、年次的にメートル数を決めて、順次、年次的に修繕を行っているという部分でありますとともに、その他の緊急修繕費ということで予算を計上して、歩道の修繕のほうは250万、それからその他の緊急修繕で40万というような計上をしているところでございます。

それから続いて広告料でございますが、新聞の折込の広告料が4回ほど、それから不動産フェアのときにチラシの折込をするわけでございますが、これも1回分ということで、合計125万ほど計上しているところでございます。

それから、残区画数につきましては現在9区画、未分譲地は9区画というふうになっているところでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 これ今修繕料の内訳は理解いたしました。

広告料ですが125万円ということで、今、私、数字の内訳は聞いていなかったんですけども、新聞折込4回とその同じくフェアでお幾らぐらいかかるのか、それぞれかかるのかがちょっと分からなかったので、まずそれをお示してください。

それと、昨今これはちょっと話がそれますが、ほかの特に商工さんなんかもそうですけれど、一生懸命今インターネットの時代なので、ネット広告等を非常に出しているところが自治体でも多いんですけども、これ125万円の中にはそういったSNSのネットワーク等を使った広告に関しての予算というのは、考えてなかったのでしょうか。全くなしで、新聞広告料だけの従来の広報だったのかどうかをお示してください。

それと、私これうちのその住宅団地のホームページを見たんですけども、2017年の1月6日から一切更新されていないように思いますけれども、こういったものの更新費用というのは、この125万円の中には入っていないのでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 7番、秦議員の再質問にお答えいたします。

広告料の内訳でございますが、新聞広告料ということで2紙、二つの新聞に年4回ということで、広告料15万円、2紙掛ける4回ということで計上しているところでござ

います。

それと不動産フェアのときの折込を1回分ということで5万円ほど計上しているのが、積算内訳でございます。

なお、新聞広告につきましては、単独というよりは、町のイベントの際の新聞広告出すわけですが、そこに合わせて住宅団地の分も紙面広告を出しているというのが実態でございます。

したがって、ここにインターネット広告の分の経費は入ってございません。

また、ホームページにつきましては、御指摘ありましたとおり、更新されていないという御指摘でありまして、大変申し訳なく思っているところでございますが、この更新につきましては町のホームページについては、各課で修正作業できるような形になっておりますので、経費をかけて入れられるというような考え方ではないということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第20号、令和8年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和8年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第21号、令和8年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第21号、令和8年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、令和8年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第22号、令和8年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、令和8年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、令和8年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第23号、令和8年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。4番上野恵美子君。

○上野恵美子 では、1件お聞きします。

211ページですが、地域密着型介護サービス給付費の減額と、あと居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費の増額の要因を教えてください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。それぞれ三つのサービス給付費の増減の要因というところでございます。

まず、施設介護サービス給付費4億円以上の事業のうちの100万円の増でございますので、これは本当に割合とすれば僅かな違いということで、これはほぼほぼ要因というのはちょっと分析は難しいのかなというふうに考えているところです。

しかしながら、居宅介護サービス給付、あと地域密着型介護サービス給付費の増減につきましては、やはりある程度原因というのは考えられるところでございます。

まず地域密着型介護サービス給付費につきましては、町内の一部のサービス事業者の中で定員を満たさない中での運営をせざるを得ない状況が続いているということですので、そういったところが一つ要因だと考えられるところです。

それに伴いまして、やはり在宅で生活する方、介護認定を受ける方が比較的緩やかではございますが、ちょっと増えている割合としては、高齢者の人口は緩やかに減少しているわけなんですけれども、介護認定者の割合人数は全く変わらないというような状況もありますので、割合としては増えている状況でございますので、やはりそこら辺で認定を受けたばかりの方は軽い傾向がありますので、在宅で生活している方も、ある程度これまでよりも多い傾向になってございますので、そういった部分が影響しているのだろうというふうに考えておりますが、やはり3億円を超える中での600万円というようにありますので、大きな要因としては、今申し上げた点だとは思いますが、細かなところについては分析し切れないという部分もございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今の答弁ですと、町の中のサービス提供している事業所の中で、地域密着型グループホームとか、小規模多機能型居宅介護施設の中で定員を満たさない中で運営せざるを得ないところがあって、それによる影響だということなんだと思うんですけども、その分を施設で受け入れている分も、町のあるのかなというところもあるんですけど、施設にはその定員があるので、受け入れる幅というのは決められていると思うので、その分在宅の方に移行している方々もいるのかもしれないんですけど、その辺の定員を満たさない中で運営せざるを得ないところを利用していた方々に対する対策というのは、町ではどのように考えているかお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まず、その事業者の運営の方針とか、そういった部分もございますので、町があまり介入していくということも課題が残るところなのかなというふうに思いますけれども、やはり町民の目線、利用者の目線、対象者の目線からすれば、十分にサービスを提供いただける体制を整えていただいて、サービスの量を確保していただくというところが本来のところなのかなと思いますので、そういった部分課題となる点があるとしたら、人材確保ということであれば、町の介護初任者研修の中で今年もそれぞれの事業所にもう既にお勤めの方の技術の向上、知識の向上のために受講いただいたりしますので、そういった部分も有効に活用していただきながら、人材の確保に町も協力しながら努めていきたいと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ずっと課題になっているところなんですけれども、入所の施設を柔軟に拡充していく必要があるという考えについては、どのように考えるか、お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

施設の定員の拡充というような部分だと思いますけれども、いろいろな方策が、今の制度の中では考えられますので、そういったところがどれが一番いいのか、やはりニーズというのは変化していきますので、そういったニーズに対して的確に対応していくように、それが例えば規模を拡大したことが、負の何かの要因、マイナス要因になっていかないように、経営に影響を与えないように考えながら、今現在のニーズを受け止める方策がないかというような部分については、事業者とともに検討していきたいと考えております。

○議長 いいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、令和8年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、令和8年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第24号、令和8年度西会津町簡易水道等事業会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、令和8年度西会津町簡易水道等事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、令和8年度西会津町簡易水道等事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第25号、令和8年度西会津町下水道事業会計予算の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第25号、令和8年度西会津町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、令和8年度西会津町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。（16時43分）

令和8年第3回西会津町議会定例会会議録

令和8年3月19日（木）

開 議 10時00分

閉 会 11時03分

出席議員

1番 渡 部 佳菜子	5番 小 林 雅 弘	9番 三 留 正 義
2番 仲 川 久 人	6番 荒 海 正 人	10番 猪 俣 常 三
3番 長谷川 正	7番 秦 貞 継	11番 青 木 照 夫
4番 上 野 恵美子	8番 伊 藤 一 男	12番 武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 薄 友 喜	建設水道課長 石 川 和 典
副 町 長 大 竹 享	教 育 長 五十嵐 正 彦
総 務 課 長 伊 藤 善 文	学校教育課長 佐 藤 実
企画情報課長 玉 木 周 司	生涯学習課長 長谷沼 充 伸
会計管理者兼町民税務課長 渡 部 栄 二	代表監査委員 鈴 木 和 雄
福祉介護課長 船 橋 政 広	農業委員会事務局長 小 瀧 武 彦
健康増進課長 岩 渕 東 吾	
商工観光課長 齋 藤 正 利	
農林振興課長 小 瀧 武 彦	

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 五十嵐 博 文	会計年度任用職員 茂 木 美 久
----------------	------------------

第3回議会定例会議事日程（第10号）

令和8年3月19日 午前10時開議

開 議

日程第1 議案第30号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第2 提案理由の説明

日程第3 議案第31号 西会津町新田興助教育振興基金条例

日程第4 議案第32号 令和7年度西会津町一般会計補正予算（第11次）

日程第5 意見書案第1号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書

日程第6 常任委員会の継続審査申出について

日程第7 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第8 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議会活性化特別委員会)

(総務常任委員会)

(経済常任委員会)

(議会運営委員会)

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

○議長 おはようございます。

令和8年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいただきます。

事務局長、五十嵐博文君。

○議会事務局長 報告いたします。

町長より追加議案として2件の議案が提出され、受理いたしました。

議会運営委員会にお諮りし、提案理由の説明及び議案を本日の日程に加えております。

以上です。

○議長 日程第1、議案第30号教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 おはようございます。

議案第30号教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

令和5年4月1日から教育委員会教育長の職にありますが五十嵐正彦氏から、このたび一身上の都合により辞職したい旨の申出があり、去る2月13日に行われた令和8年西会津町教育委員会臨時会において同意されたところであります。

五十嵐正彦氏の辞職に伴い、空席となる教育委員会教育長についてであります。その職務の重要性を十分に考慮するとともに、これからの時代、AI、人工知能やデジタル技術が急激に進展する現代社会においては、従来の教育に加え、産官学民での連携した教育が求められております。そのため、日々変化が進む予測不能な時代を自律的に生き抜く力を養成し、現代社会に対応できる主体性と未来を切り開く力である創造性を有する子供たちの育成を目指してまいりたいと考えております。

こうした私が考えている教育に関する構想等を理解し、町政進展のために力を発揮していただける方を選任したいとの考えから選考いたしました結果、大阪府豊中市在住でパナソニックホールディングス株式会社本社技術部門主幹研究員で東京家政学院大学の客員教授も務められている高田和豊さんを適格者と認め、任命したいので、ここに御提案申し上げる次第であります。

高田さんについて御紹介申し上げますと、昭和52年1月生まれで、平成14年3月青山学院大学理工学研究科機械工学専攻の修士課程を修了後、現パナソニックホールディングス株式会社である松下電器産業株式会社へ入社されました。同社の先端技術研究所にて画像AI技術開発及び家庭用ロボット応用に取り組みながら、平成22年4月福

井大学医学部に客員研究員として出向され、A I 自動診断の研究開発に従事し、平成25年3月広島大学工学研究科情報工学専攻の博士後期課程を修了、工学博士の学位を取得され、平成28年10月米国のマサチューセッツ工科大学メディアラボにおいて、客員研究員としてI o Tデバイスを用いた子供の創造性と探求型学習方法の研究に取り組まれました。帰国後はマサチューセッツ工科大学と連携し、パナソニックの学校を設立され、日常生活とサイエンスを組み合わせ、子供たちが自由な発想で試行錯誤し、創造性を伸ばす取組を実践されてこられました。現在は、本社技術部門主幹研究員を務める傍ら、東京家政学院大学において客員教授として家庭科分野における創造性教育の研究にも取り組まれております。

任期は、前任者の残任期間となる令和9年12月25日であります。

以上、略歴等について御説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、高田和豊さんを教育委員会教育長に任命したいので、何とぞ満場一致をもって御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、これまでに説明、質疑を行っておりますので、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 異議がありますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

10番、猪俣常三君。

すみません、もう一度。これから討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○議長 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私は反対の立場から申し上げたいと思います。

教育長は地方教育行政の執行者として、責任者として、人格を有することは認識しております。その上で、人格高潔で識見を有することが求められることは言うまでもありません。中には、教員免許を持たなくて、民間人から校長に公募でなっている方もいらっしゃるでしょう。

忘れてはならないことは、教育長は学校、家庭、地域と連携して教育振興を図り、中立性や安定性を保ちながら教育施策を推進する責任ある立ち位置に置かれていると私は認識しております。I T、情報技術やI C T、コミュニケーション、連携、通信、

A I、人工知能、ついてはリモートワーク、S N S、医療にも利用され、業務効率化や生産向上、そして働き方改革に影響をもたらしていることは理解できます。

しかし、G I G Aスクール構想が児童、生徒に向けた1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様化した児童、生徒を1人も残さない教育をされてきました。

気になることは、学校と家庭において継続的に行えることが理想ではありますが、一気に端末を与えて高度な教育を進めることは学力の差が生じることが懸念されているのではないのでしょうか。小、中学校において重要とされている基礎学力のアップこそ最大の課題ではないのでしょうか。また、我が町において、学校教育並びに社会教育を重んじ、学校の先生や保育者との連携、地域という場が大切ではないのでしょうか。

基礎学力のアップこそ創造性豊かな児童、生徒を育み、善悪の情報を読み取る判断能力が備わり、養われることが期待できるのではないのでしょうかと私は信じてやみません。

さらに、県教育委員会と精通できる方も必要ではないのでしょうか。私は子供や孫を持っている立場から、学校教育経験者及び信望が厚く識見の豊かな教育人が推挙されることを私は強く望みます。

したがって、遠い関西から西会津町に迎える御提案をされた案件について、教育委員会の最高の責任者として疑問が残ることから、同意しかねるところであります。私は、児童、生徒が伸び伸びとした教育環境こそ心から望んでおりますので、これらの意見に御賛同賜りますよう、同僚議員の御理解をお願い申し上げます。

以上、私の反対の弁であります。

○議長　次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　12番、武藤です。

私は賛成の立場で発言させていただきます。

ただいま反対の立場で教育論を拝聴しました。まさしくそのとおりであります。

しかし理想は理想ですが、それに対して今現在、西会津町が進めている教育改革及びその進展のために、町側がこの人が適任だということで推薦されたと思っております。それに対して反対では、いろいろちょっと意味分からなかったんですが、理想論は理想論でありますけれども、それに少しでも近づいて、そして町の教育というものを進めていただく上で私はこの人に賛成したいと思っております。

これから彼の考え方、そういったものは十二分、我々も考慮しながら一緒に進めていくという意味ではスタートの時期でありますので、そういった意味では皆さんのお力を期待するところでありますけれども、私は彼に期待を込めまして賛成であります。

皆様の満場一致の御賛同をお願いして終わります。

○議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　これにて討論を終結いたします。

これから、議案第30号教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長　賛成多数です。

したがって、議案第30号教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議します。（10時15分）

○議長　再開します。（10時17分）

ただいま教育委員会教育長として任命同意されました高田和豊君から挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許します。

高田和豊君。

○高田和豊　このたび教育長として御同意いただきました高田和豊でございます。

ただいまの任命につきまして、皆様の御同意を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

まず初めに、令和5年より西会津町の教育を力強く推進してこられました五十嵐教育長に心から敬意を表すとともに、これまでの御尽力に深く感謝申し上げます。今後は西会津町の教育基本理念を引き継ぎながら、さらなる前進のために全力を尽くしてまいります。今後も御指導、御鞭撻をくださいますようお願いいたします。

私は大学で機械工学を学んだ後、電機メーカーに就職し、以来24年間一貫して人工知能の研究開発に携わってまいりました。特にここ10年は世界的な社会課題でもある子供の創造性、これをいかに育むかといったテーマで国内外で研究と教育実践を行ってまいりました。

私と西会津町との御縁は令和4年に遡ります。当時の現五十嵐教育長に御許可をいただき、西会津中学校でプログラミング照明でアート作品を作るという授業をさせていただきました。その後、私が開発に携わったプログラミングで制御をする炊飯器やオーブントースター、そういった製品の実証実験としても御協力をいただきながら、現在も交流を続けさせていただいております。

この交流を通して西会津町について学ぶ中で、私が深く感銘を受けたのが、江戸時代後期に設立された研幾堂の歴史でございます。この地には、時代の先を見据えた教育への情熱と挑戦の精神が200年以上も前から脈々と受け継がれてまいりました。研幾堂

が広く門戸を開き、身分を越えた学びの場を提供していたという事実は、まさに当時として革新的な挑戦でありました。この先人たちの志は、現在の西会津教育委員会のモットーである挑戦、持続、創造、これへとつながっていると感じております。

そのような中で、このたび薄町長より教育長就任のお話をいただきました。専門外の私に教育行政の役割が務まるのかと、町長とは話し合いを続けてまいりましたが、テクノロジーの変化と社会への影響が大きい昨今において、これまでの私の経験を未来の西会津の教育に生かしてほしいという町長の熱い思いに心を動かされ、この大役をお受けする決意を固めた次第でございます。

これからは西会津町の教育の根幹である基本理念、心豊かに健やかでやり抜く力を育む教育、それから挑戦、持続、創造のモットーをしっかりと受け継いでまいります。その上で、研幾堂から続くこの地の挑戦の歴史をさらに前進させるべく、私は二つの柱を中心に教育行政を推進してまいりたいと考えております。

一つ目はケアでございます。子供たち一人一人が大切にされ、互いを尊重し、創造的な逸脱を許容しながら、安心して失敗ができる温かい学びの場を整えること、これがケアの中身でございますが、A I 時代を生きる上で不可欠な主体的に学ぶ態度、これはこのようなケアに満ちた土壌があつてからこそ初めて育まれると確信しております。

そして二つ目は創造性でございます。試行錯誤しながら未来を切り開く力であるこの創造性を全ての子供たちに提供していきたいと考えております。A I やロボットがまだまだ扱い切れない人間の五感や感情を大切に育みながら、I C T や A I などの新しい社会インフラを活用し、新しい発想や問題解決に挑戦することこそが、これからの時代に求められる教育の力だと確信しております。

ケアと創造性、この二つを実現するためにこれまでの産官学連携をさらに発展させ、さらに国内外の研究機関や企業とも協働し、エビデンスに基づく教育の研究開発を進めてまいります。

そのためには、まず教育委員会をはじめ、現場の先生方、保護者の皆様、それから地域の皆様との対話を重ね、チーム一丸となって教育ビジョンを共有しながら、西会津の子供たちの輝かしい未来のために全力で教育行政に取り組んでまいり所存でございます。

議員の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 日程第2、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 それでは、追加いたしました議案について、御説明申し上げます。

はじめに、議案第31号「西会津町新田興助教育振興基金条例」について申し上げます。

去る2月27日、名誉町民であります、横浜市在住で在京西会津会会長の新田興助氏より、多額の金員を御寄附いただきました。この寄附金の使途につきましては、既存の新田興助地域振興基金への積立てと、新書などの図書購入費との意向から、本町の教育振興に活用させていただくよう、基金を設置するための条例を制定するものであります。

次に、議案第32号、令和7年度西会津町一般会計補正予算（第11次）についてであります。5,000万円を増額し、予算総額を72億8,201万3,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、新田興助氏からの寄附金をそれぞれの基金に積み立てるものであります。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、各議案の詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、十分なる御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第3、議案第31号西会津町新田興助教育振興基金条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第31号、西会津町新田興助教育振興基金条例の制定について、御説明いたします。

本案につきましては、町長の提案理由でも説明がございましたが、名誉町民であります、横浜市在住の在京西会津会会長、新田興助氏から町の地域振興などを目的として、御寄附を原資に、図書の充実など町の教育振興に活用させていただくため、基金条例を制定するものであります。

それでは、追加しました議案書を御覧ください。

西会津町新田興助教育振興基金条例。

第1条は、基金の設置を規定しており、本町の教育振興のための基金として、地方自治法の規定により設置するものであります。

第2条は、基金の積立てを規定しており、積み立てる額は一般会計予算の定める額としております。

なお、追加提案しました議案第32号、令和7年度一般会計補正予算、第11次におきまして、2,000万円の積立金を計上しております。

第3条は、基金の管理を規定しており、第1項は、基金に属する現金は、金融機関への預金や、その他、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとしております。

第2項は、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとしております。

第4条は、基金の運用収益の処理を規定しており、基金の運用から生じる収益は、一

般会計予算に計上して、この基金に編入するものとしております。

第5条は、基金の処分を規定しており、この基金は、町における教育振興のための事業実施の財源に充てる場合に限り、処分することができるものとしております。

なお、基金を充当する対象事業につきましては、「児童生徒をはじめ、町民に供する図書の充実に係る事業」、「その他基金の設置目的に適合すると認められる事業」とし、規則で定めております。

第6条は、基金の運用を規定しており、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を一部運用することができるものとしております。

第7条は、委任でありまして、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定めるものとしております。

次に附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第31号西会津町新田興助教育振興基金条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第31号西会津町新田興助教育振興基金条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第32号、令和7年度西会津町一般会計補正予算（第11次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　議案第32号、令和7年度西会津町一般会計補正予算、第11次の調整について、御説明いたします。

今次補正の内容であります。議案第31号でも申し上げましたが、名誉町民で在京西会津会会長の新田興助氏から町の地域振興、教育振興を目的として、多額の御寄附を

いただいたことに伴い、予算を計上したところであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和7年度西会津町の一般会計補正予算、第11次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8,201万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書で御説明いたします。6ページを御覧ください。

まず、歳入であります。17款、寄附金、1項1目、一般寄附金50,000千円の増は、寄附によるものであります。

7ページを御覧ください。歳出であります。

2款、総務費、1項5目、財産管理費5,000万円の増は、新田興助地域振興基金積立金3,000万円、先ほど条例制定の御議決をいただきました新田興助教育振興基金への積立金2,000万円であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第32号、令和7年度西会津町一般会計補正予算（第11次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、令和7年度西会津町一般会計補正予算（第11次）は、原案のとおり可決されました。

日程第5、意見書案第1号「所得税法第56条の廃止」を求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

6番、荒海正人君。

○荒海正人　意見書案第1号、先日、常任委員会で採択しました請願について意見書を

提出するものとなります。

それでは、意見書を御覧ください。

提出者、荒海正人、小林雅弘、武藤道廣、秦貞継、上野恵美子でございます。

「所得税法第56条の廃止」を求める意見書。

標記の意見書を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出先、内閣総理大臣、高市早苗様、財務大臣、片山さつき様。

「所得税法第56条の廃止」を求める意見書。

所得税法第56条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いが必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めないことを規定しています。

白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者が年間86万円、配偶者以外の家族が50万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及びません。このため自営業者の配偶者や家族は社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続などの不利益を受けています。後継者育成にも大きな妨げとなっています。

「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）と言われますが、青色申告は税務署長への届出、承認を前提とした納税者への特典にすぎません。働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにもかかわらず、申告の仕方によって、納税者を差別しているのが実情です。

家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正當に認めるため、56条は廃止するべきです。

この立場から下記の事項について地方自治法第99条により意見書を提出します。

1、所得税法第56条を廃止すること。

以上でございます。

○議長　それでは、訂正がございます。

○荒海正人　それでは、先ほど申しました意見書の内容について一部訂正をさせていただきます。

先ほど読み上げました意見書の中、家族従事者ということでお伝えしましたが、正確には家族従業者の誤りでございました。

訂正よろしく願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号「所得税法第56条の廃止」を求める意見書を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号「所得税法第56条の廃止」を求める意見書は、可決されました。

日程第6、常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

各常任委員会より、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第7、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配付しました特定事件について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第8、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会より、お手元に配付しました特定事件について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすること

に決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町側より、専決について発言したい旨の申出がありますので、これを許します。

副町長、大竹享君。

○副町長 3月議会定例会の閉会に当たり、令和7年度中の専決処分についてお願い申し上げます。

まず西会津町税条例の改正について申し上げます。

今国会において審議中であります地方税法の一部改正であります、審議の動向により、令和8年4月1日を施行日とする改正が必要となるものであります。その改正内容であります、軽自動車に係る環境性能割を廃止にするものなどであります。

次に、令和7年度西会津町一般会計補正予算について申し上げます。

特別交付税及び地方譲与税等の交付額についてであります、特別交付税、その他の譲与税、各種交付金の額の決定が年度末となることにより、金額が確定後に予算を調製する必要があります。なお例年、確定後の余剰額を財政調整基金へ積立てしていましたが、余剰額の状況に合わせて財政調整基金やその他基金への積立てを予定しております。

条例の改正、予算の補正、いずれにつきましても議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただこうとするものでありますので、議員各位には御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3月10日から10日間にわたりまして、条例の制定及び一部改正、令和7年度一般会計補正予算並びに令和8年度当初予算など、町政が当面する重要な案件32件について御審議をいただいたのでありますが、議員各位におかれましては特段の御精励を賜り、全議案について原案のとおり御議決、御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後は、一般質問及び議案審議の過程で、皆様よりいただいた御意見を十分に尊重し、誠意を持って町政に反映させ、第5次町総合計画で目指す町の将来像「未来を編む。幸せひろがる日本の田舎、西会津町。」に向けて全力で取り組んでまいる所存であります。

ようやく春めいてきましたが、議員各位には、なお一層御自愛の上、町政進展のために特段の御理解と御協力を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長　会議を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る３月10日以来、本日まで10日間にわたり、条例の改正をはじめ、令和８年度当初予算、令和７年度補正予算など、多数の重要案件について議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、本日をもって全議案議決成立を見ました。議員各位には、年度末を迎え何かと御多忙にもかかわらず、熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度を持って審議に協力されましたことに対し深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては特に留意され、適切な執行に十分反映されますよう切望し、町政進展のため一層の御努力をお願い申し上げます。

結びに、議員皆様方、執行部の皆様方におかれましては、健康に留意されまして、ますますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

これをもって、令和８年第３回西会津町議会定例会を閉会します。（１１時０３分）